

平成 15 年度

高野山大学における現状と課題

大学基準協会相互評価報告書

高野山大学

目 次

はじめに	1
第1部 高野山大学文学部	
第1章 大学・学部理念・目的・教育目標	13
1. 理念・目的等	13
2. 理念・目的等の検証	23
3. 健全性・モラル等	25
第2章 教育研究組織	26
1. 教育研究組織	26
第3章 教育研究の内容・方法と条件整備	36
第1節 教育研究の内容等	36
1. 学部・学科等の教育課程	36
2. カリキュラムにおける高・大の接続	42
3. カリキュラムと国家試験	43
4. インターンシップ、ボランティア	43
5. 履修科目の区分	44
6. 授業形態と単位の関係	45
7. 単位互換、単位認定等	45
8. 開設授業科目における専・兼比率等	47
9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	47
10. 生涯学習への対応	48
11. 正課外教育	48
第2節 教育方法とその改善	52
1. 教育効果の測定	52
2. 厳格な成績評価の仕組み	53
3. 履修指導	55
4. 教育改善への組織的な取り組み	57
5. 授業形態と授業方法の関係	59
第3節 国内外における教育研究交流	69
第4節 通信制大学等	69
第4章 学生の受け入れ	70
1. 学生募集の方法、入学者選抜方法	70
2. 入学者受け入れ方針等	74
3. 入学者選抜の仕組み	75
4. 入学者選抜方法の検証	76

5. 入学者選抜における高・大連携の現状	76
6. 科目等履修生・聴講生等	77
7. 外国人留学生の受け入れ	77
8. 定員管理	78
9. 編入学者、退学者	80
第5章 教育研究のための人的体制	82
1. 教員組織	82
2. 教育研究支援職員	84
3. 教員の募集・任免・昇格に対する関する基準・手続	85
4. 教育研究活動の評価	86
5. 大学と併設短期大学（部）との関係	86
第6章 施設・設備等	88
1. 施設・設備等の整備	88
2. キャンパス・アメニティ等	89
3. 利用上の配慮	90
4. 組織・管理体制	91
第7章 図書館及び図書等の資料、学術情報	102
1. 図書、図書館の整備	102
2. 学術情報へのアクセス	110
第8章 社会貢献	112
1. 社会への貢献	112
第9章 学生生活への配慮	127
1. 学生への経済的支援	127
2. 生活相談等	130
3. 就職指導	135
4. 課外活動	137
第10章 管理運営	139
1. 教授会	139
2. 学長、学部長の権限と選任手続	141
3. 意思決定	144
4. 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関	144
5. 予算執行	144
6. 教学組織と学校法人理事会との関係	145
7. 管理運営への学外有識者の関与	145

第11章 財政	147
1. 教育研究と財政	147
2. 外部資金等	148
3. 予算の配分と執行	149
4. 財務監査	149
5. 財政公開	150
6. 私立大学財政の財務比率	150
第12章 事務組織	153
1. 事務組織と教学組織との関係	153
2. 事務組織の役割	153
3. 事務組織の機能強化のための取り組み	155
第13章 自己点検・評価	157
1. 自己点検・評価	157
2. 自己点検・評価に対する学外者による検証	161
3. 評価結果の報告	161
第2部 高野山大学大学院	
第1章 大学院研究科の理念・目的・教育目標	163
第2章 教育・研究指導の内容・方法と条件整備	168
第1節 教育・研究指導の内容等	168
1. 大学院研究科の教育課程	168
2. 単位互換、単位認定等	170
3. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	171
4. 研究指導等	172
第2節 教育・研究指導方法の改善	184
1. 教育効果の測定	184
2. 成績評価法	185
3. 教育・研究指導の改善	185
第3節 国内外における教育・研究交流	186
第4節 学位授与・課程修了の認定	187
1. 学位授与	187
第5節 通信制大学院	188
第3章 学生の受け入れ	193
1. 学生募集方法、入学者選抜方法	193
2. 門戸開放	195

3. 社会人の受け入れ	196
4. 定員管理	198
第4章 教育・研究のための人的体制	199
1. 教員組織	199
2. 研究支援職員	199
3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	200
4. 教育・研究活動の評価	201
5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	201
第5章 研究活動と研究体制の整備	202
第1節 研究活動	202
1. 研究活動	202
2. 教育研究組織単位間の研究上の連携	202
第2節 研究体制の整備	202
1. 経常的な研究条件の整備	202
第6章 施設・設備及び情報インフラ	204
第1節 施設・設備	204
1. 施設・設備等	204
2. 維持・管理体制	204
第2節 情報インフラ	204
第7章 社会貢献	205
1. 社会への貢献	205
第8章 学生生活への配慮	205
1. 学生への経済的支援	205
2. 生活相談等	207
3. 就職指導等	207
第9章 管理運営	209
1. 大学院の管理運営体制	209
第10章 事務組織	210
第11章 自己点検・評価	211
1. 自己点検・評価	211
2. 自己点検・評価に対する学外者による検証	211
3. 評価結果の公表	212

第3部 密教文化研究所

第1章 沿革・理念・目的	215
1. 沿革	215
2. 理念・目的	215
第2章 組織	216
1. 組織	216
2. 所長	216
3. 研究所員	217
4. 研究員	218
5. 顧問・賛助員	220
6. 事務組織	220
7. 構成員一覧	221
第3章 研究活動	222
1. 基礎研究・総合研究	222
2. 共同研究	223
3. 資料収集・現地調査	226
4. 出版活動	227
第4章 情報センター的役割	227
1. 資料の収集と管理（整理・利用）	227
2. インド学仏教学論文データベース	229
3. 外部からの問い合わせ等への対応	230
第5章 学外交流	230
1. 学外研究者の受け入れ	230
2. 定期刊行物の送付と受贈	231
3. 社会との連携	232
第6章 学部・大学院との関係	232
1. 教育・研究活動	232
2. 大学の管理・運営への関与	233
第7章 施設・管理・運営・財政	233
1. 施設	233
2. 管理・運営	234
3. 財政	237

第8章 総括.....	239
おわりに.....	242

はじめに

大学の淵源と歴史については、平成7年（1995）の『現状と課題』作成の折、和多秀乗元学長が、歴史家の視点から詳細に述べている。したがって、伝統と特色については、その性格上変わることはないので、それに付け加えるべき点を加えて、述べておくことにしたい。

1. 高野山大学の淵源と前身

高野山大学は、近代的な学校制度としては明治19年の真言宗古義大学林の創設に端を発する。が、その淵源は天長5年（828）真言宗祖弘法大師空海の開創になる綜芸種智院にある。本学の建学の精神、教育理念・目的もまたそれに由来する。

仏教伝来以来、わが国の寺院はある意味では大学であったといえる。律令制度下の教育機関としては中央に大学、地方に国学が設けられている。また和気氏、藤原氏、橘氏等の有力豪族はそれぞれの子弟教育のために私学を経営した。これらの官学、私学は、ともに入学資格に制限があり、庶民に門戸を開放するという点では、地位や身分を問わない寺院すなわち仏教大学に及ばなかった。しかし、寺院では、教育内容を仏教の内典とするなど教課に偏りがあった。こうした教育内容の偏重を是正し、身分制度による就学の不平などを改めて、教育に機会均等をもたらし、教授、学生の生活面まで保証し、教育研究と管理運営の両面にわたって理想的な総合大学をめざしたのが綜芸種智院であった。

綜芸種智の名称は、真言宗の根本經典である『大日経』（「具縁品」）に、真言宗の阿闍梨は「衆芸を兼ね学ぶ」ことを必須の条件とするという言葉と、「一切種智を以て一切法を知る」という『大般若経』（六喻品）の語を合成したものである。芸とは六芸（礼・楽・射・御・書・数）の芸と同じく、仏教と仏教以外の広い教養を身につけるのが綜芸種智院の目的であった。空海は「九流（儒・道・陰陽・法・名・墨・縦横・雑・農）六芸は時代を濟う舟梁、十蔵（仏教の教えを十に分類したもの）五明（声明・医方明・工巧明・因明・内明）は人を利する惟れ宝なり」と述べており、その理想とするところは文字通りの総合大学であった。教授は道俗二種にわたり、仏教学部教授と、俗の師、言わば人文学部教授で、当時東洋のあらゆる学問や思想に及ぶ開講を目指していたものと考えられる。

教授の学生に対する心得としては、仏教学を学ぼうと志す者には、法師（仏教学部教授）は愛憎親怨の心を抱くことなく、労倦を厭わず、貴賤の分け隔てなく平等に指導すること、人文学を学ぶ者に対しては「心慈悲に住して、思ひ忠孝に存して、貴賤を論ぜず、貧富を看ず、宜しきに随って堤斯（指導）して、人を誨ふことを倦まざれ」と述べ、「三界は吾子」「四海は兄弟」という博愛平等の精神を強調した。空海の教授論は、教授の専門的学殖だけでなく、教育者としての情操や見識、品性、使命感をも強く要求した点に特色がある。

その経営については、最大の理解者藤原三守の土地建物の提供をはじめとして、一人、三公、諸氏の英賢、諸宗の大徳ら、空海と志を同じくする人々の財政的協力

によって成り立っていた。その上で、教授や学生に対して強い要求をする反面、僧であろうと在俗の人であろうと、教授も学生も、修学の意志ある者にはすべて生活を保証するというのが経営者空海の方針であった。完全給費制によって教育の機会均等と人間の平等が実現された。

しかし、このような理想的大学経営は、あくまでも経営者の教育方針と人格的力量に依存していた。「物の興廃は必ず人に由る、人の昇沈は定んで道に在り」という経営者空海の自誠や教訓は古今不変の鉄則であるが、人を失った綜芸種智院もこの鉄則に従って変質する。

以上見てきた綜芸種智院創設の際に公表された設立の目的や教育の理念は、そのまま本学の教育理念・目的として継承されている。空海の大学経営方針をはじめ教育理念・目的は、現代においてもむしろ範とすべきものであると確信する。

2. 高野山の学道と日本教育文化史上果たした役割

大学としての歴史というわけではないが、高野山には、すでに承和2年(835)に国家公認の真言宗の後継者育成の制度が認められている。

一方では、広く門戸を開放した綜芸種智院に対して、真言宗の後継者養成を専門とする教育機関があったことも勿論である。国家的に公認されたのは綜芸種智院よりおくれること7年、承和2年(835)の真言宗年分度者の設置であった。

空海以後真言宗の教育機関は大きく変質する。まず開放的な教育機関は後退し、真言宗の僧侶養成機関が主流を占めてくる。承和12年(845)に廃絶された綜芸種智院は、土地建物の売却代をもって丹波国多紀郡の田地(のちの大山庄)を買い、土地からの収入を以て東寺伝法会の経営費に充てた。伝法会は弟子養成のための教学機関であって、一説では高野山金剛峯寺金堂においても同時に開始されたという説もある。しかし、高野山の後継者となった真然は、東寺伝法会の末席に位した程度であるから、真然が一宗を代表する東寺長者となった時点で、高野山伝法会が開始されたと見るべきであろう。

東寺や高野山の初期の伝法会の内容については明らかでなく、経、疏の講読伝授が主であったと思われる。しかしながら両者共に衰退し、高野山の伝法会を復活し、寧ろ本格的な教育機関としたのが覚鑿上人(1095~1143)であった。

覚鑿は大伝法院を建立して50箇日の伝法大会をおこし、高野山の学道論義を確立した。覚鑿のおこした伝法大会の開講課目は、明治19年に設立された高野山大学林のそれとほとんど一致するもので、伝法大会(学道)が大学教育に継承されたことを知る。

中世において、高野山の学問の中心は、安元元年(1175)に建立された蓮華乗院に移る。現在壇上伽藍の大会堂(伝法大会堂)がこれに当たるが、更に建武元年(1334)に愛染堂が建立されて、ここでも長日談義がはじめられる。前者を本会(本会衆)、後者を新会(新会衆)と呼び教学面でも上下の級差が生じることになるが、本会衆は教学関係だけでなく高野山全体の運営にも大きな発言権をもつようになる。

弘安3年(1280)頃に勸学院が建立されたが、これに参加する者を学道衆と称し、現在でも勸学院に於て学会(がくえ)の名で連綿と続いているが、実際の伝法論議

は行われず、儀式的伝統性が重んじられている。しかし、現在の学道のカリキュラムも伝法大会のそれを継承したもので、真言宗における根本教学の重要性がこうした制度の中に保たれている。

3. 外国人の見た学問の山としての高野山

中世以降の日本における、教育機関としての高野山については、むしろ西洋人の報告がその状況を適切に記している。本学日本文化学科の山陰加春夫教授の研究から、それをまとめておこう。

1549年11月5日（日本暦天文18年10月16日）に、イエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島で書いた手紙（インドのゴアのイエズス会員宛て）の中に、次のような一節がある。

そこで鹿児島での私たちの滞在について報告したいと思います。（中略）ここからミヤコ（京都）まで〔日本里数で〕三百里あります。その町の大きなことについて私たちが聞かされていることは、九万戸以上の家があること、学生たちが〔たくさん〕いる大きな大学が一つあってこれに五つの主な学院が付属していること、（そのほかに）ボンズ（僧侶）や、時宗と呼ばれる〔私たちの〕修道者のような他のボンズ、アマカタ（尼方）と呼ばれる尼僧たちの僧院が、（あわせて）二百以上もあるとのことなのです。

ミヤコの大学のほかに他の五つの主要な大学があって、（それらのうち）高野、根来、比叡山、近江と名づけられる四つの大学は、ミヤコの周囲にあり、それぞれの大学は3,500人以上の学生を擁しているといわれています。ミヤコから遠く離れた板東（関東）と呼ばれる地方には、日本でもっとも大きく、もっとも有名な別の大学があって、他の大学よりも大勢の学生が行きます。（中略）

これらの主要な大学のほかに、全国至るところにたくさんの（小さな）学校があると彼ら（鹿児島の人たち）は言っています。これら諸地方が救霊の成果を挙げることができる状態であるかどうかを見極めてのち、〔ヨーロッパの〕主要なキリスト教の諸大学すべてにあてて、私たちの良心の義務を果たし、彼ら（他の人びと）の良心を奮起させるため、手紙を書くのは大して苦勞ではないでしょう。（後略）（河野純徳氏の訳に少し加筆）

フランシスコ・ザビエル（1506-52）は、ナヴァラ王国（現スペイン・フランスの国境地帯）生まれ。日本に初めてキリスト教を伝えた人物として有名である。彼は1549年8月15日（日本暦天文18年7月22日）に中国のジャンク船で鹿児島に來航した。冒頭に掲げた手紙は、その三か月後に同地で書かれたものである。

一般にはあまり知られていないが、ザビエルは、パリ大学聖バルバラ学院、同大学神学部ソルボンヌ学院の出身者であった。パリ大学は12世紀末～13世紀前半に成立したヨーロッパ最古の大学の一つ。「教授たちと学生たちのユニヴェルシタス（ユニヴァーシティ、同業組合）」として「自生的に成立した大学」で、13世紀後

半には、すでに教養、神、法、医の四つのファクultas（学部）を擁する、「ストゥディウム・ゲネラーレ（キリスト教世界全体で通用する教授免許を授与する高等教育の学校）中のストゥディウム・ゲネラーレ」としての名声を確立していた。

ところで、パリ大学出身という経歴を持つザビエルが、日本の大学について述べようとする時、当然のことながら彼の念頭には、中世ヨーロッパ型の大学像があったに相違ない。冒頭の手紙の中にも、「〔ヨーロッパの〕主要なキリスト教の諸大学すべてにあてて」云々、という文章がみえている。

（１）中世ヨーロッパの大学は――パリ大学以外では、北イタリアのボローニャ大学やイスのオックスフォード大学などが著名であるが――、元来、「学生たちのユニヴェルシタス」、または「教授たちと学生たちのユニヴェルシタス」、すなわち私学として成立・発展したこと。

（２）教師も学生も、その多くが聖職者、もしくは聖職禄の獲得をめざす人びとであったこと。

（３）ユニヴェルシタス自体は、もともと固有の建物を持たず、むしろその下に形成されたコレギウム（カレッジ、学寮）が主要な教育・訓育の場であったこと、などを大きな特色としている。冒頭の手紙の中で挙げられている中世日本の六大学は、そのような中世ヨーロッパ型の大学群としてザビエルに認識された、ということができよう。

さて、冒頭に引用した手紙の中には、中世日本の主要な大学として、①「ミヤコの大学」、②「高野」の大学、③「根来」の大学、④「比叡山」大学、⑤「近江」の大学、そして⑥「板東」の大学、の六校が紹介されている。

このうち、①の「ミヤコの大学」とは、「これに五つの主な学院が付属している」と記されているから、南禅寺・天竜寺・相国寺・建仁寺・東福寺・万寿寺のいわゆる京都の五山官寺（禅宗）を指していると考えられる。そして南禅寺以下の五山（実際には六か寺）は、おのおのが「学院」、つまり京都五山ユニヴェルシタスを構成するコレギウムと見なされていた、ということになるであろう。

②は高野山金剛峯寺（真言宗）に、③は根来寺（真言宗）に、④は比叡山延暦寺（天台宗山門派）に、そして⑥は足利学校に、それぞれ他ならないことが明らかである。ちなみに、足利学校とは、15世紀前半までに足利氏一門によって下野国足利荘（現栃木県足利市付近）に設立された、禅僧が管理する儒学の研修施設で、学生は僧侶が大多数で、在俗者も在校中は剃髪しなければならない決まりであった。

よくわからないのは、⑤の「近江（現滋賀県）」の大学である。『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』の訳者河野純徳氏は、「たぶん近江の国木戸にあった浄土真宗木戸派の本山錦織寺であろう」と注を付されている。しかし、必ずしも錦織寺ではなく、天台宗寺門派の総本山園城寺を指していた可能性もあろう。

「中世ヨーロッパの大学」流にいうならば、④の「比叡山」大学と②の「高野」の大学は、ともに9世紀に源を発し、10世紀末～12世紀前半に、それぞれ「自生的に成立した大学」、③の「根来」の大学は、13世紀末に「高野」の大学から「分岐して成立した大学」、そして、①の「ミヤコの大学」と⑥の「板東」の大学（足利学校）は、14～15世紀に、おのおの「権力者（室町幕府）によって意図的に建設さ

れた大学」であったということができよう。なお、⑤の「近江」の大学が、もし園城寺を指していたとすれば、同大学は、10世紀末に、④の「比叡山」大学から「分岐して成立した大学」であったことになる。

さて、ここで注目すべきは、ザビエルが鹿児島の人たちから伝え聞いた中世「日本の主要な六大学」のうちに、「高野」、「根来」という紀伊国の二大学が入っていた、という事実である。むろん、当時の鹿児島の人びとの認識が本当の意味で正しかったのかどうかは、今後、さらに検討する必要があるにしても——たとえば、奈良の興福寺（法相宗）や鎌倉五山（臨済宗）が挙げられていない点などは、気になるところである——。それにしても、ザビエルが来航した1549年当時に、「高野」、「根来」という紀伊国の二大寺院が、中世ヨーロッパの大学に比肩しうる内実を有する日本の主要なユニヴェルシタスとして、鹿児島にまで喧伝されていたことの歴史的な意味合いは大きい、ということができよう。中世の紀伊国は、現在の私たちが想像する以上に、高等教育の発達した、文化の薫り高い国だったと思われる。「高野」と「根来」とは、それぞれが「3,500人以上の学生」が闊歩する、「カルティエ・ラタン（ラテン区。パリの大学町）」にも匹敵する大学町だったのである。

ちなみに、13世紀末から15世紀初頭ごろの「高野」の大学を例にとると、当該時期、高野山上の境内地の大部分は、金剛峯寺という名のユニヴェルシタスに、また高野山内の金剛峯寺方に属する各子院は、金剛峯寺ユニヴェルシタスを構成するコレギウム群に、それぞれ相当していたと考えられる。現在もなお、金剛峯寺の伽藍内には、中世以来の伝統を持つ、同寺ユニヴェルシタスの教養学部校舎（勸学院）、密教学部校舎（大会堂、および愛染堂）、そして大学院校舎（山王院）がある。さらに各子院には、会下と呼ばれる学生たちのための寄宿舎が設けられている。そしてこれらの学舎群は、今もなお存分に活用されているのである。

また、現在、根来寺の伽藍内に立つ大伝法堂は、祖師興教大師覚鑿（1095—1143）以来の法灯を継承する、中世の「根来」大学の密教学部校舎の後身である。

（山陰加春夫編『きのくに荘園の世界 上巻』清文堂出版、2000年6月より）

このように平安の昔から、日本文化の中心的位置にあって、高野山そして真言密教の伝統は学問の場もしくは総合的大学に相当する場として総合的な人間教育の実績を連綿として育み続けてきた。

4. 高野山大学の歴史

高野山大学は、初め古義大学林と称し、明治19年（1886）5月1日開講した。これよりさき明治の初期、有志相謀って紀州高野山、京都智積院、大和長谷寺の三山に学林を設置して学徒を教養したが、これ等は何れも学生少なく、その制度も区々で一定せず、宗門の教育は甚だ振わなかった。かくて明治12年真言宗本末合同大成会議の決議によって翌13年京都東寺に真言宗総贔を設け、かの高野、智、豊、三山の学林を大学林と改称し、各地方に中学林を設けた。総贔は三山及び各地の学生中より優秀なる者を選抜して入学せしめ、高野山大学林に於ては大学林乳水社を結成し、その経営資金を得て古義派所属僧徒の教育をした。かくて明治19年真言宗合同

会議の決議により再び学生を改め、東寺の真言宗総贔を改めて事相講伝所とし、専ら事相練磨の道場とし、高野山には古義大学林を設け、東京音羽護国寺には新義真言宗大学林を設けた。依って高野山興山寺の遺跡 3,433 坪の地に校舎を整え、同年 5 月 1 日開校し、金剛峰寺座主獅子岳快猛大僧正が大学林総理となった。当時の学則は修業年限を 7 か年とし専ら自宗他宗の宗義学を授けた。以下、沿革を表に示そう。

明治 23 年 (1890)	1 月	修業年限を 4 年 6 カ月に改正した。
明治 34 年 (1901)	5 月	古義真言宗各派の連合成立した真言宗各派連合大学林と改称した。
明治 40 年 (1907)	7 月	真言宗連合会議の決議により、私立真言宗連合高野山大学と改称し、真言宗連合高野山中学林並びに真言宗京都中学卒業生を別科生として収容することとなった。
明治 42 年 (1909)	4 月 10 日	専門学校令により開校を認可せられた。
大正 5 年 (1916)	3 月 16 日	私立真言宗連合高野山大学を私立真言宗高野山大学と改称した。
大正 15 年 (1926)	4 月 2 日	大学令により高野山勸学財団の経営に係る高野山大学の設立を認可せられた。
	4 月 8 日	真言宗高野山大学及び私立真言宗連合高野山大学は、大正 7 年文部省令第 3 号第 2 条第 4 号により高等学校大学予科と同等以上の指定を受く。
昭和 2 年 (1927)	4 月	高野山大学学部を開設した。
昭和 3 年 (1928)	1 月 17 日	学部哲学及び学科を哲学科と改むる件並びに学部学科課程変更の件等に関する学則変更の認可を受く。
昭和 4 年 (1929)	1 月 16 日	学部哲学科を哲学又は西洋倫理学専攻の二類に分つ等に関する学則変更の認可を受く。
	4 月 30 日	真言宗高野山大学を昭和 4 年 3 月限り廃止するの件認可せられた。
昭和 5 年 (1930)	4 月	研究科開設。

	8 月 25 日	学部に東洋哲学史を開設し、哲学科必修科目変更等に関する学則変更の認可を受く。
昭和 7 年 (1932)	9 月 2 日	学部一般仏教学科を仏教学科と改称する件等に関する学則変更の認可を受く。
昭和 14 年 (1939)	3 月 31 日	4 分科を廃し、密教学、仏教学、仏教芸術学、哲学及び人文学の他に宗教教育学、社会事業学の専攻学科増設の件に関する学則変更の認可を受く。
昭和 16 年 (1941)	5 月 6 日	学部国語学、国文学、支那文学の科目増設の件等に関する学則変更の認可を受く。
昭和 24 年 (1949)	2 月 21 日	校学第 128 号をもって学則改革に伴う新制高野山大学の認可を受け、文学部に密教学科、仏教学科、仏教芸術学科、哲学科、社会学科、国文学科をおく。
昭和 26 年 (1951)	2 月 27 日	地管第 75 号をもって財団法人高野山勸学財団を学校法人高野山学園に組織変更する認可せられた。
昭和 27 年 (1952)	5 月 1 日	校管第 823 号をもって大学院修士課程設置の認可を受く。
昭和 31 年 (1956)	3 月 1 日	校大第 53 号をもって文学部人文学科中、英文学専攻の増設を認可せられた。
昭和 42 年 (1967)	12 月 10 日	密教文化研究所竣工
昭和 43 年 (1968)	3 月 30 日	校大第 197 号をもって大学院文学研究科（博士課程）の増設を承認せられた。
昭和 45 年 (1970)	1 月 12 日	校大第 99 の 26 号をもって文学部人文学科中、国史学専攻及び社会学科、社会学専攻、社会福祉学専攻の増設を承認せられた。
平成 9 年 (1997)	5 月 12 日	校高第 10 の 70 号をもって、平成 10 年 4 月 1 日から文学部人文学科の哲学専攻、国文学専攻、英米文学専攻、国史学専攻及び社会学科の社会学専攻、社会福祉学専攻の各専攻を廃止し、人文学科、社会学科と称する高野山大学学則の一部変更が受理された。

	11 月 8 日	体育館、武道場、大学ホール新築竣工
平成 11 年（1999）	10 月 22 日	校高第 26 号をもって、期間を付した入学定員（平成 12 年度から平成 16 年度まで）の設定に係る学則の変更を認可された。
平成 12 年（2000）	2 月 16 日	文教教第 40 号をもって、中学校の宗教、国語、社会、高等学校の宗教、国語、書道、公民の教育職員免許状授与に係る大学学部等の課程（文学部密教学科、仏教学科、人文学科、社会学科）を認定された。
	10 月 26 日	校高第 26 号をもって、期間を付した入学定員（平成 13 年度から平成 16 年度まで）の設定に係る学則変更を許可された。
	12 月 21 日	校高第 1 の 246 号をもって、平成 13 年 4 月 1 日から社会学科を社会福祉・社会学科に名称変更することに係る寄付行為の変更を許可された。 校高第 28 の 128 号をもって、平成 13 年 4 月 1 日から社会学科を社会福祉・社会学科に名称変更することに係る学則変更の届出を受理された。
	12 月 21 日	文教教第 40 号をもって、中学校の社会、高等学校の福祉、公民の教育職員免許状授与に係る大学学部の課程（文学部社会福祉・社会学科）を認定された。 文教教第 40 号をもって、中学校及び高等学校の宗教の教育職員免許状授与に係る大学院の課程（文学研究科密教学専攻、仏教学専攻）を認定された。
平成 13 年（2001）	3 月 31 日	麻耶寮（女子寮）を閉鎖
平成 14 年（2002）	10 月 3 日	14 校文科高第 353 号をもって、平成 15 年 4 月 1 日から人文学科を日本文化学科に名称変更することに係る寄付行為の変更を認可された。 14 校文科高第 542 号をもって、平成 15 年 4 月 1 日から人文学科を日本文化学科に名称変更することに係る学則変更の届出を受理された。
	10 月 28 日	14 校文科高第 368 号をもって、平成 15 年 4 月 1 日から文学部人文学科の収容定員の減少に係る学則変更を認可された。

	12 月 19 日	14 校文科高第 458 号をもって、期限を付した入学定員（平成 15 年度、平成 16 年度）の設定にかかわる学則変更を認可された。 14 校文科高第 459 号をもって、期限を付した入学定員の廃止に伴う収容定員の増加に係る学則変更を認可された。 文学部仏教学科については、平成 15 年 4 月 1 日で学生募集を廃止する。
	12 月 19 日	14 校文科第 482 号をもって、平成 15 年 4 月 1 日から大学院の収容定員の変更に係る学則変更の届出を受理された。

5. 綜芸種智院の理念と高野山大学の理念・目的

戦前からの大学は、創設者の趣意書や講演に謳われた建学の精神を参考にして、教育理念・目的を文章化するのが通例で、しかも、この場合が最も異論なくすんなりと認められ易い。建学の精神が明白であれば、われわれは教育の理念・目的を現代風に明確にすることが容易であるが、残念ながら本学には明治 19 年の創立時に建学の精神を表明した講演も趣意書もないし、その後の変更期にも見当らない。歴代学長の中でわれわれが求める教育理念・目的に最も近い建学の精神を表明していたのは、ただ一人中野義照元学長であるが、直接借用できなかった。

本学の場合、建学の精神、教育の理念・目的について、従来、明確な表明がなされなかったのは理由のないことではない。それは、あまりにも有名な弘法大師の「綜芸種智院式」というものが存在し、本学も当然設立時に、現在でも充分通用する弘法大師の理想的教育論を念頭におき、その精神を踏襲することに重点が置かれたことは疑いのない事実であるからである。ただ、明治初期の真言宗教団の実情などから部分的継承ということに終わったに過ぎない。

そこで、平成 6 年和多秀乗学長のもとで、本学の教育理念・目的が次の如く制定された。

【教育理念】

弘法大師の精神に則り、「いのち」のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する。

【教育目的】

- ①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡知を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う。
- ②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。

③専門的知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

【キーワード】

いのち・文化・創造

これが高野山大学（文学部）の教育理念と目的で、平成6年6月21日の全学説明会において、自己点検・評価基本事項検討委員会（以下検討委員会と称す）の説明と質疑応答の結果承認されたものである。勿論これ以前に自己点検・評価運営委員会においても、数度の検討の結果承認されている。運営委員会の構成は、理事長、学長、学監、文学部長、学生部長、図書館長、大学院文学研究科長、密教文化研究所長、検討委員会委員長から成り、検討委員会は、教育職員7名、事務職員3名の10名より成る。

教育理念・目的は、大学（文学部）にあればよいというものではなく、各学科・専攻、大学院、密教文化研究所などにも理念・目的の設定が義務づけられている。更に重要なことは、本学の教育理念・目的に従って、カリキュラムの体系化が要求されていることである。本学の教育理念・目的に沿って、本学ならではの、本学独自のカリキュラムを、いわば、本学の「目玉商品」として総合的に開講することである。出家者、在家者を問わず、高野山大学に学んだ意義と誇りを感じられるようなものにしなければならない。これは大変困難な事柄である。しかし、本学の大学としての生き残りを懸けて実現しなければならない。

6. 高野山大学の使命

大学にはいくつかの使命がある。高度な研究者を養成すること、広く深い教養と総合的な判断と、豊かな人間性をもった人材を育成することに加えて、本学としては更に、今後の教団を背負って活躍する後継者の養成という使命がある。前二者なくして大学はあり得ないし、後者なくして高野山大学の存在意義はない。この両者相俟つて本学は存在しており、その間に軽重があってはならず、綜芸種智院の精神を継承するものとして心懸けねばならないことである。

高野山大学は、和歌山県、伊都郡、高野町、高野山という山上の盆地に位置する。確かに、交通の便はそれほど便利ではなく、大都会の大学に比して、文化、教養の点で後れをとっているかに見える。

しかし、先般来見てきたように、平安時代以来の宗教、教養文化の中心として維持してきた伝統の重さは、さりげなく寺院の書庫ひとつにおかれた文書類の蓄積をみてもあきらかである。日本の文化の全般に、宗教的聖地として諸侯と何らかの交渉を持ってきた高野山には、日本の政治経済文化全般にわたる貴重な資料が手つかずのままに残されている。現代の歴史家が高野にその資料をもとめてくるのは当然のことである。また、文人墨客の残した、文学、工芸、美術の類は、貴重な文化財として従来大切に保存され、日本の国宝、重要文化財の約一割近くは、山上にあるとされる。

人びとの全人的な人間教育の伝統は、高野山学園をはじめ、公立の教育機関を合

わせれば、幼稚園から、大学、大学院、さらなる研究の場としての密教文化研究所までを擁する、生涯教育の全般に対応できる教育の場でもある。オックスフォードやケンブリッジ大学と同じように、高野山全体が学問の場である。18歳以上の学生を中心に扱いながらも、大学は生涯教育の場として、その中心的役割を果たしてきた。

現代は、物質と精神との調和を失った世界観が自然環境を損ない、宗教間の不寛容さが人びとの争いを招く混乱の世である。先端の科学技術はひとの心をとかく疎外し、いのちの全的営みを歪めている。わたしたちは、科学技術の進展により、より広大な領域に広がる固有の諸文化に容易に触れることができるようになると同時に、いっぽうでは、その関係の中で異文化の相互理解の困難さにも直面している。

曼荼羅の理念は、一元的価値観からの世界主義ではなく、多様ないのちのあらゆる営みにその価値を認め、お互いの固有性を認め合いながらその各々の価値を生かそうとするものである。世界各地の、各領域に独自の歴史的展開をとげた諸文化の固有性を尊重しあいながら、各個の文化の個性を生かすことによって、おなじいのちを輝かし続けることが、現代に生かすべき曼荼羅の理想である。それこそが、この困惑の現代に、かけがえのない地球船に生きるわたしたちにとって実現すべき理念である。

平安時代以来積み重ねられてきた文化遺産、そして多様ないのちへの認識を培った豊かな自然環境、多くの学徒によって維持されてきた気高い学術と修行の伝統は、学びの環境として、大都会の大学にはない本学の誇りである。世界的な文化対立と経済の閉塞状況とは、21世紀の前途に大きな影をおとしている。しかし、いまほど、世界人としての広く深い英知を磨き時代を切り拓く若い知性が必要とされる時代はない。そういう意味では、今の時代にこそ、本学の教育理念にかけられる期待は大きい。それほど多くの学生を抱えることもなく、緻密周到な配慮のもとに親密な人間関係を培い、少人数だからこそできる心の教育の環境が整備されてきた。その伝統と、教育環境を十二分に生かして、現代の困難に立ち向かう実力が養えるのも、本学だからこそであろうと思う。

わたしたちは、世界のあらゆるいのちの多様な営みを曼荼羅の文化として見、そのいのちを受け継ぐ存在である。そして、そのような視点からあらゆるいのちを育み、未来にむかって創造的にいのちを展開する者との自覚のもとに各々のいのちを輝かすこと、それが本学の現代における使命である、と言える。

7. 国際化社会と高野山大学

昨今の社会にあっては、また国際化社会、特に異宗教・異文化への関心も深まっている。本学の体勢も国際化に向けて、大きな展開を見せている。

近年の世界における密教学研究は、国際的な協力関係のもとに展開されている。国際仏教学会（International Association of Buddhist Studies）、国際チベット学会（International Association of Tibetan Studies）などの運営状態から見ても、密教研究の国際的協力の必要を痛感される。2002年には、印度学仏教学会が韓国で開かれ、密教関連部会も盛況であった、と聞く。本高野山大学でも平成14年に

は、高野山真言宗ハワイ開教百周年を記念し、欧米各国の密教研究者とともに集い、*Matrices and Weavings* と題し、真言密教の国際シンポジウムが執り行われ、また、平成 15 年には、弘法大師空海入唐 1200 年を記念して、日中の代表的密教学者による国際密教学会が、上海で開催されることになっている。

日本真言密教の形成を探るには、漢字文化圏の総合的な仏教教理研究の展開上重要な役割を果たした朝鮮半島の仏教思想史を考慮することなしに、研究はなしえない状況にある。そのような今日状況の中、平成 14 年には、韓国で密教研究国際学会が開かれ各国から俊英が集い各々の研究の成果を討議、交換し、その交流の成果が公刊された。本学からも、それへの参加者があった。

ハワイ大学におけるシンポジウム、高野山真言宗ハワイ開教百年を記念して、ハワイ大学宗教学部との学術提携の調印もなされた。いずれも、密教文化そして異文化の理解という、本学の理念の特色を示すものである。

また、この 7 年来、米国アンティオーク大学、仏教文化プログラムの学生を、毎秋 40 名程度を受入、大学院学生たちとの友好に大いに寄与している。

今般、相互評価報告書の提出に当たり、大学が抱えている問題点・課題が浮き彫りになるかと思う。ついては、高野山大学の将来の改善・改革のための一助となることを期待している。

高野山大学学長 生井智紹

第1部 高野山大学文学部

第1章 大学・学部理念・目的・教育目標

1. 理念・目的等

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（A群）

【現状の説明】

「高野山大学履修規程」第2条（1）（2）に本学の理念・教育目的が明確に成文化されている。（1）の「教育理念」では、

弘法大師の精神に則り、『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する。

とあり、（2）の教育目的では次の通り述べられている。

- ①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡智を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う。
- ②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。
- ③専門知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

また、「高野山大学学則」の第1章「総則」の第1条では、建学の精神として次のように述べられている。

高野山大学は教育基本法及び学校教育法に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

ここに理念と目的が端的に表現されている。つまり弘法大師空海の綜芸種智の精神に則り、「いのち・文化・創造」という3つのキーワードをもとに、本学の建学の精神は、社会に貢献する人材を育成することにある。弘法大師空海の「綜芸種智」の精神についてはすでに巻頭言で述べられているが、この章の性格においてはそれをもう一度触れないわけにはいかないので、次に簡略に述べておく。

「綜芸種智の精神」とは、要するに様々な学問技芸を兼ね多様な現象に対応できる叡智を備えた総合的人間の理念である。それは、あらゆるものが同じ「いのち」の顕れであるとの認識に立ち、あらゆるいのちの営みたる多様な「文化」の価値を認め、総合的な智の発現としての曼荼羅の世界を「創造」的に生きていくことを意味する。

上記の理念・目的を達成するために本学では、学部（文学部）と大学院を設置している。さらに寺院の徒弟を実践教育するために別科（修業年数2年）を設けてい

る。また世界唯一の密教文化研究所も併設している。それぞれの部門の理念・目的は後述する。

また、学部各学科の教育目的は「高野山大学履修規程」第2条第2項で述べられている。

(1) 密教学科

弘法大師空海の真言密教を、アジア諸地域の密教文化との比較を通じて、総合的な視野のもとに把握し、「いのち」のあらゆる営みを尊ぶ真言密教の精神を具現できる豊かな人間性を持った人材の育成と後継者の養成を目的とする。

(2) 仏教学科

アジア諸地域の様々な文化の底流をなす仏教文化の理解を通じて、現代に仏教の精神を生かす、社会に有為な人材の育成を目的とする。

(3) 人文学科

日本・アジア、欧米などの文化は様々な異文化との交流によって形成され、発展してきた。これらの人間と文化の諸相を、文学・思想・歴史・芸術などの分野にわたって比較追求し、諸文化を総合的に理解する能力を養い、よりよく日本文化を把握することを目的とする。

(4) 社会福祉・社会学科

現代社会では国の内外を問わず、様々な社会現象や社会問題が生じている。現代社会がかかえている諸問題を、社会における人間の尊厳性を理解しながら、社会および福祉の分野から科学的に分析し、人間社会が直面する課題に対応する能力を養うことを目的とする。

上記で述べた理念・目的の達成のために、またすぐれた人材養成のために本学は下記の通り学部共通の必修科目を設けている。（ ）内の数字は単位数を示す。

建学の精神科目：「密教入門」(2)、「空海思想入門」(2)、「人権と福祉」(2)

総合科目：「真言密教と日本文化」(4)

主題科目：「生命倫理」(4)、「教学講座」(4)

また、学部の基礎科目として、次の科目を設けている。

「日本文化Ⅰ～Ⅳ」(2×4)、「アジア文化Ⅰ～Ⅳ」(2×4)、

「欧米文化Ⅰ～Ⅳ」(2×4)

【点検・評価と将来に向けての改善・改革の方策】

本学の教育理念を具現化した「いのち・文化・創造」の授業展開としてカリキュラムの中に埋没しがちな教育理念を授業として具体化する以下のような試みがなされている。

(ア) 「いのちの教育」の端緒は、平成5年1月、学長の発案により「生命倫理研究会」が文学部との共同で密教文化研究所に設立されたことにある。その趣旨は「現今社会において重大かつ緊急の問題の一である脳死、臓器移植、生命操作等に関連して、生命倫理の観点からの検討が要請されている。高野山大学自体においても、同和研究と共に、看過し得ざる問題である。したがって、生命倫理研究会を設

けて、当面の問題の所在を明らかにし、その対処を研究討議する。その際、まず密教、仏教の立場から、現代社会が解決を迫っている諸問題に対して、研究を行う。将来的には「生命」観の概念を密教、仏教の側面から検討してゆくことで、環境倫理の問題にも、研究対象が及ぶことが予想される。更に、昨年来、要請を受けている和歌山県立医科大学における生命倫理を中心とした教育協力に、高野山大学自体として、十分に適応できる基底を確実にすることが必要であり、将来、高野山大学の大学院及び学部において、一般教養科目として、生命倫理、環境倫理に関するデータあるいは科目の開講にも、対応できる」というものであった。この趣意書に盛り込まれた構想は、2年にわたる準備の後、ほぼ実現されることとなった。まず、毎月開かれた研究会での討議を経て、同6年9月には学生を対象に「生命倫理に関するアンケート調査」が実施され、更に同年には大学祭において公開シンポジウムを開催してその成果を公表するなど、内部環境の整備が進捗する一方、趣意書に示された和歌山県立医科大学との提携協力も具体化を見、相互に講師を派遣し、それぞれの授業の一定時間を使った、宗教と医学という異分野間交流の生命倫理教育を試みることとなった。それらの経緯を踏まえて、平成8年度に「宗教講座 生命倫理」が開講され、本学の専任教員、生命倫理・環境倫理・動物学など分野を異にする多様な学外講師、それに和歌山県立医科大学派遣講師を交えて、生命倫理を多面的に論じる魅力的な総合講座が始まった。本学の生命倫理講座は、医学部の研究を倫理委員会が問題化して、倫理に合致するかどうかを問う類のものではなく、総合的な「いのちの教育」である点に特異性がある。それが、医療技術に専心する医科大学生からも期待されている。これは、平成10年度から新カリキュラムが実施されるに伴い、「主題科目生命倫理」に引き継がれ、今日に至っている。

(イ)「文化の教育」は、平成10年度の新カリキュラム実施に伴い、新たに「総合科目 真言密教と日本文化」として開講された講義において行われているもので、空海が高野山に開いた真言密教が日本の歴史・文化に及ぼした影響や文化的遺産の数々、高野山を中心とする近隣の民俗文化、日本の霊場としての高野山にまつわる信仰・参詣・観光の歴史、高野山の自然環境などを、本学の専任教員とその道の在野の識者からなる講師が講じるものである。日本の文化財の1割以上が高野山に現存するといわれるように、高野山の日本文化史上に占める意義はきわめて大きい。正倉院がローマ以来のシルクロード文化の集大成であるように、山の正倉院といわれる高野山も、印度、チベット、中国の密教文化の終結点であることから、他の文化の多様な展開にも目を向けている。これらの本物の文化に囲まれた環境の中で、一宗派、一地域を超えた、民族の「いのち」ともいうべき文化について、多様な角度から学ぶことにより、いかなる文化をも尊ぶことのできる、教養豊かな人格の陶冶を目指すのが目的である。

(ウ)新カリキュラムでは、応用版として、「自主企画科目」という、自由度の高い体験型科目を設けている。これは、社会を現場として、他人と出会い、係わり合い、対話し、また自己と対話し、自己を再発見する機会を積極的に作ることを目的に、学生が自ら企画計画し、実行するものである。これこそが身・口・意の創造へ向かう力を生み出すものである。「坐学」から「行学」への展開が「創造の教育」

である。それには、伝統文化の現代的意義への適用、応用の意味が含まれる。現代人としての宗教教育に、加行をはじめとする伝統の修行の実践の課程への取り組みも、きわめて大切な創造性の問題といえる。

このように、本学は一貫して「いのち」と「文化」と「創造」を教育の中心的課題と考えてきた。弘法大師空海の精神を現代社会において実践するためには、それが不可欠なものだからである。

平成8年度より始まった「いのちの教育」としての「生命倫理」は、臓器移植の是非、生命倫理、環境倫理について多面的に学ぶ機会を与えることにより、単なる生物学的・医学的な「いのち」に留まらず、あらゆる物を包括的に捉える「宇宙的いのち」とでもいうべき本質的な問題へと目を向ける契機を与えることを目的としている。授業の企画運営は生命倫理委員会が行い、前期を学外講師が、後期を専任教員が主として担当した。以下はそのテーマの一覧である。括弧内の数字は学外講師の数を示す。

平成 8 年度前期テーマ「現代における生と死の問題ー現場からの提言ー」 (5)

同 後期テーマ「生と死の諸相ー生と死をめぐる様々な観念ー」

平成 9 年度前期テーマ「現代科学と生命ー危機的状況における生命ー」 (6)

同 後期テーマ「東西におけるいのちの諸相ー古典的世界観と現代ー」

平成 10 年度前期テーマ「現代における生命と環境」 (8)

同 後期テーマ「文学と宗教に見られる生と死」

平成 11 年度前期テーマ「現代における生命と環境」 (7)

同 後期テーマ「歴史の中の生と死」

平成 12 年度通年テーマ「いのちと環境」 (8)

平成 13 年度前期テーマ「現代における生命と環境」 (8)

同 後期テーマ「21 世紀における生命観」

平成 14 年度テーマ「現代におけるいのちの尊さ」 (8)

平成 15 年度テーマ「様々な生・様々な死」 (4)

委嘱した学外講師は、秋澤忠男（血液浄化）、石塚互（物理学）、板倉徹（脳神経外科）、鵜飼卓（災害医療）、大下大圓（僧侶・臨床心理相談員）、岡村吉隆（心臓血管外科）、奥野満里子（倫理学）、柿木達也（精神神経科）、亀井一成（動物園飼育技師）、川村邦光（宗教学）、木下武雄（^(株)水文環境）、蔵田伸雄（生命倫理論）、小池通夫（小児科）、児玉聡（倫理学）、小中節子（臓器移植コーディネーター）、近藤智善（神経内科）、佐藤恵子（インフォームド・コンセント）、三家登喜夫（臨床検査）、篠崎正博（集中治療）、鈴木晋怜（僧侶・智山伝法院教授）、高木甫（弁護士）、竹山重光（哲学）、田中浩（環境倫理）、谷本光男（医学哲学）、辻力（法医学）、寺園勝人（警察学校）、寺田友昭（脳神経外科）、土井真一（憲法）内藤泰顕（脳神経外科）、中井國雄（脳神経外科）、中瀬喜陽（熊楠邸保存会）、畑埜義雄（麻酔）、藤谷ちか子（三木市福祉公社・津名病院）、宮城昌平（尊厳死）、山上裕機（癌医療）、矢本希夫（産婦人科）、吉益文夫（神経精神）、ロボアム・ティエリ（神父・比較文学）の 39 名に昇る。中でも学生の反応がすばらしい講師は

複数年にわたって講師を委嘱することになり、また講師もそれを楽しみに遠路を惜しまず来校された。

平成8～11年度の講義は、講義録（Ⅰ－Ⅳ）として出版・頒布された。

新カリキュラムの一環として平成10年度より始まった「真言密教と日本文化」は、文学部長がコーディネーターとなって企画運営される科目である。講師は前後期各2名が担当し、専任教員のほかに、学外からも多様な人材を招いている。以下は年度ごとの講義内容の一覧である。括弧内の数字は学外講師の数を示す。

平成10年度 高野山の民俗、高野山の自然、高野山の芸術、高野山の文学 (3)

平成11年度 高野山奥の院の歴史、高野山と真言密教、高野山の年中行事、阿字観 (1)

平成12年度 高野山奥の院、高野山の今昔、高野山麓の文化と民俗、高野山の自然と歴史 (3)

平成13年度 私と書のかかわりー中国と日本ー、弘法大師と高野山、空海の伝えたことと高野山の伝承したもの、高野山の文化財あれこれ (0)

平成14年度 わたしたち・空海・大日如来、空海と日中文化、中国・日本における悉曇学の歴史、現世利益と加持祈祷 (0)

平成15年度 高野山を知る、高野山参詣の現在、密教と社会福祉、いろは歌と真言密教、高野山と日本文化 (0)

最近の三年間は専任教員のみを担当が続いているものの、当初の三年間、学外講師は研究者だけでなく、老若男女を問わない市井の識者も含み、授業は一般にも公開されるなど意欲的な試みであった。この試みは人文学科、日本文化学科の教育意義を、前提として、展開されるものといえる。

「創造の教育」としての「自主企画科目」は、受講者自らが企画立案し、実行し、報告書を提出して評価を受けるものである。大学として例示しているのは本学の特徴を生かして「巡礼」と「ボランティア」である。受講者は企画立案書を提出し、それを教務委員会で審査し、合格後、計画を実施し、実施結果報告書を提出する。これまでの受講者数は少ないものの、四国遍路、熊野参詣などに充実した報告書の提出が見られる。また、この趣旨を周知させるために、学長以下教職員学生が参加した「四国遍路」「中国研修」「カンボジア研修」を実施した。

今後の展開としては、「いのちの教育」としての「生命倫理」はこのまま継続しつつ、一層の充実を図り、「文化の教育」は、紀伊山地の世界遺産登録を機に「高野山学」として衣替えし、和歌山県や高野町との提携により、高野山を中心に展開した宗教・歴史・文化・民俗・自然環境を体系化した講座としての展開を予定している。「創造の教育」は、より多くの学生が、身体を通して「外なる自然」と「内なる自然」を体感し、「宇宙的いのち」を実感できるよう、「四国を遍路する」「八葉の峰を歩く」「参詣道を歩く」「参詣道を保存する」などのプログラムの実現に向け、大学として今後一層力を入れて取り組むことを考えている。

これらのカリキュラムには、次のような組織的対応を行っている。

(ア) 「いのちの教育」 (生命倫理)

学長発案による「生命倫理研究会」の設立。日本において臓器移植の是非をめぐる生命倫理に関する問題が提起され始めた頃の平成5年1月、本学の密教文化研究所内に「生命倫理研究会」が設置された。その時学長自ら認めた趣意書の内容が、その後の企画全てのベースとなっている。構成員は学長、研究所長、研究所員、文学部教員からなる8名。研究会は毎月一回継続的に開かれた。その後「研究会」は文学部に移され、「生命倫理委員会」として継続した。

和歌山放送の仲介により、高野山大学、和歌山大学、和歌山県立医科大学の間で、提携を前提として懇談会がもたれる。これから、高野山大学と和歌山県立医大との間の交換講義が実現を見る。

平成6年の大学祭において、一般にも公開したシンポジウムを開催した。学生に対して「生命倫理に関するアンケート」を実施し、「生命倫理」科目の開講が望ましいとの結果が得られた。

それを受けて、平成8年度より「生命倫理」の講義を開始し、現在に至る。

「生命倫理」(通年4単位)は、学部共通・必修の主題科目として設けられた。通年のうち、半期を本学の専任教員が担当し、残りの半期は学外の諸分野から非常勤講師を招くという形式で運営する。「生命倫理」担当の専任講師は6~7人で、講義を2週ずつ担当し、同時に「生命倫理研究会(委員会)」の委員となり、講師の選定、講義の運営にあたった。平成14年度までに、学内のほぼ全教員が「生命倫理」の講義を担当済みである。

事務職員は委員会の事務にあたるとともに、全講義の録音、および講義録出版の手続き全般を受け持った。

今年度の学科再編に合わせて、主題科目「生命倫理」のあり方も見直され、平成15年度入学生からは、総合科目「真言密教と日本文化」との選択必修科目(半期2単位。ただし、旧課程の学生のために通年開講)となった。専任教員の1人がコーディネーターとなって、講義を担当する専任教員と非常勤講師との選定をする。担当講師の最終決定については、文学部長への報告とその了承、教授会の承認が必要である。

現在、主題科目「生命倫理」に要する経費は、非常勤講師の人件費・交通費のみのため、予算は特に組まれてはいない。ただし、大学全体が緊縮財政の中にある中、非常勤講師の選定について、何らかの制限が加えられるようなことは一切ない。

(イ) 「文化の教育」

文学部長とその下にある教務委員会で企画運営がなされている。

(ウ) 「創造の教育」

「自主企画科目」は文学部長とその下にある教務委員会で運営されている。

学生部主催で、学長以下教職員学生参加の「四国遍路」「カンボジア研修」を実施。

また、その取組には、次のような実績がうかがえる。

(ア) 「いのちの教育」 (生命倫理)

①平成6年に学生に対する「生命倫理に関するアンケート」を実施した。そこでは「生命倫理」の講座が開設されることには、56.9%の学生（大学院生を含む）がよいことであると答え、「生と死について関心を持っていますか」という設問については、70.1%の学生が「関心がある」と回答し、同様に「人の老いについて関心がありますか」「自分の死について考えたことがありますか」という設問に対しても、60～70%の学生が「はい」と回答するなど高い関心が示された。このデータをもとに生命倫理講座が開講されることとなった。

②「生命倫理」の授業アンケート調査の結果からすると、評価の平均値を上回っている。その理由として以下のことが考えられる。

i 生死の問題はいかなる世代であっても、関心の深い領域である。

ii 講師が一人ではなく、バラエティに富んでいる。

iii 講義内容が現実に関した問題を扱っている。

③これらのことは、受講者の授業感想文からも窺える。その中で代表的なものは、「生命について考え直す必要を感じた」「初めて生命について考えた」「生命について新たな視点を得られた」「生命について視野が広がった」などというものである。また、病気や死にまつわる具体的な事例を聞き、「もし自分がその人だったら、と考えた」というものも多い。これらの感想からは、講義の第1の目標である「生命というものについて関心を持たせ、再認識させる」ということに対して、明らかに効果があるものと考えられる。また、通常ならば文学部に在籍しては受講できないような講師の話が聞けることについても、学生の評価は高い。1科目の中で様々な分野の学外講師6～7名に接することが出来る授業はほかにない。

④学生による学外講師の授業評価は、専任教員よりも高い。これは、生命倫理委員会が学外講師を選定する際に、講義能力や熱意といったものを事前情報として入手し、その上で適任者とみなされる講師に講義依頼を行ってきたことに起因していると思われる。

⑤和歌山県立医科大学との交換授業が実現し、生命倫理の現場からの臨床的報告に立ち会うことにより、いのちの尊厳を実感できる。

⑥「生命倫理」は必修科目であるので、開講されて以来、それまでの卒業生は全員が単位を取得している。評価の方法については、毎年の担当責任者が筆記試験形式やレポート形式など、その都度、適切と思われる方法で行っている。

（イ）「文化の教育」

高野山の文化への理解が深まる。

授業の一般公開。

「高野山学」樹立に向けて条件整備進む。

来年度実施に向けて地域高野町と提携し平成15年7月17日に調印された。

（ウ）「創造の教育」

巡礼のもつ「引きこもり」解消効果等の教育効果を確認。

以上、いずれもが、確実に成果をもたらしつつあるものと思われる。

伝統ある本学の使命は、①高度な研究者を養成すること、②広く深い教養と総合

的な判断と、豊かな人間性をもった人材を育成すること、③今後の教団を背負って活躍する寺院後継者の養成である。とりわけ③なくしては高野山大学の存在意義はない。もちろん①②と③は本学にとって車の両輪であって、その間に軽重があってはならない。また、綜芸種智の精神を継承することを心掛けねばならないことはいうまでもない。人文系の学問の特質はその教育効果はすぐにはあらわれないものである。とりわけ僧侶は長い時間をかけて自己を「みがく」ものであると考えられる。さまざまな社会経験を経て卒業の数年後に宗教の世界に「もどる」ことも十分あり得る。その意味で、本学のような特質を持つ大学の教育成果を評価する時には十分な配慮が必要であると考えらる。

僧侶の道を選んだ者以外の学生についての外部評価も一般的に高く、たとえば平成 14 年度の卒業生をある福祉施設が職員として多数採用してくれたことは本学の学生を評価した証拠であろう。

とはいえ、伝統に甘んじることなく、今後ますます多様化する学生にどのようにして幅広い教養を身に付けさせるか、またどのようにして専門の学問を教育指導するか、またモラルの低下が叫ばれる昨今、どのようにして人間性・人格の向上をはかるかという問題についてその方策を早急に検討し、実現しなければ、本学の生き残る道はないであろう。

大学・学部等の理念・目的・教育目標とその達成状況（B群）

【現状の説明】

本学では創設以来、弘法大師空海の「綜芸種智院式」に述べられた理想的教育論を念頭に置き、その精神を踏襲することに重点が置かれてきたが、それを明文化したものなかった。ゆえに平成 6 年 6 月 21 日の全学集会で明確に理念・目的が成文化された。それにむけては自己点検・評価運営委員会で充分検討され、さらに自己点検・評価基本事項検討委員会の説明と質疑応答の結果承認された経緯がある。以後それは揺るぎなく、本学独自のカリキュラムに生かされている。当然学生にも周知徹底させるため、毎年配布する『高野山大学要覧』に掲載する「高野山大学履修規程」の第 2 条に教育理念・教育目的を載せ、さらに本学設置各学科の教育目的を上記の通り示している。

建学の精神を理解させるための科目として、①密教入門（必修、2 単位）、②空海の思想入門（必修、2 単位）、③人権と福祉（必修、4 単位）の計 8 単位を卒業までに修得させている。③については、密教福祉の観点から弘法大師空海における福祉と人権の関係を探るものである。密教の歴史、密教の正統を受け継いだ弘法大師空海の実践、そして③で述べた人権と福祉を総合して、いわゆる「空海学」を学ばせている。

大学が大学の理念・目的を検証する方策・材料を現在もっているかということについては疑問が残る。伝統的に建学の精神科目を開講し、学生が必修科目ゆえにそれを受講しているのであるが、現実問題としてその意図がどの程度学生に受け入れられているかはわからない。大学の理念・目的の達成状況を検証するシステムとしては、内部からは学生による授業評価と卒業生の「声」であろうと思われる。前者

については在学生による過去2年間の授業評価アンケート調査による検証があげられる。一方、大学が卒業生の声に耳を傾ける「場」がないのが現状である。同窓会と連携し、卒業生の大学に対する意見を聞くことが必要であろう。今後あらゆる方面からの第三者評価をしてもらうことにより、大学の人材養成などの目的の適切性を検証していかなければならない。

学生の授業評価（五段階評価によるFDアンケートの一項目「授業の学習成果について達成感がありましたか」）の平均値は②「空海思想入門」では2.7、③「人権と福祉」では3.0となっている（①「密教入門」は集計がない）。勿論、講義・教員の評価はこの一項目だけで済まるものではないが、学生が少なくとも「建学の精神」科目について充実感を抱いていないことをこの数字は示している。

なお、平成15年度から建学の精神科目を従来の①密教入門、②空海思想入門、③人権と福祉（以上3科目必修）から、②だけを残すことになっている。理由としては、全体の必修科目が多いということ、また「人権と福祉」についても、「密教福祉」を軸とした講義であったため、①②③の講義の内容が弘法大師の思想が中心でどうしても重複してしまうという反省もあり、「空海思想入門」（必修2単位）に集約することとなった。

また、本学は仏教系大学として、宗教行事を教育の一環として重要視している。年間数回の報恩日（大師の命日21日、午前中は休講）を設け、弘法大師の遺徳をたたえるための仏事と彼の思想や精神を学ばせている。その内容は法要・講演・御廟参拝から成る。1999年に実施された「学生生活実態調査」（発行は2000年）には、宗教行事の参加状況は、80.6%であるが、中身の問題となると必ずしも満足度が高いというわけでもないという数字が出ている。次回の調査は平成15年度7月の予定である。

	(1) 報恩日の法 要に対する満足 度 (%)	(2) 報恩日の講 演に対する満足度 (%)	(3) 報恩日の廟 参に対する満足 度 (%)
満足	12.4	9.2	21.8
不満	28.4	34.6	24.1
どちらとも言えな い	52.6	48.7	47.7
その他	2.5	3.1	2.2
不明	4.1	4.4	4.2

中身の充実をはかることが今後の課題と言える。現在、学生部協議会で、報恩日の内容などが検討されていて、平成15年度にはその方向性が出される予定である。

本学の宗教行事には、上記の報恩日における行事と毎朝行われている「朝礼講話」（1講時目と2講時目の間の20分を利用）がある。法楽（般若心経など）と講話が

主な内容である。専任教員が講話を担当しているが、参加者数は激減している。前述の「学生生活実態調査」によると、「よく出席する」「ときどき出席する」あわせても9.2%しかなく、「まったく出席しない」は89.8%にのぼる。

平成15年8月に「学生実態調査」（4年ごとに調査）が実施された。宗教行事に関して、学生の満足度は前回よりは改善されている。（1）の「報恩日の法要に対する満足度」は、

12.4%→19.5%に、（2）の「報恩日の講演に対する満足度」は、9.2%→15.6%に、（3）の「報恩日の廟参に対する満足度」は、21.8%→30.5%にそれぞれアップしている。それに対し（1）（2）（3）の不満は、21.2%、34.1%、17.9%となっており、いずれも前回の調査より減少している。それは学生に目を向けた大学改革の前進の成果である。

また、「朝礼講話」においても「よく出席する」「ときどき出席する」は、前回の調査よりも、9.7%もアップしている。前回よりも約2倍の出席率があった。それにつれて「まったく出席しない」は、89.8%→78.9%になった。

【点検・評価と将来に向けての改善・改革に向けた方策】

人文系の学問の特性として、とくに宗教的な特性を考えると二十歳前後の多くの学生に教育の効果・達成感を求めることは、困難であろう。時間がかかって理解できることも多いのではないか。それを認めた上で教育課程を設定し、成績評価して教育していくことが必要である。

とはいえ、「今の充足感」を与えることも肝要である。専門的な知識の習得はいうまでもないが、「いのち」の大切さを理解させ、健全な「こころ」の育成を第一義に考えることも大事である。そのためには次の事項三点を再確認し、すみやかに実施すべきではないかと考える。

- （1）基礎学力を向上させるためのカリキュラムと講義内容の整備
- （2）「いのち」の大切さ、「こころ」の健全性を教育する講義の整備
- （3）宗教行事のありかた

（1）については、近年の学生の著しい基礎学力低下の現状をかんがみ、平成10年度から「導入ゼミ」「基礎ゼミ」を開講してきている。前者は学科間の垣根をとりはらい「読む・書く・話す」を中心にすえ、教員が教材を工夫し、今後の大学生活に堪えうるものとする趣旨で設けられたものである。ただ、教員のなかには専門的な知識を教授（学科の「基礎ゼミ」に該当するもの）することもあったようで、教育内容に「ばらつき」がある現状を踏まえて、統一したテキスト作りの必要性が検討されている。また情報処理室の有効的な使用について時間割の配慮も現在考えられている。

（2）については、「生命倫理」（分野の異なる複数の教員が担当、半分は他大学の教員・学識者が担当）の講義がある。このことについては、前項ですでに述べたとおりである。

（3）上記の数字の通り、宗教行事に対する学生の満足度は必ずしも高くはない。「御廟参拝」のあり方については学生部長・学生部協議会を中心になって平成15年度か

らは具体的かつ実用的な宗教儀礼・作法なども教えていて、内容の充実や効果が期待できる。「講演」についても本学の教員だけではなく、今後地域社会で活躍している人物の招聘も考えてよいであろう。毎日行われる「朝礼講話」は出席を取らないということもあり、ほとんどの学生が参加していない。本来、自発的意志による参加が望まれる宗教行事が、強制しなければ参加しないという現状になっていることは問題である。このことは、仏教系に限らず、多くの宗教系大学において問題になっている。建学の精神にも関わる問題なので時間帯・回数などの問題もふくめて今後真剣な検討を要する。

2、理念・目的等の検証

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況、大学・学部の理念・目的・教育目標の社会との関わりの中での見直し状況（C群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

大学を取り巻く昨今の荒波は、（A）受験人口の減少、（B）若者の意識・関心の変化、（C）社会経済環境の変化などがあげられる。その中で文学部だけの単科大学である本学が今後どのようにして生き残るか、多様な価値観を持つ学生をどのように教育していくかが重要な課題となっている。以下、将来の改善・改革に向けた方策を述べる。

（ア）大学の理念・目的は現在は「学則」ではなく、「履修規程」の中で成文化されている。しかし、「学則」は「履修規程」より上位に位置づけるべきであるので、将来「学則」の中で明文化すべきであろう。

（イ）本学にとって最大の課題は、いうまでもなく学生数の安定した確保である。同時にあらゆる面での質的充実を図ることが必要であろう。大学が大衆化したとはいえ、やはり最高学府としての自覚のもと、あたらしい高野山大学像を確立する必要がある。そのためには、教職員すべてが、大学の一員として大学経営に携わっているという自覚を持つことが求められよう。教育職員と事務職員の役割分担の明確化、また教育職員間の役割分担、事務職員間の役割分担を従前よりさらに明確化し、ともに協力関係のもと職務を完遂しなければならない。

高野山大学企画調査室「高野山大学グランドデザイン」（平成14年11月29日）の「目標の明確化と学部の再編、制度・組織の整備」の中で、さらなる学科再編成、つまり一学科を軸とした将来構想が提示され、平成14年から19年までの具体的な年次計画が設定されている。

ただ、大事なことは、弘法大師の教育理念を完遂するためには、密教学科の一学科ではそれが実現できるかという、必ずしもそうとはいきれない。密教学科を核とする周辺の学問をどのように配置するかが今後の大きな課題となるであろう。

（ウ）入学生の学力低下が叫ばれる昨今、本学でもそれが急速に進んでいるわけだが、大学教育を受けるに十分な学力を持たない学生を大学経営という立場から入学させている。しかし、入学させた以上は学生の教育については大学の責務がある

ので、学力の低い学生をどのようにして教育していくかを根本的に見直さねばならない。

平成 15 年度から密教学科、日本文化学科、社会福祉・社会学科の 3 学科としてスタートすることになっている。新しい密教学科は、従来の密教学科と仏教学科を再編成したものである。人文学科をあらたに日本文化学科としたのは「日本史、日本文学、書道」を軸に、日本の文化の発信地としての高野山をより明確化しようとする意図に基づく。いわば「顔」が見えるような名称に変更したわけである。仏教学科をもつ多くの大学が直面している地盤沈下は、伝統ある本学も例外ではなく、ここ数年の入学生の激減の現状を考慮して、仏教と密教との有機的連関を図ろうとする意図で密教学科と仏教学科が統合した。この新学科の検証は平成 15 年度を通して厳格に実施しなければならない。

検証する仕組みの導入状況について次にふれる。

学内では第一に自己点検・評価基本事項検討委員会と同運営委員会があること。また、第二に建学の精神を教育課程・カリキュラムに反映するという意味で関わっている教務委員会も大きく関与している。

さらに、学外の第三者機関による検証という意味で、2002 年 3 月（株）進研アドから「高野山大学 課題解決に向けて 報告書と資料編」が提出されている。以後その担当者との連携が現在にいたるまで継承されている。

また C 群の「大学・学部等の理念・目的・教育目標の社会との関わりの中での見直しの状況」について簡略にのべる。

高野山大学は長い歴史と伝統を有することはすでに序章の「大学の歴史」においてふれている。ただ歴史と伝統だけでは今後の大学は生き残れない。現実に関ここ数年の入学者の激減を見れば容易に理解できよう。高野山大学は個性・特色ある大学ということもあって、18 歳人口よりも中高年の社会人により高い関心がもたれている。毎年夏に実施されている本学での「公開講座」、春と秋に大阪・東京・名古屋で開催されている「生涯学習」の受講傾向を見ればその関心度は年とともに高まっている。生涯学習の必要性が叫ばれる今日、本学が果たし得る役割があることは明白である。また、多様化した社会情勢の中、卒業生（主に寺院の後継者）の再教育（リカレント教育）も必要であろう。伝統教学に安住・依存しているのではなく、新たな魅力を新規に確保しながら、高野山大学の未来に光を掲げなければならない。その意味で、特に大学院の見直しは急務といえる。実際、平成 15 年度から大学院修士課程は僧侶コースと社会人コースが設置されることになっている。研究者養成とは別に、社会人に広く仏教・密教を学んでもらう為である。また、平成 16 年度に新たに通信制大学院（密教学）がスタートすることになっている。そのことは社会のニーズに応え得る学習内容と本学の教育理念・目的を具現する人材養成を可能ならしめるものと確信する。（なお、詳細は「社会貢献」「大学院」の項目を参照。）

3. 健全性・モラル等

C群の「大学としての健全性・誠実性・教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況」について次に触れる。

大学の健全性を示すには教学面と財務面からの二面があろう。後者については別項目で述べることになるが、教学面（主にカリキュラム）については建学の精神を忠実に守り、学生にも徹底されている。数年前から全国的に見られる「国際」「人間」などの冠をつけた学部・学科にふりまわされることなく、本学の教育目標を達成すべく「地に足をつけた」人間教育を本学は目指している。それはカリキュラムを一見すれば首肯できよう。専門的な学問はもとより、豊かな人間性の形成に力を注いできている。「さすが高野山大学を卒業した学生は、礼儀も正しいし、人柄も誠実である」との外部評価も多い。

本学は「誇大広告」をしていない。たとえば広報関係（新聞広告・学校訪問など）でも客観的なデータ（入試情報）をありのまま提示している。また、学生サポートの面でも実直なまでにそれを実行している事は、生活指導・就職指導・停滞のない奨学金の支給状況などに見られる。（「学生生活への配慮」の項目を参照）

入学手続きをしなかった学生に対して、一定の期限内という条件はあるものの、従来から入学金・授業料を全額返還してきている。さらに昭和 60 年度から財務諸表を広報誌『学報』で公表している。上記の点をもって本学の誠実性は示されているだろう。

人間教育に重点を置いてきた大学としてもっとも力をいれてきたのはモラルの問題である。本学は、以下の綱領などをもうけ、各種委員会を通して人権・モラルの問題を徹底している。

- ①私立大学教員倫理綱領 2003 年 3 月（社団法人日本私立大学連盟）
- ②職員のモラルに関するものについては「高野山大学就業規則」（教員と職員）に定められている。
- ③人権問題防止対策委員会（平成 12 年 11 月～）
- ④パンフレット「セクシュアルハラスメント 防止のために」（高野山大学人権問題防止対策委員会 平成 14 年度）
- ⑤「学生の心得」

（第 1 章代表執筆者 下西忠・中原慈良）

第2章 教育研究組織

1. 教育研究組織

高野山大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの教育研究組織としての適切性、妥当性（A群）

（1）学部・学科について

【現状の説明】

本学の教育研究組織は、文学部、大学院文学研究科、密教文化研究所からなる。専任教員数は30名（学長を含む。平成15年5月現在）である。大学院文学研究科および密教文化研究所には専任教員はおらず、30名の専任教員はすべて文学部に所属している。

本学では教職課程・学芸員課程などの資格課程や共通科目を担当する教育研究組織はない。教職課程と学芸員課程については、それぞれの委員会が設置されていて、教育内容等の検討に当たっている。資格課程および共通科目の教育は、文学部所属の専任教員が担当している。

平成9年度までは、文学部に次のような学科・専攻が置かれていた。

密教学科

仏教学科

人文学科（哲学専攻・国文学専攻・英米文学専攻・国史学専攻）

社会学科（社会学専攻・社会福祉学専攻）

平成10年度からは、新しい教養教育体制づくりを目的に、人文学科と社会学科の専攻を廃止し、同時に人文学科を日本文化・アジア文化・欧米文化の専門領域を学際的に教育する新体制に移行した。また、平成13年度から社会学科を社会福祉・社会学科に名称変更した。

各学科の教育目的は次の通りである（「高野山大学履修規程（以下、履修規程と略称する）」第2条第2項）。

（1）密教学科

弘法大師空海の真言密教を、アジア諸地域の密教文化との比較を通じて、総合的な視野のもとに把握し、「いのち」のあらゆる営みを尊ぶ真言密教の精神を具現できる、豊かな人間性を持った人材の育成と後継者の養成を目的とする。

（2）仏教学科

アジア諸地域の様々な文化の底流をなす仏教文化の理解を通じて、現代に仏教の精神を生かす、社会に有為な人材の育成を目的とする。

（3）人文学科

日本、アジア、欧米などの文化は様々な異文化との交流によって形成さ

れ、発展してきた。これらの人間と文化の諸相を、文学・思想・歴史・芸術などの分野にわたって比較追求し、諸文化を総合的に理解する能力を養い、よりよく日本文化を把握することを目的とする。

(4)社会福祉・社会学科

現代社会では国の内外を問わず、様々な社会現象や社会問題が生じている。現代社会がかかえている諸問題を、社会における人間の尊厳性を理解しながら、社会および福祉の分野から科学的に分析し、人間社会が直面する課題に対応しうる能力を養うことを目的とする。

大学を取り巻く社会情勢の変化に応じて、学科再編の必要性が高まり、長期間にわたる検討・論議を経て、平成15年度から3学科に改編することになった。平成13年7月26日の臨時教授会に提出された「学科再編成の目指す方向」には次のようにある。

①本学の特色である密教学および仏教学を中心とする教育をより一層有機的に充実させることによって、寺院、宗団の後継者養成はもとより、宗教的視野をもった社会人の育成を目指した他大学にない教育を行う。

②今までの出口（就職）対応に対して、より明確な方向付けを与えることができる。入り口から出口までを見通した大学教育が、今日の社会の要請であり、また大学評価の主要な一視点でもある。

③ほとんどの地方寺院の経営は決して豊かではない。副業あるいはむしろ主たる職業を必要とする。そのために提供しうるできるだけ多くの資格課程に力を入れ、その一助に役立てなくてはならない。

④教育の根本である幼児期からの家庭教育において、また今後ますます進む高齢化社会の福祉活動において、宗教人として積極的にかかわっていく人材の育成が必要である。

以上のような視点に立った場合、本学の教育理念・目的を体した人材の育成として、宗教的な視野をもった人間、かつ社会の要請に応え、それに貢献しうる人間の育成が第一義である。それを実現するために、本学の中核である密教学科と仏教学科の枠を取り除いて、より総合的な密教学科に編成すると共に、この密教学科を中心として、高野山の豊富な有形無形の文化財を教育研究の場に生かすことのできる日本文化学科、および福祉社会の現代的要請に応えることのできる社会福祉・社会学科、の三学科に教育組織を再編成する必要があると考える。

以上を要するに、大きな改革点としては、

（ア）密教学科と仏教学科を統合して密教学科とし、仏教学科は平成15年度入学試験から募集停止とする。

（イ）人文学科を日本文化学科と名称変更する。

の2点になる。

従って、平成15年度からの学科構成は、密教学科、日本文化学科、社会福祉・社会学科の3学科となる。

これに伴って平成15年度より密教学科の教育目的は次のように変更になった（「履修規程」(平成15年度からの入学生に適用)第2条第2項）。

真言密教が有する体系的・包括的な仏教観を基底にして、教理・思想・歴史・実践・芸術等の広範なる分野において、密教を究極とした総合的仏教の教育を具現することを目的とする。併せて、密教・仏教思想の現代的意義と価値観を学び、その精神を社会に実践し得る、豊かな人間性を有する有為な人材を育成する。

また、人文学科の日本文化学科への名称変更については、平成14年12月19日付の文部科学大臣あて「高野山大学学則の一部変更について（届出）」から「変更の事由」を以下に引用する。

高野山大学人文学科は昭和28年に、哲学専攻、国文学専攻および社会学専攻で発足しました。更に昭和31年英米文学専攻を増設、昭和45年国史学専攻を増設し、同時に社会学専攻は社会学科としました。

先般の大学設置基準の改正にともない、平成10年から高野山大学は専門を核とした新しい教養教育体制づくりを目的に新カリキュラムを実施し、人文学科においても専攻を廃止し、日本文化・アジア文化・欧米文化の専門領域を学際的に教育する新体制に移行し、学生募集も人文学科として行っています。

しかし、現在の人文学科が特色ある学部教育の目的を、有機的効果的に達成しうる学科であるかどうかを点検評価するとき、本学の学部の柱である密教学科とより密接な関連を有する学科としての教育課程の編成が望まれ、その内容をわかりやすく表わす名称として日本文化学科に変更することを希望します。

日本文化学科のねらいは、密教・仏教思想と直接に関連している日本文化の歴史的、文学的分野に学科教育の中心を置くことによって、宗教的日本的教養を身につけた人材を養成することにあります。

本学科の教育内容は、日本史分野と日本文学・書道分野に大別されます。日本史分野は、日本の古代から近代に至る各時代の文化の歴史を中心に学び、東西諸文化との交流をも視野に入れて、世界史的な観点から日本史を理解することであり、高野山に残された豊富な史料や文化財などを大いに活用できることが特徴です。

日本文学・書道分野は、日本の上代から近現代に至る文学を、その背景としての思想史や海外の諸文化の理解と共に学び、また、書道を、技法習得に重点を置きながら、日本文学や漢文学の素養を身につけることも目指して学びます。

人文学科のカリキュラムが日本文化・アジア文化・欧米文化の専門領域を学

際的に教育していたことから、範囲が広すぎて学科の特徴が希薄になっていたことを鑑みて、カリキュラムを本学の特徴である日本史分野、日本文学・書道分野に整理することになった。

これにともない、日本文化学科の教育目的は次のように改められた（「履修規程」（平成15年度からの入学生に適用）第2条第2項）。

日本の歴史・文学・芸術・思想等について、その根底にある広義の仏教文化を理解し、さらに諸文化との比較を通して、日本文化のより深い教養を身につけた人材を育成することを目的とする。

文学部の教員体制については[5. 教育研究のための人的体制]で詳述する。前述したように、本学の専任教員はすべて文学部に所属する。職種別学科別教員数は下表の通りである。

	密教学科	仏教学科	人文学科	社会福祉・社会学科
教 授	6	5	7	3
助教授	2	2	3	0
講 師	0	0	0	2

平成15年度からは以下のようなになる。

	密教学科	日本文化学科	社会福祉・社会学科
教 授	11	7	6
助教授	1	2	1
講 師	0	0	2

以上の専任教員が各学科の必修科目・選択科目の主要科目、および学部共通の導入科目・語学科目・基礎科目、資格科目などの主要科目を担当している。

文学部の組織としての教育研究活動について、以下述べてみよう。

A 学内学術雑誌

文学部では教員の研究発表の場として『高野山大学論叢』を毎年1回刊行していて、平成15年度は39号になる。毎年の執筆者は各学科ごとに2～3名が選ばれ、計10名の論考を掲載する。ただし、近年は10名に満たないことが多い。執筆資格について明文化されたものがなく、専任教員以外の教員の論考を掲載することもある。また、査読は行われていなかったが、15年度から査読を実施することになった。

その他、学内で刊行されている学術雑誌には以下のものがある。

雑誌名	発行者	現在の号数・部数
-----	-----	----------

密教文化	密教研究会	210号 (500部)
密教学会報	高野山大学密教学会	41号 (1200部)
仏教学会報	高野山大学仏教学会	20号 (800部)
高野山大学国語国文	高野山大学国文学会	26号 (800部)
書学会報	高野山大学書学会	
SOCIO (ソシオ)	高野山大学社会学研究会	

かつて人文学科に専攻が置かれていたときに発行されていた雑誌で廃刊されたものもある（高野山大学英文学会の『HARMONY』）。また、存続しているものも休刊状態を余儀なくされている（『高野山大学国語国文』『SOCIO』）。『高野山大学論叢』とは異なり、在校生にも執筆の機会が与えられているこれらの雑誌は、本来、教育指導面において効力を期待できるものであるが、専攻の廃止や学生数の減少、学生の意欲の減退などから、現在は低迷しているといえよう。

B 学会

学内学会は、以下のものがある。

学会名	主な活動
高野山大学密教学会	『密教学会報』発行
高野山大学仏教学会	『仏教学会報』発行
高野山大学国文学会	『高野山大学国語国文』発行、学会開催（年1回）
高野山大学書学会	『書学会報』発行、学会開催（年1回）
高野山大学社会福祉学会	学会開催（年1回）
高野山大学社会学研究会	『SOCIO』発行

本学に本部（事務局）を置く研究団体としては、以下のものがある。

団体名（学会名）	会員数	主な活動
密教研究会 （日本学術会議登録学術研究団体、 学会番号11318）	（正会員数） 306	6月に大会開催。 『密教文化』刊行。

この他に、平成12年に内外の真言宗関係の社会福祉研究者や実践者、真言密教思想に関心のある者、真言宗の寺院住職等が一堂に会し、密教福祉研究会が発足した。これまでに『密教福祉』を3冊刊行し、1年に1回の総会を開催している。

専任教員の教育研究活動に対する大学の支援には次のものがある。

A 学術出版助成

専任教員への学術出版助成が平成9年度より実施されている（「高野山大学出版助成規程」参照）。本学の専任教員の個人研究ならびに共同研究、および本学の専任教員を代表とする他の教育研究機関研究者との共同研究を対象とする。助成費は、当該出版物の製作原価の2分の1までとし、1年に100万円を上限とする。この範囲内では複数の件数の助成も可能である。

近年の助成状況は以下の通りである。

平成12年度『高木諄元先生古希記念論集』

（申請代表：藤村隆淳仏教学科主任）

平成14年度『梵蔵漢対照 宝聚経』（申請者：蜜波羅鳳洲教授）

平成15年度『空海の「ことば」の世界』（申請者：村上保壽教授）

『木本南邨書作品集』（申請者：木本滋久教授）

B 学内研究助成金

本学には、大山公淳「南山教学」奨励金と、密教学術奨励賞（門戸厄神賞）がある。前者は、大山公淳名誉教授からの寄付金を基金として、その奨励の対象は、本学の専任教職員および大学院生の個人または共同で行う「南山教学」（事相・教相など）の研究2件以内とされ、昭和53年度から実施されている。

後者は、門戸厄神主管松田真睿師の寄付による基金をもとに、密教学・真言教学・密教史・密教事相・密教美術・真言祖師研究などの研究領域に関して、毎年度（4月より翌年3月まで）に印刷し、公表された著書・論文・翻訳のうち、特にすぐれた業績として学長が認めたものに授与される。原則として本学教職員を対象とし、昭和63年度から実施されている。前回の『高野山大学文学部自己点検評価報告書1995』掲載以降の採択状況を次に記す。

大山公淳「南山教学」奨励金

平成8～13年度（申請者なし）

平成14年度（申請1件、不採択）

平成15年度「真言・天台密教の思想研究」

研究代表者：土居夏樹、共同研究者：北川真寛

密教学術奨励賞（門戸厄神賞）

平成8年度『空海と智の構造』村上保壽（教授）

平成9年度『中世高野山史の研究』山陰加春夫（教授）

平成10年度『インドの密教儀礼と図像に関する研究』森雅秀（助教授）

平成11年度（該当なし）

平成12年度 密教文化研究所プロジェクト研究（高木諄元代表）

A「弘法大師の思想とその展開」

B「密教の形成と流伝」

平成13年度（該当なし）

平成14年度「梵蔵漢対照に基づく『宝聚経』の和訳とその考察」（『高野山大学論叢』33・36・37、『高野山大学大学院紀要』3の4篇

の論文が対象) 蜜波羅鳳洲 (教授)

平成15年度 『マハーヴァスツの菩薩思想』 藤村隆淳 (教授)

C 教員個人研究費

専任教員個人が専ら本学における研究の用に充てるために、教員個人研究費が設けられている。現在は職種にかかわらず年額30万円が支給されている。内訳は次の通りである。

図書購入費、機器備品費、資料費、研究用消耗品、印刷・製本・複写費、学会等の会費、研究・調査旅費、謝金、その他教育・研究上必要な経費

D 研修制度

「高野山大学学外研修員規程」が昭和60年に制定されているが、この制度を活用した教員は過去において1名のみである。『高野山大学文学部自己点検評価報告書1995』では、その原因は研修中の授業代替の保証がされていないことであると指摘した。しかし、それ以後も制度の見直しは行われておらず、この制度の活用者は出ていない。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

本学の専任教員数は、大学設置基準に合致している。また、すべての専任教員が文学部に所属する体制は、本学のような小規模な大学にあって、「広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」（「学則」第1条）という本学の目的を達成する上で、適切であるといえよう。文学部の学科（専攻）編成の改変が、平成10年に続いて15年にも行われる。こうした短い間隔での改変は、安定した教育を行う上で必ずしも望ましいことではない。しかし、大学を巡る情勢の急激な変化（少子化による18歳人口の減少、経済不安定社会における実学指向の高まり、国公立大学の独立法人化にともなう大学間競争の激化など）の中で、小規模地方大学として、特色を生かした教育研究を行いうる編成を検討した結果であって、いずれの改変もその時の必然的な理由に基づく。

専攻の廃止、学科数の減少と段階的に規模が縮小し、専任教員数も平成10年4月に38名であったのが、15年5月現在30名と減少している。今後の自然減に際して、教育目的にかなったカリキュラムを展開するのに必要な人材は、その都度補充する体制を維持することが必要である。

本学をとりまく情勢の厳しさがさらに増すことになれば、3学科編成を2ないし1学科に統合することも視野に入れて、将来構想を考える必要があるだろう。そのとき、本学の教育理念の根幹にある「弘法大師の綜芸種智の教育理念」に則り、多様な文化を基盤にして学びうる学科構想を忘れてはいけない。さもなくば、多様で活発なる教育研究活動を行うことができなくなるであろう。

『高野山大学論叢』については執筆者資格や編集方針、査読に関して明文化されたものがない。研究機関としての大学を代表する学術誌である以上、規程

が必要である。早期に策定を図るべきである。なお、平成15年度刊行の第39巻においては、暫定的に採用した査読基準に従って査読を行った。

教育研究活動への支援は、公正かつ公平であることが必要である。現在はほぼ守られているといえるが、ただ学内における研究助成金が密教分野に偏っている点に留意すべきである。また、研修制度はサバティカル制度の不備と共に今後検討すべき課題であろう。

(2) 大学院文学研究科について

【現状の説明】

本学の大学院には文学研究科博士課程が置かれ、密教学専攻と仏教学専攻がある。博士課程の前期2年の課程は修士課程として扱われ、後期2年の課程は博士後期課程という。

「高野山大学大学院学則」第2条に、

本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする。

とある。また、第3条第6項には、

修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とする。さらに、同第8項には、

博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

と、両課程の目的が記されている。

平成13年4月1日に改正された「高野山大学大学院履修規程」第2条には大学院文学研究科の教育理念が述べられている。

弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与する。

また、修士課程の教育目的は次の通り述べられている。

広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその意義を発揚できる人材を育成する。

密教、仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、現代における諸問題にも柔軟に対応する知見を得て、高度な専門性を有して指導的役割をになう真言宗の僧侶および関連の文化事業に携わる専門家を育成する。

博士後期課程の教育目的は次の通り。

広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化について、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに総合的な判断力を備えて、現代社会にその精神を発揚する、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成する。

国際的、学際的な視野のもとに、独創的な発想と柔軟な思考とをもって、密教学、仏教学およびその関連分野に新しい知見をもたらし、高度な学術研究と専門能力を有する人材を育成する。

密教文化研究所との相互協力関係をたもち、広くアジア諸地域の密教文化、および弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集、調査などの総合的学術研究に携わる研究者を育成する。

平成15年度から、修士課程に履修コースとして、密教学専攻には社会人コースと僧侶コースが、仏教学専攻には社会人コースが、それぞれ設定・導入されることになった。

文部科学省に提出された「高野山大学大学院文学研究科収容定員変更届出書」に添付された「大学院修士課程に社会人学生コースと本宗僧侶育成コースを設置・導入する諮問に対しての答申」には両コースの教育目的が次のように述べられている。

社会人コース

広く生涯学習の視野に立ち、各大学学部等において履修した一般的並びに専門教養の上に、密教学・仏教学の学問領域に関する基礎的及び専門的学識を授け、当該コースにおける研究能力を養う。

僧侶コース

大学学部等において履修した一般的並びに専門教養の上に、密教学・仏教学の学問領域に関する基礎的及び専門的学識を授け、当該コースにおける研究能力を養うと共に、真言宗僧侶としての、高度な職業・技能教育を行う。

大学院文学研究科では『高野山大学大学院紀要』を毎年1回刊行していて、平成14年度は6号になる。執筆者は主として大学院生で、博士後期課程における研究成果の発表の場となっている。提出論文は執筆者の研究指導担当者によって査読されている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

すべての専任教員が文学部に所属する体制は、本学の学部教育と大学院教育との連繫をスムーズにする効果がある。しかし、平成15年度からは大学院文学研究科修士課程に履修コースとして社会人コース・僧侶コースが開設され、平成16年度からは通信制の密教学専攻修士課程が開設される。社会人コースや通信制においては、それぞれの大学で多様な分野を学んできた学生が教育対象となる。カリキュラムや授業方法に従来にはない配慮が必要になってくる。今後の大学院教育の一層の充実のために、大学院文学研究科への専任教員配属も検討すべきであろう。

文学部が平成15年度から3学科体制になり、仏教学科は学生の募集を停止し

た。仏教学の教育内容は密教学科の教育課程内に包含されるよう組まれているが、従来に比べて縮小されていることは否めない。一方、大学院文学研究科には仏教学専攻が置かれている。文学部密教学科から文学研究科仏教学専攻に進学した場合、履修上の問題が起こらないように、進学希望者には十分な教育的配慮が必要である。

(3) 密教文化研究所について

密教文化研究所については本報告書第3部で述べる。

(第2章代表執筆者 岸田知子・高橋敬子)

第3章 教育研究の内容・方法と条件整備

第1節 教育研究の内容等

1. 学部・学科等の教育課程

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連（A群）

【現状の説明】

本学文学部の教育理念（「高野山大学履修規程」第 2 条）の大前提となるのが、弘法大師空海の精神に則ることである。そのうえで、理念を要約すると、次の 3 点となる。(1)「いのち」のあらゆる営みを尊ぶこと、(2)世界の様々な文化を理解すること、(3) 社会に貢献する人材を育成すること。そして、文学部の教育目的（「高野山大学履修規程」第 2 条）は、所期の理念を体現した学生を養成することである。

上述の理念・目的の達成のため、本学は以下のような学部共通の必修科目を設けている。「『建学の精神』科目」では、「密教入門」「空海思想入門」「人権と福祉」のすべて（合計 8 単位）を学修する。「学部基礎科目」では、「日本文化」「アジア文化」「欧米文化」と名付けた科目（各 2 単位・全 24 科目）の中から最低 24 単位を学修する。「総合科目」では、「真言密教と日本文化」（4 単位）を学修し、「主題科目」では、「生命倫理」または「教学講座」（各 4 単位）の少なくとも一方を選択・学修する。

文学部の理念・目的に基づいて、学科ごとの教育目的（「高野山大学履修規程」第 2 条）が設けられている。各学科は、その特徴に応じて、次のような独自の目的を掲げている。密教学科は真言密教の精神を具現できる人材や後継者の養成、仏教学科は現代に仏教の精神を生かせる人材の育成、人文学科は日本を始めとする諸文化への理解力の養成、社会福祉・社会学科は人間社会が直面する課題への対応能力の養成、などである。

これら学科ごとの教育目的の達成のために、以下のような学科別の必修科目がある。各学科に、基礎科目として「学科基礎ゼミ」「講義Ⅰ」、展開科目として「講読演習」「講義Ⅱ」、応用科目として「課題演習」「卒業論文」を設けており、すべての科目に亘る最低 36 単位の学修が必要である。

学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に謳われている「幅広い教養」「深い専門の学芸」を培うことは、まさに弘法大師空海が目指したものである。従って、本学の教育課程は、当然のことながら、それらに沿うよう考慮されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上述の科目のほかに、必修科目として「導入科目」「語学科目」「健康科目」がある。卒業に必要な最低単位数 124 単位のうち、必修科目が 88 単位と、3 分の 2 以

上が必修となっている。必修科目内での選択は比較的自由であるとはいうものの、学生の興味・関心に応じた主体的な学修への機会・意欲を奪っているのではないかという懸念がある。また、時間割の組まれ方によっては、選択したい科目の受講ができないという事例も報告されていたために改善の努力をし、平成16年度（2004）から5限目を新設することとなった。今後は、必修科目を減らしても、選択科目の学修によって本学の理念・目的が実現されるような教育課程を構築することが望ましい。さらに、各授業が理念・目的を反映しているかどうか、個々の教員自身が反省するとともに、それを全学的に検証することも必要であろう。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性（A群）

【現状の説明】

上述のとおり、本学の理念・目的は、総体的には、必修科目を学修することによって達成されるようになっている。また、学部および各学科の目的が達成されるよう、特定の科目については、履修年次が指定されている。すなわち、導入ゼミ・学科基礎ゼミは第1年次、講義Ⅰは第2年次、講読演習は第2年次～第3年次、講義Ⅱは第3年次～第4年次、課題演習・卒業論文は第4年次に履修することになっており、段階的な学修によって効果があがるよう設定されている。また、これらの科目を修得できなかった場合には、第2年次から第3年次への進級が認められないようになっている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学のカリキュラムは、体系的な学修が可能なように配慮されている。ただし、実際の学修が体系的になされるかどうかは、個々の学生による授業選択に大きく左右され、特に人文学科と社会福祉・社会学科において顕著である。大別すると、人文学科は3分野（日本文化・アジア文化・欧米文化）、社会福祉・社会学科は2分野（社会福祉・社会学）から成っているが、分野間に垣根はない。従って、学生が明確な目標を持って授業選択をしない限り、体系的なカリキュラムが実現されることは望み難い。

そこで、カリキュラムの見直しをなされ、平成15年度（2003）より新課程が実施されているが、今まで以上に体系性を保てるよう、継続的に制度を改善して行く必要がある。他方、学生が授業を選択する際、授業の内容や体系性を考慮せず、ただ時間割を埋めることに重点を置いているような傾向も見受けられる。学生への履修指導を今後も徹底しなければならない。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ（A群）

【現状の説明】

本学では、第1年次に導入ゼミと学科基礎ゼミとを履修するよう規定している。導入ゼミでは「聞く・話す・読む・書く」など、大学教育や社会生活における基本的能力の修得を目的とする。学科基礎ゼミでは、各学科の目的に応じて、専門課程

に進むための基礎学力を養う。

倫理性については、理念にも謳っているとおり、弘法大師空海の精神や「いのち」を尊ぶことが、本学の教育の根幹である。その達成のために、「『建学の精神』科目」「真言密教と日本文化」「生命倫理」などが必修となっている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

基礎教育、倫理性を培う教育は、両方ともに本学では必修科目となっている。ただし、その学習効果については、以下の点について検討の余地がある。

導入ゼミの目的は、大学の授業を受けるのに耐え得る基礎学力を修得させることにあり、それは全学の共通認識となっている。しかし、授業内容は各担当者に委ねられているため、学習内容が一律でない。授業担当者も毎年の学生の性質などに配慮しつつ、どのような学習が効果的であるかを模索することが多かった。そこで、平成 16 年度（2004）の授業においては統一テキストが使用できるよう、準備を進めている。また、学籍番号順にクラスを振り分けているため、学生の学力差が大きく、個々の学生にとって充実した授業になっているとは言い難い。

学科基礎ゼミの目的は、各学科の専門課程に進むために必要な基礎学力を養うことである。また、このゼミの前提として、学修が体系的に行われることが想定されている。ところが、体系的な学修がなされるどうかは、前述したとおり、個々の学生の授業選択に大きく左右される。従って、学科基礎ゼミが有効かどうかは、学生の主体性にかかっているというのが現状である。

倫理性を培う教育についても、教育課程全体の中に体系的に位置づけられているかどうか、学生にとって有意義かどうか、再検討の必要があろう。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性（B 群）

【現状の説明】

本学は、平成 10 年度（1998）の入学生以後、専攻を廃止している。そのうえで、本項目に該当する科目としては、第 2 学年以上で受講する「学科展開科目」である「講読演習」「講義Ⅱ」、そして「学科応用科目」である「課題演習」「卒業論文」が挙げられよう。各科目の具体的な内容については、『講義概要・授業計画』を参照されたい。これらの科目が本学の学部・学科の理念・目的や学校教育法に適合していることは、前述のとおりである。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学の専門教育的授業科目については、個々の教員による不斷の努力によって、その水準が維持されているものと自負する。しかし、体系性という点において、本学の教育課程に欠陥があることは前述した。平成 15 年（2003）現在、既に人文学科は日本文化学科への改編がなされているが、教育における体系性の確立ということ念頭に置いておく必要がある。一方で、真言密教を始めとする仏教関連の教育課程においては、優れた体系性を有している。これは、学修目的を明確にすることが

できれば、体系性を保てることの証左である。ただし、大学の大衆化に伴い、深く専門的な学修内容に耐えられない学生も増えつつあるため、専門教育の意義について、再検討する必要がある。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性（B群）

【現状の説明】

一般教養的科目に相当するものとして、本学では学部共通の選択科目を設けている（『講義概要・授業計画』参照）。また、他学科の講義Ⅰも選択科目として単位化される。他大学との単位互換も制度化されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学は小規模な単科大学であるので、独自に多彩な一般教養的科目を提供することは難しく、選択科目の大部分を非常勤講師に依存している。しかも、地理的に不便な場所にあるため、非常勤講師を依頼できる人物も厳しく制限される。今後、諸事情により非常勤講師の削減がなされたならば、まず一般教養的科目に影響があらう。また、後述する単位互換制度も現在は利用者がなく、十分に機能しているとは言えない。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性（B群）

【現状の説明】

外国語科目は、「語学科目」の名称で7つの言語について開講している。7つの言語とは、現代語としての英語・ドイツ語・フランス語・中国語、古典語としてのサンスクリット語・チベット語・パーリ語である。このうち、英語Ⅰ・英語Ⅱ（各2単位）が必修であり、英語Ⅲ・Ⅳ・Ⅴと英語以外の言語は選択科目である。英語は読解・作文・コミュニケーションなどの種別で開講している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学の理念は「諸民族諸地域の文化を理解」することを謳っている。また、教育目的からも同様の意図を読み取ることができる。これらの理念・目的の達成のためには諸外国語を学ぶことが望ましい。密教・仏教研究のためには古典3言語の学修が非常に有効であるし、その他の専門的研究のためにも外国語の学修は有益である。しかし、実際に外国語科目を選択する学生は多くない。また、実用的な外国語を身に付けるほどに習得する学生も少ない。

本学では、平成9年度（1997）以前の入学生は第2外国語が必修であった。その後、学生の興味・能力に応じて学修できるよう必修からはずし、受講生の減少もあって、外国語の開講数が段階的に減っている。入学試験においても英語は選択科目となっており、外国語科目が現状のままで良いかどうかは、本学の理念・目的にも大きく関わることであり、教育課程の中に適切に位置づけられているかどうか、検

討する必要がある。また、広く「語学」として考えた場合、古文・漢文の学修が不十分なことも、本学における重要課題のひとつである。

教育課程の開設授業科、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性（B群）

【現状の説明】

平成 14 年度（2002）の開講科目は下表のとおりである。毎年の開講科目数に若干の変更はあるが、急激な増減はない。

『アクション・プラン』に準じた分類	本学の分類（科目数）	単位総数	単位総数小計
専門教育的授業科目	密教学科科目（29）	104	380
	仏教学科科目（17）	64	
	人文学科科目（41）	152	
	社会学科科目（16）	60	
一般教養的授業科目	「建学の精神」科目（5）	12	194
	導入科目（12）	24	
	健康科目（2）	4	
	学部基礎科目（25）	50	
	総合科目（1）	4	
	主題科目（2）	8	
	自主企画科目（1）	2	
	健康実技（4）	8	
	教学実習科目（8）	16	
	普通科目（17）	58	
	その他科目（3）	8	
外国語科目	語学科目〔必修英語〕（9）	18	40
	語学科目〔選択外国語〕（11）	22	
資格取得科目	資格取得科目（17）	66	132
	教職に関する科目（23）	52	
	社会福祉士指定科目（1）	4	
	学芸員科目（4）	10	
書道科目	書道科目（8）	16	16
単位総数合計			762

（各種実習を除く）

（専門教育的授業科目のうち、他学科の科目を選択した場合は、一般教養的授業科目とみなし得る。同様に、学部基礎科目や書道科目もまた、専門科目にも教養科目にもなり得る）

専門教育的授業科目と一般教養的授業科目との量的比率を単純に計算すれば、2:1である。ただし、他学科の専門教育的授業科目を一般教養的授業科目に換算すると、所属学科によって差があるものの、量的比率は 1:3 から 1:9 程度と見なせよう。

卒業に必要な最低単位数は 124 単位である（「高野山大学履修規程」第 3 条・別表 I）。これを本細目の観点から表にすれば、下のようになる。

『アクション・プラン』に準じた分類	本学の分類	卒業所要 単位数	単位数小 計
専門教育的授業科目	学科科目	36	36
一般教養的授業科目	学部基礎科目	24	84
	「建学の精神」科目	8	
	導入科目	4	
	健康科目	4	
	総合科目	4	
	主題科目	4	
	選択科目 〔語学科目・資格取得 科目・他学科科目を含む〕	36	
外国語科目	語学科目〔必修英語〕	4	4
卒業所要総単位数			124

専門教育的授業科目と一般教養的授業科目との量的比率は、3:7 である。ただし、学部基礎科目には専門科目としての側面もあるので、専門教育的授業科目に換算すれば、量的比率は 1:1 となる。

なお、本学では、平成 15 年度（2003）より新学科編成による教育が開始されており、新しい基準によると下のような比率になる。

『アクション・プラン』に準じた分類	本学の分類	卒業所要 単位数	単位数小 計
専門教育的授業科目	学科科目	48	48
一般教養的授業科目	「建学の精神」科目	2	74
	健康科目	2	
	学部基礎科目	14	

	選択科目 〔語学科目・資格取得 科目・他学科科目を含 む〕	56	
外国語科目	語学科目〔必修英語〕	2	2
卒業所要総単位数			124

専門教育的授業科目と一般教養的授業科目との量的比率は、2:3 である。また、学部基礎科目を専門教育的授業科目に換算すれば、量的比率は 1:1 となる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

開設科目全体の量的配分が適切かどうかを判断することは、非常に難しい。しかし、卒業に必要な単位数が 124 であるのに対して、全科目の単位数は 762 と 6 倍以上の科目数があり、量的には十分であろう。

また、学部基礎科目は、専門的科目への入門的性格を有しており、それを考慮しても、卒業所要単位数における量的比率は、妥当であると思われる。

外国語科目の問題点は上述したとおりである。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況（B群）

【現状の説明】

基礎教育と教養教育のために特別な体制があるわけではない。教育課程に基づいて、学部長・学科主任等を中心として構成される教務委員会が、教育全体の実施・運営に当たる。そのもとに、各教員が具体的な教育内容を立案し、授業を行なう。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

学生の学力が以前と比較して低下しつつあることは、全学の共通認識となっている。基礎教育がこれまで以上に重要になって来ることが容易に想像できるが、それに対する本学の体制は十分であるとは言い難い。導入ゼミの担当者による全体会合や有志による話し合いが散発的に開かれることもあったが、継続性がない。学科基礎ゼミの学修が、その他の授業科目と有機的に関連しているかどうか、検討の余地がある。教養教育も多くは非常勤講師に依存しており、本学の教育方針が授業内容に反映されているかどうかは、把握しきれていないと思われる。

以上のように、個々の事例には問題があるものの、本学のような小規模大学の場合、基礎教育と教養教育とについて独立した体制を作る必要はないと考える。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性（B群）

【現状の説明】

本学では、補習授業のようなものは実施していないが、導入ゼミと学科基礎ゼミとを第1学年の必修科目としている。導入ゼミは、「聞く・話す・読む・書く」などの基本的能力の修得を目的とする。学科基礎ゼミは、各学科の目的に応じて、専門課程に進むための基礎学力を養う。どちらも、高等学校以前の学力が身に付いていない入学者が増加したために設けた科目である。また、平成15年度（2003）からは、必修の英語について、能力別・意欲別のクラス分けを実施している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

制度として整っているとはいえないものの、上記の科目が有効に機能しているかどうかは問題である。義務教育以来、10年以上かけて身に付かなかった基本的能力が、大学の25回程度の授業で飛躍的に向上するものではない。高等教育への円滑な移行のためには、学生個々の能力に応じ、全科目において適切な配慮が必要であると思われる。しかし、具体的な方法は各教員の自主性に任されているのが現状であり、今後は全学的な取り組みが必要となろう。

3. カリキュラムと国家試験

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率（C群）

【現状の説明】

基礎データの表9にあるとおり、平成14年度の合格者は0人であるが、その他、既卒者が4人合格している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

多様化する社会福祉のニーズを充足するためには、社会福祉に従事する人々による質の高いサービスの提供が不可欠である。そのためには、サービスに従事する者が、専門的な知識と技能とを総合的に兼ね備えている必要がある。本学は法律の施行以来、社会福祉士の国家資格を得るために必要なカリキュラムをすべて開講し、毎年受験させ、合格者も出して来た。しかし、今後さらなる合格者を出すためには、国家資格受験コースの開設や受験対策集中講座の開設が急務であるとする。

4. インターンシップ、ボランティア

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（C群）

【現状の説明】

選択科目に自主企画科目（4単位）があり、学生の自由な発想による企画の実践に対し単位を与えてきた。平成15年度（2003）入学生からは、この科目の企画内容をボランティアと巡礼に限定することにし、2単位とした。変更した理由は、学生

の自由な発想を促すというこの科目の設定趣旨に適う企画がなかなか出て来ないこと、何でも自由に対象にしても教育効果を測りにくいことに加え、平成 12 年度（2000）からボランティア活動を実践してきた者を対象に特定入試を行って来たので、その経験や意欲を継続することを奨励するためである。巡礼を奨励するのは、弘法大師空海を重んずる本学らしさを出すことと、巡礼経験を通してボランティア精神を学ぶという意味からである。

この科目を受講する学生は、年度はじめにガイダンスを受け、実施計画書を提出する。計画書には保護者の承認も必要である。計画書は教務委員会で検討し、不備なもの、不適切なものは、返却して再提出を促す。再提出された計画書は、再び教務委員会で採否が決定される。計画実施後、提出された報告書によって、教務委員会の長である学部長が評価する。

平成 15 年度（2003）は 3 件（全学で？ 1 年だけ？）の計画提出があったが、いずれも再提出を要すると判断された。結果、再提出されたのは 1 件である。（採用？ 不採用？）

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

自主企画科目がボランティアを主としたものになったのは平成 15 年度（2003）からで、受講資格がある者は第 1 年次の学生のみである。そのため計画提出者が少なく、適切な実施ができているか、まだ現時点で点検・評価することはできない。この科目の趣旨を周知徹底させ、また、企画しやすいようにサンプルを例示するなどの工夫をし、受講者を多くするようにすべきである。

5. 履修科目の区分

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性（B 群）

【現状の説明】

「高野山大学履修規程」第 3 条・別表 I に、卒業に必要な授業科目及び単位数が記してある。卒業に必要な最低単位数である 124 単位のうち、必修科目は 88 単位、選択科目は 36 単位であり、比率にすれば 7:3 である。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

卒業に必要な単位数のうち 10 分の 7 を必修科目が占めており、これが学生の主体的学修を阻害しているのではないかという懸念があった。そこで、平成 15 年度（2003）の入学生より、この量的配分が変更され、卒業に必要な最低単位数である 124 単位のうち、必修科目が 68 単位、選択科目が 56 単位、比率にして 9:7 程度になった。先に言及したように、本学の場合、学生による授業選択の自由度を増すと、体系的学修が行われにくくなることが懸念される。これは、単なる量的配分ではなく、学修の質の問題でもある。学修に最適なカリキュラムが組めているかどうか、今後も検討が必要である。

6. 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（A群）

【現状の説明】

本学の単位制が「大学設置基準」第 21 条に準拠していることは、「学部履修要項」に明記してある。その単位計算基準は「高野山大学学則」第 17 条に、次のように記されている。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習、実技及び外国語については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

さらに「学部履修要項」は、1 講時の授業は 90 分で行われ、これをもって 2 時間の授業と計算すると説明している。

また、本学は前期・後期の 2 学期制を採用しており、授業には通年科目と半期科目とがある。集中講義以外の授業は、すべて週 1 回である。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学の単位計算方法は、諸基準に照らして妥当であると言える。ただし、形式として妥当であることと、学修効果が最大限に期待できるかどうかは、別の問題である。本学は旧来の基準に則っているに過ぎず、セメスター制の完全導入など、学生の実態に基づいて検討すべき課題はあろう。

7. 単位互換、単位認定等

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性（B群）

【現状の説明】

「高等教育機関コンソーシアム和歌山」は、和歌山県内の 8 高等教育機関によって構成される。そのうち、本学においては、和歌山大学と近畿大学生物理工学部との単位互換を、平成 15 年度（2003）より実施している。ただし、利用者はなかった。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

文学部しかない本学の学生にとって、経済・法律や理工系の科目を受講できることは意義深い。単位互換制度が実現したことは喜ばしいが、利用者が皆無であることは問題である。これは本学に限ったことではなく、コンソーシアム和歌山の 8 校すべてに利用者がなかった。この点については、改善すべく調査研究中である。共通の講義センターを設けるとか、集中講義にするとか、対策を講じる必要があろう。さらに、放送大学との単位互換やコンソーシアム和歌山加盟校による共同講義など、様々な方策を模索中である。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性（B群）

【現状の説明】

本学では、高野山高等学校3年生に対して、指定した幾つかの科目の受講を認めており、その単位は本学の単位として認定している。また、短期大学からの新入生・編入生については、本学の科目と共通性の高い既修得単位を60単位まで本学の単位として認定している（「高野山大学学則」第17条）。一定の条件を満たした専門学校に対しても、同様の措置を講じている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

高校生に対しては、本学の科目を本学の単位として認定しているのであるから、適切であると言える。編入生に対しての単位認定は、教務委員会からの付託を受けて、学部長と教務係とが検討し、学生本人の説明も考慮しながら適切になされている。しかし、本学では一般教養的科目と専門的科目との区別を設けていないので、単純な作業でないのも事実である。

さらに、コンソーシアム和歌山では、現在、和歌山県立工業高等専門学校との単位互換を検討中である。今後は、他の高校との連携や、諸検定を単位認定するなど、検討の余地があろう。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合（B群）

【現状の説明】

「高野山大学学則」第17条の第2項・第3項は、以下のように規定する。

2 学生は、別に定める他の大学において、当該大学の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得したものには、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で単位を与える。

したがって、卒業所要総単位は124単位であるから、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合は、4分の3となる。

また、前細目にあるように、既修得単位を60単位まで認定する制度があり、この場合、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合は、2分の1となる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記の条項は、コンソーシアム和歌山の単位互換制度を実施する以前から存在する。しかし、「別に定める」とする規程は存在しない。この条項については、早急に検討・整備し、有効に活用されるようにすべきである。

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ（C群）

【現状の説明】

平成14年（2002）、本学はハワイ大学（University of Hawaii）宗教学部との協力

に関する共同声明書に署名した。これは、「両者間の教員および学生の交流、研究企画ならびに会議について協力を継続的に行うことに同意する」ものである。また、その協力内容は「学生の入学および教員交換の正規の手続きによって行われる」と明言されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記の声明書があるものの、これを有効に活用できるかどうかは、今後の問題である。人的交流が実際に行われた場合を想定した規則を、早急に準備すべきである。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（B群）

【現状の説明】

平成 14 年度（2002）の担当科目の割合は、基礎データ表 3 および本節末尾の別表を参照。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

専任教員が担当する授業科目の割合は、総合的には約 64% である。主として、基礎学力を養成するための科目と専門的科目とを専任教員が担当する傾向にある。本学が文学部のみの単科大学であることから、これは当然の傾向と言える。

兼任教員等の教育課程への関与の状況（B群）

【現状の説明】

上の細目に同じ。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

兼任教員等が担当する授業科目の割合は、総合的には約 36% である。主として、一般教養的科目や実習科目を兼任教員が担当する傾向にある。当該学修内容に対する専門性や特殊技能を考えた場合、これは当然の傾向と言える。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（C群）

【現状の説明】

「高野山大学学則」第 23 条は、以下のように規定する。

他の大学より本学に、本学より他の大学に留学又は転学しようとする者は、所定の手続きを行わねばならない。留学又は転学に関する事項は、別に定める。

そして、留学に対しては、前述した「高野山大学学則」第 17 条が準用され、30 単位を超えない範囲で単位が与えられる。

なお、教育指導上の特別な体制はとられていないが、各教職員の配慮によって対応している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記第 23 条に言う「別に定める」規程が存在しないという明らかな不備は、早急に是正すべきである。しかし、教育指導に関しては、本学のような小規模大学であれば、現在のままでも、個々の学生の要求には十分にえられるものとする。

10. 生涯学習への対応

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性（B群）

【現状の説明】

本細目については、「第 8 章 社会貢献」を参照されたい。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

同上。

11. 正課外教育

正課外教育の充実度（C群）

【現状の説明】

不定期ではあるが、教職員が学生を同伴した旅行が、長期休暇中に実施されている。過去の旅行地には、四国八十八ヶ所・中国・チベット・カンボジアなどがある。

また、より専門的で深い学芸に習熟することを望む学生には、教員が正規外の時間や余暇を割いて、少人数の勉強会を開くことがしばしばある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

かつて専攻があった平成 12 年（2000）以前には、専攻ごとのゼミ旅行を毎年実施する教員もいた。しかし、専攻の廃止に伴って、学生との親密な関係を築きにくくなったという教員の声は多い。

また、上記のような勉強会を実施しても、教員や学生には何の評価も与えられない。もとより評価を求めているわけではなく、純粋に学問を追及したい者の自主的な集まりである。しかし、大学生の学力低下が指摘される中、このような自主的・趣味的な勉強会を正規の教育システムの中に位置づけることが検討されても良いかもしれない。

別表

科目分類	科目名	科目数	専任教員 担当数	兼任教員 担当数	専任担当 の割合
「建学の精神」科目	密教入門	2	2	0	100%
	空海の思想入門	2	2	0	100%
	人権と福祉	1	1	0	100%
導入科目	導入ゼミ	13	13	0	100%
必修語学科目	英語	9	4	5	44%
健康科目	健康科学	1	0	1	0%
	医学知識	1	0	1	0%
学部基礎科目	日本文化	8	2	6	25%
	アジア文化	8	2	6	25%
	欧米文化	9	0	9	0%
総合科目	真言密教と日本文化	1	1	0	100%
主題科目	教学講座	1	1	0	100%
密教学科科目	密教基礎ゼミ	6	6	0	100%
	密教講義Ⅰ	2	2	0	100%
	密教講読演習	6	6	0	100%
	密教講義Ⅱ	7	5	2	71%
	密教課題演習	8	8	0	100%
仏教学科科目	仏教基礎ゼミ	2	2	0	100%
	仏教講義Ⅰ	3	3	0	100%
	仏教講読演習	3	3	0	100%
	仏教講義Ⅱ	5	4	1	80%
	仏教課題演習	4	4	0	100%
人文学科科目	人文基礎ゼミ	6	6	0	100%
	人文講義Ⅰ	4	4	0	100%
	人文講読演習	8	7	1	88%
	人文講義Ⅱ	13	3	10	23%
	人文課題演習	10	9	1	90%
社会学科科目	社会基礎ゼミ	2	2	0	100%
	社会講義Ⅰ	2	2	0	100%
	社会講読演習	2	2	0	100%
	社会講義Ⅱ	5	2	3	40%
	社会課題演習	5	5	0	100%
選択語学科目	サンスクリット語	1	1	0	100%
	チベット語	1	1	0	100%
	パーリ語	1	1	0	100%

	英語〔選択〕	4	2	2	50%
	ドイツ語	1	0	1	0%
	フランス語	1	0	1	0%
	中国語	2	0	2	0%
健康実技	健康実習	2	0	2	0%
	スポーツ実技	1	1	0	100%
	観法	1	0	1	0%
教学実習科目	法式	2	0	2	0%
	声明	2	0	2	0%
	布教	2	0	2	0%
	常用経典	2	0	2	0%
普通科目	生命の科学	1	0	1	0%
	数と論理	1	0	1	0%
	心の科学	1	1	0	100%
	情報と社会	2	0	2	0%
	国家と政治	1	0	1	0%
	暮らしと経済	1	0	1	0%
	世界の宗教	1	0	1	0%
	宗教の歴史	1	1	0	100%
	哲学	1	0	1	0%
	梵字悉曇	1	1	0	100%
	仏教芸術	2	2	0	100%
	生活と法律	1	0	1	0%
	日本国憲法	1	0	1	0%
	地域福祉	1	1	0	100%
	家族と社会	1	0	1	0%
資格取得科目	書道	1	0	1	0%
	国文学史	1	1	0	100%
	国語学	1	0	1	0%
	国文法	1	0	1	0%
	漢文学	1	1	0	100%
	宗教学	1	1	0	100%
	宗教思想史	1	1	0	100%
	児童福祉論	1	0	1	0%
	老人福祉論	1	0	1	0%
	障害者福祉論	1	0	1	0%
	介護概論 A	1	0	1	0%
	社会福祉援助技術演習	2	0	2	0%

	公的扶助論	1	0	1	0%
	地理学	1	0	1	0%
	書道史	1	1	0	100%
	生涯学習概論	1	1	0	100%
教職に関する科目	教職入門	1	1	0	100%
	教育原論	1	1	0	100%
	同和教育	1	1	0	100%
	教育心理学	1	1	0	100%
	教育方法論	1	1	0	100%
	国語科教育法	2	2	0	100%
	社会・公民科教育法	2	2	0	100%
	宗教科教育法	2	2	0	100%
	道徳教育の研究	1	1	0	100%
	特別教育活動指導	1	1	0	100%
	生徒指導・進路指導	1	1	0	100%
	教育実習の研究	1	1	0	100%
	教育実習Ⅱ	3	3	0	100%
書道科目	かな	2	0	2	0%
	漢字	2	2	0	100%
	篆刻	1	0	1	0%
	書論 1	1	1	0	100%
	鑑賞 2	1	1	0	100%
	条幅制作	1	1	0	100%
社会福祉士指定科目	社会福祉援助技術現場実習	2	2	0	100%
	社会福祉援助技術現場実習指導	1	1	0	100%
その他科目	声明上級	1	0	1	0%
	一流伝授	1	0	1	0%
	職業指導	1	1	0	100%
合計		248	158	90	64%

（「生命倫理」を除く。「生命倫理」は主として前期を兼任教員、後期を専任教員が担当する通年科目である。）

第2節 教育方法とその改善

1. 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の適切性（B群）

【現状の説明】

本学では、平成13年（2001）から年1回の授業アンケートを実施している（アンケート用紙ならびに全体の集計結果は、本節末尾に添付している）。それ以前には、学生生活実態調査の中で、平成7年（1995）・平成11年（1999）の2度、同様のアンケートを行ったことがある。また、平成10年に導入ゼミが開講されて以来、数度、担当者による会合が開かれたことがある。その他は、教員の個人的な判断で、授業時間中に短い感想を書かせるなどの方法が採られている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

過去のデータは、学生の人数や質の激変、カリキュラムの変更等、状況が大きく違っていることもあって、現在とは比較し難い。最近の授業アンケートも、まだ2回しか実施されていないため、データの蓄積がなく、比較の対象がない。アンケートの実施時期・方法や質問項目などが適切かどうか、今後の検討課題である。また、これまで個人で実施していた測定方法のうち、有効なものを全学的に広めるなどの方策も考えられよう。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況（B群）

【現状の説明】

平成12年（2000）にFD検討委員会（平成14年にFD問題検討会議と改称）が発足し、同年、本学専任教員全員の協力によって『授業改善 私の取り組み』を発行した。そこからは、多くの教員が授業改善の必要を自覚し、さまざまな工夫と努力を積み重ねていることが読み取れる。しかし同時に、学生に気力が感じられない、講義内容が学生に通じている手応えがない、といった声も多い。なお、授業アンケートの実施に対して、反対する教員はいない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

学生の学力低下に伴って、教育効果や目標達成度が以前ほど満足のいかない状態になっている。それが年々ひどくなるのとは逆に、「授業のレベルが低い」という学生からの苦情もある。学生が多様化し、かつ二極分化していることは、教員のほぼ全員が認識している。その測定方法としては、現在のところ、全学的な取り組みとしては授業アンケートしかない。しかし、アンケートに反対はせずとも、授業を正當に評価する能力が学生にあるか、疑問を感じている教員もいる。より客観的で正確な結果を得られるよう、アンケートの改善が求められよう。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況（B群）

【現状の説明】

教育効果を測定するシステムは、本学には授業アンケートしかない。アンケートの実施・分析はFD問題検討会議に委ねられている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学が授業アンケートを導入してから、まだ2年しか経過しておらず、その分析も不十分であると言える。しかし、アンケートの実施・分析が適切であるかどうかを検証する仕組みは、本学には存在しない。これは、早急に改善する必要がある。

卒業生の進路状況（B群）

【現状の説明】

基礎データの表8および「第9章 学生生活への配慮」を参照されたい。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学の特徴としては、寺院関係への就職が多いことが挙げられる。それでもなお、卒業後の進路が確定しない者が、卒業生の半数程度を占める。その内訳は、就職できない者のほか、就職しない者、専門学校に進学する者、フリーターになる者など様々で、まさに学生の価値観は多様化している。卒業後の進路は就職や大学院進学ばかりではなくなっており、そのような学生にとって、大学は今まで以上に「自分探しの場」としての役割が大きくなっていると言える。今後は、学生の適性を見極めて、様々な進路指導に対応できるような体制が必要である。

2. 厳格な成績評価の仕組み

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性（A群）

【現状の説明】

本学では、履修科目登録の上限は設定していない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

『学生生活実態調査 2003年度』の「37 受講科目数」を見る限り、受講科目数が極端に多い学生が10%程度いるが、全体としては現在のままでも特に不適切であるとは言えない。科目によって受講年次に制限を設けていることが有効であると思われる。一部の学生の受講科目が極端に多いのは、留年を避けるための方策と考えられる。これをなくすためには、履修科目登録の上限を設定するよりも、履修指導を徹底する方が良いであろう。

成績評価法、成績評価基準の適切性（A群）

【現状の説明】

「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」第 16 条・第 17 条は、以下のように規定する。

第 16 条 科目試験の成績判定の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 合 格 当該科目の年度授業実数の 3 分の 2 以上出席し、評点が 60 点以上の場合。
- (2) 不合格 当該科目の年度授業実数の 3 分の 2 以上出席し、評点が 0 点以上で 60 点未満の場合。
- (3) 失 格 正規の試験を受けなかった場合及び当該科目の年度授業実数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合。

2 出席又は欠席の確認をしない科目の受験資格の有無は、当該科目担当者の判定によるものとする。

第 17 条 論文試験の成績判定の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 合 格 評点が 60 点以上の場合
- (2) 不合格 評点が 0 点以上で 60 点未満の場合
- (3) 失 格 全各号以外の場合

また、正当な事由により定期試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる（「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」第 11 条）。定期試験等を不合格になった場合、3 科目までは再試験を受けることができ、合格の場合は 60 点となる（「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」第 11 条の 2）。追試験は、平成 14 年（2002）後期から実施している。当初は進級・卒業要件に関わる者のみに限定していたが、平成 15 年度（2003）からは受験資格に制限はない。

なお、「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」第 15 条には卒業論文に関する規程があり、学科再編や学生の現状に合わせて、枚数制限や提出時期など一部を改めた。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記第 16 条・第 17 条が適切かどうかについて、全学的に検討されたことは長くない。今一度、適切かどうかを検証すべき時期であるかもしれない。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況（B 群）

【現状の説明】

成績評価は、全面的に教員個人の裁量に委ねられており、評価の方法はシラバスに書いている。しかし、全学的な仕組みは存在しない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

成績評価が厳格に行われているかどうか、すべての科目に対して検証するのは困難である。しかし、成績評価に格差があることによって、一部の学生が不利益を蒙っているとすれば、それは是正すべきである。逆に、俗に言う「楽勝科目」が存在するのも望ましくない。まずは、成績評価の具体的な方法について、各担当者がシ

ラバスに明示することが必要であろう。そのうえで、なおも不当な成績評価がなされた場合には、学生からの抗議を受け付ける制度を作るなど、検討すべき課題はあろう。従来、成績に関する学生からの抗議については、授業担当者が個別に受け、時には教務系の理解を得て変更することもあったが、やはり不公平感は拭えない。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（B群）

【現状の説明】

平成 14 年度（2002）以前の入学生は、第 2 年次から第 3 年次に進級するためには合計 60 単位以上を修得していることが要件であった（「高野山大学履修規程」第 7 条）。この措置によって教育効果を上げることが目的であったが、この要件は平成 15 年度（2003）の入学生からは廃止されている。主たる理由は、第 2 年次での留年をなくすことによって、4 年で卒業できる学生を増やし、就職活動にも影響がないようにすることにある。また、第 4 年次には卒業論文を必修にしており、卒業時には卒業所要単位を修得しているかどうか、卒業判定会議において一人一人について確認がなされている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

卒業時の判定は適切になされており、問題はない。しかし、進級要件を廃止したことによって、年次ごとの学生の質の検証は困難になったと言える。その是非については、今後、留年者・退学者の状況などを見て、慎重に判断しなければならない。各年次において学生の質を確保するためには、かつてあった年次ごとの進級要件（例えば 8 単位以上の取得）を復活するのも、ひとつの方法であろう。また、卒業時の学生の質を検証・確保するためには、卒業論文を課すことが、最も有効な方途であると考えられる。

3. 履修指導

学生に対する履修指導の適切性（A群）

【現状の説明】

履修指導に際しては『高野山大学要覧』『講義概要・授業計画』『開講科目表』『授業時間表』を配布する。4 月の開講前にオリエンテーションを開催している。オリエンテーションには、新入生に対する全体オリエンテーション・学科別履修指導・資格関係オリエンテーション、在学生に対する学年別・学科別のオリエンテーション、編入生に対するオリエンテーションがある。指導は、教務係事務職員・資格関係担当教員・学科主任などが中心になって実施している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成 13 年度（2001）までは、宿坊寺院において、新入生に対する 1 泊 2 日の合宿をし、教職員と寝食を共にしながら、学科別のオリエンテーションをしたこともあったが、その効果への疑問もあって、現在は行っていない。きめ細かな履修指

導を行なうためには、合宿しないまでも、より多くの教員が日常的に関わるべきであろう。

オフィスアワーの制度化の状況（B群）

【現状の説明】

オフィスアワーは平成 12 年度（2000）後期から制度化されており、各教員は週に 1 時間以上を充てることになっている。オフィスアワーは一覧表にして掲示し、学生に周知させている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

学生のオフィスアワー利用について、『第 3 回学生生活実態調査 2003 年度』の結果では「利用する 6.6%」「あまりしない 21.9%」「しない 69.3%」となっており、ほとんど利用されていないことが分かる。教員にも毎年度始めにアンケートをとっているが、そこでもやはり、オフィスアワーは利用されていないとの回答を得ている。

本学はキャンパスが小さく、教員の所在が分かりやすい。特に急用でもない限り、確実に面会できる時間帯を設定しておく必要性は少ない。また、学生がオフィスアワー以外の時間帯に尋ねて来ても教員は快く応対しており、オフィスアワー以上の効果があると思われる。

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性（B群）

【現状の説明】

「高野山大学履修規程」第 7 条を要約すると、以下のとおりである。平成 14 年度（2002）以前の入学生は、第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、指定された 5 科目（「学部導入ゼミ」「学科基礎ゼミ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「講義Ⅰ」）を含めて合計 60 単位以上の単位を修得していなければならない、条件を満たさない学生は留年する。ただし、「英語Ⅱ」「講義Ⅰ」のみ未修の場合には、翌年度に未修単位を修得することを条件に、第 3 年次への仮進級を認めている。仮進級の者は、前記の条件を満たした場合にのみ第 4 年次に進級できる。第 2 年次留年者に対しては、英語や導入ゼミの再履修クラスを設けている。第 4 年次の留年者については、履修登録の都合上、どうしても登録が不可能な科目がある場合に限り、関連科目による代替履修を認めている。なお、平成 15 年度（2003）の入学生からは、第 3 年次への進級要件は廃止されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記のような措置を講じているとはいえ、何よりも大事なものは、留年者を出さないような指導を普段からすることである。また、代替科目を生じるような時間割には、もとより問題がある。これを解消するため、平成 16 年度（2004）より、資格関係の科目を中心とする 5 限目を新たに設けることになった。

平成 15 年度（2003）の入学生からは、上述したとおり進級要件が廃止されてお

り、今後は第4年次での留年者が出ないような履修指導が求められる。

4. 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性（A群）

【現状の説明】

平成12年度（2000）、FD検討委員会は、専任教員全員の協力によって冊子『授業改善 私の取り組み』を発行した。同時に、全専任教員が小グループに分かれて、教育指導方法の改善について話し合う場が持たれた。平成13年度（2001）からは、毎年、学生への授業アンケートを実施している。その他、平成15年度（2003）には、FD問題検討会議の主導で、FD研修会・SD研修会・授業参観が実施された。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学のFD活動は、まだ日が浅く、その活動の有効性について検証できていない。今後は、より良い方向を模索しつつ、FD活動自体が適切であるかどうか検討対象として行く必要があるだろう。シラバスを現在以上に充実させ、活用して行くことも考えなければならない。また、教員と学生との関係を密にすべく、導入ゼミ・学科基礎ゼミの担当者をクラス担任としたり、数人の学生に対して2人1組の教職員を割り当てるアドバイザー制度を設けたりといった試みがなされているが、有効に機能しているとは言い難い。

そのような中、学生を見ていると、勉学に限らず、あらゆることに対して意欲が低くなりつつあるように感じられる。授業以外でも、課外活動や学生自治組織、学園祭の運営、就職活動などに既に支障が出ており、いずれは学生の時期のみならず、卒業後の生活にまで影響が及ぶであろうと思われる。学生の活性化は、教育のみならず、学生の人生全般に関して非常に深刻な問題であり、広い視野をもって取り組まなければならない。

シラバスの適切性（A群）

【現状の説明】

平成11年度（1999）以来、現在の体裁の『講義概要・授業計画』を作成している。授業内容に深く関わる項目として、「授業の目的及び概要」「授業計画と授業方法」「テキスト」「参考文献」「評価の方法」を、各担当者が執筆する。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

『講義概要・授業計画』の執筆に際して要求されることは、字数制限のみである。どのような内容を書くかは各教員に任されており、したがって、内容にバラつきが見られる。授業形式や受講人数が様々であるため、画一的な形式に統一できるわけではないが、シラバスというものの役割を明確にし、教員が熟知しておく必要はあろう。また、内容が不十分と判断されれば、書き直しを依頼しても良い。執筆形式

が現実の授業のあり方と乖離しているならば、形式自体の検討も必要と思われるが、本学にはそのための機関がない。シラバスの内容を点検する機関としては、その作成を依頼している教務委員会か、教育方法の改善等に関わるFD問題検討会議が適当と思われる。

平成14年度(2002)の『講義概要・授業計画』から、不備と思われるものの代表的な特徴を下に挙げる。

「授業の目的及び概要」から「科目名」以上の情報を得られないもの。

「授業計画と授業方法」の具体性に欠けるもの。

「テキスト」「参考文献」の書誌情報が不十分なもの。

「評価の方法」の具体的な内容が分からないもの。

これらについては、担当者に注意を促し、すぐにでも改善すべきである。例えば、「評価の方法」に「出席とレポートを総合的に評価する」と書いてあっても、学生にしてみれば、何がどう評価されるのかまったく分からないと思われる。「評価の方法」については、大学全体で幾つかの基本形式を準備しても良いのではないだろうか。出席を点数化する場合の規則や、良いレポートと悪いレポートの具体例を示すなど、改善の方策は多くあろう。

シラバスが良くなければ、結局は学生に読まれなくなってしまう。平成13年度(2001)の授業評価アンケートによれば、学生のシラバス利用度は「読まなかった24.2%」「全く参考にならなかった3.4%」「あまり参考にならなかった21.3%」「参考になった44.0%」「非常に参考になった7.2%」となっている。半数の学生が有効に利用しているものの、同じく半数の学生は活用できていないのである。

なお、平成15年度(2003)には、シラバスの問題点を中心とするFD講習会を実施した。

FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性 (B群)

【現状の説明】

平成12年度(2000)にFD検討委員会が設けられ、平成13年度(2001)には教育上の改善策について学長に答申を提出した。その後、毎年、学生による授業評価アンケートを実施している。平成15年度(2003)には、学外から講師を招いて、教職員に対してFD研修会・SD研修会を開催し、学内関係者による授業参観を行った。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学のFD活動は緒に就いたばかりであり、まだ様々なことを模索中だと言える。したがって、現在の活動が適切かどうかを判断するのは早計であろうが、組織的に取り組むことへの同意を全学的に得ており、意欲的に取り組んでいるとは言えよう。

学生による授業評価の導入状況 (B群)

【現状の説明】

平成13年度より5段階の評価方式によるアンケートを実施している。1科目につ

き年1回のアンケート結果は、年度末に集計・分析して各教員に科目別の集計結果を報告し、アンケート原本を返却している。また、分析結果はA4版4ページの『FDだより』として公表している。『FDだより』には、数値化された評価とともに、自由記述の中から代表的なものを選んで載せている。しかし、集計・発行は滞りがちである。

アンケート結果を勤務評定に利用しないことは明言されているが、自由記述による評価内容が非常に悪かった教員1名に対しては、大学側から注意したことがある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

『FDだより』によって、学生が感じていることや学生の傾向が、具体的に示されることとなった。例えば、次のようなことである。

シラバスを参考に行っている学生が51.2%に過ぎない。

自宅学習の時間が極端に少ない。

学生が求めるのは「分かりやすく、おもしろく、ためになる」授業であり、興味は感じているものの、理解度や満足度はやや低い。

教員の熱意は感じるものの、教授方法には満足しておらず、特に板書への不満が高い。

教室管理を更に厳しくすべきである。

授業評価の意義は、教員自身が注意を喚起されることによって、授業内容を改善することが最大の目的である。しかし、具体的にどのような改善がなされたかの調査は行われていない。アンケートが「とりっぱなし」になることなく、有効に活用されたかどうかの検証も必要であろう。また、アンケートの時期や形式・方法についても、不断の改善が求められる。

5. 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（B群）

【現状の説明】

授業形態と授業方法は、教授内容や受講者数などに応じて、最も有効と考えられるものを、担当者が自らの判断で決定している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

自らの授業形態と授業方法が適切か有効かについては、担当者自身による日々の反省・検証に委ねられている。客観的な視点を持つためには、FD活動による授業アンケート結果を利用することが有益であろう。しかし、担当者に自覚がなければ、授業の改善は望めない。また、教室の大きさが人数に比して不適切と思われることも少なくない。

他方、授業を担当する側からは、いかんともしい問題もある。例えば、受講者数は200人を超えるものから5人以下のものまで様々であるが、実際に開講した後、受講登録が完了するまで、受講者数を把握できない。シラバスは開講の数ヶ月前ま

で提出しなければならないので、前年の傾向から授業形式を決定するものの、人数の予測を大幅に読み違えることもある。また、現在は入学試験によって学生の質を確保することができないため、前年度の授業形式が次年度の学生の能力に適合しているかどうか、開講後にしか判断できない。このような場合、シラバスを固持するのはかえって不適切であり、臨機応変に対応せざるを得ない。このような現状において、本細目で問われているような適切性・妥当性・有効性については、個々の授業担当者が模索しつつ毎日の授業を行なっていると言える。それを全学的に検討するような機会や機関はないが、受講者数の上限を決めて、多人数のものは複数開講するなどの措置を講じることはできよう。

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性（B群）

【現状の説明】

情報処理演習室が平成 11 年（1999）10 月 7 日に開設された（「施設・設備等」を参照）。同演習室は、担当者が希望すれば、すべての授業で使用することができる。平成 14 年度（2002）には、週 22 時限のうち平均 6 時限前後で使われている。また最近では、パソコン画面やビデオを投影するプロジェクターを活用する教員も増えている。

上記の演習室が開設されたのに伴い、マルチメディアの使用法自体の教育も開始された。平成 14 年度（2002）の場合は、選択科目として通年の「情報処理」を初級・上級の 2 コマ、半期の「情報技術論」を 1 コマ開講している。さらに、学生にはノート型パソコンの購入を推奨しており、あらゆる授業においてパソコンを利用する機会を作るよう、全学的に取り組んでいる。Eメールによるレポート提出が可能な科目もある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

教育上の問題点としては、学生の機器使用の習熟度に個人差が大きいことが挙げられる。「情報処理」科目には初級・上級を設けているが、必ずしも学生が希望する水準と合致しているとは限らない。クラス分けの際の工夫やクラス変更ができる仕組みを導入するなど、改善が望まれる。また、Eメールによるレポート提出については、全学的な取り決めがなく、個々の教員の判断で実施している。現在のところ大きなトラブルはないが、問題が生じる前に、大学による規程を作成する必要があるだろう。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性（B群）

【現状の説明】

本学においては、遠隔授業を実施していない。平成 13 年（2001）に、インターネット回線を通じて、和歌山大学と双方向授業のデモンストレーションを実験的に行ったことがある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

地方にあって、しかも都心から遠く、近隣に他大学もないという本学の立地条件を考えたなら、遠隔授業の実現に向けて真剣に検討すべきであろう。他大学の授業を受講できたり、通学に要する費用や時間の無駄を軽減できたりすれば、学生にとっても有益である。

授業アンケート

平成14年度

アンケートは、授業に対する学生の皆さんの意見を聞いて、授業のあり方などを検討する参考資料とするものです。アンケートは成績評価とはまったく関係ありません。

開講曜講時 曜日 講時

授業科目

担当者名

質問1 あなたの学科の該当番号を右の□の中に記入してください。

- 1、密教学科 2、仏教学科 3、人文学科 4、社会福祉・社会学科 5、大学院
6、別科 ☐

質問2 何回生ですか。

- 1、1回生 2、2回生 3、3回生 4、4回生 5、大学院 6、科目等履修生
7、聴講生 ☐

質問3 あなたは編入学試験を受けて、入学しましたか。

- 1、はい 2、いいえ ☐

質問4 この授業を履修するにあたって、講義概要・講義計画（シラバス）は参考になりましたか。

- 1、読まなかった 2、全く参考にならなかった 3、あまり参考にならなかった
4、参考になった 5、非常に参考になった ☐

質問5 この授業にどの程度出席しましたか。

- 1、30%未満 2、30%以上 3、60%以上 4、70%以上 5、90%以上
☐

質問6 この授業のために、何時間くらい勉強（予習・復習など）をしましたか。
（この授業1回あたりの平均的な時間）

- 1、0時間 2、0.5時間 3、1時間 4、1～2時間 5、2時間以上 ☐

質問7～15については、記入上の注意をよく読み、該当する番号を右の□の中に記入して下さい。

【記入上の注意】 回答はそれぞれの質問について、次のように5段階で記入してください。

- 5 4 3 2 1
強く思う そう思う どちらとも言えない そう思わない 全くそう思わない

質問7 授業の内容に興味・関心がもてましたか。【5 4 3 2 1】 ☐

裏につづきます

- 質問8 授業の内容について理解できましたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問9 教員の言葉は聞き取りやすかったですか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問10 板書の仕方（文字・黒板の使い方）は適切でしたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問11 授業に対する教員の熱意を感じましたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問12 この授業を他の人にすすめたいですか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問13 担当教員は授業に支障をきたす行為（私語・遅刻など）に適切な対処をしましたか。
【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問14 この授業の学習成果について達成感がありましたか。【5 4 3 2 1】 ☐

【以下の質問については、この授業に該当する場合のみ、記入してください】

- 質問15 授業で使われたメディア機器（コンピューター・視聴覚教材など）は、授業を理解する上で役立ったと思いますか。（メディア機器を利用している授業のみ記入してください）
【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問16 【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問17 【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問18 【5 4 3 2 1】 ☐

＊この授業科目についての希望・意見などがあれば、自由に記入してください。また、この授業の改善についての具体的な提案などがあれば、そのことも記入してください。

ご協力有り難うございました。

大学院授業アンケート

平成14年度

アンケートは、授業に対する学生の皆さんの意見を聞いて、授業のあり方などを検討する参考資料とするものです。アンケートは成績評価とはまったく関係ありません。

開講曜講時 曜日 講時

授業科目

担当者名

質問1 あなたの課程の該当番号を右の□の中に記入してください。

- 1、博士課程（後期）密教学専攻 2、博士課程（後期）仏教学専攻 3、修士課程密教学専攻
4、修士課程仏教学専攻 5、社会人コース 6、僧侶コース □

質問2 どの種の入学試験を受けて入学しましたか。

- 1、前期一般入試 2、前期社会人入試 3、後期一般入試 4、後期社会人入試 □

質問3 この授業を履修するにあたって、講義概要・講義計画（シラバス）は参考になりましたか。

- 1、読まなかった 2、全く参考にならなかった 3、あまり参考にならなかった
4、参考になった 5、非常に参考になった □

質問4 シラバスと実際の授業との関係はどのように思いましたか。

- 1、シラバス通りである。 2、どちらかといえば、シラバスと内容に差異がある。
3、シラバスとはほとんど関係なく授業が進められている。 □

質問5 この授業にどの程度出席しましたか。

- 1、30%未満 2、30%以上 3、60%以上 4、70%以上 5、90%以上 □

質問6 この授業のために、何時間くらい勉強（予習・復習など）をしましたか。
（この授業1回あたりの平均的な時間）

- 1、0時間 2、0.5時間 3、1時間 4、1～2時間 5、2時間以上 □

質問7～15については、記入上の注意をよく読み、該当する番号を右の□の中に記入して下さい。

【記入上の注意】 回答はそれぞれの質問について、次のように5段階で記入してください。

- 5 4 3 2 1
強く思う そう思う どちらとも言えない そう思わない 全くそう思わない

質問7 授業の内容に興味・関心がもてましたか。【5 4 3 2 1】 □

裏につづきます

- 質問8 授業の内容について理解できましたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問9 教員の言葉は聞き取りやすかったですか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問10 板書の仕方（文字・黒板の使い方）は適切でしたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問11 授業に対する教員の熱意を感じましたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問12 この授業を他の人にすすめたいですか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問13 担当教員は授業に支障をきたす行為（私語・遅刻など）に適切な対処をしましたか。
【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問14 この授業の学習成果について達成感がありましたか。【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問15 この授業は大学院の科目としての学問的な専門性がありましたか。
【5 4 3 2 1】 ☐

【以下の質問については、この授業に該当する場合のみ、記入してください】

- 質問16 授業で使われたメディア機器（コンピューター・視聴覚教材など）は、授業を理解する上で役立ったと思いますか。（メディア機器を利用している授業のみ記入してください）
【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問17 【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問18 【5 4 3 2 1】 ☐
- 質問19 【5 4 3 2 1】 ☐

＊この授業科目についての希望・意見などがあれば、自由に記入してください。また、この授業の改善についての具体的な提案などがあれば、そのことも記入してください。

ご協力有り難うございました。

授業アンケート 実施要領

実施日 ○○月○○日(○)～○○月○○日○(○)

教員それぞれの授業改善を基本的な目的として授業アンケートを実施します。

F D委員会での合議に基づき、今年度高野山大学の全教員を対象に行うことになりました。つきましては、下記の手順に従い、実施いたしますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

実 施 手 順

1、授業アンケートの調査票の授受

(ア) 封筒に入った「授業アンケート」の調査票を教務課でお受け取りください。

(イ) 封筒の表紙に書かれている担当者名と科目名をご確認ください。

2、アンケートの実施

(ア) アンケートの実施に要する時間は、受講者数によって異なると思われるので、時間に余裕をもって開始していただきますようお願い申し上げます。

(イ) 実施方法は基本的に担当者におまかせいたします。記入時間は、15分程度と思われます。

(ウ) アンケートを実施する前に、**必ず次の説明をしてください。**

この授業評価（授業アンケート）は、授業の改善の一環として実施するものであり成績評価とは関係しません。
--

(エ) まず、上段右の開講曜講時、授業科目名、授業担当者を記入させてください。

(オ) アンケートの質問項目は、別紙の通りですが、質問16～18につきましては、各教員が独自に質問を設定できる項目として設けていますので、自由にご利用ください。ただし、集計データのみ返却し、質問記録は大学では記録いたしませんので、各自で設定した質問内容を記録しておいてください。

3、アンケート終了後

(ア) 調査票を回収してください。回収にあたっては、できるだけ学生個人が特定できないようにご配慮願います。

(イ) 回収した調査票は、必ずお渡しした封筒に入れて、未使用の調査票とは区別してください。

(ウ) 回収した調査票は、授業終了後直ちに、教務課までご持参ください。

(エ) アンケートの集計結果につきましては、後日、調査票とともに、お渡しする予定です。

以上

平成 14 年度アンケート集計結果

学部(様式 1)全体集計

回収数 3505

質問 1：あなたの学科の該当番号を右の□の中に記入してください

密教学科	1457	(41.8%)
仏教学科	330	(9.5%)
人文学科	680	(19.5%)
社会福祉・社会学科	935	(26.9%)
大学院	48	(1.4%)
別科	32	(0.9%)
合計	3482	(100.0%)

質問 2：何回生ですか

1 回生	1153	(32.9%)
2 回生	877	(25.0%)
3 回生	735	(21.0%)
4 回生	647	(18.5%)
大学院	52	(1.5%)
科目等履修生	13	(0.4%)
聴講生	25	(0.7%)
合計	3502	(100.0%)

質問 3：あなたは編入学試験を受けて、入学しましたか

はい	334	(9.6%)
いいえ	3129	(90.4%)
合計	3463	(100.0%)

質問 4：この授業を履修するにあたって、講義概要・講義計画(シラバス)は参考になりましたか

読まなかった	989	(28.3%)
まったく参考に ならなかった	147	(4.2%)
あまり参考に ならなかった	714	(20.4%)
参考になった	1365	(39.1%)
非常に参考にな	277	(7.9%)

った		
合計	3492	(100.0%)

質問 5：この授業にどの程度出席しましたか

30%未満	71	(2.0%)
30%以上	160	(4.6%)
60%以上	536	(15.3%)
70%以上	947	(27.1%)
90%以上	1782	(51.0%)
合計	3496	(100.0%)

質問 6：この授業のために、何時間くらい勉強(予習・復習など)をしましたか

0 時間	1784	(51.0%)
0.5 時間	923	(26.4%)
1 時間	432	(12.4%)
1～2 時間	196	(5.6%)
2 時間以上	162	(4.6%)
合計	3497	(100.0%)

		1	2	3	4	5	合計	平均値
質問 7	授業の内容に興味・関心がありましたか	176	257	945	1267	834	3479	3.7
		(5.1%)	(7.4%)	(27.2%)	(36.4%)	(24.0%)		
質問 8	授業の内容について理解できましたか	213	308	1080	1297	598	3496	3.5
		(6.1%)	(8.8%)	(30.9%)	(37.1%)	(17.1%)		
質問 9	教員の言葉は聞き取りやすかったですか	194	232	665	1118	1289	3498	3.9
		(5.5%)	(6.6%)	(19.0%)	(32.0%)	(36.8%)		
質問 10	板書の仕方(文字・黒板の使い方)は適切でしたか	262	359	971	997	887	3476	3.5
		(7.5%)	(10.3%)	(27.9%)	(28.7%)	(25.5%)		
質問 11	授業に対する教員の熱意を感じましたか	130	131	697	1160	1373	3491	4.0
		(3.7%)	(3.8%)	(20.0%)	(33.2%)	(39.3%)		
質問 12	この授業を人に薦めたいですか	263	215	1244	967	801	3490	3.5
		(7.5%)	(6.2%)	(35.6%)	(27.7%)	(23.0%)		
質問 13	担当教員は授業に支障をきたす行為(私語・遅刻など)に適切な対処をしましたか	238	212	1011	1031	990	3482	3.7
		(6.8%)	(6.1%)	(29.0%)	(29.6%)	(28.4%)		
質問 14	授業の学習成果について達成感がありましたか	242	258	1180	1171	632	3483	3.5
		(6.9%)	(7.4%)	(33.9%)	(33.6%)	(18.1%)		

第3節 国内外における教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（B群）

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（B群）

【現状の説明】

ハワイ大学（University of Hawaii）宗教学部との間に協力関係を締結していることは前述した。その他、国際化へ向けた全学的な取り組みはないが、個別の交流はある。外国人研究者の来校には、高野山大学を訪問するのが主である場合と、宗教的聖地である高野山への来訪を主とする場合とがある。いずれにしろ、機会があれば、本学での講演会を臨時に開くなどの措置を講じている。最近では、イギリス、ドイツ、スイス、オーストリア、フィンランド等の諸外国から、研究者の来訪があった。教員の中には、中国との交流を密にしている者もいる。また、アメリカ合衆国のアンティオック大学（Antioch University）の学生が仏教プログラムの一環として本学を来校することも、ここ数年の慣例となっている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記のように、国際交流がないわけではないが、これら散発的な交流に留まっており、国際交流の推進・緊密化には不十分である。今後は、組織的な取り組みができるような体制を整えるべきである。

第4節 通信制大学等

通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性（A群）

【現状の説明】

本学は、通信制を実施していない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成16年度（2004）より通信制大学院を設ける予定である。その後、学部にも通信制を設置したいと考えている。

（第3章代表執筆者 南昌宏・高橋敬子）

第4章 学生の受け入れ

1. 学生募集の方法、入学者選抜方法

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を実施している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（A群）

I 学生の募集について

【現状の説明】

志願者が大学を選抜する最終的な基準となるのは、各大学の教育理念・教育内容である。その意味で学生募集の中心も、本学の教育理念、教育内容を志願者に理解してもらう広報活動にあるといえる。本学では、数名の専任教員から構成された学生募集対策委員会と、事務部署としての入試広報係が中心となってこの任に当たっている。方法としては次のようなものがある。

- (1) 大学案内冊子、大学案内リーフレット、インターネット上のホームページ
- (2) オープンキャンパス
- (3) 高校訪問

を通じて、教育内容や本学における学生生活の内実を広く知らせよう努めている。また、本学の認知度を高めるための試みとして、

- (4) 新聞などの公共の媒体の利用
- (5) 各種の公開講座も挙げることができる。

(1) 大学案内冊子、大学案内リーフレット、インターネット上のホームページ

大学案内冊子は、大学の沿革・学科紹介・施設・奨学金制度・取得可能免許などを紹介するとともに、入学試験のスケジュール・入学試験概要、オープンキャンパスの日程を掲載している。また大学周辺の生活環境、クラブ活動にも触れ、本学におけるキャンパスライフを総合的に理解できるように作られている。教育が人と人との関係であることを重視し、案内冊子にも多くの教員、学生を登場させ、「顔」の見える冊子作りを心がけている。また、大学案内リーフレットは、オープンキャンパス内容を中心に必要最低限の情報を手軽に手に入れられるように、コンパクトに作成されている。

情報化社会の到来とともに、志願者の多くはインターネットを通じて大学についての情報を集めてくるようになった。そこで本学でもインターネット上のホームページを本学の教育内容の紹介に利用している。現在ホームページ上で、大学の沿革、建学の理念、教育課程の紹介を行うとともに、専任教員ほぼ全員の個人ホームページを開設し、個々の教員の個性を志願者が把握できるようにしている。また、本学の所蔵する貴重資料のデジタル・アーカイブ化事業と連動させるなど、本学におけるさまざまな活動がインターネット上に公開される予定である。また入試情報・催事情報の公表などを行っており、ホームページ上から、大学案内冊子、学生募集要

項などの資料請求を行うことができる。

(2) オープンキャンパス

本学のオープンキャンパスは平成3年から実施されているが、現在は学科紹介、入試説明、施設見学とあわせて、受験や学生生活、就職に関する個別相談ブースを設けている。また高野山霊宝館の見学も実施し、学生生活のステージとなる高野山の魅力を志願者に理解してもらうように努めている。

現在は、7月と9月の年2回実施しており、その参加人数は下表の通りである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
7月	34	57	17
9月	47	25	32
合計	81	82	49

(3) 高校訪問

ここ数年の高校訪問概数は下表の通りである。高校訪問の趣旨としては、高校との接点を作り、信頼関係を醸成することにある。受験者減少への対策として、平成13年度は全学的な取り組みとして高校訪問を強化した。しかし、その効果が顕著でなかったため、平成14年度は地元重視などの観点から訪問数を絞り込んだ。

平成12年度	平成13年度	平成14年度
198	433	182

(4) 新聞などにおける広告

新聞における広告は、他大学との連合広告、本学のみの単独広告を合わせて、平成13年度で32件、平成14年度で27件であった。

(5) 各種公開講座

各種公開講座においても、本学の大学案内などが公開展示されている。各種公開講座の詳細については第8章に譲る。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学生募集の中心としての広報活動は単なる宣伝行為ではなく、大学における研究教育の内容を社会に対して公開していくことであり、社会に対する大学の責務でもある。そうした意味で、さまざまなメディアにおける大学の露出度を上げていく必要があるが、予算的問題もあり、十分な対応はできていない。また、本学に対する志願者の地理的分布は全国的な広がりを持っており、紙媒体による広報ではこれに対応し切れていない現状である。今後はインターネットなどを使った広報に重点を移していくことが考えられている。

II 入学者選抜の方法について

【現状の説明】

本学では、志願者の多様な資質を評価し、その評価を選抜判定に反映させるべく、さまざまな形式による入試を実施している。具体的には、指定校制推薦入学試験、併設校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、特定入学試験、一般入学試験（前期、後期）である。学力試験、小論文などを課すとともに、すべての入学試験において面接を実施している。また試験の実施方式はそれぞれの入学試験の性質に応じて設定されている。

（1）指定校制推薦入学試験

本学の教育理念・教育目標に理解を示し、資質に優れた学生を、本学と緊密な信頼関係にあり、本学が指定した高等学校の推薦に基づいて受け入れるものである。指定校は、数年間にわたる本学への受験生の人数、また当該高校からの学生の入学後の勉学状況、また当該高校側からの申し出等に基づいて決定依頼している。出願資格は、当該年に高等学校を卒業見込みの者で、本学の建学の精神に賛同し、本学で学ぶことを特に志願し、合格した場合は必ず本学に入学することを確約し得る者の内、全教科の評定平均値が3.0以上の者か、もしくは人物・行動等について特に優れていると認められ、高等学校長が推薦する者であることである。

指定校制推薦入学試験においては、書類審査と面接によって選抜を行っている。学力検査に代わるものとして、これらによって基本的な国語能力、思考力が測られている。この選抜方法による受け入れ人員枠は入学定員130名（平成15年度現在）のうちの40名である。

（2）併設校推薦入学試験

本学は学校法人高野山学園が設置する高野山高等学校を併設校とし、一定数の学生の受け入れをしている。出願資格は、当該年に高野山高等学校を卒業見込みの者で、本学の建学の精神に賛同し、本学で学ぶことを特に志願し、合格した場合は必ず本学に入学することを確約し得る者で、人物・行動等について特に優れていると認められ、高等学校長が推薦する者であることである。学力検査は国語（古文・漢文を除く）と英語の受験科目の中から一科目を選択し、これと面接によって選抜を行っている。現在この選抜方法による受け入れ人数は20名である。

（3）公募制推薦入学試験

公募制推薦入学試験の出願資格は、一浪までの受験生か、高等学校を卒業見込みの者で出身高等学校長の推薦があり、かつ本学の学科に適性を有し、人物がすぐれ、健康である者。または大学入学資格検定規程により文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者で、本学の学科に適性を有し、人物がすぐれ、健康である者であること。また文学部の専願志願者に限り若干名を真言宗寺院後継者枠とする。学力検査は国語（古文・漢文を除く）と英語の受験科目の中から一科目を選択し、これと面接によって選抜を行っている。この選抜方法による受け入れ人員枠は40名である。

（4）特定入学試験

特定入学試験は、本学における特定の教育課程に接続する活動を行ってきた志願者の活動を評価し、その活動を本学において継続して展開してもらうことを趣旨と

するものである。具体的には、書道入試、ボランティア活動入試を平成 12 年度より、歴史文化財入試を平成 15 年度より実施している。ボランティア入試は平成 15 年度より受験資格を変更して福祉分野とした。選抜方式は、それぞれ書道は実技試験、福祉は小論文、歴史文化財は日本史学力検査を実施し、面接と合わせて選抜を行っている。この選抜方法による受入れ人員枠は 15 名である。

(5) 一般入学試験

一般入学試験はかつて、第一次、第二次の二度にわたって行われてきたが、平成 3 年 12 月の臨時定員増認可にともなう入試改革において、平成 5 年度より第一次に一括して行われてきた。しかし、受験に際しての志願者の利便性を考慮し、平成 11 年度より再び前期、後期の二度にわたって実施されている。選抜方式は、かつては学力検査単独で選抜を行ってきたが、平成 13 年度から面接をあわせて実施している。前期の学力検査は国語Ⅰ・Ⅱ（ともに古文・漢文は除く）と英語Ⅰ・Ⅱの科目があり、受験生は二科目の中から一科目を選択する。後期は国語Ⅰと英語Ⅰの中から受験生がひとつを選択する。この選抜方法による受入れ人員枠は前期 40 名、後期若干名である。なお、一般前期試験は、受験に際しての志願者の利便性を考え、東京と大阪で地方入試を実施している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学が多様な入学者選抜方法を採用している目的は、志願者の個性を多面的に評価すること、また受験に際しての志願者の利便性を図ることである。この観点から本学の入学者選抜方法を検討してみる。

一般入試は従来的な試験による志願者選抜である。推薦入試では、本学と信頼関係にある高校からの推薦によって知力偏重を避け、人物重視の選抜を行っている。併設校推薦入試は、本学と建学の理念を共有する併設校からの志願者を受け入れるもので、建学の理念に重点を置いた選抜方法であるといえる。また、特定入試においては、本学における特定の教育課程に直結しうる活動を行ってきた志願者を受け入れている。このように本学の入学者選抜は多様な観点からさまざま志願者を受け入れる態勢となっており、先の目標に沿って機能しているといえる。

つぎに、入学試験の適切性をはかる指標として各学力試験の平均を見てみると、受験者の少なかった一般後期試験を除いてどの学力試験においてもほぼ 50 点前後で推移しており、学力試験の問題は適切に作成されているといえる。現状の選抜方式は純粋に試験の方式としてみた場合には十分に合理的なものであると考えられる。

しかし、主として少子化に伴う受験者の減少という外的条件により、ある根本的問題が生起している。平成 12 年度より、本学はほぼ全入状態になっており、このため、大学における教育を受ける能力を判断するために行ってきた学力試験が機能を果たさなくなってきた。そのため十分な学力を持たないまま大学に入学する学生が増加している。十分な学力を持たない学生を受け入れている以上、そういった学生に適した教育目標を立てる必要がある。

また、本学の志願者選抜の特長として面接の重視を挙げうる。大学における教育

を受けるためには、単なる知力以外に学習に向けてのモチベーションが重要であるが、その点をはかるために平成 14 年度入試よりすべての受験生に対して面接を実施している。本学の面接では志願者が、本学における学習・研究に対する十分な意欲を持っているかを判断し、人物として本学に入学するに支障なきことを確認することを目指している。一人の志願者に対して原則として二名の教育職員が試験官として当たることによって、面接官の主観的評価が入り込むことを防止するよう努めている。

また、面接の基準の明確化、結果の点数化などの対応が検討されている。

2. 入学者受け入れ方針等

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（A群）

【現状の説明】

本学は弘法大師空海の綜芸種智院式に基づく教育理念を建学の精神としている。すなわち「『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共栄をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する」（『高野山大学履修規程』第2条）というものである。さらに綜芸種智院式においては総合教育、教育の機会均等、教育の設備環境の充実が提唱されている。本学は、こうした本学の建学の理念・教育方針を理解し、本学において深い教養を涵養し社会に貢献しようとする学生、また、いっそう進んだ専門的研究に従事したいと願う学生を受け入れることを目指している。その意味で、本学の学生受け入れ方針は、教養教育型大学と専門研究型大学の両面を持つものである。また本学は、大学の本分は、入学時における志願者の選抜にではなく、入学後にどれだけの教育を施すかにあると考えおり、入学試験においても、学力に関しては基礎的能力の確認にとどめ、さまざまなレベルの志願者を受け入れている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

さまざまなレベルの志願者に門戸を開いている本学の入学者受け入れ方針は、広く庶民に教育の機会を当てた弘法大師空海の思想に適ったものであり、大学の教育理念と合致したものであると考えられる。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（B群）

【現状の説明】

前項で述べたように、本学の入学者受け入れ方針は、教養教育型大学と専門研究型大学の両面を持つものである。入学者選抜に際しては、教養教育と専門的研究のいずれにとっても前提となる基礎的学力を学力試験などで判断し、志願者のモチベーションは面接によって確認している。また、志願者の多様な資質を評価すべく、上記のようなさまざまな方式の入試を実施している。本学のカリキュラムについては第3章で詳述されているが、人格の中枢をなす知的秩序としての教養を涵養するよう、学科基礎科目において日本、アジア、欧米の文化について広く学ぶとともに、

教学講座などの科目において、宗教的素養の育成が図られている。また、密教・仏教を専門的に研究するためには、サンスクリット語、パーリ語、チベット語などの古典語を始め、専門的研究に必要な科目が展開されている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学の入学者受け入れの方針は、本学の建学の理念に適ったものであり、適切なものであると評価できる。また、入学者選抜の方法も学力偏重を排したものとなっており、この受け入れ方針に合致しているといえる。とはいえ、入学生の基礎学力の低下は予想を超えるものがある。全入時代の到来は、基礎的学力を疑わせる学生の受け入れをも止むを得ざるものとしている。もちろん、さまざまなレベルの学生を受け入れている以上、入学した学生がそれぞれのレベルに応じた満足を得ることができるようにすることは大学の責任である。すでにこれまでの大学教育の観念にとらわれない、学生の実施体験を重視した科目（自主企画科目、スポーツ実技科目）も展開されているが、今後とも多様な学生ニーズに対応したカリキュラムの開発が必要である。

3. 入学者選抜の仕組み

入学者選抜試験実施体制の適切性（B群）

【現状の説明】

本学においては、入学試験の執行は教授会構成員から学長によって任命された入学試験委員会が行う。入学試験委員会は募集人員、試験科目、試験時間、試験会場、願書受付期間、試験日、合格発表、入学手続き期間、入学辞退期間、募集要項関係について協議決定する。

入学試験の問題は、学長が専任教員のうちから複数の問題作成委員を選任し、それぞれの問題作成委員が複数の問題を作成する。作成された問題のうちから最終的に実施される試験問題を学長が選定する。試験問題は秘密のうちに印刷され、試験実施時まで厳重に保管される。学生の可否は学則に定められた教授会の規則に則り、教授会が審議決定する。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学の入学試験業務は、これまでのところ問題なく運営されている。しかし、小規模大学であるため、試験問題作成が一部の教員に集中する傾向があり、問題作成の学外発注などを含めた対策をとる必要がある。

入学者選抜基準の透明性（B群）

【現状の説明】

志願者の選抜は、指定校制推薦入学試験、併設校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験（前期）に関しては、それぞれの試験の実施日より一週間以内に、教授会において判定会議が開かれ可否決定を行っている。一般入学試験（後期）

に関しては、教授会の中より任命された入学試験委員会において判定会議が開かれ、合否決定を行い、教授会に対して事後に報告されている。指定校制推薦入試では出身高校からの書類に基づいて、併設校推薦入試、公募制推薦入試、特定入試では学力試験、小論文、実技検査に基づいて、教育を受ける能力を判定し、面接によって志願者が本学への入学に人物として支障ないことを確認している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学の入学者選抜は、学則に定められた教授会規約に則り、最終的に教授会が機関決定しており、基本的に不透明な要素はないといえる。また合否判定の結果は決定後速やかに大学構内に掲示され、公表されている。ただし既述したように、面接の客観性の保持のための、面接の基準の公表と、その結果の点数化は検討中の課題である。

4. 入学者選抜方法の検証

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況の現状（B群）

【現状の説明】

入学試験問題は、作成時に学長がその内容を確認している。さらに試験後教授会において閲覧されている。現在入試問題については、今のところこの二重のチェック機構においてその適切性を維持している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

多種多様な試験を実施している現状では、そのすべての試験問題について第三者評価を受けることは予算的に困難である。しかし、試験問題の適切性の維持のために、何らかの仕方で学外者による検証の仕組みが作られることが望まれる。

5. 入学者選抜における高・大連携の現状

推薦入学における、高校学校との関係の適切性（C群）

【現状の説明】

入学者選抜における高校との連携は、本学の場合、併設校推薦入学試験と指定校制推薦入学試験におけるものに大別される。本学は、同じ学校法人高野山学園の経営する高野山高等学校を併設校とし、同校の推薦に基づき一定数の学生を受け入れている。科目等履修生の制度を利用して、平成13年度から高大連携の一環として同校の生徒に大学の授業科目を提供し、本学に入学した場合には単位認定をすることを申し合わせている。毎年6名～8名が受講している。また、平成13年度より、本学専任教員が高野山高校に出向し、同校の授業の一部を担当することで、同校生徒の向学心に刺激を与える試みもなされている。指定校に関しては、既述したように、数年にわたる受験生の数、また当該高校の申し出に基づき指定校を選定・依頼している。指定校の数は現在66校である。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

主として少子化に伴う受験者数の減少は、指定校との関係にも影響を与えており、指定校でありながら学生推薦のないケースも増えてきている。指定校との連携を深めていくためには、入学後の当該学生の就学状況や卒業時の就職状況を報告するなど、推薦入学した学生に対するきめ細かなアフターケアが必要である。現在は高校訪問をする際に、当該高校からの出身学生についての報告を行っている。

6. 科目等履修生・聴講生等

科目等履修生・聴講生等の受入れ方針・要件の適切性と明確性（C群）

【現状の説明】

科目等履修生はそのほとんどが本学卒業生であり、教育職員免許状、僧侶資格や学芸員資格を目指すものが多い。一般からの希望者は、学部・大学院へ入学するための予備教育として受講している。一般社会人で教養の拡充など、知識修得を希望する者は、本学が大阪から約2時間の山間部に位置するという地理的制約から、週に1日～2日程度で数科目を聴講する者が多い。本学の公開講座を受けた者が更に勉強するために聴講生となる場合もある。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

科目等履修生や聴講生の制度は多様な学びの機会を提供する方途となるものであり、本学においても、本学の公開講座を受講した者がこの制度を利用して、さらに学習を継続するというケースがある。生涯学習社会の要請に応える制度となっていると評価できる。今後は、遠隔授業の技術なども利用して、受講者の利便性を図るなどの、いっそうの充実が望まれる。

7. 外国人留学生の受け入れ

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性（C群）

【現状の説明】

学部留学生は平成8年度から平成15年度までの間では、平成12年度に日本国内の大学からの編入学生1名（韓国）と平成10年度に聴講生1名（米国）のみである。本学へ留学する学生の目的は、弘法大師空海の密教思想を学習すること、あるいは真言宗僧侶資格を取得することにある。本国地での大学教育の内容・質の認定については、入学試験において日本人学生と同様の日本語による試験を課して確認している。単位認定についても外国人留学生のための特別な規程はない。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

真言密教に対する関心が世界的広がりを持つことを考えるなら、本学は外国人留

学生を積極的に受け入れるべきである。そのために、本国地における単位認定の制度化が必要である。

8. 定員管理

学生収容定員と在籍学生の比率の適切性（A群）

【現状の説明】

臨時定員増により、平成4年度から入学定員を140名から280名に増やした。臨時定員増完成年度の平成7年度には、在籍学生は過去最高の1402名に達した。このときの収容定員は1120名であり、収容定員に対する在籍学生の充足率は125.17パーセントであった。しかし、平成8年度以降、入学者数は減少に転じ、平成14年度には在学者数は573名となった。平成12年度から臨時定員増を減員し始め、平成15年度には全廃し、さらに恒常的定員を10名減じて130名としたが、入学者減少率はこれを超えており、平成14年度の充足率は60.57パーセントにとどまっている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学の場合、定員の適正化は入学者数の定員充足にある。入学者の減少は主として少子化に伴う18歳人口の減少によるものであるが、本学自体に問題があることも否めない。本学が第三者機関に依頼し、紀ノ川流域地域の高校生および高校教員に対して行った意識調査から読み取れる、志願者減少の主な要因は、

- (1) 志願者の中心をなす18歳層に高野山や密教に対する志向がないこと。
- (2) 経済の先行き不透明感から18歳層の多くは就職に有利とされる実学に流れていること。
- (3) 僧侶の大学というイメージを払拭できないこと。
- (4) ブランドイメージがないこと。

などである。本学の魅力の中心は、密教や高野山が体現する高度に精神的な価値であり、これを理解するためにはそれなりの人生の経験が前提される。もちろん青年の中にもそうした問題に興味を抱く層が存在することは間違いないが、大勢を占めるとは思われない。しかしその一方で、中高年層における高野山・密教への関心の高さは、本学が開催する各種の公開講座の盛況が証明している。それゆえ、今後は18歳の入学者に必ずしもこだわらず、さまざまな世代の学生の受け入れを強化していく必要がある。

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況（A群）

【現状の説明】

本学には、定員超過の著しい学部・学科は存在しない。（表14参照）

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学には定員超過の著しい学部・学科は存在しないので、その適正化のための努力は特にしていない。

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況（B群）

【現状の説明】

仏教学科の学生は平成8年度以降急激に減少を続け、平成13年度には定員の50%を切った。人文学科も同様に平成8年度以降急激に減少し、平成14年度に50%を切った。社会学科は平成11年度まで増加を続けたが以降急減してきている。これは密教・仏教以外の本学部志望学生が社会学科の社会福祉系への志願傾向が強かったことから一時的に増加したものであり、基本的減少傾向は平成12年度以降に明確に現れた。こうした流れを受けて、入学定員280名（その内臨時的定員140名）を平成12年度から減員してきたが、平成15年度には恒常的定員10名を減員して130名とした。意思決定の仕組みとしては、役職会の討議を経て、学長発議により、教授会で審議し、理事会にて決定された。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

定員管理は大学運営の根幹にかかわる事柄である。本学においても、自己点検評価によって示される現状認識に基づいて、最終的には教授会・理事会においてなされている。平成10年度から、自己点検・評価運営委員会による自己評価を受け、学長の発議のもと検討が開始された。しかし、志願者が減り続けている現状にあっては、定員管理は大学の管理運営において継続的に検討される項目となっており、現在は学長・学監を中心にその検討が続けられている。本学のような小規模大学で、組織改変、定員変更の可能性を検証する仕組みを、これ以外に別に設ける必要はないと思われる。

恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性（C群）

【現状の説明】

文学部の在籍学生数は平成7年度を頂点に以降急激に減少している。しかし、平成12年から入学者の数は100名強の水準を維持しており、減少傾向はおさまっている。本学への入学者数はここ数年一定の水準を保っているものの、少子化に伴う大学進学者数の減少を考えるなら、なお予断を許さない状況にあることに変わりはない。学生募集対策委員会では、高野山真言宗、紀ノ川流域地域、南海高野線沿線地域を本学にとっての三つの「地元」として位置づけ、この三つの地元との間のパイプを強化することに努めている。ここ数年は地元高校への訪問を強化する一方で、県下の学校との高大連携授業も進められている。平成12年より和歌山県立伊都高等学校において実施されていた本学教員による出張授業は、平成15年からは、夏季の高野山合宿を含めた通年授業へと発展することとなり、県下でも先進的取り組みとして注目されている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

少子化の時代にあって地方大学が入学者を確保するためには、一定の地盤が必要

である。大学は地盤地域のニーズを読み取り、それに応える教育を施し、地盤地域は大学に恒常的に入学生を供給する。そうした共存共栄の関係に立つ地盤なしには、大学がこれからの時代を生き残ることは難しいだろう。一般の地方大学であればそれは何より周辺地域ということになるが、本学の場合、設立の母体である高野山真言宗こそが最大の地盤であることは言うまでもない。しかし設立母体であるとはいえ、積極的な関係構築の努力を怠るならば、高野山真言宗からの志願者も早晩減少の道をたどるだろう。高野山真言宗からの要求にこたえる教育内容を開発し、それを積極的に提示していくことが求められる。

また、本学のような地方大学にとって、地域社会の中核となる人材を送り出すことは重要な課題である。にもかかわらず、本学はこれまでこの課題をなおざりにしてきたと言わざるを得ない。福祉社会の到来のなかで、県下で唯一の福祉関係学科を擁する大学として、本学が地域社会において果たす役割は大きいはずである。地元の福祉事業において本学卒業生が重要な役割を担うようになれば、おのずと本学への志願者も増加するだろう。

こうしたさまざまな形での地元とのパイプの強化が本学の定員管理の基本となるだろう。

9. 編入学者、退学者

退学者の状況と退学理由の把握状況（A群）

【現状の説明】

退学者数は平成 8 年度から平成 11 年度まで増加した。在籍学生比率では平成 13 年度まで増加しつづけ平成 14 年度に減少している。

在籍学生数がピーク時の平成 8 年度には 2 年生が進級条件を満たせずに退学するケースが多かったが、学生数が急減してから 1 年生の比率が高くなっている。また、毎年 3 年生が多い傾向にある。

理由別では「一身上の都合」が約半数を占めており、具体的な理由は不明である。データの的には平成 10 年度学費未納除籍者が 20 名、平成 11・12 年度に在籍期限切れ退学が 13 名・10 名と多い。

以下、過去 4 年間の退学者、在学者数、前者の後者に対する比率を挙げる。

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
退学者数	77 名	71 名	58 名	39 名
在学者数	1166 名	961 名	742 名	573 名
在学者に対する退学者の割合	6.60%	7.38%	7.81%	6.80%

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学の退学者は、在籍者に対する 7 パーセント前後に落ち着いている。退学の理由については学生のプライバシーという問題もあり、これまで明確に把握されてこ

なかった。しかし、学生が本学に対する不満から退学をしている場合、その不満には本学の抱える問題点が直截に現れていると考えられる。その意味で退学事由は、本学の教育内容を見直す上で欠かすことのできない情報である。そこで、平成 15 年度より各学科の主任が、学生のプライバシーに十分配慮した上で、退学事由の確認をすることとなった。

(第 4 章代表執筆者 山脇雅夫・日下義眞)

第5章 教育研究のための人的体制

1. 教員組織

学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（A群）

【現状の説明】

本学は平成15年度より従来の密教、仏教、人文、社会の4学科から密教、日本文化、社会学・社会福祉の3学科に改変を行った。改変後の教員の定員充足数は最低基準をいずれも上回っているが、カリキュラムなどについては過渡期の状態にある。

基本的には各学科の内容に適合した専任教員が配置されているが、学科により周辺の研究領域を専門とする教員もいる。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

学生数の大幅な増加が予測できない現状では、現在のスタッフが必ずしも専門とは言えない科目を引き受けざるを得ない問題がある。これについては、専任教員に必要な専門性を獲得させるため、研修制度を確立し、学科間移動を容易にすることも考えられる。しかし、学問の領域が学際的になっている今日では教員の研究領域は変化しており、学生の教学には支障をきたさないものと予測できる。

主要な科目への専任教員の配置状況（A群）

【現状の説明】

主要な科目とは本学の場合、必修科目と選択必修科目を指している。全科目数に対する専任教員の担当率は次のとおりである。旧学科については平成14年度の場合は密教学科56.8%、仏教学科49.2%、人文学科50%、社会福祉・社会学科が48%であるが、平成15年度の場合は学科を改変した初年度であるが、密教学科49.3%、日本文化学科50%、社会福祉・社会学科45%である。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

学科改変により主要科目の担当教員の担当率は下降したように見えるが、専門科目は上級学年になるほど専任教員の担当率は上昇するので、旧学科と比べて新学科では改善されると思われる。

理念・目的・教育目標との関連における、教員組織の年齢構成（A群）

【現状の説明】

年齢構成は下表の通りである。設置学科の性質上必ずしも高齢化が理念・目標との関係でマイナスになるとは限らないが、30～40代の専任教員数が他の年齢層に比較して少ないといえる。

専任教員の年齢構成（平成 15 年度）

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	合計
密教学科	0	0	4	6	2	12
日本文化学科	0	1	2	5	1	9
社会福祉・社会学科	0	2	0	3	4	9

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

若年層の教員を補充するについては任期付採用教員の確保などにより研究・教育水準の低下をきたさないようにする必要がある。

また本学のような小規模大学では教員の担当授業時数（コマ数）は大規模大学と同様のコマ数であると仮定しても、同じ講義の繰返しがないため教材研究や準備には時間がかかる。非常勤講師数も大幅に増加できない状況下で、講義の内容も低下させずに学生指導を行うとすれば隔年講義の開講を増加させることも考える必要があるのではないかと考える

教育課程の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（B群）

【現状の説明】

本学は全専任教員数が 30 名と少人数のため教員間の相互調整はとり易い条件にある。

一方で各種委員会は 20 程度もある。そのため委員会の成員が重複し個人負担が大きくなっているという指摘もある。さらに異なった委員会で同種あるいは近似の内容の審議など議事の重複という問題も生じている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

現状でとくに問題はないが、各種委員会の再編を早急に行い、委員会数を減少させることが望ましい。

教員組織における社会人の受入れ状況（C群）

【現状の説明】

この数年徐々にではあるが教員以外の職務経験をもつ専任教員が社会福祉・社会学科を中心に増加している。社会福祉・社会学科の 9 名中 5 名が社会人教員である。密教学科・日本文化学科においては、文献学を中心としてきたので、社会人教員は現在いない。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

社会福祉・社会学科では特に問題ないが、密教学科・日本文化学科においては、学際的な研究領域が増加する中で、社会人教員の増加も必要となろう。

教員組織における外国人研究者の受入れ状況（C群）

【現状の説明】

現在外国人研究者の受け入はなされていない。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

今後は研究者を受け入れ研究活動を広げる必要があるが、受入のための生活面でのインフラを整備する必要がある。

教員組織における女性教員の占める割合（C群）

【現状の説明】

2003 年 5 月段階で専任教員 30 名中女性教員は 10%の 3 名である。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

密教学科はその性格上難しい面もあるが、その他の学科は受け入れる基盤はある。ただ女性専用の宿舍の整備と通勤条件が厳しい点をどう克服するかの課題が残る。

2. 教育研究支援職員

実験実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制の整備状況と人的配置の適切性（B群）

【現状の説明】

外国語教育については 1 講座当たりの受講者数は平均 20 名程度であり、加えて受講生 10 名以下の英会話の講座も開設している。情報関連教育については学内に情報処理委員会を設置し、高野山の歴史的資料のデジタルアーカイブ化に取り組んでいる。教員以外に情報処理教育を補助するため 2 名の研究支援職員がサーバー室に常駐している。また学生からの質問に応ずる体制ができている。

社会福祉・社会学科は福祉実習のため、専任に準ずる実習講師を 1 名配置し、実習指導の充実を図っている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

講座当たりの学生数には問題はないが、学生の意欲をどう引き出すかが教員に課せられている。教授方法の交流会などを現在以上に活発に行なう必要がある。

教員と研究支援職員との連携・協力関係の適切性（B群）

【現状の説明】

教員組織の箇所でも述べたが少人数の大学のため、教員及び研究支援職員との連携は密である。平成 15 年度からサーバー室勤務の職員が、教職員のために週 2 回の I T 講習会を実施している。

密教学合同研究室には、教員や大学院生・学部学生の研究・教育をサポートする職員が 1 名いる。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

小人数の家族的雰囲気のため連絡は密であるが、きびしい自己評価、相互評価がしにくい点もあり、この点をどう克服するかが今後の課題である。

ティーチングアシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（B群）

【現状の説明】

本学ではティーチングアシスタントの制度は取入れていない。ただ担当教官により大学院生の教育研究能力を育成する視点から、内容的には同様の行為をさせている場合があるが指導費用等は出していない。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

大学院生の研究条件を改良する点から今後検討する必要がある問題と考える。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用（A群）

【現状の説明】

本学の専任教員の募集・任免・昇格の基準は「高野山大学教員任用に関する資格審査基準」によっている。この基準は昭和 47 年 2 月より暫定実施され、平成 14 年 12 月に一部改正された。しかし、大学の大衆化と入学してくる学生の多様化から考える時、現在の基準は研究業績を重視し、実務経験、各種資格、教育業績などの点が軽視されている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

従来の研究業績のみに視点を置いた教員選考は早急に改正する必要がある。そのため教員資格審査委員会で検討を進めている。以下に検討している課題をあげる。

- A 研究業績のみによる選考を避け、教育業績、学内業務への貢献度、社会貢献なども教員の資格基準に組入れる必要がある。また学科によっては、各種資格の所持なども考慮する必要がある。
- B 模擬講義などを実施し教育現場での学生指導力も選考時に把握できるようにする。非常勤講師時での学生評価なども採用の選考基準に入れる。

教員の選考基準の明確化（B群）

【現状の説明】

本学には専任教員の採用・承認については「高野山大学教員任用規程」が作成されており、採用・昇任のための資格を審査する資格審査委員の専攻方法まで厳密に規定されている。また資格審査委員会で審査する各種業績の内容については「高野山大学教員任用細則」がある。その意味では制度上では問題はないと考えられる。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

前項A群で記したように任用規程の内容を教育業績の評価も加えた内容に変更する必要がある。これについてはすでに学内の委員会で検討を進め平成16年度には改定の予定である。

教員選考手続きにおける公募制の導入状況とその運用の適切性（C群）

【現状の説明】

本学では基本的に新規採用の教員は公募制によっている。募集内容はホームページでも公表しているので、その点では透明性が高いといえる。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

教員選考の段階で議論になる実践面での力量の問題の克服は先に述べた評価基準の改定により解決され则认为。

4. 教育研究活動の評価

教員の研究教育活動についての評価方法とその有効性（B群）

【現状の説明】

研究活動については、著書、論文、学会発表などの調査がなされている。これについては定期的に内容報告もされ過去の実績もある。ただ問題となるのは先に記したように、実践的な教育活動等の評価や各種資格取得などの内容が明らかでない点が問題である。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

各種資格等については、当面現在の教員の所持している各種資格（例えば社会福祉士、教育カウンセラー、臨床心理士等）の調査をすることから始める必要がある。また各種委員会の活動なども要点を明文化し、それに従事した教員名も記録しておくことなども考えられる。この点については、先に述べたようにすでに学内で検討を始めている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（B群）

【現状の説明】

すでに先に記したが、現在の教員選考ではキャリア実績、教育経験の有無や各種職業資格などの所持が教員採用にはいかされていない。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

これについては選考基準を見直し改定する必要がある。先に述べたようにすでに学内で検討を始めている。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

【現状の説明】 【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

本学には短期大学部は設置していないが、2 年制の別科というのがあり、主として短期の僧侶養成の機関として機能している。現在は本学の専任教員が講義などを兼務しており、学生数も 10 名以下と少人数のためとくに問題とする課題はない。

(第 5 章代表執筆者 伊藤一雄、鈴木理香子)

第6章 施設・設備等

1. 施設・設備等の整備

大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（A群）

【現状の説明】

校地面積は 24,359 m²あり、キャンパスには校舎(8,457 m²、延床面積で以下同じ)、研究室棟(807 m²)、図書館(2,487 m²)及び密教文化研究所(952 m²)と体育館・武道場・大学ホール(2,631 m²)、松下講堂(1,129 m²)がある。さらに僧侶育成のための専門施設として加行道場(331 m²)、護摩道場(208 m²)およびそのための宿泊施設(677 m²)が設置されている。その他に男子寮として紫雲寮(収容人員 120 名)、女子寮として桜寮(収容人員 30 名)・石楠花寮(収容人員 23 名)を備えている。キャンパス全域図および校舎等見取図は本章末尾に添付する(紫雲寮、桜寮、石楠花寮除く)。

教室は、収容人員が 200 名以上の教室が 3 教室、収容人員が 100 名以上 200 名未満の教室が 4 教室、収容人員が 50 名以上 100 名未満の教室が 8 教室、収容人員が 50 名未満の教室およびゼミ教室が 13 教室あり、その他、L L 教室(収容人員 40 名)・情報処理演習室(収容人員 30 名)・書道教室(収容人員 64 名)を整備している。

体育館には武道場、学友会室、会議室および大学生協の施設を設置している。

本学への通学は、交通機関の不便さがあり、車を使用する学生が多いため、駐車場も約 150 台分完備している。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

加行宿舎は、木造二階建てで老朽化しており改修または改築の時期にきている。松下講堂についても昭和 40 年に建築された建物で、昨今、雨漏りのする箇所があり、早急に改修しなければならないが、本学創立 120 周年を記念したリニューアルが計画されている。また、松下講堂、図書館、密教文化研究所の耐震診断を行わなければならない。

平成 15 年 5 月 1 日現在の学生数は 473 名で、教室数は十分足りている。

本学の校地・校舎を大学設置基準に照らしてみると、いずれも充足している。

教育の用に供する情報処理機器などの整備状況（B群）

【現状の説明】

本学の教育研究に関する情報処理設備としては、校舎、研究室棟、図書館及び密教文化研究所は平成 11 年度に学内 LAN を敷設した。また、平成 14 年度には IT 機器のバージョンアップを行った。整備状況は下記のとおりである。

情報処理演習室（デスクトップ型パソコン 30 台）

情報コンセントを設置した教室（一般教室 4 室〔204・307・302・402〕）

ゼミ教室 2 室〔演習 1・演習 2〕）
全席へ情報コンセントを設置した自習室（2 室〔本館 24 コンセント・
図書館 6 コンセント〕

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

情報処理演習室のパソコンは、平成 11 年度に整備されたもので、ソフトの更新も行われていない。パソコン及びソフトのバージョンアップが急務である。また、情報コンセントの設置した講義室の追加、プロジェクターを整備した講義室の整備を検討しなければならない。

社会へ開放される施設・設備の整備状況（C 群）

【現状の説明】

本学では、地域に開かれた大学を目指して、教室・会議室・図書館・体育館・情報処理演習室等の大学の施設を地域住民ならびに各種団体に開放している。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

教学上支障のない範囲で今後も大学施設を開放し、開かれた大学として生涯学習の一環として町民ならびに各種団体の要望にも、さらに柔軟に対応していく必要がある。

記念施設・保存建物の保存・活用の状況（C 群）

【現状の説明】

昭和 4 年に建築された本学の図書館は、文化庁の登録有形文化財（第 30-0035 号）になっている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

現状で記しているとおり、建築後 70 年以上経過し、今後、建物の補修・保存について十分な検討が必要である。

2. キャンパス・アメニティ等

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の整備状況（B 群）

【現状の説明】

本学の自然環境は、標高約 800m の高地に位置し、キャンパスの周辺は、針葉樹・落葉樹に囲まれている。キャンパス内には、桜・石楠花・紅葉等多種類の樹木がある。この樹木の管理は、専門業者による定期的な手入れ、点検を行っている。校舎は、幹線道路から若干奥まっており、講義に差し支えるような車両の騒音等については影響が無い。

校舎内・外の清掃を徹底することにより、快適な空間を維持するよう専任職員 3 名を配置している。また、構内は個人研究室を除いて基本的に禁煙としている。平

成 14 年度より屋外 3 ヶ所、屋内 1 ヶ所に喫煙所を設けている。

生活環境は、高地にあるため、講義室の窓ガラスは全室二重ガラスになっており、冬季の厳寒に支障のない設計になっている。暖房は、校舎 A 棟についてはボイラー 2 台で対応し、B 棟は F F ストープを完備している。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

学生にとって、休憩時間および講義の無い時間帯に、生協食堂・学生談話室など以外に適当な過ごし場所がないため、今後、校舎内・外を問わず学生のアメニティ広場を確保することが望まれる。また、講義室に空調設備の要望があるため、電気容量等を勘案し、特定の教室への年次的導入計画を立案するのが望ましい。

「学生のための生活の場」の整備状況（B 群）

【現状の説明】

学内の日常生活に必要な場・課外活動に必要な場に分けて、その施設・設備面での整備の状況は下記のとおりである。

体育館の一階を大学が高野山大学生活共同組合に無償貸与しており、食堂および書籍・文具・飲食料などを販売するショップを設けている。食堂は 180 席設けてあり食事のほか談話室として利用されている。

課外活動のための施設としては、体育館一階に学友会総務本部があり、課外活動の本部になっている。また、クラブの部室は 25 室あり、現状の全クラブに学友会総務本部より割り振りされ、使用されている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

クラブハウスの冬季の暖房設備が全く整備されていない。また、電気容量も小さく、電気ストーブ等でブレーカが落ち停電するため、電気容量の拡大をしなければならない。しかし、安全上、石油ストーブは今後も使用を禁止する方針である。

大学周辺の「環境」への配慮状況（B 群）

【現状の説明】

学生の違法駐輪・駐車は、周辺住民に迷惑を及ぼしていたが、松下講堂の軒を整地し、自転車・単車の駐輪場に当てた結果、道路への駐輪は減少している。車輛についても、自動車の登録制を導入し、高野山在住者には、車の高野山内への持込みを控えるよう指導しているほか、学生への周辺道路等への駐車禁止の指導等により違法駐車も減っている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

今後も地域住民に迷惑をかけないように、学生への指導を継続していく必要がある。

3. 利用上の配慮

施設・設備面における障害者への配慮の状況（B群）

【現状の説明】

本館にエレベーター・障害者用トイレ・自動ドアを設置している。各昇降口は全て、車椅子用スロープを備えている。図書館・密教文化研究所には未整備であるが、本館2階より、密教文化研究所2階及び図書館閲覧室へは車椅子で移動できる。講義室には、車椅子で講義が受けられるように専用の机を備えている。正面玄関には、車椅子を3台配備している。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

現在の施設、設備は車椅子利用者を想定しているが、今後、様々な障害を持つ学生が入学することも考えられる。その都度、適切な対応ができるように専門家に聞く、また他校の情報を得るなどしていくべきである。

各施設の利用時間に対する配慮の状況（C群）

【現状の説明】

図書館閲覧室及び本館の情報処理自習室の利用時間は午後7時まで延長している。クラブ活動で使用する体育館・武道場・講堂は午後8時まで利用できる。また、宿直の職員が常駐しており、試合前等でクラブ活動延長の申し出があれば、さらに利用時間の延長をしている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

現状の対応で不十分なケースが出てくれば、検討の上利用時間に対する延長を続けていく必要があるであろう。

4. 組織・管理体制

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況（B群）

【現状の説明】

施設・設備等の維持・管理は総務課が担当し、異常個所があれば専門の業者に修理等を委託して対処している。教育・研究・クラブ活動などに支障が無いよう配慮している。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

施設・設備等の維持・管理のために一定の資格や技術・専門知識を持った技術系職員の配置は難しいため、現状どおり外部への業務委託で施設・設備等の維持・管理に対応していくことになるが、業者への発注や監督の体制を総務課内で整備する必要がある。

構内諸施設の火元責任者が明確でないので、早急に設けるべきである。

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況（B群）

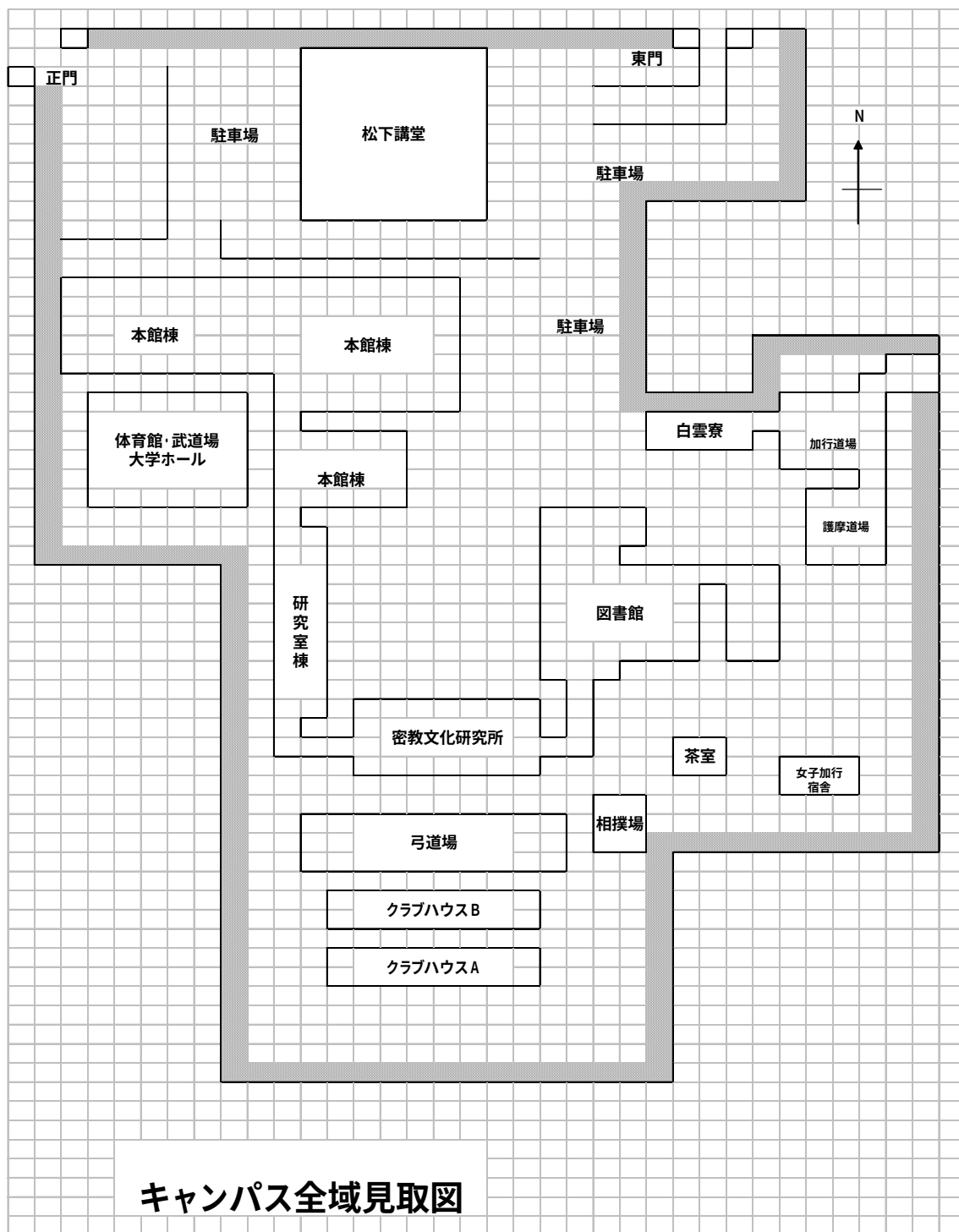
【現状の説明】

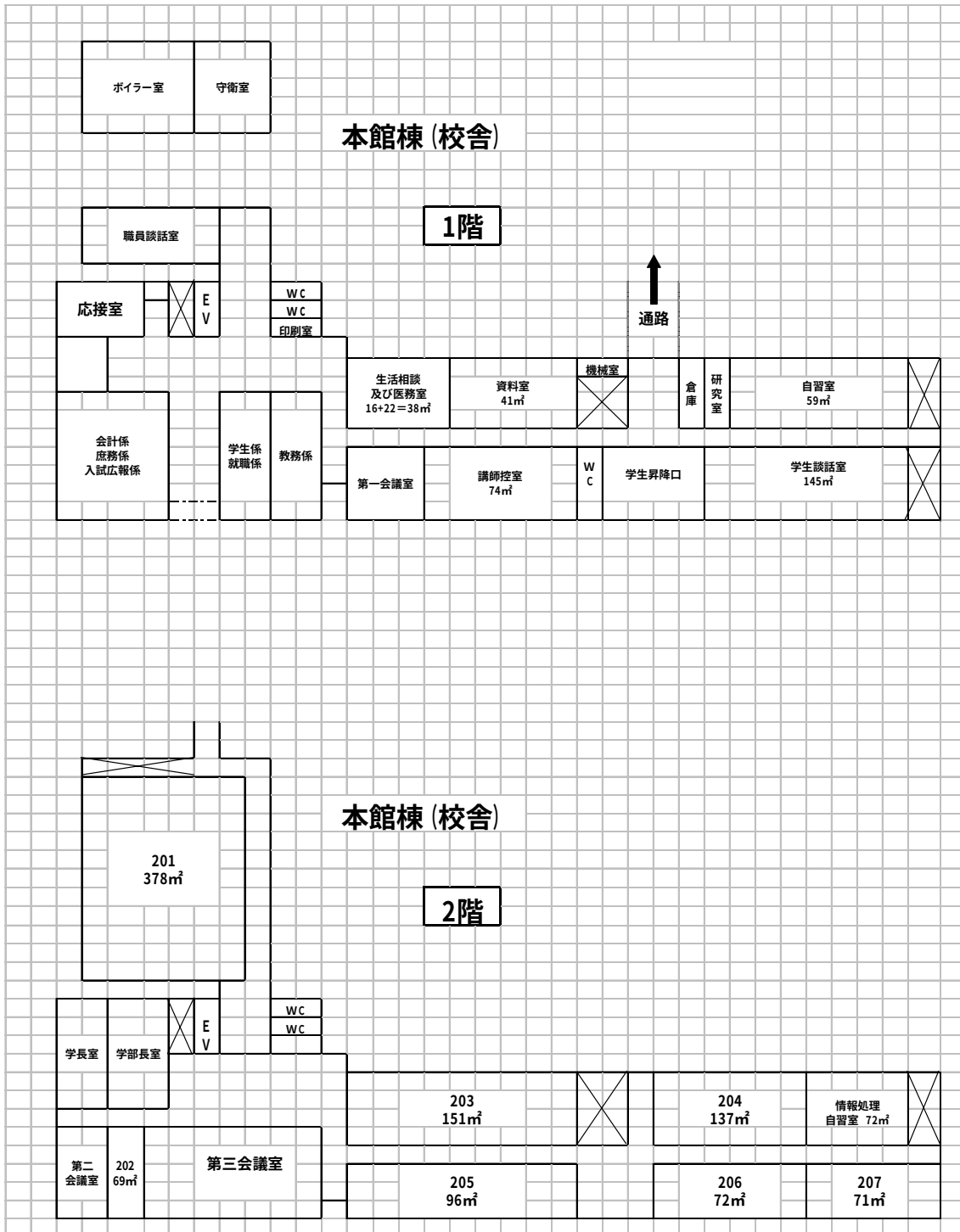
法定点検（消防点検・電気設備点検）及び保守点検（エレベーター・自動ドア・放送設備）は専門業者に委託し、定期的に点検を行っている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けての方策】

本学内に、専門の職員を雇用していないため、今後も現状の業務委託で、施設・設備の衛生・安全を確保する。

（第6章代表執筆者 前悦二）





本館棟 (校舎)

		3階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
--	--	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本館棟 (校舎)

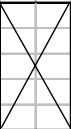
401 137㎡	E V		WC	4階							
			WC								
			倉庫								
			演習1 37㎡	演習2 40㎡	404 74㎡		演習3 74㎡	405 74㎡	演習4 40㎡	演習5 37㎡	
402 278㎡	403 185㎡		同窓会 事務局 21㎡	研究室 21㎡	406 47㎡						
						407 25㎡	408 24㎡	409 25㎡	演習6 20㎡	410 27㎡	研究室 19㎡

研究室棟

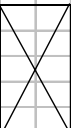
3階

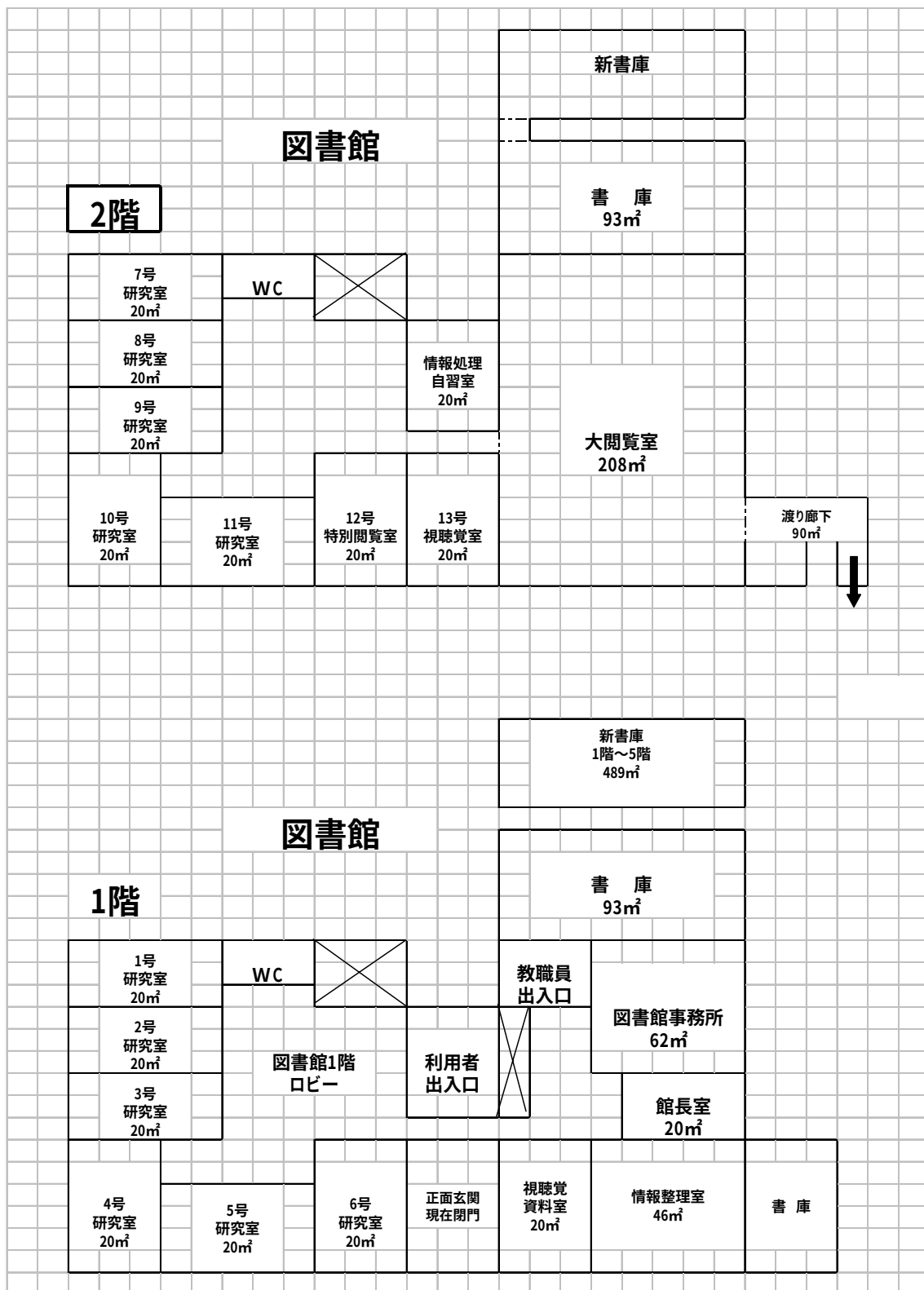
531	532	533		534	535	536	537
23m ²	18m ²	18m ²	WC	18m ²	18m ²	18m ²	23m ²

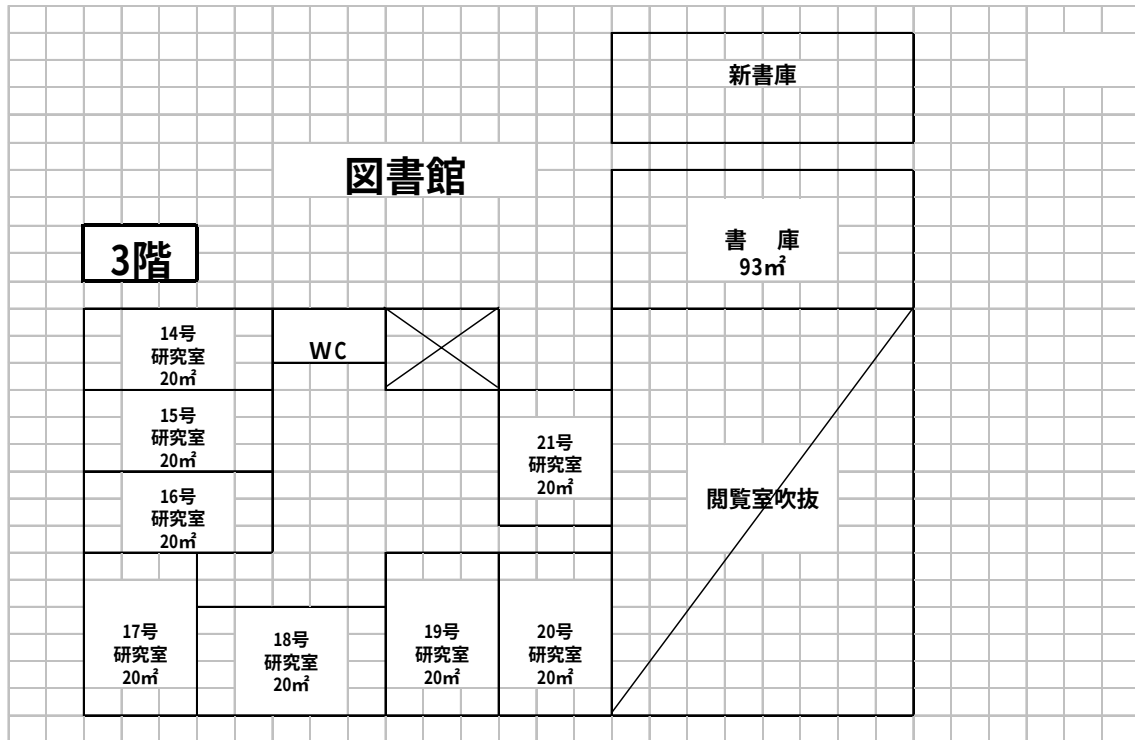
2階

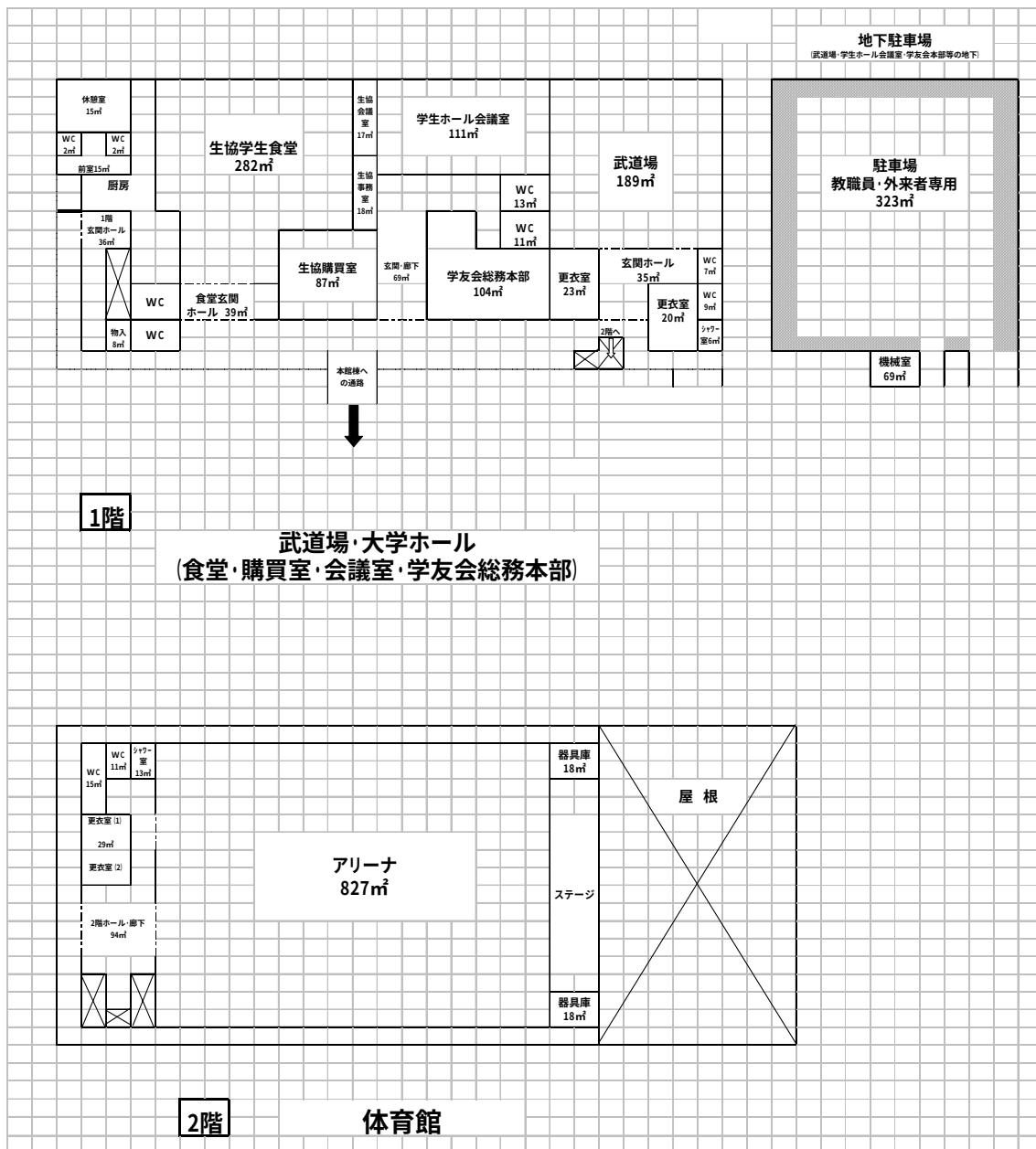
PC 机 15m ²	共同研究室 32m ²	521 18m ²	522 18m ²	523 18m ²		WC	524 18m ²	525 18m ²	526 18m ²	527 15m ²	528 15m ²	529 15m ²
-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	---	----	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

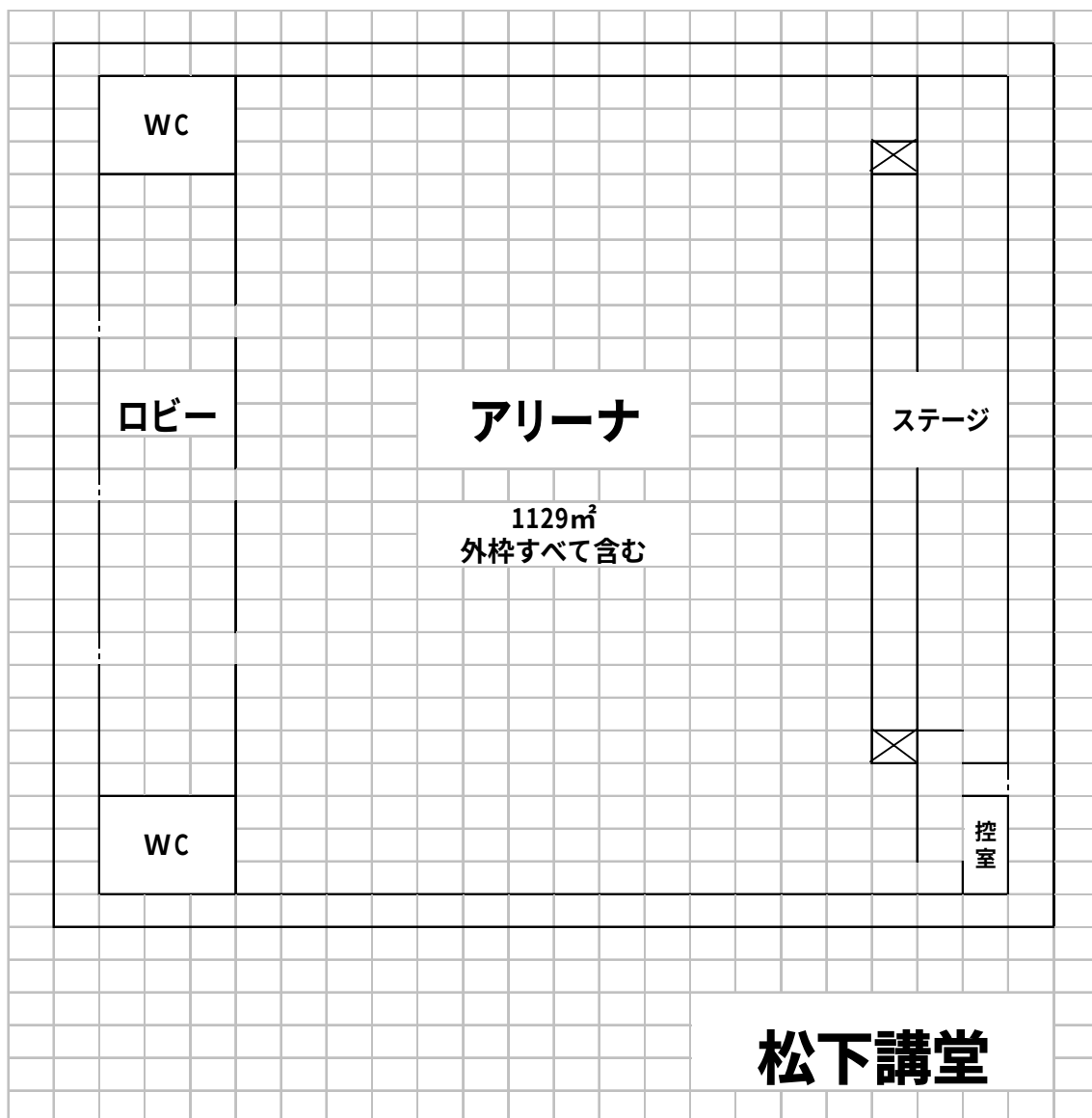
1階

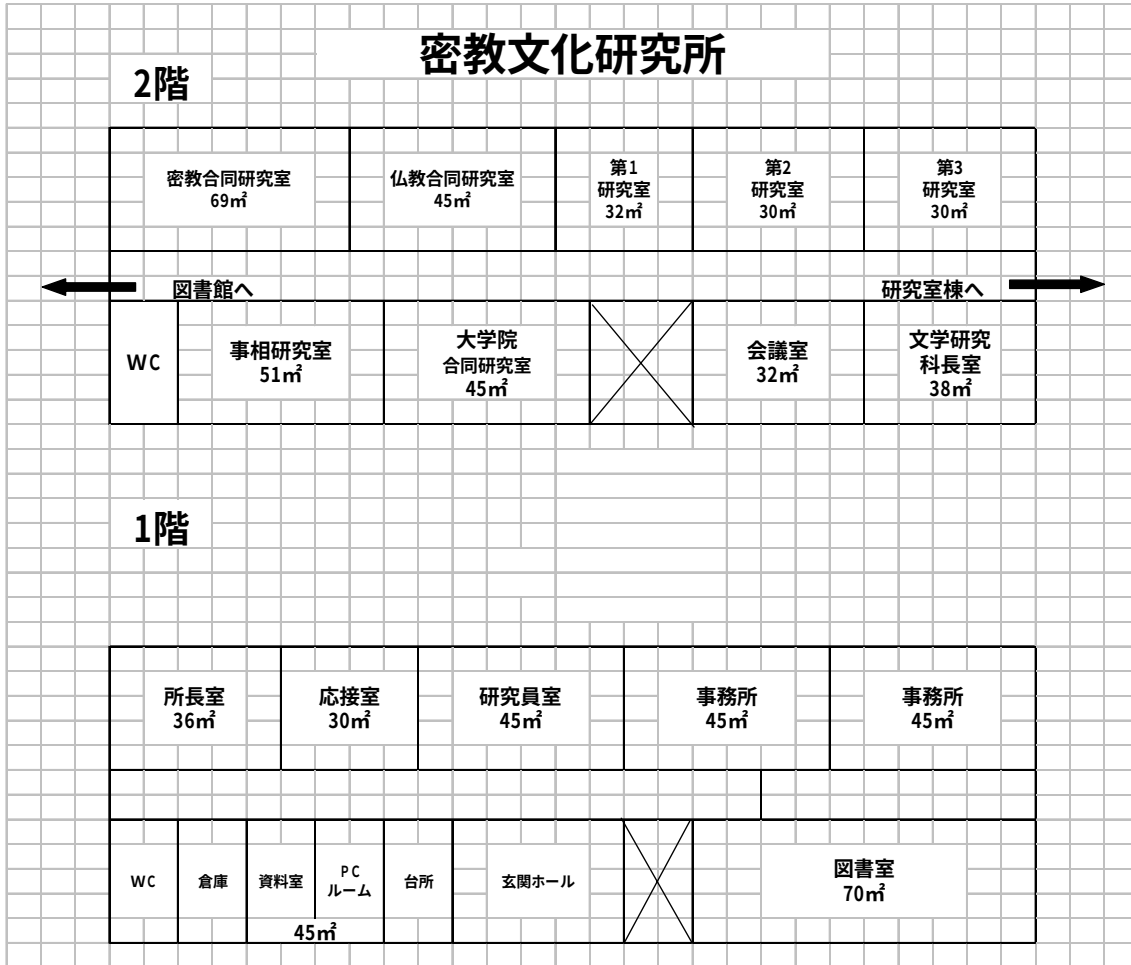
511 15m ²	512 15m ²	513 15m ²	514 18m ²	515 18m ²	516 18m ²		WC	書庫 97m ²				
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	---	----	------------------------	--	--	--	--











第7章 図書館及び図書等の資料、学術情報

1. 図書、図書館の整備

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性（A群）

【現状の説明】

（1）図書資料（蔵書冊数）

蔵書冊数は、平成14年（2002）度末で約30万冊である。過去3年間の蔵書数の変化、及び和書・洋書の区分は下表のとおりである。また、和洋図書の構成比は、和書85%、洋書15%である。なお、蔵書冊数の内、約10万冊がいわゆる古典籍資料であり、一般の図書資料は約20万冊である。

	和書	洋書	合計
平成12年度末	242,306	42,941	285,247
平成13年度末	243,799	43,145	286,944
平成14年度末	244,125	43,241	287,366

（2）開架図書

開架図書冊数は、600冊である。当館は、戦前に造られた閉架式図書館の構造のまま今日に至っている。その点、図書館の建造物としての問題があるものの、一般書18万冊中、600冊は全体の0.3%にしか過ぎない。全国の大学図書館の中で、一部の分館や研究所図書館は別として、附属図書館としては1%以下の開架図書率は当館の他は、1大学のみである。（日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿2002』）。

（3）学術雑誌資料

平成15年（2003）4月1日現在、当館が所蔵する雑誌は、和書で1,811種、洋書で137種である。和書の種類が多いのは、当館の歴史を物語っているものと判断するが、密教関係の文献を広く収集してきた証であろう。洋書が極端に少ないのは問題ではあるが、それは洋書に密教関係の雑誌が少ない証でもある。下表が示すように、近年、従来購読誌に加えて、新規の受入も少しずつではあるが広げているのが現状である。

	和書	洋書	合計
平成12年度末	1,732	132	1,864
平成13年度末	1,740	132	1,872
平成14年度末	1,811	137	1,948

(4) 視聴覚資料

ビデオ・CD・テープ・レコード等の視聴覚資料の総点数は、平成 14 年（2002）度で 1,840 点である。平成 13 年（2001）度で 1,749 点、平成 12 年（2000）度 1,736 点である。総数の伸びはほとんどない。私立の単科大学における平成 13 年（2001）度末の平均が 5,350 点である（文部科学省 『平成 14 年度大学図書館実態調査結果報告書』）。当館の総数はその平均の 35%にしかすぎない。

次に、上記の内マイクロフォームの総タイトルは、平成 12 年から 14 年まで同じで 153 タイトルである。過去 3 年間、何も進捗がない。これも、平成 13 年（2001）度末の私立の単科大学における平均が 359 タイトルであるのと比べると、その 43%でしかない。視聴覚資料では他館の 4 割程度の資料しか所蔵していない。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
マイクロフィルム	141	141	141
マイクロフィッシュ	12	12	12
カセットテープ	65	67	67
ビデオテープ	851	855	874
CD	36	36	74
レコード	76	76	76
映画フィルム	3	3	3
スライド	11	11	11
CD-ROM	509	516	550
その他	32	32	32
合 計	1,736	1,749	1,840

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

(1) 蔵書冊数

蔵書冊数は、平成 14 年（2002）5 月 1 日現在で 286,944 冊である。私立大学図書館の平均蔵書冊数が 300,412 冊（文部科学省 『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）であることを対比すると平均値をわずかに下回っているにすぎない。但し、この当館の蔵書冊数の内、約 10 万冊がいわゆる古典籍資料であり、一般の図書資料は 18 万冊余りにしかすぎない。

しかもこの 18 万冊の内、和書は 14 万冊余り、洋書は 4 万冊余りである。当館における和洋図書の構成比は、和書 78%、洋書 22%である。私立大学図書館全体の和洋図書の構成比は、和書 65%、洋書 35%（文部科学省 『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）であり、洋書資料が全体に少ない。ただ、単科大学全体の蔵書冊数の平均は約 11 万 4 千冊（文部科学省 『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）である。本学の規模からすると一般書 18 万冊の蔵書であっても、平均をはるかに超えている。

問題点として、一般書が少ないことが先ず挙げられる。現状より、さらに 50%の増にならないと、私立大学全体の平均にはならない。当館の特色は、古典籍を 10 万冊所蔵していることであり、これは、他の全国大学図書館にはない特色である。古典籍が、一般書の少なさの全てをカバーしているとはいえないが、本学の建学の精神である密教の分野では世界に発信できる資料群を有していると言える。

一般書については、今後収集に努めなければならないのは当然である。その一方、書庫の狭隘化は常態であり、本当に必要な資料と、ある一定期間過ぎたら廃棄する資料との線引きが必要である。先ずしなくてはならないことは、所蔵資料の除籍の検討である。

(2) 図書受入状況

過去 3 年間の図書受入冊数は、平成 12 年（2000）度 3,548 冊、平成 13 年（2001）度 1,697 冊、平成 14 年（2002）度 2,136 冊である。平成 13 年（2001）度はかなりの減少であったが、これは当該年が資料の購入を最小限に止めたことによる。それでも、当該年の学生 1 人あたりの図書受入冊数は 2.2 冊であり、私立大学の平均が 2.5 冊である（社団法人日本私立大学連盟『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査』）ことからしてもほぼ平均並である。平成 14 年（2002）度の学生一人あたりの図書受入冊数は 3.5 冊である。この数値は平均を、1.0 冊越えている。

次に、図書館資料費は当館の場合、平成 14 年（2002）度で 16,688,991 円である。これを学生 1 人あたりで計算すると、26,700 円である。平成 13 年（2001）度の私立大学の平均が 22,200 円である。社団法人日本私立大学連盟『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査』の平均を 4,500 円以上上回っている。

また、大学総経費に占める図書館資料費の割合は当館の場合、平成 14 年（2002）度で 1.8%である。平成 13 年（2001）度における私立大学の平均が 1.5%（社団法人日本私立大学連盟『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査』）であり、これも少し平均を上回っている。

なお、大学の総経費に占める図書館運営費の割合は、私立大学の平均が平成 13 年（2001）度で 2.2%である（文部科学省『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）。当館の平成 14 年（2002）度の図書館運営費は約 5,805 万円である。これを大学の総経費に占める割合は、6.1%である。これは、平均の 2 倍以上もの数値である。このうち、人件費が占める割合は 82.8%と高い。私立大学図書館における人件費が占める割合の平均は 67.4%である。しかし、これは図書館だけの問題ではなく、本学全体の問題でもある。

(3) 開架図書

開架図書冊数は、閉架式図書館であるということもあり、現状で述べたとおり極少である。

この問題解決として、平成 14 年（2002）度の途中より、学生利用者の入庫検索を可能とした。そこでは、いわゆる安全開架式を採用した。しかし、現状の入庫利用者はブラウジング利用の他は、従来の利用形態のままで見受けられる。ただ、開

館以来、半世紀以上守ってきた規約を改正したことは特筆すべきである。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料についても上記のとおりで、私立の単科大学図書館の平均からすると39%しか所蔵していない。

ただその一方で、当館が独自に企画立案して公表した視聴覚資料もある。それは、明治期の宗教関係新聞の『明教新誌』であり、明治から昭和の初めの真言宗関係新聞・雑誌類の『伝灯』『高野山時報』などである。これらの資料公表については各所から賞賛されており、斯界に与えた学術的貢献は高い。今後も学内外の研究者等の利用が多く重要と思われる資料を選択し、マイクロ化・CD-ROM化を進めて視聴覚資料の充実を図らなければならない。

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性（A群）

【現状の説明】

(1) 施設の規模

本館は、①昭和4年(1929)3月落成、4月から開館し、平成10年(1998)12月11日付で文化庁の登録有形文化財(第30-0035号)に登録された、鉄筋コンクリート造、地下1階、3階建(閉架式・五段積層式書庫)の図書館と、②昭和56年(1981)12月竣工、鉄筋コンクリート造、4階建の書庫および③研究室棟内の書庫を有する。延床面積は2,584㎡であり、階層毎の利用方法、床面積は下表のとおりである。

①	地階	機械室等	142 m ²
	1 階	密教研究室、資料室、事務室等	586 m ²
	2 階	閲覧室、視聴覚室、情報処理	575 m ²
	3 階	密教研究室 資料室	182 m ²
	書庫1－3階	五段積層式書庫	442 m ²
②	書庫1－4階	五段積層式書庫	560 m ²
③	書庫	可動式書架設置	97 m ²

(2) 機器・備品の整備状況

図書館のサービススペースとして、視聴覚室・マイクロフィルム閲覧室・グループ学習室・情報処理自習室(情報端末スペース)・目録検索スペースの5つがある。視聴覚室にはビデオデッキ1台、カセットデッキ1台、テープレコーダー1台、レコードプレーヤー1台設置。マイクロフィルム閲覧室には3台のマイクロリーダーを設置。グループ学習室にはビデオデッキ1台を設置し、学生等のグループ学習の場として開放している。複写機は2階閲覧室目録コーナーに2台、1階事務室に業務用(ファクシミリ兼用)として設置してある。情報検索関係の機器については、「学術情報の処理・提供システムの整備状況」で述べる。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

(1) 施設

現在の図書館の建造物は、昭和 57 年（1982）の新書庫・平成 7 年（1995）の研究室棟に設けられた書庫の他は、昭和 4 年（1929）の竣工当時のままである。つまり、戦前の閉架式図書館のままに運営がなされているのである。昨年度の平成 14 年（2002）度からは、学生の入庫検索ができるように図書館の運営方針を変更した。しかし、その実際の利用状況はブラウジングに限られている傾向にある。書庫の構造が開架の形態にないために致し方ないが、旧来の構造のなかであっても開架式に近い環境をつくりあげるかどうか、現在のところ検討中である。

ただ、現状でも閲覧スペースの他、視聴覚室・情報検索室・グループ学習室・情報処理自習室等を設けており、図書館としての一応の環境は成しているものと評価はする。施設改善の具体的な方策である新図書館建設は本学の経営上難しいが、できない分は工夫を凝らして改善したい。

なお、図書館のサービススペースは 575 m²である。これを学生一人あたりのサービススペースに計算すると、平成 14 年（2002）度で 0.92 m²となる。これは、全国の国公立私立大学図書館の平均が、0.43 m²から 0.58 m²という現実からすると、他館の 2 倍ほどの数値である。

(2) 機器・備品

マイクロリーダー・ビデオ機器などについても、図書館として機能を果たすだけの最低のものは提供できるようになっている。問題は台数の検討であるが、これも今後の利用状況に合わせて増やす予定である。

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性（A群）

【現状の説明】

(1) 学生閲覧室の座席数等

閲覧室の座席数は 90 席、閲覧スペース以外の図書館のサービススペースとして、視聴覚室・マイクロフィルム閲覧室・グループ学習室・情報処理自習室（情報端末スペース）・目録検索スペースの 5 つがある。それぞれの座席数は、視聴覚室 3 席・マイクロフィルム閲覧室 2 席・グループ学習室 10 席・情報処理自習室 6 席・目録検索スペース 7 席である。都合、閲覧室以外の座席数は 28 席、合計 118 席が用意されている。

(2) 開館時間

平成 14 年（2002）度の年間開館日数は 236 日である。日曜・祝祭日・学祭期間中・宗祖降誕日が閉館日になるほか、蔵書点検等のため臨時休館日も若干ある。また、学会等の開催に合わせて臨時開館も行っている。

月曜から金曜日までの 1 日の開館時間は 9 時から 17 時までであるが、講義がなされる日はさらに 17 時以降 19 時まで 2 時間の時間延長を実施している。この 2 時間

延長は、平成 12 年（2000）度より始めて、学内においては今現在、恒常的になっている。

（3）図書館ネットワークの整備

国立情報学研究所に加盟し、全蔵書データを登録することを原則に協力を得ている。もちろん日本図書館協会、私立大学図書館協会にも加入して他館の情報を利用者サービスに役立てている。特に、私立大学図書館阪神地区協議会の相互利用担当者連絡会と、研究会には必ず館員を出張させている。

また、仏教図書館協会には発足当初から加盟し、図書館相互の連絡を緊密にし、その改善・発達をはかるとともに共同して調査研究を行うことを目的として、年 2 回の会議と、年 2 回の研究会が開催され、情報や意見交換を活発に行っている。

平成 6 年（1994）設立の仏教・哲学系大学会議（平成 15 年度より仏教系大学会議）にも、本学は当初より参画した。平成 7 年（1995）の研修会は、図書部会が開かれて当館が幹事校として同研修会の企画立案・進行を執り行った。この時以来、全国の関係図書館との親交を深めている。さらに、平成 13 年（2001）10 月には和歌山県下の大学・短大・高等専門学校・県教育委員会と、生涯学習社会の発展に寄与することを目的とした「和歌山地域コンソーシアム図書館」の正加盟館として設立に関わった。

（4）図書館利用者に対する利用上の配慮の状況

利用状況

当館においては、入館システムが導入されていないので、入館者の実数は分からない。しかも、図書館閲覧室が密教学科の教員研究室と大学本館との通路になっているため、その数をさらに分からなくしている。

そこで、図書の閲覧利用件数の統計を入館利用者の人数とし、開館日数、貸出冊数、学生総数を示すと下表のようになる。

	開館日	入館者数	1日当たりの入館者	貸出冊数	学生総数
12 年度	208	20,026	96.2	9,457	987
13 年度	210	14,178	67.5	9,268	794
14 年度	236	10,117	43.0	11,069	625

学生数の減少により、全体に入館者も減少していったことが分かる。平成 12 年（2000）度と 14 年（2002）度を比べると、50%もの減である。上記のとおり学生数の減少が 36.6%であることを勘案しても、利用者数 15%程の入館者減少は免れない事実である。

しかし、図書館利用者は学生数の 3%あれば平均とされる。最も少ない平成 14 年（2002）度であっても 6.8%であり利用者は多い。

各年の学生 1 人当り図書の館外貸出冊数は、平成 12 年（2000）度 7.4 冊、平成

13 年（2001）度 9 冊、平成 14 年（2002）度 14 冊である。上記のように、入館者や学生数が減少しているにもかかわらず、貸出冊数は増えていることは注目される。学生数は、平成 12 年（2000）度と比べて平成 14 年（2002）度は 36.6%の減少であるが、貸出冊数は約 2 倍に増加している。これは、実質の図書館利用の増加であり、本学学生利用者の図書館に対する意識・期待の表れでもあらうと判断する。

学外利用者

	入館者数	1 日当入館者数	登録者数	貸出冊数
12 年度	136	1.5	33	256
13 年度	127	1.6	40	419
14 年度	131	1.7	41	625

学外利用者については、上記のとおり若干ではあるが入館総数は上昇している。また、貸出総冊数は増加の一途であり、平成 14 年（2002）度の 1 人あたりの貸出冊数は 15 冊となり、同年度の学生利用者の統計と同じである。

学外利用者は登録をすれば、図書の貸出ができる。この登録者は一度登録を済ませると、次回からは利用申請書を記入しなくてもよいことになっている。それで、上記の入館者数にさらに上乗せをする必要がある。（文部科学省『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）によると、図書館の公開をするのは私立の単科大学 214 校で、認めていないのは 10 校に過ぎない。その点、当館は 20 年前から適切な運営をしているものと判断される。しかも、当館の場合は大学以外の一般の利用を認めている。

視聴覚資料の利用件数（館内、館外の貸出の双方）について

平成 12 年度の 1 人当りの利用件数は、0.1 件である（総利用件数 100 件）。平成 13 年度の 1 人当りの利用件数は、0.18 件である（総利用件数 149 件）。平成 14 年度の 1 人当りの利用件数は、0.14 件である（総利用件数 93 件）。平成 12 年（2000）度から利用件数は若干延びてはいるが、0.2 件を出ない。これは、前述のとおり、視聴覚資料が他館に比べて少ないという収集状況を反映した結果であらう。資料の多様性に当館が遅れていることの表れである。

その他、サービス業務状況は下表のとおりである。

合計（件）		業 務 内 容			
		文献所在調査	事項調査	利用指導	文献複写
12 年度	740	233	121	48	338
13 年度	755	211	125	57	362
14 年度	461	105	45	30	281

文献複写は、貴重図書・寄託図書のマイクロフィルムからの印画焼付複写が殆ど

である。

なお、図書館では「利用者の声」と称する図書館利用の方からの投書箱を設けている。ここには、図書館の運営をはじめ、本や AV 資料のリクエストが入る。重要な問題提起として受け止め、種々の点で改善のために役立てている。また、選書についても、図書館としても真摯に受け取り、できる限りの購入に努めている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

(1) 座席数

閲覧室の座席数は、90 席である。平成 14 年（2002）度の単科大学における平均が 207 席で、学生数に対する座席数の割合は 13%である（文部科学省 『平成 14 年度大学図書館実態調査結果報告書』による集計）。当館の場合は平成 14 年度の学生数（平成 15 年 2 月教授会報告現員の学生数 542 人）に対する座席数の割合は 16.6%であり、平均を超えている。しかし、本学学生収容定員（平成 14 年度 1,044 人）に対する座席数の割合は 8.6%でしかない。学生数の 1 割の座席数は必要とされているので、現収容定員では 100 席が必要である。となると、あと 10 席が不足であるが、閲覧室近くにグループ学習室・自習室を設けて、不足を補っている。

(2) 開館時間

開館時間は、通常の 9 時から 17 時以外に、2 時間の時間延長を実施している。この延長時間は私立の単科大学では 65.7%が実施し、その延長時間の平均は 1 館当たり 442 時間である（文部科学省 『平成 14 年（2002）度大学図書館実態調査結果報告書』）。本学の場合は 292 時間であり、平均を下回ってはいる。しかしながら、土曜開館日は 30 日（私学単科大学平均 34 日、実施率 84.1%）であり、ほぼ平均に近い。休日開館にいたっては、私立単科大学の実施率 20.8%で 1 館あたりの平均が 11 日であるのに対し、当館の場合の開館日は 67 日である。1 年を通して判断すると、開館時間では平均を大きく上回っているものと判断する。

過去 3 年間の開館日数を点検しても、開館日数は順調に伸びて、平成 14 年度は 236 日である。これは私立単科大学の平均が 253 日なので若干少ないが、サービス面で着実に進展したことの表れと判断する。さらに積極的な図書館運用には、開館時間の従来の 2 時間の延長から、さらなる時間延長を検討すべき時期がきたものと考ええる。

(3) 図書館ネットワークの整備

図書館のネットワークでは、種々の関連団体とのネットワークを通じて図書館利用者への利便性を展開しているが、中でも和歌山地域コンソーシアム図書館では、図書館相互間の本の貸借を活性化させた面は特筆される。高野山という地理的条件の悪さをカバーするのに、本学図書館自身がその有効性をいかしているというのが現状である。

(4) 利用者に対する配慮の状況と有効性、適切性

本年平成 15 年（2003）度実施の本学学生生活実態調査によると、図書館利用状況は週に 3 回以上の回答が 20.5%で、週 1～2 回が 27.6%である。両者を合わせると、48.1%である。つまり、本学の学生の半数は毎週図書館に来ていることになる。さらに、同報告書によると、授業以外でよく利用する学内施設の第一位が 47.4%の生協食堂・ショップであり、第二位が 29.7%の図書館である。他は、1%未満から 7%程しかない。本学における図書館の位置は、この統計からも明らかである。全学生の 3 割ほどは毎日、図書館を利用していることが判断される。

当館は大学の附属図書館であるとともに、高野山全山の図書館（高野山図書館）としての性格を持つ。学外者の利用の増加は、実際に高野山図書館としての機能を発揮していることを示しているものと判断される。さらに、この学外者の利用を活性化させる方策を検討する必要がある。

2. 学術情報へのアクセス

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力状況（B群）

【現状の説明】

（1）高野山大学図書館における図書館システムの現状

当館では、昭和 63 年（1988）より、機械可読を目的として図書のデータ入力をはじめた。これにより、それまでのカード式目録の作成を中止し、電算化による冊子目録を作成して利用者へ提供した。これが、当館電算化への第一歩である。図書館システムの導入は、平成 8 年（1996）からである。図書館システムは（株）リコーの LIMEDIO（バージョン 3.1）を利用し、閲覧業務用端末 2 台、OPAC6 台、事務用端末 5 台でスタートした。

この導入と同時に、学術情報センターの NACSIS-CAT に接続し書誌情報の検索や流用に利用している。また図書の発注・受入・整理等もこのシステムで行っており、導入以前と比べるとスムーズに業務を遂行出来るようになった。平成 16 年（2004）度からは相互貸借システムの ILL に参加を予定している。これが成ると、当館も他大学図書館と同じ環境になる。

本学のホームページも平成 9 年（2007）には開設して、その中に図書館の利用案内や開館予定表などの紹介をしている。

また、図書の遡及入力も平成 14 年（2002）度末に、一部の貴重書等を除いて基本的に終了し、ほぼ端末機で検索出来る状況になっている。

平成 13 年（2001）には、利用者用のインターネット端末 6 台を増設し利用者に提供している。

図書館システムも本年で 7 年目を迎える。途中、随時バージョンアップやメンテナンスを行ってきたが、特に、平成 15 年（2003）9 月に大幅なバージョンアップ（LIMEDIO バージョン 5.0）と、利用者用 OPAC 端末・業務用端末の総入れ替え、インターネット端末の環境整備等をした。これは、利用者及び職員の操作性を高めることを目的とするもので、現在 UNIX ベースで動いている環境を一般的に普及している Windows に変更するものである。また同時に、これまで先送りにされていた

所蔵データのインターネット上での公開も可能とした。

(2) 国内外の他大学との協力状況

他大学との協力については国公立を問わず、全ての大学と行っている。中でも、上記の図書館ネットワークの所でも記したように、当館の場合は私立大学図書館協会の他に、仏教図書館協会・仏教系大学会議参加大学・和歌山コンソーシアム参加の大学図書館・公共図書館と協力関係にある。しかしながら、国外の特定大学との協力関係はない。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

当館の電算化は他館と比べると遅いが、上記のように着実なる進歩を遂げたものと判断される。

所蔵資料の書誌データの電算化は、現時点でも一応の成果をおさめたものと判断される。当館の特色は、前記のように10万冊に及ぶ古典籍である。この資料群をいかに電子化して公開するか、これが残された大きな問題であり改革の方策と考える。平成8年(1996)から14年(2002)度にわたり、明治期を中心とした真言宗関係新聞類のCD-ROM化を実施して、成果を挙げてきた。今後これをシステム化して図書館利用者に配信することもできると考える。

また、当館では所蔵の古典籍資料を、昭和50年(1975)頃よりマイクロフィルム化してきた。これを電子化し、インターネット上で公開することも可能である。このように、種々の面で可能性を秘めた改善・改革ができるものとする。

(3) 収蔵物の公開

図書館の特色は、10万点に及ぶ古典籍を有していることにある。これは、高野山を中心とする寺院からの寄贈・寄託された資料であり、他の大学図書館には無い貴重な財産である。当館においては、それら貴重資料の中で選りすぐった資料を一般に公開する事業を模索してきた。

その公開事業の一環として、打ち出したのが『善本聚粹』の出版であった。平成8年10月に第1巻、平成10年10月に第2巻を上梓した。その中では、奈良時代の天平写経(国指定重要文化財)をはじめ、平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸の各時代の希覯本、チベット大蔵経・カントの初版本など内外の資料を紹介してきた。

この出版は、本学にとっては長年にわたる懸案事項であった。さらに近年においては、上記のように、鎌倉時代から江戸時代の講式資料(仏教文学関係資料)のCD-ROM出版も果たすことができた。現代も順次、古典籍資料の公開のため新規事業を展開すべく準備中である。

(第7章代表執筆者 柳川瀬政子・木下浩良)

第 8 章 社会貢献

1. 社会への貢献

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度（B 群）

【現状の説明】

本学では大学入学資格を有する社会人を、学部では平成 8 年度（1996）から、大学院では平成 13 年度（2001）から科目等履修生として受け入れ、1 年間または半期の間、本学の講義を受講できる制度を設けている。また、別科には聴講制度が設置されている。ほかに正規のカリキュラムに組み込まれた講座のうち特定のものについては「教学講座」という名称のもとで地元住民をはじめ広く一般に公開して聴講を受け入れている。

科目等履修生は、在学生の収容定員に配慮し、教授会構成員の中から学長の指名した科目等履修生選考委員による選考のうえ許可している。

科目等履修生が履修できる科目数は年間で、学部 20 単位、大学院 10 単位という上限を設けており、現行では 1 単位あたり 10,000 円を科目等履修料として徴収している。

このような科目等履修生として本学の講義を受講する者には、資格取得のために必要な単位を履修する卒業生が多く見受けられる。

また「教学講座」は学外より識者を招いて学長と共同して講座を開くもので、これまでに以下のような実績がある。

平成 6 年度	藤本義一「社会と人間の関わり全般」
平成 7 年度	上山保彦「チャレンジの哲学『リーダーの条件』」
平成 8 年度	高田宏「荒ぶる自然－日本列島の自然災害を考える」
平成 9 年度	八木亜夫「21 世紀をどう生きるか」
平成 10 年度～11 年度	桂文珍「日本人と笑い」ほか

なお平成 12 年度（2000）以降は外部講師の招聘はなく、学長が講座を担当している。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

地理的な問題もあり、通学生向けに大学で開講されている通年もしくは半期の講義を広く社会に提供することには限界があると考えざるを得ない。しかし、そのような制約のもとで大学教育の地域への提供には一定の成果をあげてきたことができるだろう。平成 15 年度（2003）より高野町と連携した「高野山学」の取り組みも開始されており、「教学講座」のみならず高野町内をはじめとする近隣住民への大学による知的サービスの提供は、さらなる充実が期待される。

公開講座開設状況とこれへの市民の参加の状況（B 群）

本学が開設している公開講座には以下のようなものがある。

- 1) 1986（昭和 61）年より 5 日間連続の「高野山大学夏季公開講座」として始まり、現在は毎年 8 月末 3 日間の開催で定着している「高野山大学生涯学習講座 in 高野山」
 - 2) 2001（平成 13）年より「高野山大学学外講座」として始まり、現在は毎年春および秋季に実施されている「高野山大学生涯学習講座」
 - 3) CS 放送「心の時間」を利用した公開講座
 - 4) 和歌山県下にある高等教育機関との協力による高等教育機関コンソーシアム和歌山
 - 5) 和歌山大学、和歌山県立医科大学、本学からなる三大学共同公開講座
- 以下、この順に記述していく。

1) 高野山大学夏季生涯学習講座 in 高野山

【現状の説明】

本学を会場に開催されるこの講座は、1986（昭和 61）年の開設以来すでに 20 年ちかい実績を積み重ねており、本学が進める生涯学習社会への対応の筆頭といえることができる。初期には寺院関係者の再教育を目的としていたが、回を重ねるごとに一般の支持を広げ、現在は 300 名あまりの受講者を得ている。受講者のなかには毎夏の講座を楽しみにするリピーターも相当数含まれている。受講資格は不問であり、受講料は開設以来長らく無料であったが、2003（平成 15）年度より有料（1000 円）となった。最終日まで参加した受講者には修了証を授与している。

1995（平成 7）年度作成『高野山大学文学部自己点検評価報告書—現状と課題』が同年度実施分までのデータを掲載しているのも、翌 1996（平成 8）年度以降の実施データを章末に表 1 として挙げる。なお 20 回目を迎える 2003（平成 15）年度より「高野山大学公開講座」から「高野山大学夏季生涯学習講座 in 高野山」へと名称が改められた。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

これについては次の「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」の項でまとめて記述する。

2) 高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）

【現状の説明】

「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」は、2001 年秋に「高野山大学秋季学外講座」と称して実施され好評を博したものを、このように名称をあらためて 2002 年度より定期的に開催している一般向けの講座である。

従来、高野山大学の教員が学外の会場で講演するということは少なくなかったが、これを大学として、より組織的なかたちで展開すべく取り組まれている。春と秋に東京、大阪、名古屋に学外会場を設け、1 回 90 分、2 回完結の講座をいくつか開設し、それぞれに受講者を募るという形態で実施している。2002 年度春季からは全回出席者に修了証を交付するようにして、受講者に「達成感」を感じてもらえるような工夫もしている。

受講料は1講座あたり2001年度が500円、2002年度が1500円、2003年度が1000円と年ごとに異なっており、そのことも影響してか受講者数に若干の変動が見られる部分もあるが、基本的には高野山大学の提供する講座に対する一般市民のニーズには根強いものがあるといえる。

2001年度秋季より2003年度秋季（予定）までの実施データを章末に表2として挙げる。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

夏季に本学での実施が定着していた「高野山大学公開講座」は従来、学長より委嘱を受けた教員および事務職員によって構成される公開講座委員会によって運営され、当該委員会が企画・宣伝・受付・司会進行などすべての業務をこなしていた。一方、2001年度より「高野山大学学外講座」として開設され後に名称を変更して実施されるようになった「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」の方は教務係に学外講座担当が置かれ、当該部署が運営業務を担当していた。この両者は2003年度より「高野山大学生涯学習講座（夏季および春季・秋季）」という名称に統一され、その運営の一本化が2003年度より新設された「リエゾンオフィス」によってはかれようとしているが、現実には主として昨年度までの担当者が実務を担っているというのが実状であり、現在業務分担の確認が要請されているところである。

このように、実施面での学内的な体制づくりについては調整の必要な部分があるものの、基本的には夏季および春季・秋季の「高野山大学生涯学習講座」は、一般の人々より一定の支持を得ていると考えられる。

以下に受講者よりいただいたアンケート調査より一部を抜粋する（平成15（2003）年春実施分）。

◇参加動機に関するもの

- ・空海について興味を持ち、種々読書していたが、昨年新聞に講座を知り参加した。もう少し若い年から勉強すれば良かったと反省している。
- ・密教について知らないことが多すぎる。現代生活の中における密教の立場は何であるか。他の宗教とどう異なるのか、一端でも知り得ればと思う。
- ・西国三十三ヶ寺（個人）、四国八十八ヶ寺（ツアー）巡礼の旅に参加し、より弘法大師や高野山、密教等について知識を得たいと思った。
- ・学生時代、専修学院に合格（書類選考）していましたが諸般の事情により、結婚も子供も仕事も経験して今夫婦で健在。子供達も自立。再び高野山にめぐりあいました。
- ・空海についてもっと知りたいから。（真言宗についても）。できれば学部にも入って勉強したいくらいだが、時間的にも無理がある。
- ・高野山大学の先生方の生の声と内容を聞きたかった。弘法大師や密教のことを、もっと理解したい。
- ・家族が病をえて、ここ半年は死の苦しみを受けてきました。自己の心の在り方について深く考えています。なにかに会うことが出来たらと願っています。

◇今後の希望に関するもの

- ・ 前回の「信長・秀吉と高野山」の後の「徳川と高野山」。高野山の大阪等へ与えた影響。
- ・ ラダック・ムスタンなどの調査報告。寺院壁画について。チベット仏教について。
- ・ 学術的講義だけでなく、私たちの毎日の暮らしの中で信仰を活かすには、といった“お説教”があってもよいのではないのでしょうか。
- ・ 大師生涯の奇跡譚について書かれている一般書籍が少なく、くわしく知りたかったので聴講しました。絵伝の以降もよろしくお願いします。
- ・ (1) 世界三大宗教について。(2) 日本の仏教について。(3) 曹洞宗、日蓮宗、真宗、天台宗、真言宗、黄檗宗などの相違点について。
- ・ 参考資料の事前自宅配付していただき予習できないか？ どのような内容なのか当日にしかわからない。

建学の精神を反映するようなかたちで、現状では密教に関する講座が大半を占めている。本学教員以外の講師についても、本学関係者、あるいは高野山真言宗の関係者である、という場合で占められる。これを偏った講座の提供とする見方はおそらく妥当ではないだろう。高野山大学が高野山における教育・研究を司る学術機関であることを踏まえるならば、いたずらに総花的な講座の提供に走るよりも、みずからの得意とする分野での講座提供を誠実に展開することこそが、大学に対する社会の負託に応えることになるといえる。この点で現在までに提供されている講座内容は、むしろ本学の社会的任務という観点から見て適切なものとなっていると考えられる。

高野山大学はその名称どおり高野山にあり、その点では市街地に立地する大学と比べ、学外者向けの講座を大学構内で提供するという点に困難な面がある。会場を東京・大阪・名古屋に求めたのもそのような事情がからんでいる。しかし、これは必ずしもマイナスとばかりは言いきれない。弘法大師空海の開いた聖地高野山を訪れようという人々は年齢層にかかわらず多く存在し、大学が夏休みとなる時期に「夏季生涯学習講座 in 高野山」と題して講座を開催することは、平野部より気温も低く快適になる高野山の地の利を生かすひとつの方法といえる。

加えて高野山大学は、高野山真言宗の後継者の育成に努めてきただけでなく、建学の精神に基づいて社会に貢献できる人材を育成することにも力を傾けてきた。これにより、弘法大師空海という宗祖および高野山という場がひとつの核となるようなかたちで、卒業生が母校に対する親近感を持ちやすい大学でありつづけてきた。高野山にまで足をのぼすことはなかなかかなわなくとも、各地で開かれる生涯学習講座に足を運ぶことで学生時代の新鮮な気持ちを甦らせたり、かつての友人と旧交を温めたりといったことも見られる。

高野山大学の淵源は綜芸種智を掲げた弘法大師空海の理念にまでさかのぼる。これにより高野山大学は、みずからの研究活動の成果を学内ではもちろんのこと学外の人々にも積極的に提供していく任務を、そもそも建学の精神のうちに含みもって

いるといえよう。このような意味で生涯学習講座の充実が求められる。もちろん人材的にもまた財政面でも限られた中で運営していく必要はあるが、これまでの実績を踏まえ少しずつでも充実させていくことが望ましいだろう。

社会人から求められる生涯学習には、大別して、

- 1) 職業人として必要な技術や資格を取得するための（たとえばMBAを取得するための大学院進学のような）学習、
 - 2) 職業上あるいは実用上の必要からは離れて生きがいを見出すための学習、
- 以上2類型を想定できるだろう。そして、高野山大学の学外講座は、いうまでもなく類型2)に対応したものである。特に注意すべきは、受講生の大半が60代だということである。ある意味で職業人としての生活をまっとうされ、その先に「人生の意義」のようなものを探していこうという意欲をもっておられる人々にこそ、高野山大学の講座は求められているのだといえる。

このような点に留意しつつ、高野山大学が学外に向けてどのような発信をしているのか。これが全学的な課題として検討されることも必要だろう。

3) CS放送講座「心の時間」

【現状の説明】

本学は平成10年（1998）よりスカイパーフェクTV・スカイAの「心の時間」という番組内で、一般向けの講座を放送している。これは従来の公開講座が「講義を媒体とした『人と人とを直接結ぶ場』」であるのに対して、「昨今のデジタル放送技術を導入した『新しい人と人を結ぶ場』」として「主に社会人を対象にテレビ講座を放映し、将来は通信教育のシステム構築の基礎」という位置づけのもとに提供されている（以上引用部分は「高野山大学学報」NO.44（2000年7月）による）。

本講座は開設当初より講師の人選、放送局との折衝など運営の全般を入試広報課（現在の入試広報係）が担当している。開講した平成10年（1998）以来の実施データを章末に表3として挙げる。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

本学における研究・教育の成果を広く提供していく場として、このCS放送講座は一定の有効性を持つと考えられる。ただ、夏季および春季・秋季の生涯学習講座や以下に記述する他大学と共同で開催する公開講座など、本学が一般向けに提供する講座がいくつかあるので、それら全体を統括し、提供する内容および提供した成果・反応を集約するようなシステムは必要であろう。

4) 高等教育機関コンソーシアム和歌山

【現状の説明】

平成14年（2002）に和歌山県と県下8高等教育機関が参加して設立されたコンソーシアム和歌山において、リレー講義が実施されている。

平成15年（2003）前期には、6月29日に静慈圓教授が「西ヒマラヤに暮らして」というテーマで出講した。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

本学が地域との連携を言う場合、高野山の位置する紀北地域との連携とともに、和歌山県との連携という課題がある。この高等教育機関コンソーシアム和歌山の運営において参考となるのは、先行して設立されているコンソーシアム京都である。コンソーシアム和歌山の目的は特色ある各大学が連携し、相互乗り入れすることで、和歌山そのものに学生をひきつけることにある。こうした課題には息の長い努力が必要とされよう。一定の成果を見るためにはなおしばらくのあいだ地道な取り組みが求められる。

5) 和歌山大学・和歌山県立医科大学・高野山大学、三大学共同公開講座

【現状の説明】

三大学共同公開講座は、和歌山大学・和歌山県立医科大学・高野山大学間交流協定に基づく事業として平成10年（1998）から始まった。

協定締結以来5年にわたり開催してきたが、当初の計画を踏まえ平成15年（2003）をもって終了することとなっている。以下にこの5年間の実施データを挙げる。

平成10年（1998）

- 9月26日 室田保夫「福祉の先駆者から学ぶ」
和多秀乗「日本人の生死観」
- 10月3日 藤田和正「21世紀の高齢者福祉と介護保険制度」
- 10月17日 藤田和正「シンポジウム 高齢者の生活と健康を支える地域システムを考える」

平成11年（1999）

- 10月2日 藤森賢一「『靈異記』の紀州と景戒」
原田正俊「由良興国寺・法燈国師と熊野信仰」

平成12年（2000）

- 9月30日 加賀美智子「中高年期を考える－「高野山参詣」調査を通して」
- 10月14日 東智學「三大学学長シンポジウム「癒し」」

平成13年（2001）

- 10月27日 荒賀健「子ども・親・家族を支える社会システム」
- 11月10日 荒賀健「シンポジウム 子育て最前線を語る」

平成15年（2002）

- 9月28日 岸田知子「シンポジウム 大学の特色を生かした地域貢献の未来を語る」
- 10月19日 山口幸照「高野山大学が取り組む地域福祉活動」

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

和歌山県下にある大学が連携して公開講座を提供するという点では、この5年間で一定の成果を挙げたのではないかと考えられる。この成果は今後、新たに設立さ

れた高等教育機関コンソーシアム和歌山へと発展的に継承していくことが期待される。

教育研究上の成果の市民への還元状況（B 群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では、本学が教育研究上の成果を市民へと還元するという場合、それは主として生涯学習講座として一般向けの講座を提供していくことをさしている。それはすでに前節でまとめたところであるが、さらに、近い将来、大学での研究成果をわかりやすく一般向けに著述する『高野山大学学術叢書』の刊行が予定されている。

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行なっている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性（C 群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

本学は平成 12 年度（2000）より特定入試枠として書道と並びボランティア活動を実施しているが、これは学生受け入れ時点でのものにとどまっており、入学者は他の一般入試、推薦入試と異なる特別な授業を受けるわけではない。しかしながら今後、座学のみならず実践の学としてボランティア教育の可能性を考えることが求められるかもしれない。

地方自治体等の政策形成への寄与の状況（C 群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

従来たとえば社会福祉・社会学科の教員が大阪府下の自治体の地域福祉政策策定を委託されたりということはあるが、これは大学を通じてのものというよりも当該教員が研究活動を通じた中でそのような機縁を得たという性格が強い。これを、教員の研究活動の結果であり、その意味で間接的には本学の社会貢献のうちにあるとすることも可能ではある。しかしながら現状では、個々の教員が研究活動を通じてそれぞれに社会貢献の場をもった場合、それを本学の社会貢献活動のひとつとして把握し、その情報を蓄積するというようなシステムは存在していない。大学が教員個々の活動を通じてどのような社会貢献をしているのか、それを把握するシステムが今後必要とされるかもしれない。

とりわけ「心の教育」が強調されるようになってきている現在、弘法大師空海の教え「いかせ、いのち」をバックボーンとする本学の果たすべき役割は小さくないと思われ、それに向けた取り組みの可能性が追求されてよいだろう。

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策（C 群）

大学以外の組織との教育研究上の連携として、本学には目下、以下のような取り組みがある。

- 1) 高野山真言宗との連携
- 2) 高野山高校への講師派遣
- 3) 地域の公立高校との高大連携授業

- 4) わかやま学講座
 - 5) 放送大学和歌山センターの面接授業への講師派遣
 - 6) 大阪府立文化情報センターの公開講座フェスタへの講師派遣
- 以下、この順に記述していく。

1) 高野山真言宗との連携

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

本学の設立母体である高野山真言宗ではさまざまな社会的活動を進めているが、それにあたって本学教員が協力する場合がある。高野山真言宗の委託を受けて同和研究会を組織し、教員それぞれの専門をいかして同和・人権問題に関する研究を進め、毎年度の末に研究成果を報告している。また高野山真言宗の実施する一般向けの講座の講師として教員を派遣したり、あるいは海外をも含む研究活動に教員が参加したりしている。

21世紀を迎え、高野山真言宗もまた現代社会における宗教の果たすべき役割について真剣に検討を重ねており、そういった方面で本学教員がその専門的な研究成果をいかして協力することは、今後ますます重要となっていくだろう。

2) 高野山高校への講師派遣

【現状の説明】

本学は同じ高野山学園に属する高野山高校への本学教員の派遣を実施している。これは、平成13(2001)年より開始された。高野山高校の通常のカリキュラムにおいて古典(古文:下西忠、漢文:南昌宏)の担当者として2名が授業期間中は毎週、高校に出向いて授業を行なっている。またそれに関連して、高野山高校の体育科教員を本学体育授業の担当講師として迎えている。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

これについては、次の3)においてまとめて記述する。

3) 地域の公立高校との高大連携授業

【現状の説明】

これは高野山のふもと紀ノ川筋にある和歌山県立伊都高等学校において平成13年度(2001)より実施されている。これまで本学は地元の高校や小中学校との組織的な協力関係をあまり積極的には築いてこなかったが、大学の特色を生かしながら地域の若者を育成するという課題が認識され、また高校側の強い要望もあったことから実現した。

当初は高校の福祉科授業の担当者として社会福祉学を専門とする本学教員が出張授業を展開していた。その成果をもとに平成15年(2003)には本学教員3名が毎月1回2コマ連続の授業を、伊都高校に出向いて行ない、さらに夏季にはもう1名の教員が高野山の宿坊および本学を会場として夏季特別授業を行なうこととなった。大学の教員が高校などで講演をすることは今やさほど珍しいことではないが、単位認定を前提とする通年の正規授業は全国的にもまだ異例であろう。参加者は受け入

れ校となった伊都高校の生徒が大半であるが近隣の他校からも聴講に来ており、受講者は総計で 28 名である。平成 15 年度（2003）の実施データ（予定を含む）を以下に挙げる。

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|--------------|
| 4 月～ 7 月 | 藤吉圭二（社会学） | 「社会問題一般 | （会場:伊都高校） |
| 8 月 | 山脇雅夫（哲学） | 「人間関係の哲学」 | （会場:本学・山内宿坊） |
| 9 月～11 月 | 山口幸照（社会福祉学） | 「社会福祉一般」 | （会場:伊都高校） |
| 12 月～ 2 月 | 伊藤一雄（教育社会学） | 「進路指導論」 | （会場:伊都高校） |

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

大学と地域の連携ということを考えると、和歌山県北部とりわけ紀ノ川筋における本学の役割には重いものがある。従来さほど意識されてこなかったように見受けられるが、地域との連携という場合に地域の高等学校はじめ初等・中等学校との連携は非常に重要だろう。この点で今回始められた伊都高校との高大連携授業は、山内における高野山高校との教員交換と並んで意義深いものである。こうした取り組みは、従来どうしても地元の高校生にとって「近くて遠い」ものであった本学の存在をアピールし、その教育内容の一端に触れてもらう貴重な機会となっている。

連携授業は、伊都高校の福祉科の生徒のために、高野山大学の社会福祉学専攻の教員が出向くということから平成 13 年（2001）に始められ、平成 15 年（2003）には「社会問題一般」「人間関係の哲学」「社会福祉一般」「職業指導論」というリレー授業として編成された。しかしながら、地元の高校生に対して高野山大学が提供できるのは、おそらくこれだけではないだろう。

生涯学習講座がある程度の高い年齢層を対象として組まれているとするならば、それに対してこの取り組みは、高野山大学が、これから社会にでるための準備を始める若い人たちに、どのようなことを伝えられるか、そういったことを検討するための重要な契機となるだろう。

さらに、今回の連携授業成立にあたっては高校側の熱意ある働きかけが不可欠であった。それは裏を返せば、当初本学はこのような取り組みに対してあまり熱意を持っていなかったということにもなり、この点大いに反省しなければならない。地元の若い人たち、当面は高校生を対象とする講座を積極的に準備し、提供していくという姿勢が必要であろう。そうした準備を進める主体が学内に組織され、円滑かつ効果的な運営がなされていくようになることが望ましい。

4) わかやま学講座

【現状の説明】

和歌山県では広域学習サービスのネットワーク推進事業（国庫助成事業）を平成 12 年（2000）より開始した。これは和歌山県民の生涯学習活動を支援することを目的に、県・市町村・高等教育機関・民間等が協力して広域的観点に立った生涯学習に関する講座などの開設をはかり、県民によりよく学びやすい学習環境を広く提供することを目的としている。

平成 12 年（2000）は、和歌山市の中央講座 8 回と県内 7 地方でそれぞれ 6 回の講

座を開設し、あわせて県内に 50 講座を平成 12 年（2000）9 月より平成 13 年（2001）1 月にかけて開催するものである。

その最初の講座として「伊都 DE 自然発見・文化発見・歴史発見」が本学を会場として開講された。主催は和歌山県教育委員会、高野町教育委員会と本学が共催した。この第 1 回講座「院政期の高野詣で」（本学・山陰加春夫教授）には 90 名もの参加者が集まり、生涯教育に関する本学への期待を強く感じさせるものとなった。

これに関連して、県が予算を組みコンソーシアム和歌山（既述）が実施する「新生わかやま共同研究支援事業」の採択におけるピアレビューのメンバーとして、本学からも毎年 1 名ずつ教員が参加している。

また本学教員が加わった研究の採択状況は以下の通りである。

2001～2002 年度

南部荘遺跡の復元研究—フィールド・ミュージアムの試み

共同研究者：山陰加春夫

2003 年度（～2004 年度予定）

高野山古地図を利用した自己増殖的デジタル教材の開発の研究

研究代表者：藤吉圭二 共同研究者：山陰加春夫

また、さらに以前には同じく和歌山県の実施する別の事業「わかやま学 2 1」地域連携推進事業において、本学教員が以下のような助成を受けている。

2000 年度

高野山内諸寺院（院家・子院）文書の基礎的研究

研究者：原田正俊

平成 15 年度より地元である高野町の要請により、一般の人々に「高野山学」を提供する準備を大学として開始している。高野山を含む紀伊山地の霊場が世界遺産に登録されるのを機に、多くの人々の注目が高野山に集まることが予想され、それに向けての取り組みとしても重要といえよう。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

高齢化社会を迎え、官民挙げて生涯学習への取り組みを強めているなか地元自治体のそのような動きに本学がどのようにかかわって行けるか、今回の講座はそのモデルケースといえることができるだろう。社会人にとっては、平日の昼間に毎日通って授業を受けるというかたちをとりにくい本学であるが、そこで蓄積されている研究成果は、高野山を実際に体感しつつ歩くなかでより効果的な印象を受講者にもたらしることができる。今後も和歌山県、高野町など地元自治体とこうした方面における協力関係を築いて行くことが重要であろう。

5) 放送大学和歌山学習センターの面接授業への講師派遣

【現状の説明】

和歌山市内にある放送大学和歌山学習センターの実施する面接授業には、平成 13 年度（2001）より毎年若干名の本学教員が出講している。その実施データ（予定を含む）を以下に挙げる。

平成 12 年度 (2000)	伊藤一雄「少年の問題行動から見た現代社会」
平成 13 年度 (2001)	山脇雅夫「哲学への誘い」
平成 14 年度 (2002)	藤村隆淳「菩薩思想の起源と展開」
平成 15 年度 (2003)	越智淳仁「密教の歴史とマンダラ」
平成 16 年度 (2004)	岸田知子「古代中国・春秋戦国時代の思想」
	南 昌宏「四書五経を読む」
平成 17 年度 (2005)	藤吉圭二「未定」

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

これについては、次の 6) の部分で記述する。

6) 大阪府立文化情報センターの公開講座フェスタへの講師派遣

【現状の説明】

この「公開講座フェスタ」とは、良質で高度な学習機会を継続的に提供することをめざして、大阪府立文化情報センターと大阪府・兵庫県・奈良県の大学・研究機関が連携していくことを目的として設立された「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット（略称 HSN ネット）」が中心となり、各大学・研究機関の講座を開講するものであり、本学からは平成 12 (2000) 年より「ゲスト校参加」という位置づけで教員が講師として参加している。以下にこれまでの実施データを挙げる。会場はいずれも大阪府立文化情報センターである。

平成 12 年度 (2000)	越智淳仁「時空を超えた光と仏たち」
平成 13 年度 (2001)	山陰加春夫「宗教都市高野山の歴史と文化」
平成 14 年度 (2002)	岸田知子「空海のもたらしたもの」
平成 15 年度 (2003)	静慈圓「現代中国に甦る空海」

【点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策】

このように、放送大学和歌山学習センター面接授業においても、「公開講座フェスタ」においても、いちど教員を派遣した後には毎年コンスタントに本学教員による講座が組まれている。いずれについても、地元への貢献とすることができるだろうし、また別の観点から見れば、一般の聴講を得て本学における研究活動の成果を問う格好の機会ともなっているとも言えよう。今後も継続的な取り組みが期待される。なお「公開講座フェスタ」については、2004 年度からは従来のゲスト参加から踏みこんで大学としての正式加盟をめざしており、より積極的な取り組みが期待できる。

(第 8 章代表執筆者 藤吉圭二・寺谷智行)

表1 高野山大学夏季生涯学習講座in高野山			
※第19回までは「高野山大学公開講座」という名称だった。			
回	年月日	講師／テーマ	受講者数
13	平成8年（1996）	堀田啓一「考古学からみた「まつり」と「いのり」	175
	8月26日～30日	上山春平「空海 of 思想」	
14	平成9年（1997）	奥山直司「チベットの仏教と文化」	167
	8月25日～29日	立川武蔵「マンダラとは何か」	
15	平成10年（1998）	長澤和俊「シルクロードの歴史と文化」	213
	8月24日～28日	村上保壽「弘法大師の思想世界」	
16	平成11年（1999）	山陰加春夫「中世高野山の歴史と信仰」	204
	8月23日～27日	越智淳仁「インド密教と弘法大師の世界」	
17	平成12年（2000）	武内孝善 「高野山から弥勒の世界へー弘法大師の生涯と高野山ー」	211
	8月21日～25日	藤村隆淳「慈悲行の実践者たちー釈尊から大乘菩薩へー」	
18	平成13年（2001）	静慈圓「人間空海像を求めて」	220
	8月27日～31日	藤田和正「密教福祉思想実践の世紀に」	
19	平成14年（2002）	生井智紹「大乘における密教の形成について」	268
	8月24日～26日	木本滋久「弘法大師空海 of 書について」	
		下西忠「高野山と日本文学ー『平家物語』を中心にー」	
20	平成15年（2003）	中村本然「真言密教における安心（あんじん）論ー」	222
	8月27日～29日	藤田光寛 「仏教徒のあり方と戒律ー大乘戒と密教戒を中心に」	

表2 高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）		
※平成13年（2001）までは「高野山大学学外講座」という名称であった。		
実施時期／実施地域（会場）		
日程	講師／テーマ	受講者数
平成13年（2001）春季／東京（高野山東京別院）		
4月7日、4月28日	中村本然「密教入門」	106
5月12日、5月26日	乾仁志「曼荼羅入門」	90
6月2日、6月16日	村上保壽「弘法大師と密教」	95
平成13年（2001）春季／大阪（太融寺）		
4月12日、4月26日	中村本然「密教入門」	184
5月10日、5月24日	乾仁志「曼荼羅入門」	170
6月14日、28日	村上保壽「弘法大師と密教」	146
平成13年（2001）秋季／東京（高野山東京別院）		
9月1日、9月15日	岸田知子「弘法大師と中国文化」	131
10月13日、10月27日	山陰加春夫「高野山の歴史と信仰」	131
11月3日、11月17日	静慈圓「真言密教と芸術」	111
平成13年（2001）秋季／大阪（太融寺）		
9月13日、9月27日	岸田知子「弘法大師と中国文化」	229
10月11日、10月25日	山陰加春夫「高野山の歴史と信仰」	188
11月8日、11月22日	静慈圓「真言密教と芸術」	201
平成14年（2002）春季／東京（工学院大学）		
4月27日、5月11日	山崎泰廣「真言密教の瞑想」	199
6月1日、6月8日	奥山直司「ヒマラヤ密教文化の旅」	114
平成14年（2002）春季／大阪（大阪国際会議場）		
4月21日、5月5日	奥山直司「ヒマラヤ密教文化の旅」	96
5月20日、6月10日	武内孝善「絵伝に見る弘法大師」	82
平成14年（2002）春季／名古屋（八事山興正寺）		
4月19日、5月24日	中村本然「密教って何だろう？」	59
5月31日、6月7日	静慈圓「弘法大師の入唐求法」	56
平成14年（2002）秋季／東京（工学院大学およびエステック情報ビル）		
9月7日、9月14日	日野西眞定「年行事に見られる日本人の心」	90
10月12日、10月26日	越智淳仁「チベットの歴史と密教」	117
平成14年（2002）秋季／大阪（大阪国際会議場）		
9月1日、9月8日	越智淳仁「チベットの歴史と密教」	112
10月8日、10月31日	原田正俊「信長・秀吉VS高野山」	98
平成14年（2002）秋季／名古屋（八事山興正寺）		

9月13日、10月4日	乾仁志「曼荼羅の世界」	63
10月10日、11月8日	原田正俊「信長・秀吉VS高野山」	37
平成15年（2003）春季／東京（エステック情報ビル）		
4月19日、4月26日	武内孝善 「絵伝にみる弘法大師―誕生、若き日の修行、入唐」	134
5月17日、5月24日	松長有慶「弘法大師・空海に学ぶ」	139
平成15年（2003）春季／大阪（大阪国際会議場）		
4月13日、5月5日	村上保壽「弘法大師の法身説法」	156
5月10日、5月31日	高木神元「平安仏教の形成―最澄と空海の伝法」	122
平成15年（2003）春季／名古屋（八事山興正寺）		
5月3日、5月13日	武内孝善 「絵伝にみる弘法大師―誕生、若き日の修行、入唐」	80
6月5日、6月7日	藤村隆淳「誰もが菩薩―その思想と実践」	69
平成15年（2003）秋季／東京（工学院大学）		
9月13日、9月23日	武内孝善 「絵伝にみる弘法大師―高野山の開創・ご入定信仰」	121
10月5日、10月12日	池口恵観 「医療と真言密教―深層心理と先端医療の選択」	199
平成15年（2003）秋季／大阪（大阪歴史博物館）		
9月7日、9月14日	池口恵観 「医療と真言密教―深層心理と先端医療の選択」	233
9月20日、9月27日	日野西眞定「高野山金剛峯寺の年中行事」	92
平成15年（2003）秋季／名古屋（八事山興正寺）		
9月28日、10月4日	松長有慶「弘法大師・空海に学ぶ」	169
10月11日、10月25日	武内孝善 「絵伝にみる弘法大師―高野山の開創・ご入定信仰」	106

表3 CS放送「心の時間」 ※放送時間毎週月曜日8:45～9:00、各講師が5、6回担当する。
平成10年（1998） 村上保壽「弘法大師の教え」 森雅秀「マンダラとは何か」
平成11年（1999） 奥山直司「チベットの仏教」 山陰加春夫「高野山の開創説話とその意味」
平成12年（2000） 乾仁志「密教の世界」 岸田知子「やさしい諸子百家」
平成13年（2001） 室寺義仁「ブッダの言葉から学ぶ仏教入門講座」 木本滋久「空海の書と高野山」
平成14年（2002） 下西忠「平家物語と高野山」 山口幸照「仏教社会福祉のあゆみ」
平成15年（2003） 中村本然「弘法大師と真言密教」 伊藤一雄「心の教育」

第 9 章 学生生活への配慮

1. 学生への経済的支援

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（A群）

【現状の説明】

本学における学生への経済的支援を図るための措置は、次のとおりである。いずれも学生本人の申請に基づき、学生部協議会で審議・決定している。

①学内奨学金（何れも給付）

名 称	金 額	応 募 資 格 等
高野山大学奨学金	第一種：授業料全額 第二種：授業料半額	学部 2 回生以上 人物及び学力の優秀な者 第一種：平均 85 点以上 第二種：平均 80 点以上
高野山住職会奨学金	年額 200 千円	全学年 人物及び学業の優秀な者 高野山真言宗寺院徒弟
高野山真言宗奨学金	年額 25 千円を所定の修業年限給付	学部・大学院・別科全学年 高野山真言宗寺院徒弟
名越奨学金	月額 20 千円	学部・大学院全学年 人物及び学業の優秀な者 前年度の成績参考 新入生は入試成績参考
松浦禪朝奨学金	基金の果実全額	学部 4 回生 人物及び学力の優秀な者
申徳会奨学金	年額 200 千円	学部・大学院全学年 人物及び学業の優秀な者
高野山大学同窓会奨学金	新入生年額 100 千円 学部 2 回生以上 年額 200 千円	経済的理由により修学が困難な者又は人物及び学業の優秀な者
佐伯奨学金	年額 500 千円	密教学科又は別科の 2 回生以上より 1 名 社会福祉を志す 2 回生以上より 1 名

②学外奨学金（日本育英会奨学金を除き給付）

名 称	金 額	応 募 資 格 等
川原奨学会奨学金	学部月額 20 千円 大学院月額 30 千円	人物及び学力が優秀で学 資の支弁が困難な者
ロータリー米山奨学金財団 奨学金（指定校）	年額 1,800 千円	外国人留学生全学年 人物及び学業の優秀な者
日本育英会奨学金	第一種 きぼう 21 プラン（第二種）	全学年

③学生金庫（貸与）

家庭からの仕送りの遅延、その他不時の生活資金の必要等、止むを得ない緊急の事情に備えて、学生金庫を設けている。貸付け限度額は 2 万円、貸付期間は 1 ヶ月以内である。

④学費分割納入制度

経済的事由により修学が困難な学生に対して、学費の分割納入を認めている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

奨学金制度は、平成 13 年度に佐伯奨学金、平成 14 年度に高野山大学同窓会奨学金が創設されて、数的には増加傾向にあると言える。本学の給付制奨学金は、団体又は個人からの金額確定の奨学金が 5 件であり、基金の果実をもって原資とする奨学金は 3 件である。預金利息の低迷の影響を受け、基金の果実をもって原資とする奨学金は、結果的に奨学金受給者数の激減となっている。下表は平成 14 年度と平成 7 年度（最大支給年度）との比較である。

今後は、基金提供者への増額依頼や新たな奨学金団体の確保等も視野に入れながら学生への経済的支援を継続しなければならない。なお、平成 14 年度における各種奨学金の給付・貸与状況は、のとおりである。（表 44）

奨学金の名称	平成 14 年度の奨学金		平成 7 年度の奨学金	
	受 給 者 数	給 付 総 額	受 給 者 数	給 付 総 額
川原奨学会奨学金	1 名	240 千円	14 名	3,600 千円
名越奨学金	募集無し	0 円	7 名	2,160 千円
松浦禅朝奨学金	募集無し	0 円	2 名	100 千円

日本育英会奨学金は、従前の第二種奨学金の制度が平成 11 年度から『きぼう 21 プラン奨学金（第二種奨学金）』（有利子）と改められ、月額 3 万円・5 万円・8 万円・10 万円の中から、学生が自己の責任において借り入れプランを立て貸与申請することとなった。平成 11 年度から平成 14 年度までの申請者・採用者は下表のとおりである。何れの年度も申請者数は内示数を下回っている。また、在籍学生数に

対する希望者割合が他大学に比べて低いことや、毎年度 1～2 名の辞退又は凍結があることも本学の特徴といえる。

『きぼう 21 プラン奨学金（第二種奨学金）』は、貸与希望者への門戸を広くしたものではあるが、反面、返済計画を安易に策定してしまうという危険性をも含んでいる。また、入学年次の日本育英会奨学金の申請は、学生本人よりも保護者の希望による側面が強いので、大学として十分な説明が保護者および学生本人に必要であろう。

①1 年次

種 別		平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
		申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
第一種		13	11	3	3	8	5	3	3
きぼう 21 (第二種)	30 千円	0	0	0	0	1	1	2	2
	50 千円	0	0	1	1	5	5	1	1
	80 千円	3	1	1	1	1	1	2	2
	100 千円	5	1	0	0	1	0	4	4

②2 年次以上

種 別		平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
		申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
第一種		13	1	9	1	4	3	1	1
きぼう 21 (第二種)	30 千円	0	0	1	1	2	1	0	0
	50 千円	8	7	5	4	1	1	1	1
	80 千円	3	2	3	3	1	0	1	1
	100 千円	2	2	2	2	1	0	2	2

③緊急・応急採用

種 別		平成 13 年度		平成 14 年度	
		申請	採択	申請	採択
第一種		0	0	1	1
きぼう 21 (第二種)	30 千円	0	0	0	0
	50 千円	0	0	0	0
	80 千円	0	0	1	1
	100 千円	1	1	0	0

学生金庫の平成 11 年度から平成 14 年度までの利用状況は、下表のとおりである。各年度共、複数回の利用者があるが、これらはいずれも同一人が卒業まで毎年度複数回利用したものである。回収率は 100%である。制度としては有効であると言える。

よう。

項 目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
利用延べ件数	9 件	15 件	24 件	11 件
利用回数別人数	3 回 1 名 1 回 6 名	4 回 1 名 2 回 2 名 1 回 7 名	4 回 1 名 3 回 1 名 1 回 17 名	2 回 2 名 1 回 7 名
一人あたりの年間貸し付け総額	4 万円 1 名 2 万円 5 名 1.5 万円 1 名	6 万円 1 名 4 万円 1 名 3 万円 1 名 2 万円 6 名 5 千円 1 名	8 万円 1 名 4 万円 1 名 2 万円 7 名 1 万円 3 名	4 万円 2 名 2 万円 6 名 1.5 万円 1 名

平成 14 年度における学費分割納入制度利用者は 28 名であった。これは学部・大学院・別科の学生総数 625 名の 4.48%である。学生総数における制度利用者の割合は各年度共大きな差異はないが、利用者のうち毎年度数人が退学をしている。退学に至る理由が経済的なものであるのか、あるいは他に理由があるのか、調査と指導が必要であろう。

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性（C群）

【現状の説明】

各種奨学金の学生への情報提供は、『大学要覧』・学生手帳・学内掲示およびインターネット上で開示している。大学案内や募集要項にも掲載し、受験生や保護者へ情報を提供している。奨学金については、新入学生よりも保護者の関心が高いため、入学式終了後、学長以下専任教員全員と関係部署の職員とが保護者との懇談会を実施し、各種奨学金についても説明をするとともに、相談に応じている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学生への情報提供だけでなく保護者への情報提供も十分になされているが、学生への奨学金に関する説明会は、日本育英会の説明会を除き開催していない。学内奨学金についても、日本育英会と同様の説明会を開催し、それぞれの奨学金の趣旨について周知を図る必要がある。

2. 生活相談等

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（A群）

【現状の説明】

定期健康診断を毎年度初めに実施している。内容は身長、体重、視力、内科検診、胸部X線間接撮影等である。平成 14 年度の受診状況は、下表のとおりである。1 年

次の受診率は 100%近いが、2 年次以上の受診率は 50%前後となっている。毎年度この傾向は変わっていない。

学 年	在籍者数	受診者数	受診率%
1 年次	101	94	93
2 年次	126	64	50
3 年次	136	74	54
4 年次	210	94	44

また、心の健康保持の為、臨床心理カウンセラー1 名を置いている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

2 年次以上の定期健康診断率の低さの原因は、以下のことが考えられる。

- ①オリエンテーション期間中実施するために、2 年次以上は大学に戻ってきていない者が多い。
- ②心身の健康保持に関する意識が学年進行とともに低下している。

経費的には負担増となるが、授業開講日以後に 2 回目の健康診断を実施し、1 回目に受診をしなかった学生の受診を促す必要もあろう。あるいは、オリエンテーション期間中の実施を止め、学生の集まりやすい適当な日時を設定するのも一つの方法であろう。

生活相談部署の活動上の有効性（B 群）

【現状の説明】

学生サポート課学生係が本学の主たる生活相談部署である。学生サポート課は、事務組織の改編により学生部（学生課・就職課）と教務課とを統合したものであり、事務の機能性と効率性を高め、学生生活全般に亘るきめ細かなアドバイスを目的として、平成 13 年 12 月 1 日に発足した。学生サポート課の事務職員数は、課長 1 名（学生係長兼務、男子寮寮監兼務）、課長補佐兼係長 2 名（教務係長、就職係長）、課員 6 名、女子寮寮監 1 名（夜間勤務のみ）となっている。別に、教育職員が学生部長として学生部（学生課、就職課）を掌理している。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学生サポート課員は、事務規程上、係には所属せず、課全般の業務を処理することとなっているが、学科等の再編や新しい教育組織の立ち上げによるカリキュラムの改編が毎年度行われており、実態としては 3 つの係に張り付いている。学生数は最も多い年度に比べて 3 分の 1 までに減少しているが、学生気質の変化と相俟って学生に対する窓口業務は、むしろ増加している。また、課長が学生係長と男子寮寮監

を兼務しており、生活相談部署の活動上の有効性は低下していると言えよう。職員の人事異動も頻繁に実施されており、専門知識修得の障害となっている。本学のような小規模大学における人事については、専門性と効率性の面からも再考を要すると言えよう。

生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況（C群）

【現状の説明】

学生生活をサポートするために学生相談室を設置し、臨床心理カウンセラー1名（非常勤で相談日は月曜日と火曜日）を配置している。

学生部協議会構成員（学友会総務本部長を含む専任教員6名）が相談員となり、各自の研究室で、臨床心理カウンセラーや学生サポート課と連携して生活相談を行っている。この他、専任教員全員が週に1時間以上のオフィス・アワーを設けており、学生生活や進路についての相談に当たる体制をとっている。

専任教員1名を、進路指導のためのキャリアカウンセラーとして配置している。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学生相談室は、従来学生部協議会委員が持ち回りで担当し、月曜日から金曜日まで開設されていた。相談内容は、学習指導に関わるものが多かった。学生と教員の間にはある種の利害関係も存在し、また、相談される側にもカウンセリングの技術がなく、不調であったといえる。臨床心理カウンセラーは、平成14年10月1日に配置したものであり、他大学に比べて対応が遅きに失したことは否めない。しかし、臨床心理カウンセラーの配置後、学生相談室への来訪者は増えており、相談内容にも日常生活での悩みが加わるなどの変化が見られる。専任教職員と学生および保護者との関係は、小規模大学ということもあって、従前から比較的良好であったが、ここ数年、心のケアを必要とする学生が増加しており、今後は、臨床心理カウンセラーとの連携を一層強化して学生生活全般のサポートをする必要があると言える。

進路指導については、就職係長とキャリアカウンセラーや各学科主任・ゼミ教員等の連携及び指導体制はほぼ整っている。ただ、全般的に就職に関する意識の低い学生が多いので、入学年次からの啓蒙がより重要となろう。

学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況（C群）

【現状の説明】

本学の位置する高野山の医療機関は、町立高野山病院と1つの医院があるだけである。高野山病院とは校医の契約を締結しており、基本的には高野山病院との連携が中心になっている。事故や病気の度合いにより、医師の指導のもとに近隣の医療機関へ救急車やヘリコプターで搬送することとなる。医務室は完備しているが、専任の医師および看護師は配置していない。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学内や大学寮および高野山での学生の傷病については、連絡を受けた事務職員が徒歩 10 分以内の距離にある高野山病院に連絡し、また保護者への連絡等必要な措置を講じているので、特に学内の専任の医療従事者は必要としないと言える。ただ、心療内科については近隣の市の医療機関に頼らざるを得ず、治療に必要な学生や保護者にとっては経済的・時間的な負担増となっている。近年、大学入学以前から心療内科の治療を受けている学生が増加しているので、その対策を講じる必要がある。

不登校の学生への対応状況（C群）

【現状の説明】

欠席学生の把握と就学指導のため、出席状況調査（4 月と 10 月）を実施している。対象授業科目は、導入ゼミ・基礎ゼミ・講読演習・課題演習である。連続 3 回以上欠席している学生については、下のプロセスで調査と指導を行う。

教務係→各授業担当者→助言教員（学科主任）→当該学生助言教員（学科主任）
助言教員は、当該学生と連絡をとり、就学の意志の確認と指導を行っている。状況に応じて保護者にも連絡をしている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

平成 15 年度より担任制を導入し、現行の助言教員（学科主任）に学科基礎ゼミ担当者を加えることとした。また、平成 15 年度中に教育職員と事務職員全員が参加する学生アドバイザーシステムを導入し、2 人 1 組で 4～5 名の学生をサポートするための準備をしている。しかし、両制度の関係が明確でないために有効に機能しているとは言い難い。

学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況（C群）

【現状の説明】

平成 7 年度、平成 11 年度に続き、平成 15 年 7 月に第 3 回学生生活実態調査を実施した。アンケート項目は、各回とも概ね 90 項目を設定し、点検・評価が容易に出来るよう項目の変更は必要最小限にとどめている。調査対象人数と回収率は、次のとおりである。

平成 11 年度	調査対象人数	1,145 名、回収率 772 名（67.4%）
平成 15 年度	調査対象人数	467 名、回収率 320 名（68.5%）

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

主として学生生活に関する満足度をたずねたアンケート部分の回答結果を以下に比較する。前回のアンケート結果と比較して、生協に関する項目を除き改善されていると言える。徐々にではあるが、アンケート実施の効果は出ていると評価できよう。生活協同組合に関する満足度が低下しているが、学生数の現象に伴い生協利用者が減少しており、結果として品揃えの不備や営業時間短縮を余儀なくされているので、工夫を要する。

項目 \ 満足度	平成 11 年度 (%)			平成 15 年度 (%)		
	満足	どちらとも言えない	不満	満足	どちらとも言えない	不満
生協食堂	31.7	40.0	26.9	35.0	21.7	37.3
生協ショップ	30.1	46.4	22.4	30.6	33.9	32.5
教員スタッフ	25.4	48.2	25.8	37.2	49.4	12.5
履修指導	19.4	48.6	31.1	33.9	49.5	15.7
カリキュラム構成	13.5	42.5	43.3	20.6	45.0	33.4
授業内容	18.1	45.6	35.5	30.0	50.0	19.4
施設・設備	14.5	31.3	53.2	25.9	35.9	37.2
学生相談・カウンセリング	3.9	73.6	21.2	13.8	73.7	11.3
庶務係・会計系の対応	27.3	54.1	17.4	42.8	49.4	6.9
教務系の対応	25.0	45.1	29.1	44.2	45.5	9.7
学生系の対応	29.9	41.6	27.7	47.2	40.3	11.9
就職系の対応	14.5	67.1	16.2	26.3	67.2	5.3
図書館の対応	31.6	47.5	19.3	46.4	45.8	6.6

セクシュアルハラスメント対策について

【現状の説明】

職員及び学生が個人として尊重され、人権を侵害されることなく、就労、就学、教育または研究を健全で快適な環境の下に遂行できるようその防止および排除のための措置として、平成 12 年 11 月 15 日付で、「高野山大学における人権問題に関する規程」を制定した。規程上、学長は、人権問題の防止に関し本学を総括する。また、人権問題の防止及び被害救済の適切な対応を図るため、「人権問題防止対策委員会」を設置すると共に、人権問題の事実調査の必要が生じた場合は、「人権問題調査委員会」を設置し、その調査に当たることになっている。学生・教職員への広報は、啓発パンフレット「セクシュアルハラスメント防止のために」を配布している。相談窓口は、基本的には学生サポート課学生サポート係が担当しているが、オフィスアワーや学生相談室を利用することも可能である。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

「人権問題防止対策委員会」は常設機関で、委員の任期は 2 年で再任を妨げないとなっている。「人権問題調査委員会」は、下部機関としてその都度設置されることになっている。平成 12 年に「高野山大学における人権問題に関する規程」が制定されて以来、具体的な事案が一件あった。現在、「人権問題防止対策委員会」は 2 期目であるが、第 1 期目からの委員は 1 名だけになっており、今後同様の事案が生じた場合に迅速かつ適切な対応をするためにも、委員の任期は定めずに継続性を持

たせることが必要になるろう。

3. 就職指導

学生の進路選択に関わる指導の適切性（A群）

【現状の説明】

経済不況による企業の求人力の低下に底打ち感があるとは言うものの、依然として失業者数は減少せず、卒業時の進路決定者の割合は年を追うごとに低下している。本学における学生の進路選択に関わる指導の事務担当課は、学生サポート課である。従来、就職課が担当してきたが、平成13年12月1月付けで学生課・就職課・教務課を統合し学生サポート課として発足したことに伴い、学生サポート課就職係に改編された。さらに、平成15年10月1日付で学生サポート係に併合された。

入学から卒業までの、本学における学生の進路選択に関わる指導（主として就職）の実施状況の流れは概ね下記のとおりである。

<1年次>

- ・入学式当日の保護者懇談会において、卒業後の進路状況について概略説明。
- ・新入生オリエンテーションにおいて、就職担当部署の業務説明と、卒業までの進路選択指導の概略説明。

<2年次>平成14年度の実施状況

- ・5/13～17 進路選択指導（キャリアアップ、自己分析の指導と希望進路毎の計画的な勉強方法の指導）

<3年次>平成14年度の実施状況

- ・5/7～10 進路選択指導（キャリアアップ、希望進路毎の計画的な勉強方法の再確認指導）
- ・9/30～10/4 就職活動の流れ説明、資料配布、アンケート実施
- ・10/7～11 履歴書・求人登録カード記入指導
- ・10/15～18 業界研究
- ・10/21～25 一般常識模擬試験
- ・10/28～11/1 4回生による就職活動体験談
- ・11/5～8 小論文対策
- ・11/11～15 面接対策

上記中、2年次・3年次は就職ガイダンスとして開催し、授業との重複を避けるため、同一内容のガイダンスを三日間連続して実施している。

また、後期授業科目として、2年次・3年次を対象に、職業選択と自己表現をテーマとした職業指導の授業を開講している。授業の内容は、職業適性についての解説、面接に関する対策等となっている。

その他、就職担当者とキャリアカウンセラーとが連携し、早期からの進路選択に係る指導を行っている。

4年次の就職ガイダンスは実施していないが、提出済みの求職登録カードを利用

した個別相談を窓口で行っている。

【点検・評価および将来の改善改革の方策】

現状の説明に記したごとく、進路選択に関わるガイダンス実施回数は少なくないが、1開催日ごとの参加者は各年度共10名以下である。表1は、過去3年間における年度ごとの就職ガイダンス参加者の延べ数である。平成14年度の参加者数は激減しており、3年次を対象とした進路選択に関わる指導（就職ガイダンス）の延べ開催日数37回に対して、延べ参加者数は26名であり、1回あたり1名の参加にも満たない。

表1

平成12年度	平成13年度	平成14年度
374人	161人	26人

また、表2は過去3年間における年度ごとの卒業生の進路状況である。各年度における卒業生のうち、進路未定・不明者の割合は、12年度34.7%、13年度36.7%、14年度31.8%である。

表2

単位 人

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	希望	決定	希望	決定	希望	決定
寺院	17	12	9	8	13	11
自営（自坊含む）	21	20	14	11	13	12
一般企業	99	59	89	47	64	35
教職	4	1	4	2	3	3
公務員	17	5	9	1	3	2
福祉・非営利	18	10	42	26	32	22
進学	10	7	13	11	5	4
加行・専修学院	32	31	28	28	19	18
専門学校	9	6	10	3	5	4
自宅	18	18	1	0	0	0
未定・不明	14	91	4	87	10	56
その他	3	2	14	13	9	9
計	262	262	237	237	176	176

将来の職業選択に関する意識の低さは本学固有の問題だけではないと思われるが、就職担当係だけでなく、教職員全員が、授業あるいは日常業務において学生との関係を密にする工夫が必要であろう。また、2年次・3年次対象の職業選択と自己表現をテーマとした職業指導の授業だけでなく、1年次の導入ゼミの数時間を職

業意識の啓発をテーマとしたものに当てることも有効であろう。

就職担当部署の活動上の有効性（B群）

【現状の説明】

就職ガイダンス、個人面談により企業情報、求人活動の動きについて情報提供をしている。また、就職資料室に2台のパソコンを配置し、インターネットによる就職情報の収集等、学生の利用に供している。

平成15年10月1日付で就職係が廃止され、学生サポート係4名が就職業務を含めた一切の業務を行なっている。学生サポート係の業務の概要は次のとおりである。

- ・就職に関すること
- ・カウンセリングおよび生活指導に関すること
- ・課外活動に関すること
- ・奨学金に関すること
- ・留学および留学生に関すること
- ・健康管理に関すること
- ・宗教行事および僧侶資格取得に関すること

【点検・評価および将来の改善改革の方策】

インターネットを利用した就職情報の収集には図書館に設置した5台のパソコンや、LANケーブルを配置した情報処理自習室を使用することができるので、ハード面ではほぼ整備されていると言えよう。ただ、事務部門の整理統合により職員の業務負担は重くなるので、専門性と総合性を兼ね備えた職員の養成が急務である。そのためには、学生の休暇期間を利用するなどして集中的な業務研修を行なうことも必要である。

4. 課外活動

学生の課外活動に対して組織的に行っている指導、支援の有効性（A群）

【現状の説明】

本学の課外活動は、学生の意思決定機関である学友会に属している。

学友会の最高執行機関として総務本部が設けられ、総務本部長として学長が委嘱した教育職員を配置している。部並びに同好会選出によるクラブ代議員とクラス代議員により組織された代議員会が月1回開催され、案件に応じて総務本部長、学生サポート課長が出席し、学生との意見交換を行っている。また、全ての部及び同好会には教育職員1名が部長として指導にあたっている。

授業科目のスポーツ実技にスポーツに関する課外活動を設定し、レポートにより2単位を認定している。2001年度から2003年度の受講登録者数は、次のとおりである。

2001年度	30名
2002年度	19名

2003 年度 6 名

岸本クラブ活動振興奨励基金奨励金を設け、顕著な課外活動団体に奨励金を授与してきたが、資金難により 2001 年度から授与実績はない。

【点検・評価および将来の改善改革の方策】

ここ数年の傾向として、歴史と伝統のある団体が姿を消し、継続性を持たない団体が生れては消えている。その原因としては、次のようなことが考えられよう。

- ① 学生数の減少
- ② 学生気質の変化
- ③ 指導者に専門家が殆どいない

課外活動団体に所属する学生数も激減しており、授業科目のスポーツ実技に課外活動を登録する学生も減っている。本学のような小規模校の場合、全ての団体において高水準を求めるには無理があると考えられるので、大学として育成したい団体と学生が楽しむための課外活動を区分し、育成したい団体には人的・財政的に支援する方策が必要であろう。一例として、大学から課外活動団体 OB へ、基金の果実ではなく年間定額助成などの支援要請をすることも有効であろう。また、学生部協議会と学友会代表および課外活動団体代表との公式な意見交換の場を定期的に設ける必要がある。

(第 9 章代表執筆者 福西勝久・横谷務)

第 10 章 管理運営

1. 教授会

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性（A群）

【現状の説明】

教授会は、「高野山大学学則」（以下「学則」という）第 9 条に基づき、「高野山大学教授会規則」（以下「教授会規則」という）（平成 8 年（1996）9 月 1 日制定施行）第 2 条に「教授会は、学長及び専任の教授、助教授、講師をもって構成する」と規定しており、平成 15 年現在、30 名で構成している。教授会は、学長が招集しその議長となり（「教授会規則」第 4 条）、毎月 1 回（8 月は除く）、年間定例 11 回と臨時に数回開催している。

教授会の権限は、教授会の審議事項として教授会規則第 3 条第 3 号に「教育職員の人事に関する事項」、同条第 5 号に「教育課程に関する事項」規定している。

その他、「文学部長の選考は、高野山大学文学部長選考規程による」（「教授会規則」第 6 条第 2 項と第 7 条第 3 項）。教育職員の採用、昇任については、「高野山大学教員任用に関する内規」による（「教授会規則」第 6 条第 3 項と第 7 条第 4 項）（「高野山大学教員任用に関する内規」は平成 12 年（2000）10 月 18 日に「高野山大学教員任用規程」に改称）。「高野山大学学長選考規程」（以下「学長選考規程」という）第 4 条第 3 号に規定する「学長選考会員の選出については、高野山大学学長選考規程及び高野山大学選挙施行規程による」（「教授会規則」第 8 条）等、これらの重要事項への教授会の関わりを規定している。

教員人事は、「高野山大学教員任用規程」（以下「任用規程」という）第 4 条に「教員の任用については学部長と全学科主任による協議にもとづき、学長・学監がその員数・職制その他を考慮し、学長がこれを資格審査委員会に付託する。資格審査委員会は学部長及び教授会の互選による教授 4 名をもって構成する。ただし、各案件ごとに当該学科主任 1 名を加えるものとする」と規定している。教員の任用に関する事項を審査し、審議する場合は、大学設置基準及び別に定める高野山大学教員任用細則を参照しなければならない（「任用規程」第 5 条）。教員の任用に関する資格審査は、学歴・職歴並びに研究業績にもとづいて、別に定める資格審査基準により行わなければならない（「任用規程」第 6 条）と規定している。

資格審査委員会の審査結果報告は学部長から学長へなされ、資格ありと判定された場合には学長が教授会に任用を提案する。教授会は、各案件ごとに学歴、職歴及び研究業績を参考にし、構成員の 3 分の 2 以上の出席者の無記名投票により 3 分の 2 以上の同意をもって決定している。

専任教員の新規採用は平成 9 年度（1997）から公募している。近年の教授会で審議された採用・昇任の状況は次のとおりである。

平成 9 年度（1997） 採用 3 名、昇任 5 名

平成 10 年度 (1998)	採用 1 名、昇任 1 名
平成 11 年度 (1999)	採用 1 名、昇任 2 名
平成 12 年度 (2000)	採用 1 名、昇任 0 名
平成 13 年度 (2001)	採用 0 名、昇任 4 名
平成 14 年度 (2002)	募集なし、昇任 4 名
平成 15 年度 (2003)	採用 2 名、昇任 2 名

待遇教員及び非常勤講師の採用は教授会で審議決定している。

任命権者は、専任教員は理事長であり、待遇教員及び非常勤講師は学長である。現在、教育課程のうち文学部のカリキュラムは学則の下位規程の「高野山大学履修規程」に定めており、これについては教授会に審議権がある。毎年度の授業科目及び担当者の決定は、教授会の下に設けられた教務委員会で行っている。教務委員会は各学科主任で構成されており、各学科の専任教員の協議により案が教務委員会に提出され審議決定している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

教員人事については、専任教員の専門性や職階、年齢構成など配置がアンバランスになっていると思われる。教育課程における適切な教員配置及び経営面からも将来に向けて教員の定員制の導入が必要である。

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性（B群）

【現状の説明】

本学は文学部のみであり、教授会は学部・別科に関する事項を審議している。教授会の下に置かれた教務委員会は、「教務委員会規程」（以下「委員会規程」という）第5条第1号に「カリキュラムの編成及び運営に関する事項」を取り扱うと規定している。教務委員会の委員長は文学部長であり、構成員は文学部長、大学院文学研究科長、別科主事、各学科主任の7名である。毎年度の授業科目及び担当者の決定は各学科会議で原案が作成され、教務委員会で調整し決定する。

教授会の議長は学長であることから、学部長は一役職として役職会に議題を提出する役割を有している。教授会への議題提出の決定権は学長にある。このことから学部長の役割・権限は、教員人事においては学長への推薦と、教務委員会においてカリキュラムの編成及び運営に関する事項を取り扱うことに限られる。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学部教授会の議長は学長であるので、学部長は教授会においては学長を補佐する役割を担っているにすぎない。今後、教授会における学部長の役割を明確にする必要がある。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性（B群）

【現状の説明】

本学には、評議会、大学協議会などの全学的審議機関はない。大学の運営方針に関する基本的事項は役職会で事前協議され、学長から教授会、各種委員会等へ伝達されている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

小規模大学であるので全学的審議機関は必要としていない。しかしながら、今後外部からの意見等を取り入れるための方策が必要である。

2. 学長、学部長の権限と選任手続

学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性（A群）

【現状の説明】

（ア）学長の選任手続

「高野山大学学長は、選考会において選考し、高野山学園理事長がこれを任命する」（「高野山大学学長選考規程」（以下「学長選考規程」という）第1条）

選考方法は、まず選考会が学内委員5人で構成する「学内学長候補者推薦委員会」に候補者の推薦を求めることになっている。学長候補者の資格条件は「学長は学園の内外を問わないが、高野山真言宗僧侶であることを必要とする」と規定している（「学長選考規程」第2条）。学長候補者は、「学長選考規程」第2条に加えて「かつ、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者」でなければならない（「高野山大学学長候補者の推薦に関する申し合せ」3）。

「学長の任期は4年とする。ただし、引続き再任は1回限りとし、その任期は2年とする」となっている（「学長選考規程」第3条）。選考会は、①学園理事長、②学園理事の互選によるもの4人、③大学教員の互選によるもの4人、④大学事務職員の互選によるもの1人、⑤学長の計11名で構成している。

選考会の議長は、理事長をもってこれに充てる（「学長選考規程」第8条）。選考会の議事は、選考会員の3分の2以上の出席をもって開き、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する（「学長選考規程」第10条）。学長は過去全員が大学の専任教員から選出されている。

（イ）文学部長の選任手続

文学部長の選任手続は、「高野山大学文学部長選考規程」（以下「文学部長選考規程」という）第1条により、文学部教授会において選挙によって行う。学部長の任期は、3年とする。ただし、引続き再任の場合は1回限りとする（「文学部長選考規程」第2条）。学部長の選挙資格者は、教授会構成員とし、本学に6ヶ月以上在職することを必要とする（「文学部長選考規程」第4条）。学部長の被選挙資格者は、専任の教授または助教授として3年以上在職しているものとする（「文学部長選考規程」第5条）。学部長の選挙は、有権者全員の3分の2以上の投票を必要とする（「文

学部長選考規程」第7条)。当選は、投票の過半数をもってこれを決する(「文学部長選考規程」第8条第1項)。前項に該当するものがないときは、得票2位の者までについて再投票を行ない、得票多数の者を当選とする。この場合において、得票が同数のときは、抽選によるものとする(「文学部長選考規程」第8条第2項)。教授会の議長は、当選者を学長に、学長は理事長に報告し、理事長がこれを任命する(「文学部長選考規程」第9条)。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学長、学部長とも選出は教授会が主導して行われているといえる。過去、学長選考においては、学内専任教員から推薦されたものが選出されている。今後、外部活力を導入するためには、学長を学外に求めることも必要と思われる。

学長権限の内容とその行使の適切性 (B群)

【現状の説明】

「学則」第8条第1項に基づき、「高野山大学事務組織及び事務分掌規程」(以下「事務規程」という)第5条第2項に「学長は本学を代表し、本学の校務を掌理し、本学職員を統督する」と規定している。大学の教学及び財務に関わる意志決定権は学長にある。学監(事務局長)は、学長を補佐し、大学運営に係わる事務全般を統督し、掌理する(「事務規程」第5条第2項)。学長は主に教学を担当し、学監は主に財務の責任者として学長を補佐している。学監(常務理事・学園本部長・大学事務局長)は、慣例として学長が推薦し、理事長が任命している。よって学長と学監は一体的関係にあり、学長が退任したときには学監も退職する慣行があった。学長権限の具体的なものとしては、「教員の任用については学部長と全学科主任による協議にもとづき、学長・学監がその員数・職制その他を考慮し、学長がこれを資格審査委員会に付託する」と規定している(「高野山大学教員任用規程」第4条)。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学長が強いリーダーシップを発揮するには、学監がこれを補佐し、教職員との連携協力が不可欠である。

学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性 (B群)

【現状の説明】 【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学には、評議会、大学協議会はない。本学は文学部のみの大学であり複数の学部は有していないので、その必要性は感じていない。

学部長権限の内容とその行使の適切性 (B群)

【現状の説明】

文学部長の職務権限に関する規程はない。「事務規程」第5条第4項には「文学部長は、学長の下に文学部に関する事項を掌理する」と規定している。学部長の主な権

限としては、教育課程に基づき、教員人事において事前協議の発案者・責任者となることにある。そして学部長及び教授会互選の教授4名に当該学科主任を加えて資格審査委員会を構成し、教員の新規採用・昇任について資格審査を行う。学部長は資格審査委員会の議長であり、かつ教務委員会の議長である。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学部長権限については明確な規定はない。教授会・各種委員会・協議会には学長が構成員になっているものが多い。学長権限を明確にすると同時に学部長の権限を整理する必要がある。

学長補佐体制の構成と活動の適切性（C群）

【現状の説明】

学長直轄の教職員参加型の学長補佐体制として、平成15年（2003）4月から学長室を設けて、そこに学長室長と学長補佐を教員から任用した。これまでは各役職が学長を補佐する役割を担っていた。その構成員は、学長、学監（事務局長）、文学部長、大学院文学研究科長、学生部長、図書館長、密教文化研究所長であった。ただし、その根拠規定もなく、学長の教授会議案の事前相談をするものであり、議案の審議決定権は教授会にあった。役職会は過去の自己点検・評価において根拠規定をつくる必要性が求められており、平成15年（2003）4月教授会において成文化したことが報告されている。その構成は従来の役職に各課課長を加えたものである。構成員ではないが、学長直轄の学長室長、学長補佐が常時出席することになっている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学長直轄の学長室長、学長補佐は、事務担当部署としての役割はなく、各事務担当部署が参加することで連携・協力を強化しようとする試みである。事務局及び事務分掌規程を見直すことなく、委員会的な位置づけがされているが、業務として今後、事務局及び事務分掌規程でどのように位置づけるかが課題である。

個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備（C群）

【現状の説明】

本学学長の資格条件は、「学長選考規程」第2条「学長は学園の内外を問わないが、高野山真言宗僧侶であることを必要とする」と規定している。この規定の改正は理事会、教授会、職員会（書記以上）の審議によるが、過去にこれが問題となったことはない。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

過去に学外に学長候補者を求めたことはなく、学内から推薦された学長候補者が選ばれてきた。今後は学外も視野に入れた学長選考も必要であろう。その時、「学長選考規程」第2条の規定が問題となる可能性がある。

3. 意思決定

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性（B群）

【現状の説明】

「役職会規程」第2条には、「役職会は次の事項について、協議する」と規定している。その事項は次のとおりである。

- 1 大学の運営方針に関する基本的事項
- 2 学長からの諮問事項
- 3 各部署、各委員会からの提案に関する事項
- 4 学部・大学院・別科、図書館、研究所及びその他の附属施設等の運営について
- 5 その他

とある。このことから、あらゆる大学運営に関する提案はまず役職会に集約される。ここで協議されたことは、学長へ報告され、教授会へ提出される。理事会に関わる事項については理事会へ上程される。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

役職会が全学的審議機関なのか、単なる学長の諮問機関なのか、「協議機関」であることからその権限の内容は不明確である。このことからともすれば学長の諮問機関となる傾向が強いといえる。全学的審議機関としての役割を果たすには、各役職がその職務や各部署の様々な問題に対する認識を深め、役職会で審議する姿勢を貫くことが求められている。役職会で話し合われ了解済みの事柄が、教授会において、役職会構成員自身によって再び問題視されることもある。意思決定にスピードが求められている現在、同一の議題を重複して話し合うような時間の浪費は避けたい。学長権限をはじめ、各役職権限、教授会・理事会の権限を明確にし、整理することが必要である。

4. 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性（B群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

本学は小規模大学であることから、評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関は置いていない。

5. 予算執行

予算執行過程における執行機関と審議機関の役割の明確化（C群）

【現状の説明】

大学本部（学部・大学院、別科）は、学長、学監（事務局長）と文学部長、大学院文学研究科長、別科主事及び各事務担当課長が協議している。図書館は、学長、学監、図書館長を含む図書館協議会において審議決定している。密教文化研究所は、学長、学監、密教文化研究所長を含む研究所協議会において審議決定している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

全学的な予算編成の委員会を設置する必要がある。予算執行においては経費節減の立場から、この委員会で適正な予算執行が行われているかチェックすることが必要である。

6. 教学組織と学校法人理事会との関係

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性（A群）

【現状の説明】

本学教学組織の責任者は学長であり、財務の責任者は学監である。学長は学校法人理事会の理事であり、学監は常務理事として法人本部事務局長を兼務している。学監は、平成7年度までは教授会の構成員でもあり、教員人事などにおいても議決権を有していた。しかし、常務理事が加わることで、教授会の自治に理事会が強く関与することの危惧から、以降は、教授会に出席する際には、大学事務局長としての立場で参加している。なお、議決権はない。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

理事会、評議員会の開催回数は年間2～4回である。定例では2月に予算審議、5月の決算がある。14年度から経営上の問題において予算を早期に決定するため12月に開催されるようになった。今後、将来計画などのため、定例会議の回数を増やすことが必要とされている。

7. 管理運営への学外有識者の関与

私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況（C群）

【現状の説明】

理事長は高野山真言宗の宗務総長が兼務している。理事会・評議員会の学内・学外の構成は、理事は定数12名であり、その内訳は高野山真言宗本山関係役員4名、高野山学園（大学・高校・幼稚園）3名、評議員会選任2名、学識経験者3名である。平成15年度の理事のうち、高野山真言宗寺院住職は10名である。評議員は定数30名であり、その内訳は理事12名、監事3名、宗務総長推薦6名、法人職員4名、卒業生3名（内2名は理事のため再掲）、学識経験者4名である。監事（3名）による監査は、毎年5月に開催される理事会の前に主に会計について行なわれ、理事会に報告される。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

学外有識者の関与は、すべて真言宗・高野山関係者といってもよい。このことから学外有識者の関与を真言宗・高野山関係者以外にも広げていく必要があると思われる。

（第 10 章代表執筆者 野田祐治）

第 11 章 財 政

1. 教育研究と財政

教育研究目的・目標を実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度（B群）

【現状の説明】

本学の財政状況を過去 5 年の「消費収支計算書」（章末の別表）から分析すると次のとおりである。

帰属収入に対する学生納付金の割合は、平成 10 年度から平成 14 年度までは 7 割前後で推移しているが、金額的には平成 10 年度と平成 14 年度を対比すると 6 億 6 千万円（約 54%）減少している。私立大学経常費補助金についても、平成 10 年度と平成 14 年度を対比すると学生数の減少に伴い 9 千万円（約 42%）減少している。本学園の設立母体である高野山真言宗（以下、「宗団」という）から交付される寄附金も年々減少し、平成 10 年度は 6 千 5 百万円、平成 14 年度は 2 千 5 百万円(62%)に減少している。しかし、教育研究経費については、学生数が減少しているにもかかわらず、平成 10 年度は 2 億 6 千万円で平成 14 年度は 2 億 1 万円と 5 千万円(22%)の減少に留まっている。また、借入金は平成 13 年度で完済しているため、現在、すべてが自己資金である。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

現行の学生納付金は、平成 5 年度より同額で推移しているが、現在の社会経済状態における学資出資者の負担を考慮すると、増額改定は難しい。図書、学内ネットワークシステムの更新および備品購入について国庫補助金の交付を受け、経常費の負担を軽減できるよう図っていかなければならない。平成 4 年度よりの臨時的定員増による、学生納付金の増収にて生じた余剰金で、施設・設備整備および教育研究経費の充実を考慮した予算編成を行わなければならない。また、理事・監事・監査法人と相談の上、資産運用方法を考え、特に、拡充整備資金および第 3 号基本金の資産運用による収入の増額を図らねばならない。

中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性（B群）

【現状の説明】

従来、中・長期的な財政計画を立てて運営されてきたとは決して言えない。平成 14 年度に今後 5 年間の高野山大学グランドデザインを策定し、それを具現化するために全学で取り組んでいる。しかしながら、長期（10 年以上）計画は、現状では示されていない。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学生納付金の減少に伴い、収入が減少しているにもかかわらず、人件費支出の減少が伴っていない。平成 10 年度学生納付金約 12 億 2 千万円、人件費約 9 億 6 千万円（人件費と学生納付金の比率 78.7%）。平成 14 年度学生納付金約 6 億円、人件費約 7 億 2 千万円（人件費と学生納付金の比率 120%）。平成 10 年度と平成 14 年度の学生納付金を比較すると約 6 億円（54%）減少している。しかしながら、平成 10 年度と平成 14 年度の人件費を比較すると 2 億 4 千万円（25%）の減少にとどまっている。帰属収入に占める人件費の比率は平成 10 年度 57.6%で、平成 14 年度は 84.5%である。今後、長期的将来計画を明確にし、いかに財政の安定を図るかを早急に行わなければならない。

2. 外部資金等

文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性（B群）

（ア）文部科学省科学研究費補助金

【現状の説明】

過去 3 年間の科学研究費補助金の申請数・採択数及び補助金額は下記のとおりである。

平成 12 年度	申請数 6 件	採択数 3 件	補助金額 410 万円（継続 1 件含む）
平成 13 年度	申請数 7 件	採択数 5 件	補助金額 790 万円（継続 3 件含む）
平成 14 年度	申請数 3 件	採択数 1 件	補助金額 600 万円（継続 1 件含む）

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

研究者単独の申請が多く、年度により増減がある。申請数を多くするためには、恒常的な教員への呼びかけが必要である。また、申請手続きにあたっての助言とサポートができる事務職員の配置が望ましい。学長室がコーディネーターの任を担うのが適切であると考ええる。

（イ）寄附金

【現状の説明】

宗団より、下記のとおり寄附金を受け入れている

平成 10 年度	6,500 万円	平成 11 年度	3,550 万円
平成 12 年度	3,550 万円	平成 13 年度	1,850 万円
平成 14 年度	2,550 万円		

平成 9 年度より、新入生を中心に募金事業を進めている。また、創立 120 周年記念事業の寄附金募集を計画している。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

今後も宗団からの寄附金の増額は見込めないため、創立 120 周年記念事業の寄附金以外に、新たな生涯学習講座開催寄附金などの募金活動の計画が必要である。

(ウ) 受託研究、共同研究

【現状の説明】

本学では、現在、受託研究費及び共同研究費の受け入れはない。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

公的私的機関による研究補助金募集に対して、積極的に取り組む姿勢に欠けている。まず、情報を敏速に得る体制を作る必要がある。これは教員と事務職員が協力してあたるのが望ましい。学長室の任務とするのがよいであろう。

3. 予算の配分と執行

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性（B群）

(ア) 予算編成

【現状の説明】

予算編成のためには、まず学監（財務担当理事）より事務連絡会で、各課へ次年度の予算原案の提出が通知される。通知を受け、各課の予算原案を作成し、課長が総務課に提出する。近年は収入の激減により、対前年度同額もしくは減額の予算を基本としている。総務課では、収入予算に基づき各課から提出された予算要求を検討し、学内予算を作成して学監に提出する。評議員会・理事会は、学監より提出された予算案を審議し決定する。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

現状でも記載したが、収入の減少に伴い、教育研究に係る経費も一律に削減予算になっている。今後は、教育研究経費の充実を図りながら人件費、管理経費等の予算配分について一層の検討が必要である。

(イ) 予算執行

【現状の説明】

図書予算を除いて、設備・備品等の購入については物件調達伺書、食事を伴う会議等には食事調達伺書を提出し、総務係を経て、学監の承認を得ている。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

当初予算編成時に、年間計画を提出し承認されているが、購入時に再度チェックする体制を導入している現行の制度を今後も継続し、経費の節減を図るべきである。

4. 財務監査

アカウントビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況（B群）

【現状の説明】

学内においては、理事会で承認された計算書類一式および予算書を教員・職員の代表者に渡している。学資出資者については、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を掲載した『学報』を郵送し、在学生についても『学報』を配布している。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

学外にも補足説明をした計算書類の公開を導入すべきである。

監査システムとその運用の適切性（B群）

【現状の説明】

内部監査については、理事会で選任された監事3名により、年1回決算監査を行っている。監事はすべての理事会・評議員会に出席している。外部監査については、監査法人によって、年間40日間行われている。また、資産の運用についても相談している。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

内部監査については、監事3名とも制度的なもので、寄附行為に規定されている年1回の内部監査の時間も短時間で終わっているため、定期的な実施する制度の導入を検討すべきである。外部監査については、公認会計士と契約し、通常の会計業務の監査は適切に行われている。

5. 財政公開

財政公開の状況とその内容・方法の適切性（A群）

【現状の説明】

『学校法人会計基準』により作成した「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」の3つ計算書を、昭和60年度より『学報』にて財政公開している。公開の対象者は、卒業生・教職員・在学生及び保護者である。他大学へも『学報』を送付している。予算書については公開していない。

【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」のみの公開であり、今後は概要説明を加え、より分かりやすい財政公開が望ましい。また、ホームページ上での公開および予算書の公開が望ましい。

6. 私立大学財政の財務比率

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性（A群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

(ア) 消費収支計算書関係比率について

人件費比率は、平成 10 年度 57.6%であるが学生数の激減に伴い、平成 14 年度は、84.5%まで増加している。また、人件費依存率も、平成 10 年度は 77.9%であるが、平成 14 年度は 126.8%と激増している。安定した学生数を確保する方策及び人件費の削減について早急に検討しなくてはならない。

教育研究経費比率は、学生数が減少しているにもかかわらず、平成 10 年度と平成 14 年度を比較すると 8.4%増加し、大学で最も重要な教育・研究活動の充実を図っていると評価できる。

学生納付金比率は、学生数の減少に伴い学校運営に大きく影響している。上述しているが、先ずしなくてはならないのは、安定した入学生の確保である。

寄附金比率は、学生数の激減により学生納付金が減少している。帰属収入の減を補うためにも、定員の学生数を確保しなくてはならない。本学の寄附金収入は、宗団からの寄附金が大半であるので、同窓生などからの篤志寄附金の受け入れを検討中である。

補助金比率も低く、今後、新しい補助金の獲得の努力及び補助金の対象となる教育研究の取り組みの検討が必要である。

(イ) 貸借対照表関係比率について

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革に向けての方策】

借入金利息比率で示すように、借入金は平成 13 年度に完済している。これは、少子化等による収入減をみこし、長期借入金（50 年返還）の繰入償還を行った結果であり、今後も新たな借入金の予定はない。

固定資産は、有形固定資産 7 割、その他の固定資産 3 割である。有形固定資産は、大学設置に必要な施設・設備のみであり、その他の固定資産は奨学金基金・拡充整備資金の特定預金がほとんどで、運用資金となる資産はない。

流動資産もほとんどが運用資金であり、学生数減による減額は免れないため、固定資産構成比率の増加、流動資産比率の減少となっている。

固定負債は退職給与引当金のみである。

流動負債構成比率の減少は、流動負債のほとんどが次年度の学生納付金の前受金であるための減少である。

負債は上記のとおりであるので、自己資金構成比率は 100%に近いと見てよい。

消費収支差額構成比率の減少は、学生納付金収入減による消費収支差額の減少のためである。

前受金保有率は、次年度入学生の減少である。

退職給与引当預金率は、退職金財団に加入しており、退職金支払資金は特定預金と退職金財団からの交付金とにより支給しているので、約 50%の預金率は適切であると思われる。

(第 11 章代表執筆者 前悦二・柳川瀬政子)

						別表
			消費収支計算書			
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
学生・生徒等納付金		1,232,331,000	1,102,324,000	894,354,000	725,636,000	569,798,000
手数料		11,073,000	6,649,390	6,567,660	6,235,710	5,467,730
寄付金		77,926,000	46,434,000	53,292,850	110,700,000	67,125,000
補助金		212,671,816	213,513,330	155,241,048	123,828,728	124,352,476
資産運用収入		24,355,106	22,847,755	20,874,695	15,262,796	11,352,846
事業収入		14,257,000	13,475,000	11,854,500	10,137,808	22,796,094
雑収入		94,343,681	52,048,744	114,522,816	15,529,754	53,752,936
帰属収入合計		1,666,957,603	1,457,292,219	1,256,707,569	1,007,330,796	854,645,082
基本金繰入額合計		△ 118,208,789	△ 93,662,909	△ 37,809,741	△ 118,951,037	△ 33,349,718
消費収入の部合計		1,548,748,814	1,363,629,310	1,218,897,828	888,379,759	821,295,364
人件費支出		960,490,250	861,609,268	896,485,528	748,257,513	722,533,462
	本務教員	490,494,483	462,384,263	464,924,435	423,335,561	392,714,265
	兼務教員	46,062,786	34,279,922	31,774,728	23,986,922	21,301,917
	本務職員	306,495,437	289,902,730	275,098,243	272,474,002	249,743,266
	兼務職員	4,723,740	6,787,791	7,562,601	7,797,565	6,922,439
	退職金	5,690,110	2,146,790	4,332,165	1,693,380	9,767,730
	退職給与引当金繰入額	107,023,694	66,107,772	112,793,356	18,970,083	42,083,845
教育研究経費		264,320,676	257,881,076	258,165,741	238,274,156	207,167,028
管理経費		105,543,113	94,382,456	78,521,185	91,130,517	90,432,676
借入金利息		2,906,026	2,043,698	480,375	160,125	0
資産処分差額		0	0	394,403	0	0
消費支出の部合計		1,333,260,065	1,215,916,498	1,234,047,232	1,077,822,311	1,020,133,166
当年度消費収支差額		215,488,749	147,712,812	△ 15,149,404	△ 189,442,552	△ 198,837,802
前年度繰越消費収支差額		853,777,542	1,069,266,291	1,216,979,103	1,201,829,699	1,012,387,147
翌年度繰越消費収支差額		1,069,266,291	1,216,979,103	1,201,829,699	1,012,387,147	813,549,345

第 12 章 事務組織

1. 事務組織と教学組織との関係

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況（A群）

【現状の説明】

本学は、文学部、大学院文学研究科、別科を置く大学である。事務も文学部の事務局がすべてを兼任している。規模が小さいので事務組織と教学組織の意志の疎通をはかりやすい環境にある。

教授会には、事務組織と教学組織の連携協力の強化のため平成 15 年（2003）4 月より 3 課の課長が同席している。教授会の翌日に開催される定例事務連絡会において教授会議事要旨を配付して各課へ伝達し、その後学内に周知される。

各事務部署のトップには、役職としての文学部長、文学研究科長、学生部長、図書館長、密教文化研究所長がおり、現在は教員が兼務している。事務職員はその下でそれぞれの業務を担当している。

平成 14 年度までは事務部長が事務全体の統括と連絡調整をはかっていたが、現在は空席となっており、学監（事務局長を兼任）がその任務にあたっている

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

事務組織の各部署のトップは教員が兼任（任期 3～4 年）しているので、大学の意志伝達は上位下達になる傾向が強い。事務組織と教学組織の意志の疎通をさらに図り、連携協力を強化するには問題解決に共に対処する機会を増やすことが求められる。横割の事務組織としての学長室とリエゾン室には今後その役割が期待される。

大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性（B群）

【現状の説明】

本学は小規模大学であるので、大学運営において事務組織と教学組織はそれぞれ独自性があり、また有機的一体性を有しているといえる。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

事務組織は、様々な問題を解決する方策として、教員組織との連携を更にはかっていかなければならない。

2. 事務組織の役割

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性（B群）

【現状の説明】

教学に関わる企画・立案は、文学部においては教務委員会、学生サポート課教務

係で、大学院は大学院委員会、学生サポート課教務係で、大学院通信教育は通信教育室で、生涯学習はリエゾン室がその役割を担っている。

従来の縦割りの事務組織に加え、平成 15 年度（2003）から大学運営（教学を含む）に関わる企画・立案・補佐機能を担うため、学長室長と学長補佐（いずれも教員兼務）を設けた。学長室には教員若干名と事務職員を各部署から 1 名～2 名が職階に関係なく配置され兼務している。ここでは、教学に関わる企画・立案を行っている。

リエゾン室（学長補佐）には教員数名と事務職員は各部署の 1 名～2 名が職階に関係なく配置され兼務している。ここでは、本学と学外の機関・団体等との連携・協力をするための企画・立案・補佐機能を担っている。

事務組織図を本章末に付す。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

従来の事務組織にとらわれない新しい試みは、当初うまくかみ合っていない部分もあったが、それぞれの役割を明確にしていくことで有機的連携がはかれるようになっており、将来これを更に発展させることが望まれる。

学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性（B群）

【現状の説明】

学内の予算案は前年度 10～11 月に各部署で作成し総務課へ提出される。大学財務担当の学監（事務局長）が本学財務状況に基づき、学長以下の役職、総務課長、各部署の課長等の意見を聞いて予算案を作成し 12 月理事会へ提出し審議され、その後調整をして 2 月理事会で決定している。予算は従来前年度の実績により組まれているが、執行年度において予定外の大きな事案が発生することがある。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

予算編成には事務組織が深く関わっている。今後、事務組織から本学の問題点を次年度の予算編成に生かし、長期的財政計画を策定しなければならない。

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性（B群）

【現状の説明】

学内の意思決定は、教授会案件について役職会で話し合われ、教授会で審議決定している。それが教授会の翌日に開催される事務連絡会（事務局長、各課課長、課長補佐、係長で構成）で各事務部署へ連絡され、学生には学内掲示板や携帯電話を利用した通知などで周知されている。こ

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

事務組織は、現在、これらの多様化する伝達システムに十分に応じきれて状況があるが、将来的には IT 等を利用した伝達システムに習熟し、移行していかなければならない。

国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況（B群）

【現状の説明】

国際交流、入試、就職等の専門業務への関わりは、その業務の担当課の係長が関与することになる。国際交流は学生サポート課学生係、入試は総務課入試広報係、就職は学生サポート課就職係が主に担当している。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

専門業務には係長だけでなく課員一人一人が複数の専門業務に関わっていかなければならない。小規模であるがゆえに人事異動が頻繁に行われた場合、その業務に習熟できない問題がある。単年度ではなく複数年その業務に習熟するよう計画的な人事異動が行わなければならない。

大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況（B群）

【現状の説明】

平成7年度をピークに学生数の大幅な減少に伴い学費収入、補助金等は大幅に減少している。高野山真言宗からの寄附金、その他の寄附金等も経済不況の影響から減額されている。これら収入の減少を補完するための機能が本学にはなかったため、平成15年度に学長室とリエゾン室が設けられた。ここでは収益性のある事業を講じている。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

特にリエゾン室は、創立120周年記念事業（平成18年（2006）度）等にたずさわっており、今後の活動に期待される。具体的には、寄付金のみならず多様な収益事業を展開していく予定である。

3. 事務組織の機能強化のための取り組み

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性（C群）

【現状の説明】

平成13年（2001）12月1日、「高野山大学事務組織及び事務分掌規程」を改正し、従来の学生課・教務課・就職課を学生サポート課（3係）に統合、庶務課・会計課・入試広報課を総務課（3係）に統合、図書課（2係）、密教文化研究所事務室とした。

学生係・就職係と教務係の部屋を学生サポート課として一箇所に統合した。業務の共有化については学生・就職については部屋が一つになっていることから達成されたが、教務とは部屋が仕切られて窓口は別になっていることもあり十分な共有化は達成できていない。

平成15年（2003）7月から外部専門家によるSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を実施している。

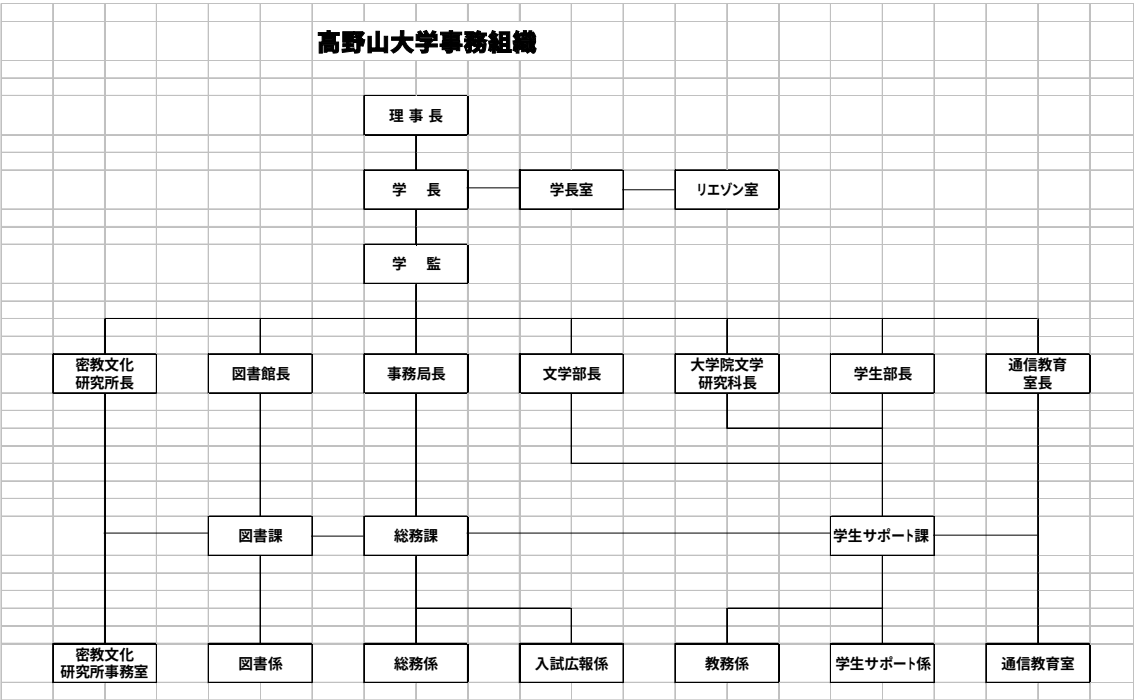
平成15年（2003）10月1日から事務分掌規程が改正され、総務課の庶務係と会

計係が総務係に統合し、学生サポート課の学生係と就職係が学生サポート係に統合し、平成 16 年度（2004）から大学院通信教育開設に伴い、通信教育室を新たに設けた。

【点検・評価および将来に向けての改善・改革の方策】

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るためには、事務職員一人一人の能力の向上が必要である。まず細部にわたって各部署の業務を見直し、事務組織全体での効率化をはからなければならない。そのためには研修制度等の整備が必要である。

（第 12 章代表執筆者 野田祐治）



第 13 章 自己点検・評価

1. 自己点検・評価

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A群）

【現状の説明】

平成 15 年まで、自己点検・評価を行うための制度システムがどのように整備されて来たか、その経過を簡略に整理すると次のようになる。

平成 5 年 6 月、〈自己点検・評価準備委員会〉設置。同年 11 月、「高野山大学自己点検・評価委員会規程」制定。同規程に基づき、〈自己点検・評価運営委員会（運営委員会と略称）〉と〈自己点検・評価基本事項検討委員会（検討委員会と略称）〉を組織。〈第一次検討委員会〉では、大学の理念と目的の設定から、密教文化研究所規程案作成、カリキュラム改編案作成に至る重要事項を審議検討し、その経過と内容について、『自己点検評価報告書〈中間報告〉1994』を作成。

平成 6 年 6 月、作業委員会としての〈実施委員会〉の内、教育課程並びに教員組織及び教育研究活動に関する自己点検・評価実施委員会を結成し、報告書作成の基礎資料となるアンケート調査（学生、教育職員、事務職員に対する）を実施。結果は上記中間報告書に掲載。

平成 7 年 3 月、『高野山大学研究概要 1994』を中間報告書とともに刊行。

平成 7 年 4 月、〈第二次検討委員会〉を組織し、実施委員会が組織された。

平成 8 年 4 月、『高野山大学文学部自己点検評価報告書 現状と課題 1995』（『現状と課題 1995』と略称）を発刊し、本学文学部が持つ様々な問題点を明らかにすることによって、2 学科の専攻廃止、新カリキュラムの実施等、文学部改革を大いに推進した。但し、『現状と課題 1995』の段階では、事務組織に関する自己点検・評価のみ実施されないままに終わった。

平成 9 年 4 月、〈第三次検討委員会〉が発足され、同年 6 月、大学院と密教文化研究所の点検・評価を実施することになる。

平成 10 年 4 月、学長の要請によって、相互評価申請は平成 12 年に行うこととし、同年 6 月に大学基準協会のアドバイスを受けて、まずは大学院及び研究所に関する自己点検評価実施委員会の活動を開始。〈大学院及び密教文化研究所の自己点検・評価実施委員会（第四次）〉委員に教育職員 4 名と事務職員 1 名が委嘱され、実施委員長を互選により選出した。以後、4 回にわたる報告会議を開催することによって、問題点の指摘や意見調整を行い、自己点検評価報告書を作成）。

平成 11 年 3 月、『高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 〈大学院文学研究科の部〉〈密教文化研究所の部〉 1998』（『現状と課題 1998』と略称）を発刊。

平成 11 年 4 月、大学評価セミナー（本学は平成 10 年から数名の教職員をセミナ

一に派遣して来た)に、学長以下数名の委員が参加し、相互評価を中心とした説明や報告を受けた。4月21日、委員会委員長はセミナーの内容を臨時役職会に報告し、役職会は協議の結果、平成11年度は、自己点検評価活動は行うが、相互評価結果の申請をしばらく延期することに決定。同年10月、大学基準協会事務局長に来学を願って、教職員全員参加による説明会を開催。その際、本学の場合には全学としての維持会員認定には、相互評価を受ける時に全学の調書を作成・提出すればよいとの説明を受けた。但し、当説明会に先立って、大学基準協会事務局長から学長に対して、相互評価の期日はもう少し後でも構わないという返事を頂いていたので、調査報告書の作成を延期し、『研究概要』発刊だけを平成11年度の目標とした。

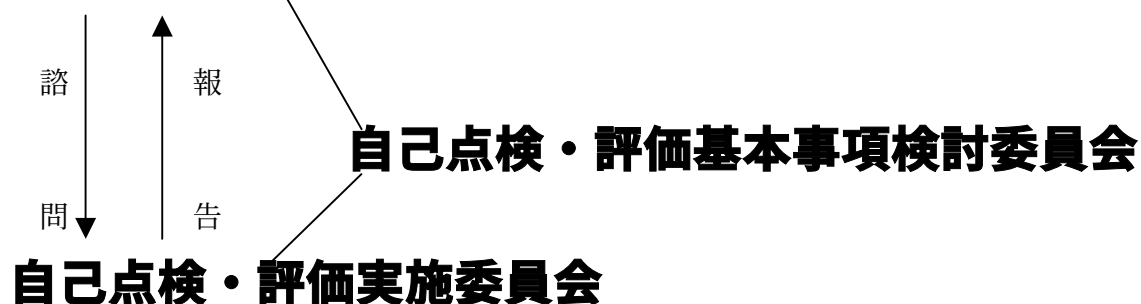
平成12年3月、相互評価用調書・報告書が完成し、『研究概要』を刊行したが、相互評価申請が延期され、実施年が未定となったため、平成12年度から13年度までは委員会の定期開催をせず、他大学の報告書の回覧や教育課程に関する意見聴取など、書面による委員会を数回開催するに止まった。

平成14年4月、〈第五次検討委員会〉を組織したが、14年度は〈第四次検討委員会〉同様、「経過報告書」を作成するに止まった。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

本学の自己点検・評価に関わる制度システムは平成7年に整備され、その組織図は「高野山大学自己点検・評価委員会規程」とともに、『現状と課題 1955』に掲載されたが、それは次のようなものである。

自己点検・評価運営委員会



自己点検・評価実施委員会が行う点検項目は以下の通りである。

- ①教育課程に関する自己点検・評価実施委員会
- ②教員組織及び教育研究活動に関する自己点検・評価実施委員会
- ③学生の受け入れに関する自己点検・評価実施委員会
- ④校地、施設及び設備に関する自己点検・評価実施委員会
- ⑤図書館に関する自己点検・評価実施委員会
- ⑥学生生活への配慮に関する自己点検・評価実施委員会
- ⑦管理、運営及び財政に関する自己点検・評価実施委員会
- ⑧事務組織に関する自己点検・評価実施委員会

⑨その他の事項

この制度システムは本来、本学における自己点検・評価を恒常的に行い、将来の発展に向けた改善・改革を行うことを目的として整備されたはずである。ところが、当組織は、一時的に「自己点検評価報告書」を作成・発刊するための役割は果たしたものの、自己点検・評価に関わる項目をコンスタントに検討・実施し、それによって得られた様々な結果を、教育研究活動及び大学運営に関わる問題に実質的に生かして来たとは言い難い。

自己点検・評価に関わる運営・検討・実施委員会は、本来相互に有機的連携を保ちながら活動して行くことが望ましい。しかし、本学の場合、この三本立ての委員会構成が、自己点検・評価を行う上での全学的な意志統一を困難にして来た感がある。教職員各自の異なる考え方や判断を集約し、ひとつの方向づけがなされなければ、実際の自己点検・評価は行われない。ところが、本学のような三本立ての委員会構成は制度システムを複雑化させ、かえって全学的な意志統一を困難にするという弊害を生んでいる感がある。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとその活動上の有効性（A群）

【現状の説明】

自己点検・評価結果をもとに、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとして、以下のものを挙げることができる。

（ア）平成7年、学生部協議会が、授業アンケートに関わる事項を多く盛り込んだ「学生生活実態調査」を行い、その結果を『学生生活実態調査報告書』として公開した。その後、調査事項を細部にわたって検討し、平成11年・平成15年にも「学生生活実態調査」を行い、その調査報告書を公開した。

（イ）平成13年、教員の資質向上を推進する上でのFD委員会が設置され、毎年学生による「授業アンケート調査」を行うようになった。これによって、教員の教育活動に対する意識が一新され、教育活動と研究活動に注がれるエネルギー配分が徐々に改善されて来ている。

（ウ）従来、毎夏に高野山上の本学において公開講座を行っていた。しかし平成14年からは、生涯学習型大学への転換を見据え、生涯学習講座という名称によって規模を拡大した。平成15年度にはその会場を、高野山、大阪、名古屋、東京に展開することになった。

（エ）平成15年には通信制大学院（密教学）申請のために、全学的な活動が開始されている。

（オ）平成15年度からはFD委員会が、教員の講義方法等を向上させる一環として「授業参観」（15年度は3回）を企画・実施している。

このような事例は、自己点検・評価結果が具体的に機能し始めたことの証左であ

るが、一方で本学は平成 15 年には学科再編成が行われ、文学部は密教学科と日本文化学科と社会福祉・社会学科の三学科によって再スタートすることになった。しかし、学科再編段階で、自己点検・評価によって得られた結果が実質的に活かされたか否かについては、再考の余地が残されている。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

自己点検・評価によって「建学の精神」がより明確化され、それを本学独自のカリキュラムに活かして来たとはいえ、学生の側からすると研究計画が立てづらく履修しにくいカリキュラム構成であるという不満の声も出ている。このことは、教育課程等や学生の受け入れに関する点検・評価が実質的な意味で機能していないことの例証であるにも拘わらず、学生の履修便宜を図ったカリキュラム編成は遅滞したままである。このような状況はすべて、全学的意志統一を図るべきシステムが整備されていなかったことに加え、自己点検・評価に関わる組織が複雑過ぎたことに起因していると考えられる。

平成 10 年の専攻廃止と新カリキュラム導入には、『現状と課題 1955』における点検評価が反映されたと考えられるが、平成 15 年度の学科再編を検討立案した将来構想委員会の活動は、自己点検評価活動の低調期にあったと言える。そのためにも、学内改革の前提条件として自己点検評価は活発にかつ有効的に機能されるべきであり、大学組織が変革している現在、点検評価組織の再構成が必要となって来るであろう。

しかし、本学は平成 14 年 11 月 29 日に、「高野山大学グランドデザイン」という新たな大学将来構想が打ち出され、本学が目指すべき教育研究等の方向性が明確かつ具体的に提示された。本学は弘法大師空海の「綜芸種智院式」なる教育理念を「建学の精神」として掲げ、「高野山大学グランドデザイン」実現に向けて、新たなスタートを切ったと言っても過言ではない。

因みに、本学の自己点検・評価に関わる委員会は上記の如く、運営・検討・実施の三本柱によって構成されている。そうして、『現状と課題 1998』を発刊した段階では、〈運営委員会〉の指示のもと、自己点検・評価に関わる基本事項を検討する役割を有する〈検討委員会〉が明確に機能していた。ところが、今回の自己点検・評価報告では相互評価を目的とするため、検討すべき諸々の基本事項を大学基準協会側から提示されるプランに従うことになった。これは今後も同じ様式で行われるであろうから、従来の〈検討委員会〉は実質的な意味でその役割が不要となり、それと同時に〈運営委員会〉もその指示組織としての権限を失い、〈実施委員会〉の役割だけが残ったと言っても過言ではない。そうすると、自己点検・評価に関わる委員会は〈実施委員会〉だけで事足りるかと言えば、必ずしもそうではない。

〈検討委員会〉は確かに存続の必要性がなくなったとはいえ、本学の場合、〈運営委員会〉はそう簡単に廃止するわけには行かない。〈運営委員会〉委員は、「高野山大学自己点検・評価委員会規程」において、高野山学園理事長、学長、学監、文学部長、大学院文学研究科長及び大学附属施設の長、学生部長、検討委員会委員長によって構成することが規定されている。つまり、〈運営委員会〉は大学役職者

のみならず学園理事側の発言権をも併せ持っているため、学長のリーダーシップによるトップダウン型のシンプルな委員会を組織しようとしても、〈運営委員会〉構成委員の意向を一つに束ねることは、極めて困難と言わざるを得ないのである。

しかし、組織論で用いられる方法論によれば、上からのコントロールと下からのエネルギーが適切に合体することが理想と言える。そうであるなら、本学が学生数減少による大学運営危機に直面している状況下にあっては、でき得る限り学長のリーダーシップが発揮される環境を創ることが最優先されなければならないであろう。そうして、現行の委員会構成を速やかに解体し、学長のリーダーシップによって、自己点検・評価が潤滑かつ実質的に機能し得る新たな制度システムを構築することが、今後の最も重要な課題と言える。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（B群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

自己点検・評価に関わる〈検討委員会〉は、専門領域を異にする多彩なメンバー（専任教職員による委員）によって構成されている。今回の第五次検討委員会には、かつての検討委員会の委員であった者も構成員として加わり、過去の反省を踏まえ、より忠実に客観的データ処理を行うように努力した。また、委員が各自割り当てられた事項の点検・評価を行う段階では、必ず他の委員の意見を聴取し、様々な観点から意見交換を行い議論を重ねるという方法を採用したため、自己点検・評価の客観性はかなり確保できたと言える。但し、その点検・評価段階の妥当性云々の問題については、明確な回答を得られる段階にまでは至っていない。

学外の専門的研究者等による評価の適切性（C群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

学外の専門的研究者による評価の適切性を判断するシステムを構築する段階には至っていないが、FDの領域で専門のコンサルタントを招き、全教職員を対象とした講演（2回）を開催した。また、講演のみならず、専門のコンサルタントによる点検・評価結果の検証によって、学生の受け入れ方や授業評価等に関わる将来的な問題が具体化されたことは、本学が今後自己点検・評価を行って行く上で、非常に有意義な機会を与えられたものと考えてよいであろう。

3. 評価結果の報告

自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（A群）

【現状の説明】

『現状と課題 1995』は学内全教職員・学園関係者及び報告書を恵贈して頂いた大学には送付し、学外から要望があった場合にもその都度送付した。

【点検・評価および将来の改善・改革の方策】

『現状と課題 1998』では、密教文化研究所の点検・評価の部分だけを別枠の抜き刷りという形で、学外の研究所（『高野山大学密教文化研究所紀要』を送付している）に公表した。点検・評価結果に関する本報告書は学外への発信を予定しているが、外部評価結果をどのような型式で学外へ発信するかについての具体案はまだ出されていないため、これに関しては早急に検討して行かなければならないと考えている。

（第13章代表執筆者 前谷彰・下西忠・岸田知子）

第2部 高野山大学大学院

第1章 大学院研究科の理念・目的・教育目標

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（A群）

【現状の説明】

大学院文学研究科の理念は、本学文学部の教育理念に同じく、「弘法大師の精神に則り、『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する」（「高野山大学履修規程」第2条）ことにある。また、大学院の目的は、「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする」（「高野山大学大学院学則」第2条）と記されている。

本学における大学院の歴史は、平成14年度には半世紀を迎えることとなった。すなわち、本学大学院は、修士課程の開設が昭和27年（1952）5月1日付けで認可（校管第823号）されたことにより、昭和27年度から、密教学・仏教学の2専攻、入学定員各専攻5名、収容定員20名から発足したのである。その後、昭和43年（1968）3月30日には、博士課程の増設が承認（校大第197号）されたことにより、翌、昭和44年度から博士課程が開設されることとなった。それに伴い、博士課程の標準修業年限は5年とされ、従来の修士課程のみの学生募集は停止された。また、博士後期課程は、密教学・仏教学の2専攻、入学定員各専攻3名、収容定員18名であった。

平成14年度には、本学の博士課程制度も33年目の歴史を刻むこととなった。その間、特筆すべき制度上の改革は、平成5年（1993）4月から文学研究科長制がしかれ、研究科長を中心とする大学院の運営が始まったことであろう。併せて当該年度には、「高野山大学大学院学則」（平成5年4月1日付け施行。以下、「学則」と略記する）が、旧高野山大学学則より分離制定された。ここに、前期2年の博士前期課程（修士課程）と後期3年の博士後期課程に区分して取り扱う博士課程制度が明文化され、順次、制度上の各種規程類が整備されて行くこととなる。さらに、平成9年（1997）4月からは、大学院委員会（学長・研究科長・学監、並びに大学院講義担当教員4名の計7名で構成）が組織され、大学院に関する重要事項を審議することとなり、平成13年度からは当該構成員に文学部長が加わり、現在に至っている。

さて、立ち返って、大学院の教育理念・目的が成文化されるに到るまでの過程を簡単に振り返ってみたい。それら理念・目的の成文化への過程こそが、本学大学院における場合の、本学の理念との「人材養成等の目的の適切性」を確保し、また保証するための道筋であったように思われるからである。

まず、「学則」第3条第6項と第8項には、博士前期課程（修士課程）と博士後期課程における教育目的が、順次、次のように記されている。

修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とする。

博士後期課程は、独創的な研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

さらに、その「学則」より、平成10年4月1日付けで分離施行された「高野山大学大学院履修規程」（以下、「履修規程」と略記する）の第2条は、教育目的の条項として、上掲「学則」の条文の文言通りに謳われている。併せて、この平成10年度からは、「大学院履修要項」が、「学則」・「履修規程」と並んで大学院生に提供されるようになり、学生に対する履修指導上のサービス向上が図られている。しかしながら、この時点では、未だ教育理念についての明文化は行われていない。

その3年後、平成13年4月1日から改正施行されている現行の「履修規程」において漸く、大学院の「教育理念」が掲げられた。そして、その理念との適合性が勘案されたのであろう、博士前期課程（修士課程）の教育目的・博士後期課程の教育目的もまた新たな文言へとそれぞれ修正されている。本学大学院において、当該点検項目に言う「人材養成等の目的の適切性」が問い直された最初の年度であると思われる。従前の「履修規程」の第2条項が、教育理念並びに教育目的の条項として生まれ変わったのである。以下に、順次、掲げておこう。

教育理念

弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与する。

修士課程の教育目的

- (1) 広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその意義を発揚できる人材を育成する。
- (2) 密教、仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、現代における諸問題にも柔軟に対応する知見を得て、高度な専門性を有して指導的役割になう真言宗の僧侶および関連の文化事業に携わる専門家を育成する。

博士〔後期〕課程の教育目的

- (1) 広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化について、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに総合的な判断力を備えて、現代社会にその精神を発揚する、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成する。

- (2) 国際的、学際的な視野のもとに、独創的な発想と柔軟な思考とをもって、密教学、仏教学およびその関連分野に新しい知見をもたらし、高度な学術研究と専門能力を有する人材を育成する。
- (3) 密教文化研究所との相互協力関係をたもち、広くアジア諸地域の密教文化、および弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集、調査など総合的学術研究に携わる研究者を育成する。

以上が「履修規程」の第2条に謳うところの「教育理念」・「修士課程の教育目的」・「博士〔後期〕課程の目的」である。

以上、当該点検評価項目は、本学大学院の場合、現在は適切であると思われる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成14年度末に、大学院委員会の中の小委員会として、大学院構想委員会が設けられた。藤村隆淳研究科長を委員長として、外部評価を取り入れる形で、本学の博士課程前期（修士課程）修了者など2名に委員を依頼し、教育・研究指導上の直近の構想について議論・審議が行われ、平成15年9月には、答申・提言が行われた。この構想委員会は、本学大学院における教育・研究指導遂行上の制度面での将来的展望にむけて、初めての外部からの点検・評価を取り込む試みでもあった。なお、この提言内容については、後述する。

今後、外部評価を積極的に取り入れ、教育・研究指導を通じた人材養成等に関わる喫緊の諸課題に対して、迅速なる改善・改革を行えるよう、まずは大学院委員会での細やかな検討が期待される。

また、後述する平成16年度開設を目指す本学大学院通信制との連動をも勘案すれば、この新たな制度と併せて、従来の学部と大学院との教育課程の制度上の連携もまた、さらに一層緊密となるような諸方策が求められているように思われる。今後に、新たな将来構想が、大学院のみにとどまらず、文学部を含む大学全体の直近の構想として求められていると言えよう。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況（B群）

【現状の説明】

まず、上述の通り、理念・目的は適切であると思われる。次に達成状況についてであるが、上述の点検・評価項目（A群）の記述から明らかなように、本学の「学則」・「履修規程」には「教育目標」という文言は表れない。そこで、その「教育目標」という観点から当該点検・評価項目を捉えてみたい。

因みに、「学則」第3条では、「修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とする」と記されている。前段の文章で、大学院における教育・研究指導担当者の側から見た教育目標が表現されているように思われるが、「教育目標」の語は用

いられていない。一方、実際の具体的な教育・研究指導に当たっては、研究指導担当者が、個々の大学院生自身が主体的学修に取り組めるよう、個別的に履修上の助言を行うことから始められている。そこで、密教学・仏教学各専攻における個々の履修コースにおいて、それぞれのコースの目的を目指す指針盤として、いかなる教育目標が掲げられているのかを検討すれば、将来の改善・改革にむけた方策を考えることが理解し易くなるように思われるからである。

まず、制度上の課程について見る。「学則」第3条に次のように記される。

本大学院に文学研究科を設け、博士課程を置く。

2. 文学研究科には、次の専攻を置く。密教学専攻、仏教学専攻。

3. 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

4. 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱うものとする。

5. この学則において、前項の前期2年の課程は修士課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。（以下の条文各項は省略）

このように、本学大学院では、区分制の博士課程制度として、課程博士の教育課程が取り扱われている。

さて、平成15年度からは、その博士課程の前期に相当する修士課程の収容定員の変更が文科省から認可されたことにより、従前の修士課程において、新たな履修上のコースとして、密教学専攻に社会人コースと僧侶コースが、仏教学専攻に社会人コースが、それぞれ設定・導入されることとなった。

しかしながら、平成15年度に準用されている「学則」「履修規程」には、これらのコースの教育目標が明文化されていない。したがって、博士課程前期に位置付けられている従前からの修士課程における目的と、新たな履修コースにおける一般学生・社会人に対する目的あるいは教育目標との差異が、如何なる点にあるのか、或いは、あるべきなのか、について触れられるところがないのが実情である。

もっとも、このような事態を招くに至った背景の一つとして、本学側が招いた時間的な制約、すなわち、まず、文部科学大臣宛の学校法人高野山学園からの「高野山大学大学院文学研究科収容定員変更届出書」類の提出が、平成14年9月30日付けでの受理となっている。次に、文科省からは、同年12月19日付け、大学院の収容定員の変更に係る学則変更の受理通知（14校文科高第482号）をもって、「1. 研究科、専攻及び課程並びに学生定員 文学研究科 密教学専攻 博士前期課程 入学定員13人・収容定員26人、 仏教学専攻 博士前期課程 入学定員8人・収容定員16人。 2. 変更時期 平成15年4月1日」との、学則変更が認可されている。こうした時間的な制約の中での切迫した事情が推察される。

ただ、すでに平成14年3月11日に開催された大学院委員会（委員：東智學学長、生井智紹研究科長、村上保壽文学部長、武内孝善教授、谷川泰教教授、藤村隆淳教授、山陰加春夫教授）において、大学院小委員会（委員：生井研究科長、谷川教授、

藤村教授、山陰教授）からの「大学院修士課程に『社会人学生コースと本宗僧侶育成コース』を設置・導入する諮問に対しての答申」が、藤村教授より最終的に報告されていた。その答申の中では、「社会人コース・僧侶コース」の、①教育理念・目的・性格、②修業年限、③定員数、④課程(コース)水準（講義内容・修士論文等）、⑤授業料について、それぞれ説明が行われている。この点、付記しておくべき事項であろうと思われる。この答申書は、文科省への「高野山大学大学院文学研究科収容定員変更届出書」類に添付された書類でもあるからである。以下に引用する。

社会人コース

- ① 広く生涯学習の視野に立ち、各大学学部等において履修した一般的並びに専門教養の上に、密教学・仏教学の学問領域に関する基礎的及び専門的学識を授け、当該コースにおける研究能力を養う。
- ② 2年（3年・4年）＊それぞれが入学時に自らの予定修業年限を2年或いは3年（最高4年）と選定。
- ③ 6名（密教学専攻3名、仏教学専攻3名）
- ④ 基礎科目・専門科目（主要・関連・共通）から30単位以上を修得。修士論文（あるいは、個別研究報告書等を以って認定するか否かについては委員会にて決定）。
- ⑤ 修士課程修了に要する同一あるいは軽減授業料体系の導入。（例えば、課程修了期間が3年または4年であっても2年終了の場合と同一授業料とする。若しくは、第3年時以降は一定の率にて授業料を軽減する。）

僧侶コース

- ① 大学学部等において履修した一般的並びに専門教育の上に、密教学・仏教学の学問領域に関する基礎的及び専門的学識を授け、当該コースにおける研究能力を養うと共に、真言宗僧侶としての、高度な職業・技能教育を行う。
- ② 2年（3年・4年）＊それぞれが入学時に自らの予定修業年限を2年或いは3年（最高4年）と選定。
- ③ 5名（密教学専攻）
- ④ 基礎科目・専門科目（主要・関連・共通）から30単位以上を修得。修士論文（あるいは、個別研究報告書等を以って認定するか否かについては委員会にて決定）。
- ⑤ 修士課程修了に要する同一あるいは軽減授業料体系の導入。（例えば、課程修了期間が3年または4年であっても2年終了の場合と同一授業料とする。若しくは、第3年時以降は一定の率にて授業料を軽減する。）

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記の如く文科省による受理の後、平成14年10月29日開催の大学院委員会において、2コース設定に伴う規則類（平成15年度入学生対象）、特に「履修規程」・

「履修要項」などの変更、及び平成 15 年度大学院入試の出願資格について審議がなされ承認されている。しかしながら、すでに指摘したように、博士課程前期としての修士課程で学修する大学院生と、社会人・僧侶コースという新たな履修コースで修士課程において学修する大学院生との教育目標の差異については明文化されていない。この点について先ず、早急に改善する必要がある。

なお、大学院入試の出願資格については、「第 3 章 学生の受け入れ」で言及する。

第 2 章 教育・研究指導の内容・方法と条件整備

第 1 節 教育・研究指導の内容等

1. 大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連（A 群）

【現状の説明】

第 1 章で見た通り、それぞれの法律・省令の文言に準拠したものとなっている。すなわち、学校教育法第 65 条の文言に、「学則」第 2 条が、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の文言に、「学則」第 3 条第 6 項、同第 8 項が準拠しており、ほぼ同じ文言を用いている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現状のままで適切であると思われる。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性（B 群）

【現状の説明】

文学部の第 3 章第 1 節の記述に譲る。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上に同じ。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性（B 群）

【現状の説明】

文学部の第 3 章第 1 節の記述に譲る。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】
上に同じ。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係（B群）

【現状の説明】

本学の密教学科・仏教学科から入学する学生（内部進学者）については、大学院の教育内容をある程度修得済みである。しかし、本学の他学科を含めて、学部において密教・仏教を学ばずに入学してくる学生もいる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

内部進学者には専攻に関わる基礎学力が概ね備わっていると思われるが、外部からの入学者に対しては、「基礎科目」を設けて、履修上の配慮がなされている。

学部基礎を置く本学大学院の場合、平成15年度から文学部仏教学科の学生募集が停止されたので、今後、大学院の仏教学専攻の必要性・将来的展望も含めて、様々な組織上・教育研究上の問題点が浮き彫りになるであろう。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係（B群）

【現状の説明】

修士課程・博士後期課程における教育内容は、各授業内容から明確になると思われる。

まず「学則」第7条には「授業は、特殊研究、演習、講読によって行う」とあり、授業形式について記され、そして、「履修規程」第3条により

修士課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、主要科目12単位を含め30単位以上を別表1により修得しなければならない。

2 博士後期課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、各専攻指定の特殊演習を含め12単位以上を別表1により修得しなければならない

と定められている。この内、修士課程における主要科目には、専攻ごとに密教学・仏教学・密教史・仏教史、それぞれについて「特殊研究」「演習」「講読」授業があり、12の授業科目が開講されている。そして、密教学専攻主要科目は、仏教学専攻の関連科目として、また逆に、仏教学専攻主要科目は、密教学専攻の関連科目として位置付けられている。さらに、授業科目の区分として、本学では、共通科目と基礎科目という区分法が採用されている。共通科目は、教育学特殊研究を含む、両専攻にまたがる幅広く専門性の高い諸研究領域を対象とする授業科目である。

なお、修士課程の基礎科目、及び、博士後期課程の特殊演習授業については、下記、4.研究指導等、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性（A群）の点検・評価の項に、本学大学院における教育課程の内容・教育方法の諸特徴の内、第2・第3点として述べる。

また、修士課程と博士後期課程の関連性については、同じく、下記、4.研究指導等、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性（A群）の項に、「課程博士論文提出までの指導体制と審査資格について」の申し合わせ事項を挙げる。この博士後期課程での指導体制と直接的に関係するのは、修士課程における「履修規程」第7・第8条規程である。すなわち、第7条（指導教員）「本大学院に入学した者は、指導教員並びに研究題目を決定し、指定された日までに教務係へ届け出なければならない」、第8条（研究報告書の提出）「本大学院の学生は、毎年度2月末までに教務係を経て指導教員へ研究題目に基づく研究報告書を提出しなければならない」と定められている。つまり、本大学院の学生にとっては、この毎年度の研究報告書の積み重ねこそが、課程博士論文の完成へと繋がって行くことが明らかである。

なお、社会人を対象とした修士課程（密教学専攻の社会人コースと僧侶コース、仏教学専攻の社会人コース）において履修する大学院生について、博士後期課程への進学を志望した場合、学内・学外からの一般学生と同じく、入学試験を課しているので、必ずしも博士後期課程への進学を閉ざしているものではない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学大学院の修士課程における4つの授業区分は、2専攻を置く大学院として、そのそれぞれの教育・研究内容を明確にするために合理的な手法であると思われ、教育内容もまた適切であると言えよう。

ただ、修士課程密教学専攻の社会人コース・僧侶コースの教育内容と、次年度から開設予定の通信制の大学院・密教学専攻の教育内容とについて、相互の単位認定の問題も含めて、大学院委員会と通信教育室との間で緊密な情報交換を行いながら、更なる検討を加えて行くべきであろうと思われる。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性（B群）

【現状の説明】

下記、4.研究指導等、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性（A群）の項で述べる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現在、後述する如く、大学院委員会での申し合わせ事項「課程博士論文提出までの指導体制と審査資格について」（1996年10月29日付け）に照らして、適切性は確保されていると思われる。

2.単位互換、単位認定等

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単

位互換方法の適切性（B群）

【現状の説明】

本学大学院は、単位互換制度を持たない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学大学院の場合、学部の例に明らかなように遠隔地であるという立地条件などから実現が難しい状況にある。

3.社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育・研究指導への配慮（B群）

【現状の説明】

社会人に対する教育課程編成上の、特に履修科目への配慮については、下記、4. 研究指導等、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性（A群）の項の中で、平成15年度と16年度とを並べて述べる。

また、第1章においてすでに述べたように、平成15年度から、博士課程前期（修士課程）の収容定員の変更が文科省から認可されたことにより、従前の修士課程において、新たな履修上のコースとして、密教学専攻に社会人コースと僧侶コースが、仏教学専攻に社会人コースが、それぞれ設定・導入されることとなった。この新たな履修コース導入に係る「学則」の追加条項は、第3条の2「前条第7項の規程にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、その履修を認める。2 前項の、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する場合の在籍期間は、休学期間を含め8年を超えることはできない」である。したがって、修士課程社会人コースで学修する在職者などについては、休学期間を含め8年間の修学期間が認められることとなり、例えば、社会人の修士論文の提出に向けて、長期間に亘る、個々の教育・研究指導担当者による学術研究遂行・完成に向けての根気強い地道で細やかな配慮が求められることとなった。

さらに、外国人留学生に対する教育課程編成上の特段の配慮などはない。一方、教育・研究指導上の配慮としては、例えば、大学院開講科目の授業以外にも、密教文化研究所における高度な外国語能力を必要とする研究会（空海の諸著作の英訳プロジェクトなど）に参加することなどが、教育・研究指導担当者（指導教員）を通じて推奨されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

今後は、在職の社会人をも受け入れることとなった本年度の実態を踏まえて、例えば、修士課程開講科目の授業時間割の作成に当たり、社会人コース・僧侶コースのための基礎・主要科目は何曜日に設定すべきなのか、関連・共通科目は何日間に渡って一日何科目を開講するのが望ましいのか、などの諸点に関して慎重に検討が加えられるべきであろう。また、学期末の定められた試験週間に行われる試験制度

や、レポートの提出方法、また、一般学生に求めてきた3分の2以上の授業出席制度などについても、随時、再考すべき諸問題点が露呈してくるものと思われ、喫緊の検討課題となるはずである。

外国人留学生に対しては、本学でもティーチング・アシスタント、あるいはリサーチ・アシスタントの制度化が図られるべきであり、その制度を活用して、若い研究者同志での学術的な交換が学内で活発化することが望まれる。

4.研究指導等

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性（A群）

【現状の説明】

教育・研究指導の内容について、カリキュラムと研究指導体制の観点から、博士前期課程（修士課程）については、履修上の区別毎に、具体的な履修科目及び単位について、また、博士後期課程については、本学特有の取り組みについて述べる。以下の記述内容は、「学則」第11・12・13条の、修士課程・博士後期課程の修了に必要な単位、学位論文、及び最終試験についての諸規定、並びに、「履修規程」第3条（修了に必要な授業科目及び単位数）・第6条（学位論文）、そして「高野山大学学位規程」（昭和43年4月1日施行。現行規程の最終改正は、平成9年4月1日）に拠る。

従来、研究生制度がなかったが、あらたに平成15年11月4日の大学院委員会で「『大学院研究生』に関する規程」が審議され、承認された。なお、規程は第2部末尾に付している。学則上は平成16年4月1日付けで施行される。

まず、「履修規程」別表1 授業科目及び単位数（平成15年度）を、履修コース毎の履修科目表(1)・(2)・(3)として、備考欄を添え、新たに作成し直して、以下に表示することとする。

(1) 博士前期課程としての修士課程（一般コース）の履修科目表

仏教学専攻	密教学専攻				
		年次	単 位 数	単 位 名	備考
	密教学講義 仏教学講義 インド学講義 祖典演習	1	2	基礎科目	8単位を超えて修了要件に算入できない。

密教実践法の研究 仏教芸術の研究 宗教学宗教史の研究 アジア地域の宗教文化の研究 比較宗教の研究 現代社会と仏教の研究 教育学特殊研究		1～2	2	共通科目	修士課程を修了するには、主要科目12単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。
密教学特殊研究 密教史特殊研究 密教学演習 密教史演習 密教学講読 密教史講読	仏教学特殊研究 仏教史特殊研究 仏教学演習 仏教史演習 仏教学講読 仏教史講読	1～2	4	関連科目	
仏教学特殊研究 仏教史特殊研究 仏教学演習 仏教史演習 仏教学講読 仏教史講読	密教学特殊研究 密教史特殊研究 密教学演習 密教史演習 密教学講読 密教史講読	1～2	4	主要科目	

(2) 社会人のための修士課程の履修科目表

仏教学専攻	密教学専攻					
社会人コース	社会人コース	僧侶コース	年次	単位数	単位名	備考
密教学講義 仏教学講義 インド学講義 祖典演習			1	2	基礎科目	基礎科目は、6単位以上を選択履修
仏教芸術の研究 宗教学宗教史の研究 アジア地域の宗教文化の研究 比較宗教の研究			1～2	2	共通科目	共通・関連科目から、8単位以上を選択履修しなければならない。
密教学講義Ⅰ 密教学特殊研究 密教史特殊研究	仏教学講義Ⅰ 仏教学特殊研究 仏教史特殊研究	仏教学講義Ⅰ 密教学特殊研究 密教史特殊研究 仏教学特殊研究 仏教史特殊研究	1～2	4	関連科目	

仏教学講義Ⅰ 仏教課題演習 仏教学特殊研究 仏教史特殊研究 現代社会と宗教 仏教と文化	密教学講義Ⅰ 密教課題演習 密教学特殊研究 密教史特殊研究 現代社会と宗教 密教と文化	密教学講義Ⅰ 密教課題演習 事相研究Ⅰ 事相研究Ⅱ	1～2	4	主要科目 (講義Ⅰ・課題演習は、必修科目)	修士課程を修了するには、主要科目12単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。
--	--	------------------------------------	-----	---	--------------------------	---

(1)・(2) の履修コースともに、2年以上在学し、その所定の単位を修得した者は、指定の期間内に学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すれば、修士の学位を取得することができる。

(3)博士後期課程の履修科目表

仏教学専攻	密教学専攻		
		単位数	備考
仏教学特殊研究 仏教史特殊研究 仏教学演習 仏教史演習 仏教学講読 仏教史講読 仏教特殊演習	密教学特殊研究 密教史特殊研究 密教学演習 密教史演習 密教学講読 密教史講読 密教特殊演習	4	博士後期課程を修了するには、各専攻指定の特殊演習4単位を含め、12単位以上を修得しなければならない。 3年以上在学し、その所定の単位を修得した者で、博士論文提出資格が承認されその資格が与えられた者は、指定の期間内に学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すれば、課程博士の学位を取得することができる。

さらに、本大学院には、平成14年度から教育職員免許状の課程が置かれている（「学則」第15条の2）。中学校教諭専修免許状（「中専免(宗教)」）と高等学校教諭専修免許状（「高専免(宗教)」）を取得することができる（「履修規程」第4条の2）。その教育職員免許状取得に必要な授業科目及び単位数については、「履

修規程」別表 3 に記されている通りである。

以上、平成 15 年度カリキュラムについて履修上のコースに応じて、概略を記した。

平成 16 年（2004）度からは、前述の大学院構想委員会からの答申を受け、平成 15 年 10 月の大学院委員会での審議を経た上で、新たに以下のような履修コース毎の履修科目が設定される運びとなった。併せて、セメスター制度が文学部に先行する形で導入されることとなる。

なお、以下のコース履修モデルの通称として、学則上「修士課程」として取り扱われている博士前期課程を、学内では便宜上、「一般修士課程」と呼称することとし、社会人の受け入れを主たる目的として高度な職業人教育をも目指す「社会人コース」・「僧侶コース」とは、同じ修士課程といっても、カリキュラムに準じて明確な種別化が図られることとなっている。

平成 16 年（2004）度 一般修士課程カリキュラム

密 教 学 専 攻		仏 教 学 専 攻			
密教学専修	真言学専修	インド学・ 仏教学専修	年次	単 位 数	単 位 名
基礎語学科目	基礎語学科目	基礎語学科目		ただし、修了要件 には算入しない。	
祖典演習	密教学講義	仏教学講義	1	2	共通・基 礎科目
イ ン ド 学 講 義			1	2	
	密教実践法 の研究		1～2	2	共通科目
仏 教 芸 術 の 研 究			1～2	2	
宗 教 学 宗 教 史 の 研 究			1～2	2	
密教学特殊研究	密 教 学 特 殊 研 究	仏教学特殊研究	1～2	2×2	主要科目
密教史特殊研究	密 教 史 特 殊 研 究	仏教史特殊研究	1～2	2×2	

密教学演習	密教学演習	仏教学演習	1～2	2×2	
密教史演習	密教史演習	仏教史演習	1～2	2×2	
密教学講読	密教学講読	仏教学講読	1～2	2×2	
密教史講読	密教史講読	仏教史講読	1～2	2×2	
仏教学特殊研究	仏教学特殊研究	密教学特殊研究	1～2	2×2	関連科目
仏教史特殊研究	仏教史特殊研究	密教史特殊研究	1～2	2×2	
仏教学演習	仏教学演習	密密教学演習	1～2	2×2	
仏教史演習	仏教史演習	仏教史演習	1～2	2×2	
仏教学講読	仏教学講読	仏教学講読	1～2	2×2	
仏教史講読	仏教史講読	密教史講読	1～2	2×2	

備考：共通・基礎科目は、8 単位を越えて修了要件に算入できない。一般修士課程を修了するには、主要科目 12 単位を含め 30 単位以上を履修しなければならない。なお、「基礎語学科目」とは、修得することが望ましい科目である。「密教学専修」・「インド学・仏教学専修」の基礎語学科目として、サンスクリット語、パーリ語、チベット語、漢文の中、少なくとも二科目以上の古典語を履修し、英語以外の何れかの現代語（ドイツ語、フランス語、中国語など）を履修すること。また、「真言学専修」の基礎語学科目として、サンスクリット語、チベット語、漢文の古典語の中、少なくとも一科目以上の古典語、併せて古文書学に相応する科目を履修し、英語以外の何れかの現代語（ドイツ語、フランス語、中国語など）を履修することが望ましい。

平成 16 年（2004）度 社会人コース・僧侶コースカリキュラム

密 教 学 専 攻	仏 教 学 専 攻	
-----------	-----------	--

社会人コース	僧侶コース	社会人コース	年次	単位	単位名
基礎科目（密教学講義・仏教学講義・インド学講義・祖典演習）			1	2	共通・基礎科目
密教学講義	密教学講義	仏教学講義	1	2×2	主要・必修科目
密教課題演習	密教課題演習	仏教課題演習	2～4	2×2	
密教学特殊研究	事相研究Ⅰ	仏教学特殊研究	1～4	2×2	主要・選択科目
密教史特殊研究	事相研究Ⅱ	仏教史特殊研究	1～4	2×2	
現代社会と宗教		現代社会と宗教	1～4	2×2	
密教と文化		仏教と文化	1～4	2×2	
仏教学講義	仏教学講義	密教学講義	1～4	2×2	関連・選択科目
仏教学特殊研究	密教学特殊研究（住職学講座）	密教学特殊研究	1～4	2×2	
仏教史特殊研究	密教史特殊研究	密教史特殊研究	1～4	2×2	
	仏教学特殊研究		1～4	2×2	
	仏教史特殊研究		1～4	2×2	
仏教芸術の研究・宗教学宗教史の研究・アジア地域の宗教文化の研究・比較宗教学の研究			1～4	2×2	共通・選択科目

備考：共通・基礎科目は、6 単位を越えて修了要件に算入できない。修士課程（社会人コース・僧侶コース）を修了するには、主要科目 12 単位を含め 30 単位以上を履修しなければならない。

僧侶コースの密教学特殊研究は、「住職学講座」とし、必修科目とする。

平成 16 年（2004）度 博士後期課程カリキュラム

密教学専攻	仏教学専攻	年次	単位	単位名
密教学特殊研究	仏教学特殊研究	1～3	2×2	
密教史特殊研究	仏教史特殊研究	1～3	2×2	
密教学演習	仏教学演習	1～3	2×2	
密教史演習	仏教史演習	1～3	2×2	
密教学講読	仏教学講読	1～3	2×2	
密教史講読	仏教史講読	1～3	2×2	
密教特殊演習	仏教特殊演習	2	2×2	必修科目

備考：博士後期課程は、各専攻の密教特殊演習、仏教特殊演習 4 単位を含め、12 単位以上を履修しなければならない。

次に、研究指導体制についてであるが、平成 10 年（1998）度からは、すべての大学院生に、毎年度の 2 月末までに研究報告書の提出が義務づけられた（「履修規程」第 8 条）。本大学院の博士後期課程制度において、こうした課程博士論文提出に向けての研究指導体制の具体的な骨格が明瞭になったのは、平成 8 年度に入ってからのことである。すなわち、平成 8 年 10 月 29 日の大学院委員会（研究科長：生井智紹教授）において、「課程博士論文提出までの指導体制と審査資格について」の申し合わせ事項が承認された。これにより、従前の「高野山大学学位規程」及び「学位請求論文審査の事務手続きに関する申し合わせ」と併せて、博士後期課程における論文提出に至るまでのプロセスと研究指導体制が年次を追って示されることとなり、課程博士を目指す大学院生たちに対して、研究遂行上の明確な指針が示されることとなった。また、この申し合わせに従い、課程博士論文提出の可否を認定する資格審査が、博士後期課程修了前の第 3 年次に導入・設定されたことにより、課程博士の審査がより客観的に行われ得るようになった。

なお、この手続きが実際に適用されることとなったのは、平成 11 年度に博士後期課程に進学・編入学した大学院生たちであり（平成 9・10 両年度の入学者はなし）、当該手続きに準じれば、平成 16 年度には課程博士論文が提出されることとなる。

以下、この申し合わせ事項を、①資料として示す。併せて、課程を経ない博士論文の審査手続きについても、②資料として挙げる。

- ①「課程博士論文提出までの指導体制と審査資格について」（1996 年 10 月 29 日付け。
ただし、41.の項、2003 年 10 月 14 日付け改正。）

1. 「研究計画書」を第1年次4月末までに提出する。
 11. 「研究計画書」の内容は次の項目を必ず含むものとする。
 - (1) 研究の主題
 - (2) 現在までの研究状況
 - (3) 今後の進展の見通し
 - (4) 自己の研究の国内外における位置づけ
 12. 分量は 4,000 字程度とする。実際にどのような研究を行い、どのように研究を進めるのか、その研究によりどのような点が明らかにされるのかが具体的にわかるよう、明確に記述しなければならない。
 13. 指導教員は、計画書の内容について検討し、不備と認めた場合に補足・変更を求める。提出後にやむをえず主題変更・修正をおこなう必要が出てきた際は、ただちに指導教員に届け出ること。
2. 学年終了時の研究成果の報告義務
21. 「研究成果報告書」を第1年次終了時の2月に提出する。
 211. 当初の研究計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第1年次末に提出する。20,000 字程度を基準にする。審査を経て学会誌に掲載された論文などを利用してもかまわないが、体裁分量は基準に沿うものとする。
 22. 第2学年の「研究成果報告書」を第2年次終了時の2月に提出する。
 221. 当初の研究計画および論文作成計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第2年次2月末までに提出する。体裁分量は第1年次基準に準ずる。
 222. 指導教員は、この段階で博士後期課程論文作成について相談を受け、「研究成果報告書」に基づいて適切な助言を与えることが望まれる。
3. 第3年次における「課程博士論文提出資格申請書」（以下「資格申請書」）の提出
31. 課程博士論文提出予定者は、第3年次の4月末迄に、「資格申請書」（8,000 字程度）を提出する。内容は、博士論文を実際に完成できるか否か判断できるようなものとする。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。
 - (1) 論文の進行状況と今後の作業の見通し
 - (2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次
 - (3) 各章・節の内容についての要旨
 - (4) 国内外における関連領域の研究進捗状況と自らの研究の独自性及び位置
 32. 本申請書について別に定める「課程博士論文提出資格審査手続き」にしたがって資格審査委員会は審査を行う。
 33. 大学院委員会の審議を経て承認されれば、予定者は「博士後期課程提出資格」が与えられる。
 331. 「博士論文提出資格」の有効期限は博士後期課程在学中および研究指導認定退

学後3年間とする。

332. 「資格申請書」が審査委員会の審査もしくは大学院委員会の審議の結果不承認となったとき、あるいはいったん提出し承認を受けた後で論文構想に変更が生じたときには、次回の提出時期に再度承認を求めるものとする。

333. 「資格申請書」の最終提出期限は博士後期課程退学以前とする。かりに提出されないまま退学した場合以後の課程博士論文の提出資格は認めない。

34. 資格審査後の処置

341. 論文提出資格が与えられた場合の処置

3411. 指導教員による論文作成具体的指導。博士論文作成指導の時間を定期的に設けるので、必ず出席すること。

342. 論文提出資格が与えられない場合の処置

3421. 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

341221. A. 第3年次4月末に「資格申請書」を提出できなかった場合、もしくは B. 同年次9月に論文を完成・提出できなかった場合、いずれの場合もその旨をただちに指導教員に届け出るものとする。

34212. 上記 A, B のような場合、「資格申請書」および課程博士論文提出の機会は、それ以後一年ごとに与えられる。ただし、「資格申請書」については、博士後期課程退学以前に提出しなければならない。

3431. 博士後期課程の途中で留学するときには、どの大学院の博士後期課程（ないしそれに相当する水準の教育課程）においてどの教授の指導をうけるか、また研究進捗状況と留学の関連につき指導教員と協議し、助言を受けるものとする。留学を終了し帰国する際には、留学期間における研究状況について、留学先の指導教授による説明書（ないしそれにかわるもの）をたずさえることが望ましい。

34311. 留学を事由とする休学者の論文提出資格

博士後期課程在学中に休学の上、他の大学院博士後期課程（ないしそれに相当する水準の教育研究機関）に留学して正規の研究指導を受けた者については、本大学院博士後期課程における在学期間が通算で1年の課程の修了の要件をみたした者にあつては、別に定める特例審査の対象とすることができる。

4. 課程博士論文の提出は既成の手続きに準拠

41. 第3年次の9月に、申請に必要な書類を学生サポート課教務係で受け取り、誤りのないように提出すること。

411. 課程博士論文の提出期限は、「博士論文提出資格」を保有する最終年度9月の定められた時期とする。

42. 第3年次で論文を提出せず退学する者は、最終年次研究報告を提出し当該年度の研究指導認定を受ける。

5. 補遺

51. この手続きの摘要対象は平成9年度以降の博士後期課程進学・編入学の大学院

生であるが、平成 8 年度進学・編入学者についても、平成 9 年 3 月以降の手続きについては上記に準じるものとする。平成 7 年度以前の進学・編入学者については、各専攻の実情に応じた指導を行う。

②「課程を経ない博士論文の審査手続きについて」（2001 年 10 月 23 日付け）

I. 受付

高野山大学学位規程（以下「学位規程」という。）第 9 条に則り、本学大学院において博士学位請求論文を提出し、博士の学位を取得しようとする者は、まず関連分野の大学院担当研究指導教員を通じて学長に申し出る。学長は、文学研究科長、受け付けた研究指導教員と相談の上、大学院委員会を召集し、その申し出について審議する。

II. 論文受理までの手続き

大学院委員会は、その申し出を受けて、論文予備審査委員を選定する。

大学院委員会は、次の博士学位請求論文予備審査のための申請書類の提出を求め、学位規程に照らし、博士学位の授与対象となる内容、質であることを慎重に検討し、当該論文について、受理するに適當であるか否かを予備的に審査する。

1. 提出書類

① 提出予定論文内容概要

概要の内容は、提出予定の論文内容が博士学位請求論文として妥当なものであることを判定するための資料となるものとする。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

(1) 研究論文の進行状況と論文作成に関わる今後の見通し

(2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次

(3) 各章・節の内容についての要旨

(4) 国内外における関連領域の研究状況と自らの研究の独自性及び位置

② 研究経歴および研究業績を含む履歴書。

③ なお、博士学位請求論文の内容に関わる研究業績成果（単行本、学会誌などで既発表の当該研究の成果を示すもの）を必要に応じて参考資料として提出することを求める場合もある。

2. 予備審査

大学院委員会は、予備審査委員を選任し、三か月以内に申請書類に基づき審査を終了する。

予備審査委員は、大学院委員会より選任された関連領域の三名があたる。なお、必要な場合には、研究指導に当たる本学大学院担当教員若干名を加えてもよい。

予備審査委員会は、各委員の意見を総括し、学長に審査結果を報告する。

学長はその報告を受け、大学院委員会を召集する。

予備審査にかかわる審査料は、所定の学位論文審査手数料の 40%を充てる。

3. 博士学位請求論文の提出

予備審査委員からの報告を受けて、大学院委員会の審議を経て、審査が妥当と認められれば、申請者に、指定された日までに、学位規程に定められた手続きを経て博士学位請求論文の提出を求める。

4. 論文受理の決定

学長は、論文および必要書類の提出を受けて、論文受理について審議するため、大学院委員会を召集する。

III. 審査

大学院委員会は、本審査の申請を受理した場合、学位規程に則り、大学院において教育指導に当たる大学院担当者から博士論文審査委員を選出し、ただちに博士学位請求論文の審査にあたる。

論文審査委員会は、所定の期間内に論文審査および学位取得に必要な学力の確認を終了し、大学院委員会に審査結果を報告する。

IV. 審査報告および判定

大学院委員会は、その報告を受けて、学位規程に則して、学位授与の可否を審議する。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

さて、本大学院における教育課程の内容・教育方法には、少なくとも以下の 4 点について特徴が認められよう。そのそれぞれについて、点検・評価の上で、改善・改革すべきと思われる諸点を付記することとしたい。

第 1 の点は、修士課程（一般コース）の授業科目として、故中川善教教授の特殊研究授業「秘密事相の研究」（「中院流」一流伝授）から始まる、高野山真言宗の伝統的な「事相」を教授する科目があることである。この科目は、土生川正道非常勤講師による「密教実践法の研究」授業へと継承され、現在は、中西啓寶非常勤講師が担当する。当該授業の存在は、空海に始まる真言宗の教学と事相とを相俟って研鑽する伝統が、大学においても又連綿として継承されていることを物語っており、本大学院の修士課程の教育理念・目的との適合性をもった授業科目として位置付けられている。本学固有の理念・目的を実現させるために、文化的資産を次世代に継承させる役割を担った人材を養成するという意味で、特に学修上考慮された授業科目であると言えよう。

今後は、平成 15 年度から順次開講されることとなる、密教学専攻修士課程僧侶

コースの主要授業科目「事相研究Ⅰ・Ⅱ」との差異を、それぞれの履修コースの教育目的・目標との適合性を持たせて明確化してゆく必要があるように思われる。

さらに、大学院科目の「密教実践法の研究」は、学部開講科目の「一流伝授」（選択科目）と、科目名が相違するにもかかわらず実際は共通授業科目となっている。これは、元来学部開講科目であったものを大学院科目として読み替えを行ってきたためである。今後、学部・大学院共通科目としてカリキュラムにおいて明確にする必要がある。しかしながら、すでに【現状の説明】の中で述べたように、平成 16 年度から、大学院が先行してセメスター制度に移行する場合、現行では当該科目が学部では通年 4 単位として取り扱われている一方で、大学院では通年 2 単位として扱われていることから、学則の変更が行われないうえ、平成 16 年度からは、学部では週一回、大学院では週二回の授業として開講されるべき科目となろう。

学部・大学院の一貫した教育・研究指導のあり方について、今まさに再考・熟慮すべき時期に当たっていることを、当該授業の存在は顕著に示していると言えよう。

第 2 の点は、平成 5 年（1993）度から博士前期課程に「基礎科目」が導入されていることである。これは本大学院入学時までに、仏教学・密教学についての学問的な基礎知識を十分には学修する機会を持ち得なかった学生、特に他大学出身者に対する履修上の配慮であるように思われる。

こうした配慮は、学生の側に学修と研究に努力する姿勢が備わっていることを前提としているが、近年、学術研究の進展とともに研究領域が多様化して行く中で、本大学院の教育・研究指導担当者がそのそれぞれの研究専門領域に限って授業を展開するだけでは、一部の大学院生にとって、広い視野に立つ精深な学識を享受するには困難な様相を呈し始めている。創造性に満ち自立して研究活動を行う能力、及びこれを応用する高度な専門的能力を涵養するための授業としては、必ずしも受け取れなくなっている現状にある。この傾向は、例えば、複数の古典語の原典を比較・吟味しながら、分析的に読み解いて行くような文献学的手法を駆使するような授業などにおいて顕著である。

第 3 の点は、博士後期課程の在学者一人一人に対する、個別指導のための「特殊演習」授業の開講である。これは本学の良き伝統であり、特に課程博士論文などの研究指導にあたって、現在考え得るもっとも適切な制度であると言えよう。

ただし、従来、課程在学中の一ヵ年に限っての、通年 4 単位授業であったため、望むべき形は、3 ヶ年に亘って当該「特殊演習」授業が展開できるような制度上の保証であるように思われる。例えば、平成 16 年度からはセメスター制度が導入される訳であるから、セメスターを限って、2 年間に亘る対面式の「面授」授業も展開可能となるように思われる。

第 4 の点は、平成 14 年度から、宗教の教育職員免許状（「中専免（宗教）」・「高専免（宗教）」）を取得することができるようになったことである。この点については、今後の展開を見極める必要がある。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性（B群）

【現状の説明】

年度初めに、修士課程・博士後期課程への内部からの進学者・外部からの入学者に対し、オリエンテーションを実施している。在学生については、各教員が第1回の講義の中で、授業計画などを説明している。具体的な授業の内容については、各教員の創意工夫によって展開している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

シラバスにおいて年度計画を立てているものの、実際の受講生の能力・学力・水準などの現状に応じて、講義内容を変更している場合もある。例えば、インド古典語やチベット語の学習経験のない学生が受講を希望する場合、漢訳・英訳などの文献も併用し、当該学生には授業内で原典を翻訳し発表する機会が少なくても、レポート等の内容により単位認定をする場合もある。

教員から見れば、高度な授業展開が困難になっているという問題がある。今後も、修士課程においては、学生の水準に合わせざるを得ない現状があるが、博士後期課程では、原典で講読し、水準を保つよう努力している。

指導教員による個別的な研究指導の充実度（B群）

【現状の説明】

平成15年度から、一人の学生に対して二人の指導教員が制度上つくことになった。

オフィスアワー制度は文学部同様ある。

他に、教員独自の時間を設けて輪読会など研究指導をしている。

博士後期課程の学生については、個別指導のための「特殊演習」（必修）が開講されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

「特殊演習」については、学生に好評である。現状で充分と考える。

第2節 教育・研究指導方法の改善

1.教育効果の測定

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性（B群）

【現状の説明】

効果の測定については、試験・レポートなどで把握できるが、本学大学院は小規模なため、教員と学生との距離が近く、日々の接触において、学生の成長・向上が見て取れる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現状のままでよいと考えている。

2.成績評価法

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（B群）

【現状の説明】

試験・レポート・平常点を総合的に考慮して、成績評価をするが、上記の通り、日々の接触においての指導を重視している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現状のままでよいと考えている。

3.教育・研究指導の改善

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況（A群）

【現状の説明】

大学院が個別に取り組むのではなく、文学部とともに実施している。具体的な方法としては、FD活動による授業評価アンケートの結果を踏まえて改善に取り組んでいる。詳細は、第1部「高野山大学文学部」第3章第4節参照。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成13年度に行われた第1回の授業評価アンケートは、文学部と同じ様式で行われたが、大学院独自の項目も必要と判断し、若干の項目を修正した。

シラバスの適切性（A群）

【現状の説明】

シラバスは、授業科目の講義題目などを略記した「開講科目表」冊子と併せて、科目名・テーマのもと、具体的に、〈授業の目的及び概要〉〈授業計画及び授業方法〉〈テキスト〉〈参考文献〉〈評価の方法〉などを各授業担当者が記した「高野山大学大学院・文学研究科 講義概要・授業計画」冊子として、毎年度の始まり、学生に提供されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

シラバスは、大学院生アンケート結果から見る限り、学修上の有益性という意味で好意的に受け止められているようである。

しかし、更に厳格で透明性のある成績評価が必要であると考えます。現在は、試験結果の返却が組織的になされていない。成績に対して学生からの疑義が寄せられることもままある。試験後に答案の返却と解説などを行うことも有効であろう。

学生による授業評価の導入状況（B群）

【現状の説明】

平成 13 年度から、毎年、文学部と同時に授業アンケートが実施されている。平成 14 年度には、FD 委員会による数名の大学院生を対象とした聞き取り調査を実施した。

集計結果も含めて、詳細は第 1 部「高野山大学文学部」第 3 章参照。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

授業評価を受けて、教員がどの程度の改善ができたのかは、検証できていないが、教員の聞き取り調査によると、板書・声の大きさなど改善されたものもある。

第 3 節 国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況（B群）

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（B群）

【現状の説明】

表 11 の通り、大学院レベルでの国際的な学術交流にかかわる学術提携は締結されていない。文学部レベルである。

また、表 12 の通り、近年、大学院博士後期課程への外国の研究機関からの学生や若手研究者の受け入れ実績はない。附置機関である密教文化研究所において若干名の受け入れが行われている。また、国内の複数の研究者を協力者に迎えて共同研究を行う学術プロジェクトも、専ら密教文化研究所が担っている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

過去十年間を振り返ると、世界のインド学・仏教学会をリードする碩学たちによる学術講演が、ほぼ隔年毎に開催されていた。

平成 7 年 10 月、ロンドン大学東洋学学院デイビット・セイフォード・ルエッグ教授を迎え、「仏教研究における哲学の位置付けについての二三の所感」と題する講演会が、大学公開で開催された。以下、年次を追って列記する。

平成 9 年 10 月、ウィーン大学チベット学仏教学研究所有長シュタインケルナー教授とローザンヌ大学インド学講座ティレマンズ教授の両博士による、「欧米における仏教学チベット学の現状と展望」と題する講演会

平成 11 年 4 月、ハンブルク大学インド・チベット文化歴史研究所、古代・中世インド言語文化学教授シュミットハウゼン博士を迎え、古典インド仏教瑜伽行派の基本文献、並びに、現代の自然環境倫理問題と仏教をテーマとした講演会

さらに、同年 11 月には、ヘルシンキ大学インド学教授パルポラ博士を迎えて、インダス文字の解読状況や、現代南インドのケーララ州における宗教儀礼をテーマとした講演会が開催。

他にも、平成 7 年 4 月には、チベット仏教ドゥクパ・カギュ派宗主第 12 世ギャルワン・ドゥクチェン・リンポチェ師、平成 11 年 4 月には、ニューデリーにあるチベット・ハウス館長のドブン・トゥルク師、平成 12 年 4 月には、ヘルシンキ大学日本学教授レイン・ラウド博士などが本学を来訪している。

以上の学術講演や来訪者についての報告記事は、大学が年 2 回発行している、卒業生や在校生の父兄向けの「学報」に掲載され、広報されている。

このような学術上の信頼関係に基づく人的交流を見る限り、本学における国際的交流は決して乏しいものとは思われない。しかし、大学全体として見れば、国外の学術研究機関との積極的な学術交流構築に向けた組織的な取り組みは未だ行われていないと言わざるを得ない。今後の大学のあり方についての将来構想の中でこそ、検討されて行くべき事案であるように思われる。

第 4 節 学位授与・課程修了の認定

1. 学位授与

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（A 群）

【現状の説明】

授与状況については、表 7 から明らかなように、修士 50 名・博士（論文）1 名がある。一方、平成 10 年度以降の過去 5 年間に、課程博士の学位授与の例は一件もない。平成 7 年度に、課程博士の称号が 2 名（密教学・仏教学に各 1 名）に授与されているが、これは博士後期課程が本学に設置された昭和 43 年以来、初めてのケースであった。したがって、表 7 にある、平成 13 年度における論文提出による博士（文学）の学位授与もまた、本学にとって記念すべき第一号となる。

学位の授与方針・基準については、第 3 章 1. 教育・研究指導の内容等、「教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性」の中でも関連して記述した。詳しくは、「高野山大学学位規程」を参照。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

学位の授与方針・基準については、「学位規程」「課程博士論文提出までの指導体制と資格審査について」に照らして、客観的な明瞭性をもって適切に定められていると言えよう。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（B 群）

【現状の説明】

修士論文の場合は、主査（指導教員）1 名、副査（研究領域が近い教員）2 名を大学院委員会が選出し、論文の審査をする。更に、大学院担当者会議での報告・審議を経て、学位の認定が行われる。

課程博士の場合は、第 2 章第 1 節の 4 に記した「課程博士論文提出までの指導体

制と資格審査について」のプロセスに基づいて、論文を提出し、その後「高野山大学学位規程」第8条の2項により、学長が大学院委員会の審査に付す。同規程の第12条の定めるところにより、大学院委員会を構成する委員及び大学院担当者のうちから、主査に当たる審査員1名、副査に当たる審査員2名以上の学位論文審査委員を選出し、その審査を委嘱する。審査結果を受けて、学長が学位の認定をする。

論文博士の場合は、課程博士に準じて審査される。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記の措置によって、透明性・客観性が高められている。

第5節 通信制大学院

通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性（A群）

【現状の説明】

通信制については、現在、現行の大学院文学研究科密教学専攻修士課程に、通信教育課程を入学定員20名で設置することとなり、平成16年度4月開設を目指して、目下、申請手続きを進めている現状である。そこで以下には、順次、Ⅰ．通信制大学院開設の理由および必要性、Ⅱ．教育課程の編成と特色（付、「授業科目表」）の項目を立て、申請段階のものを記す。

Ⅰ．通信制大学院開設の理由および必要性

本学は、弘法大師空海の真言密教の精神を現代社会に発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与することを教育理念として、その責任を果たしてきた。この理念は、混乱・混迷の度を加える日本の社会および世界情勢、深く進行しつつある人々の精神的昏迷の時代にあって、ますますその必要性和重要性を増しつつある。そこで今後の大学運営の基本方針として、高学歴社会、生涯学習社会といった高等教育を取り巻く社会環境の変化に対応して、とくに生涯学習を重視したさらなる社会的貢献を推進していく計画である。その第一歩が通信制大学院の開設である。

今日、社会の情勢や意識の変化に応じて、本学の卒業生の多くを占める僧侶の社会的役割は多様性を増してきている。また、社会的情勢や環境の変化は、寺院後継者養成のありかたにも影響を及ぼし、単に本学における学部教育を終えてから社会へまたは大学院へ進むという従来の路線では、十分に対応できなくなっている。たとえば、様々な理由から他大学で他の専門教育を受けた後、専門機関で僧侶の資格を得るための行を修める人が増加し、密教の基本教義を体系的に学ぶことがおろそかにされる傾向が見られる。彼らに現代社会の指導者としての僧侶にふさわしい高度の専門的教育を受ける機会を提供することは本学の責務である。それも社会人の学習に対応した通信制で、大学院レ

ベルの教育である必要がある。

一方で、本学が昭和61年以来本学や主要都市で実施してきた社会人のための公開講座は、ますますその需要の広がりが高まりを見せてきている。それに応えるために、平成15年度から既設の通学制大学院修士課程に社会人入試を導入し、所期の成果を収めたところであるが、本学の立地上の条件によってその効果が限定されるおそれがある。これは通信教育課程を開設することにより解消すると思われる。

最近の四国遍路や高野山の文化財、それらを通して窺われる弘法大師空海と密教に関する社会的関心の高まりは全国的な広がりを見せている。NHKの特別展の驚異的な動員数はその現れである。それは、弘法大師空海と密教についての専門的な教育を求め、様々な制約を押して本学大学院に入学してくる高学歴の社会人の増加にも現れてきている。しかし、潜在的な学習希望者の数ははるかに多いと思われる。

これからの高学歴社会、生涯学習社会においては、従来の通学制による伝統的な研究者養成および後継者養成を主とした大学院教育は対応できなくなつつある。これを一方で堅持しつつ、社会の現状を踏まえ、寺院または社会にあって職業に従事しつつ再学習を希望する人たちに学習機会を提供するために、地理的・時間的な制約を超えた柔軟な対応が可能な通信制を開設したいと考える。

密教学専攻に開設する理由について

密教の特徴は、要約すれば、神秘主義、総合主義、象徴性、救済性、現実重視である。その中には仏教の基本的な教義と実践の伝統はもとより、今日の芸術学・言語哲学・心理学・生理学・医学・天文学等に相当する諸科学が含まれる。インド以来の伝統に基づいて、日本においてそれを独自の言語で体系化し実践した弘法大師空海への評価は、一宗一派にとどまらず、宗教関係者や広く社会一般において周知のことである。人間存在を身体と言葉と心との統合調和として捉え、そこに到るための方法を用意し、それを普遍的な世界観・宇宙観にまで高めた真言密教の思想は、現代の社会に顕著な身体と心の分裂・葛藤、世界観の喪失、人間性・社会性の希薄・欠如、人間疎外などの社会病理的現象に対して、世界観・生命の一体感を回復する手段として極めて有効である。

十数年来の公開講座の受講生を対象にした各種アンケート等のデータによると、受講者の関心は空海の宗教・思想・芸術・社会活動、密教、高野山に集約される。これらのデータは、「密教学科」を有する唯一の大学である高野山大学の存在意義を明確に示しており、他の仏教系大学とは異なる、本学の独自性と社会的貢献の方向性を示唆するものである。

平成13年度に通信制大学院に係る高野山真言宗寺院アンケートを実施したところ、再学習の必要性を指摘する声が多く寄せられた。また、公開講座等各種アンケートから、弘法大師空海・密教・高野山に対する根強い関心と高い学習意欲が一般社会人にも窺える。したがって、その要請に応じて早急に平成16

年度より修士課程密教学専攻に通信教育課程を設けることに十分な社会的需要と必要性があるものとする。

現代の密教学は文献の読解とそれに基づく思索を基本として展開する学問領域であり、各自のスケジュールに合わせて自学自習を行うことができる通信教育によってこそ十分な教育効果が得られるものとする。さらに、面接授業において、高野山という宗教性豊かな地を踏むことに始まる体験と指導教員の対面指導とにより、文献の背後にある深秘を確かめることで、文献による学習成果の一層の向上が期待される。

なお、当面は修士課程に限定するが、将来的には博士後期課程の開設を視野に入れている。また、空海と密教に関心を寄せる人すべてが大学院での専門的教育を希望するものではないことも事実である。それらの需要には学部の通信制を視野に入れながら対応を考えていきたい。

本通信課程は、新たな資格取得や就職を目指すためのものではない。主たる受講者として想定されるのは、専門知識のリフレッシュを求める寺院関係者・宗教関係者、あるいは生き甲斐・癒し・自己発見を求める職業に従事する社会人や定年後の社会人である。修了後は各人が修得した知識や体験を、日々の宗教的あるいは社会的活動に生かすことを期待している。

Ⅱ. 教育課程の編成と特色（付、「授業科目表」）

通信制大学院における教育研究の主たる目的は、①現代社会において宗教活動、社会教育の第一線に立つ専門的職業人としての僧侶・寺院関係者に、広くリフレッシュ教育の機会を与えること、②現代社会にあって弘法大師空海の思想や行動及び広く密教を学び、実践することを通して生き甲斐・癒し・安心（あんじん）を求める人に、広く生涯学習の機会を与えることである。

そのための教育課程の編成に当たっては、本学の教育研究の特色である「空海学」と「密教と文化」（「高野山学」）を主な領域とする。

「空海学」は、文化史上の巨人であり第一級の国際人でもあった弘法大師空海の多面的な活動のもつ宗教的・思想的・文化史的な意義を、

- ①空海の著作を読む、
- ②空海の生涯を明らかにする、
- ③密教の伝統教学を学ぶ、
- ④空海 of 思想と密教の現代的課題への応用を学ぶ、

の点から多角的に考察するものである。

「密教と文化」（「高野山学」）は、

- ①高野山という他に類を見ない聖なる空間が歴史的に果たしてきた宗教的・文化的・政治的・経済的機能と、その間に蓄積された曼荼羅・仏像・堂塔・美術工芸・聖教などの文化財、参詣道や弘法大師信仰などの歴史的文化遺産
- ②高野山に花開いた密教のもつ芸術性豊かな象徴性・神秘性・創造性、それに伴う癒しや救済の機能

を学ぶものである。

さらにこの二つの柱に体験的学習を効果的に交え、密教としての総合性を体得することを目指す。また、修士の学位取得の他に、弘法大師空海をテーマにした科目群からなる学習プログラムを用意するので、科目等履修生として多様な目的・関心に応じた学習を選択することも可能である。

(授業科目表)

文学研究科修士課程通信教育課程密教学専攻	授 業 科 目 (講義内容)	履修方法		単位	
		1 年	2 年	必修	選択
主 要 科 目	密教学概論	T R		4	
	密教史概説	T R		4	
	弘法大師伝	T R		2	
	密教学特別演習	G		2	
関 連 科 目	密教学特殊研究Ⅰ(空海の思想)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅱ(国際人としての空海)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅲ(密教の典籍)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅳ(真言教学の諸問題)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅴ(密教の安心)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅵ(ホスピスと援助論)	S R			2
	密教学特殊研究Ⅶ(密教と現代)	T R			2
	密教学特殊研究Ⅷ(密教と異宗教)	S R			2
	密教史特殊研究Ⅰ(高野山学)	T R			2
	密教史特殊研究Ⅱ(真言密教の系譜)	T R			2
	密教学演習Ⅰ(曼荼羅の研究)	S R			2
	密教学演習Ⅱ(秘密事相)	S R			2
	密教学演習Ⅲ(密教瞑想法)	S R			2
	空海全著作を読むⅠ(般若心経秘鍵)	T R			2
	空海全著作を読むⅡ(高野雑筆集)	T R			2
	空海全著作を読むⅢ(三教指帰)	T R			2
	空海全著作を読むⅣ(即身成仏義)	T R			2
	遍路学	T R			2
	遍路実習Ⅰ	E R			1
	遍路実習Ⅱ	E R			2
	遍路実習Ⅲ	E R			4
	密教文化特殊研究Ⅰ(空海の書)	T S			2
	密教文化特殊研究Ⅱ(空海論の現在)	T R			2
	密教文化特殊研究Ⅲ(日本密教美術)	S R			2
	密教文化特殊研究Ⅳ(インド密教美術)	T R			2

密教文化特殊研究Ⅴ（チベットの密教と文化）	T R		2
密教文化特殊研究Ⅵ（密教と説話文学）	T R		2
密教文化特殊研究Ⅶ（高野山の年中行事）	S R		2
密教文化特殊研究Ⅷ（悉曇）	T S		2
仏教要論	T R		2
現代布教論	S E		2
寺院経営と法律	T R		2
教育学特殊研究	S E		2
履修方法: 必修 12 単位を含め合計 30 単位以上を修得すること。 修了要件: 2 年以上在学し、所定の 30 単位以上を修得して、且つ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出しなければならない。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。 専修免許: 中学校教諭専修免許状（宗教）、高等学校教諭専修免許状（宗教）を取得しようとする者は、当該 1 種免許状の所要資格を有し、教育学特殊研究を含め別表 5 により修得しなければならない。 密教学演習Ⅱ(秘密事相)の履修は已灌頂者に限る。			

授業方法	履修方法（略記）	評価方法
テキストによる授業	T R 履修	レポート試験
面接授業	S E 履修	筆記試験
	S R 履修	レポート試験
テキストと面接授業の併用	T S 履修	レポート試験と筆記試験
テキストと放送授業の併用	I R 履修	レポート試験
	V R 履修	レポート試験
	C R 履修	レポート試験
テキストとメディア授業（双方向の授業）の併用	M R 履修	レポート試験
体験授業	E R 履修	レポート試験

T R 履修: レポートを提出し、科目最終試験（在宅レポート試験）を受ける形態

S E 履修: スクーリングを受講し、最終日に試験を受け、評価を受ける形態

S R 履修: スクーリングを受講し、定められた日までにレポートを提出し評価を受ける形態

T S 履修: レポートを提出し、スクーリングを受講し、最終日に試験を受け、評価を受ける形態

I R 履修: インターネットを用いて配信された教材とテキストを併用して学習し、

定められた日までにレポートを提出し評価を受ける形態

VR履修: 配布されたビデオ教材とテキストを併用して学習し、定められた日までにレポートを提出し評価を受ける形態

CR履修: 配布されたビデオ以外の磁気記録媒体とテキストを併用して学習し、定められた日までにレポートを提出し評価を受ける形態

MR履修: 配布されたテキストを併用してインターネット授業を受け、定められた日までにレポートを提出し評価を受ける形態

ER履修: 前もって実習計画書とレポートを提出し、担当教員の許可を得て実習に臨む。実習後報告書を提出し評価を受ける形態

(G履修: 担当教員による修士論文の指導)

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成 16 年度に新設されるので、点検・評価はまだ実施できない。

第 3 章 学生の受け入れ

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性 (A群)

【現状の説明】

平成 15 年度 (14 年度にほぼ同じ) の文学研究科の学生募集要項と、平成 16 年度のそれとを対比して、出願資格について見る。「高野山大学大学院 文学研究科 学生募集要項」の「3. 出願資格」についての記載事項である。なお、平成 14・15 両年度の相違点は、平成 14 年度には付記された注意事項が 2 項目であったが、平成 15 年度には、以下に示す通り、第 3 の項目が追加された点である。

	平成 15 年度	平成 16 年度
修士課程	①大学を卒業した者または平成 15 年 3 月卒業見込みの者 ②学士の学位を有する者または平成 15 年 3 月取得見込みの者 ③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または平成 15 年 3 月修了見込みの者 ④文部大臣の指定した者 ⑤大学に 3 年以上在学(または修了見込み)し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了(または修了見込み)	①大学を卒業した者または平成 15 年 3 月卒業見込みの者 ②学士の学位を有する者または平成 15 年 3 月取得見込みの者 ③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または平成 15 年 3 月修了見込みの者 ④文部科学大臣の指定した者 ⑤大学に 3 年以上在学(または修了見込み)し又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了(または修了見込

	した者で、大学において 90 単位以上修得（または修得見込み）し、本大学院が優れた成績であると認めた者 ⑥本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学するまでに 22 歳に達するもの ⑦本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	み）した者で、大学において 90 単位以上修得（または修得見込み）し、本大学院が優れた成績であると認めた者 ⑥本大学院において、事前の入学資格審査に合格し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時の年齢が 22 歳以上の者
		修士課程 社会 人 コース ①大学を卒業した者または平成 16 年 3 月卒業見込みの者で、入学時の年齢が 25 歳以上の者 ②本大学院において、事前の入学資格審査に合格し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時の年齢が 25 歳以上の者
		修士課程 僧侶 コース ①大学を卒業した者または平成 16 年 3 月卒業見込みの者 ②本大学院において、事前の入学資格審査に合格し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時の年齢が 22 歳以上の者
博士 後期 課程	①大学院の修士課程（博士前期課程）を修了した者または平成 15 年 3 月修了見込みの者 ②修士の学位を有する者または平成 15 年 3 月取得見込みの者 ③外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者または平成 15 年 3 月修了見込みの者 ④文部大臣の指定した者 ⑤本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学するまでに 24 歳に達するもの ⑥本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者	①大学院の修士課程（博士前期課程）を修了した者または平成 16 年 3 月修了見込みの者 ②修士の学位を有する者または平成 16 年 3 月取得見込みの者 ③外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者または平成 16 年 3 月修了見込みの者 ④文部科学大臣の指定した者 ⑤本大学院において、事前の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時の年齢が 24 歳以上の者

1. 修士課程社会人入試の出願資格は、大学を卒業後、または大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、入学するまでに 25 歳に達するものに限る。 2. 修士課程出願資格⑤、⑥及び博士後期課程出願資格⑤により出願する者は、項目 6 の事前の入学資格審査について参照すること。 3. 社会人で博士後期課程まで希望する者は、修士課程の一般入試にて出願して下さい。	1. 事前の入学資格審査を必要とする者は、3 頁の[事前の入学資格審査について]を参照すること。 2. 社会人で博士後期課程まで希望する者は、修士課程の一般入試にて出願して下さい。
「6. 事前の入学資格審査について」 (1) 入学資格の事前審査を行いますので、入学資格事前審査申請書（本学指定用紙）により、願い出てください。 (2) (略) (3) 事前審査を受ける者は、論文作成能力を判断できる資料の提出を課することがあります。	「6. 事前の入学資格審査について」 (1) 入学資格の事前審査を行いますので、入学資格事前審査申請書（本学指定用紙）により、願い出てください。 (2) (略) (3) 事前審査を受ける者は、論文作成能力を判断できる資料の提出を課することがあります。

なお、本大学院は、自己点検・評価項目（B 群）に挙げられる、学内推薦制度及び飛び入学の制度は持たない。他方、（C 群）項目に挙げられる、聴講生、科目等履修生、外国人学生、委託生の受け入れについては、それぞれの規定を有する。順次、「学則」第 23 条、第 23 条の 2、第 24 条、第 25 条に該当する。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

「学生募集の方法、入学者選抜方法」において、本大学院の場合、最も問題となるのは、修士課程出願資格⑥・博士後期課程出願資格⑤（加えて、平成 16 年度からは、修士課程社会人コース出願資格②・修士課程僧侶コース出願資格②）に言う、「個別」あるいは「事前」の「入学資格審査」であると思われる。審査基準について、「論文作成能力を判断できる資料の提出を課する」ことがあること以外、公開されてはいないからである。確かに、面接を課することが事前審査の要件に加えられてはいるが、出願者にとってみれば、その基準が事前に知り得ないというような状況は改善されるべきであろう。また、学部への編入資格を持たない者が、一挙に修士課程の社会人コースに出願する可能性も考えられるからである。

2. 門戸開放

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（A 群）

【現状の説明】

平成 13 年度から 15 年度までの博士後期課程前期（修士課程）入学者・博士後期課程入学者について、それぞれの入学者数に占める、本学文学部からの入学者数、並びに、本学文学研究科修士課程からの進学者数を表記する。特に本大学院において特徴的な点は、修士課程密教学専攻において、過去三年間の平均では、約 65% の入学者が他大学からの出身者で占められていることである。

	博士前期課程（修士課程） 自学部出身者数／入学者数			博士後期課程 本学修士課程出身者数／入学者数		
	H.13	H.14	H.15	H.13	H.14	H.15
密教学専攻	2／10	6／8	3／12	1／1	2／2	3／3
仏教学専攻	3／5	3／5	2／2	0／0	1／1	0／1
合 計	5／15	9／13	5／14	1／1	3／3	3／4

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

門戸は開放されていると言えよう。むしろ、恒常的に定員を満たしてはいない博士後期課程に、如何にして他の大学院・研究機関出身者で、密教学・仏教学分野の研究継続意欲を強く有する人材を呼び込むことができるようになるか、本大学院博士後期課程制度の教育課程が有する独特な魅力や、授業担当スタッフの学術研究水準の質の高さを積極的にアピールする必要があるように思われる。

3. 社会人の受け入れ

社会人学生の受け入れ状況（B群）

【現状の説明】

平成 13 年度から 15 年度までの博士前期課程（修士課程）への社会人入学者については、在職の社会人とその他の社会人とに分けて表記し、入学者数に占める社会人入学者数を対比して示す。社会人在職者数の中には、宗教法人の代表責任役員（寺院住職）を含んでおり、特に平成 15 年度には、社会人入学者数が入学者数の三分の一にまで増加していることは、新たな履修コースが設定・導入されたことの成果の一つであるように思われる。今後の社会人入学者の動向を注視して行く必要がある。

次に、過去 5 年間の受験者数・入学者数・修了者数を挙げることにする。なお、平成 15 年度における入試受験状況を付記する。

	博士前期課程（修士課程） 在職の社会人／社会人入学者数			博士前期課程（修士課程） 社会人入学者数／入学者数		
	H.13	H.14	H.15	H.13	H.14	H.15
密教学専攻	1／3	0／0	3／4	3／10	0／9	4／12

仏教学専攻	1/1	1/1	0/1	1/5	1/4	1/2
合 計	2/4	1/1	3/5	4/15	1/13	5/14

博士前期課程（修士課程）

	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14
受験者数	20	9	15	17	18
密教学専攻	13	5	12	11	10
仏教学専攻	7	4	3	6	8
入学者数	14	6	14	15	13
密教学専攻	8	5	9	10	8
仏教学専攻	6	1	5	5	5
修了者数	9	16	2	9	13
密教学専攻	7	11	1	4 (1)	11
仏教学専攻	2	5	1	2 (2)	2

() 内、9月卒業

後期博士後期課程

受験者数	0	4	2	1	3
密教学専攻	0	3	2	1	2
仏教学専攻	0	1	0	0	1
入学者数	0	4	2	1	3
密教学専攻	0	3	2	1	2
仏教学専攻	0	1	0	0	1
単位取得退学者	0	0	0	3	1
密教学専攻	0	0	0	2	1
仏教学専攻	0	0	0	1	0

平成 15 年度大学院入学試験受験状況

修士課程

	試験種別	前期	後期
密教学専攻	一般入試	2	4
	社会人コース入試	0	7 (社会人コース 4) (僧侶コース 3)
仏教学専攻	一般入試	0	2
	社会人コース入試	1	1

博士後期課程

	試験種別	前期	後期
密教学専攻	一般入試	0	3

仏教学専攻	一般入試	0	1
-------	------	---	---

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

平成 15 年度後期（3 月）入試の修士課程社会人入試から、入学後の画期的な社会人コース履修制度を前提とした入試が開始された。第 1 章で言及した、予定修業年限の自己申告制度と、それを経済的に保障する授業料の軽減処置である。社会人入学者は、各自が入学時に自らの予定修業年限を 2 年或いは 3 年（最高 4 年）と選定することができ、その授業料（諸経費を除く）は、課程修了予定年限が 3 年または 4 年であっても、標準修業年限である 2 年間での修了の場合と同一金額の授業料で良いこととなった。

このような制度は、恐らく全国的に初めての試みである。今後とも積極的な広報活動が期待される。

なお、この制度の導入に係る「学則」の追加条項は、第 3 条の 2「前条第 7 項の規程にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、その履修を認める。2 前項の、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する場合の在籍期間は、休学期間を含め 8 年を超えることはできない」である。したがって、修士課程社会人コースで学修する在職者などについては、休学期間を含め 8 年間の修学期間が認められることとなった。

今後は、在職の社会人をも受け入れることとなった本年度の実態を踏まえて、例えば、修士課程開講科目の授業時間割の作成に当たり、社会人コース・僧侶コースのための基礎・主要科目は何曜日に設定すべきなのか、関連・共通科目は何日間に渡って一日何科目を開講するのが望ましいのか、などの諸点に関して慎重に検討が加えられるべきであろう。また、学期末の定められた試験週間に行われる試験制度や、レポートの提出方法、また、一般学生に求めてきた 3 分の 2 以上の授業出席制度などについても、随時、再考すべき諸問題点が露呈してくるものと思われ、喫緊の検討課題となるであろう。

4. 定員管理

恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性（A 群）

【現状の説明】

表 18 から見取れるように、博士前期課程密教学専攻を除く各課程は恒常的に欠員を生じており、博士後期課程仏教学専攻は著しい欠員状態となっている。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

いかなる対処方策が取られているのか、あるいは取られて来たのか、組織的な取り組みとしては明らかでない。明らかなことは、少なくとも博士後期課程制度が始まって以来 30 年を越える歴史を刻みながら、平成 7 年度の 2 名以外には、課程博士

が誕生していないという事実である。

大学院委員会で議論されるべき重要な検討課題の一つであろう。

第4章 教育・研究のための人的体制

1. 教員組織

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（A群）

【現状の説明】

表19・20から見取れるように、密教学・仏教学の両専攻を構成する教員組織は、それぞれの研究分野を相互に補完しつつ、特に、博士後期課程の両専攻、並びに博士前期課程の仏教学専攻は、在学者数を上回る数の教授スタッフによって担われており、学術的な観点からは、適切・妥当に充足していると言えよう。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

本大学院の場合、特に当該点検項目のもと検討すべき点は、第3章の1「教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性」に対する【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】の中ですでに述べた、本大学院における教育課程の内容・教育方法に認められる特徴の第1点と密接に関連すると思われる。つまり、本大学院の教育課程は、その理念・目的の一つとして、わが国の文化的資産として、平安時代の空海に始まる真言宗の伝統的教義や実践的諸作法などを、現代の学術的価値を伴って、次世代へと継承すべき役割を担っている。この点を鑑みる時、その教授者側の教員についても、現行のように非常勤講師に頼るとしても、「大学院教員の資格および任用についての内規」に照らして、本学独自の取り組みを行う必要があるのではないかとと思われる。例えば、論文提出による博士号を授与した上で当該の授業担当を任命する、などの方向性を打ち出すことなどが考えられように思われ、今まさに将来に向けての諸方策を慎重審議すべき時期に来ている。

2. 研究支援職員

研究支援職員の充実度（B群）

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（B群）

【現状の説明】

現在は、密教文化研究所事務室所属密教学科助手1名がいる。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

助手は、1年ごとの短期雇用であり、身分が不安定である。大学院の重要性を考えると、専従の助手が必要であろう。

本学の助手は、研究職であるのか事務職であるのか、職制が不明確である。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（A群）

【現状の説明】

「学則」第28条第2項に定められる大学院の教員の任用及び採用にあたって、現在は、次のような内規に基づいて運用がなされている。

「大学院教員の資格および任用についての内規」（平成12年4月1日施行）

I. 本学大学院の担当教員をその職制上二種類に分ける。

1. 大学院研究指導教員（修士・博士）

- 1.1. 職制として、深く幅広い専門的学識と業績を有し、最新の学界の状況を把握し、豊かな経験から大学院生の研究を的確に指導することが望まれる。
- 1.2. 大学院生の研究カリキュラム構成上必要とされる領域について、長期的な展望のもとに専門的立場から授業展開を行う。
- 1.3. 研究指導の責任を持ち、論文作成指導、学会発表指導、及び論文成績審査の主たる役割を担う。

2. 大学院授業担当教員

- 2.1. 大学院生の研究カリキュラム構成上必要とされる領域について、大学院生の研究計画に沿った授業を専門的立場から展開し、適時必要な研究指導を行う。
- 2.2. 大学院研究指導教員との有機的な協力関係のもとに、大学院生の研究指導に与かる。

II. 資格および任用について各々の審査基準を以下のように定める。

1.1. 大学院研究指導教員（修士）の資格および任用

- 1.11. 研究指導教員は本学大学院授業担当経験三年以上の博士学位取得者およびそれに準ずると認められたものがあたる。
- 1.12. 資格については、次の二条件を満たす必要がある。
 - 1.121. 本学大学院授業担当経験三年以上の実績を有するもの。
 - 1.122. 専攻関連領域の博士の学位を有するものもしくはそれに準ずるものと認められたもの。
 - 1.123. 上記にかかわらず、専門領域において顕著な業績が認められており、しかもそれを教授し得るもの。
- 1.13. 任期は二年とし、重任はさまたげない。

1.2. 大学院研究指導教員（博士）の資格および任用

- 1.21. 研究指導教員は本学大学院授業担当経験三年以上の博士学位取得者およびそれに準ずると認められたものがあたる。
 - 1.211. 資格については、次の三条件を満たす必要がある。
 - 1.221. 本学大学院授業担当経験三年以上の実績を有するもの
 - 1.222. 専攻関連領域の博士の学位を有するものもしくはそれに準ずるものと認められたもの。
 - 1.223. 専門領域において顕著な業績が認められており、しかもそれを教授し得るもの。
 - 1.23. 任期は二年とし、重任はさまたげない。
2. 大学院授業担当教員の資格および任用
 - 2.1. 大学院の授業は、高野山大学専任の教授、助教授、講師で大学院の専攻教育上必要とされる領域を教授するものがあたる。ただし、必要に応じて、大学院担当教員以外に授業又は研究指導に与かる非常勤の教員をおくことができる。
 - 2.2. 授業担当教員の資格は、次の基準を満たす必要がある。
 - 2.21. 関連領域の博士の学位を有するものもしくはそれに準ずると認められたもの。
 - 2.22. 専門領域において顕著な業績が認められており、しかもそれを教授し得るもの。
 - 2.3. 任期は一年とし、重任はさまたげない。

施行

本内規は平成 12 年 4 月 1 日より施行されるものとする。

【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

本学においては、大学院の重点化はなされておらず、従前通り、文学部の専任教員が大学院を兼任担当する仕組みとなっている。したがって、本内規の実際の運用に当たっては、学部における諸規程類に従う基準・手続きが先行することとなる。詳しくは、文学部の当該点検項目の記述に譲る。

4. 教育・研究活動の評価

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性（B群）

【現状の説明】 【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

文学部と同様であるので、詳細は第 1 部「高野山大学文学部」第 5 章を参照。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

(B 群)

【現状の説明】 【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

第 3 部「密教文化研究所」参照。

第 5 章 研究活動と研究体制の整備

第 1 節 研究活動

1. 研究活動

論文等研究成果の発表状況（A 群）

【現状の説明】

教員の業績については表 24 参照。大学院生には月例発表の義務を課し、各種全国学会での学術発表に向けての学修効果を高めることをも目的として、各自の研究発表の機会を設けている。この発表会は、指導教員の助言の許、論文作成能力の向上およびプレゼンテーション技術の習得ための演習を兼ねていると言っている。

平成 15 年度から、「履修要項」の研究発表の項に「大学院在学者は、それぞれの課程修了までに一回以上学会において研究発表を行わなければなりません。ただし、修士課程在学者に限り学会を月例発表に替えることができます」と記されている。

論文発表の場としては『高野山大学大学院紀要』がある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学教員および大学院生による論文等研究成果の発表は活発に行われており、問題ないと思われる。

2. 教育研究組織単位間の研究上の連携

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係（A 群）

【現状の説明】 【点検・評価及び将来の改善・改革にむけた方策】

本学は、世界唯一の密教文化研究所を有している。本項目については、第 3 部「密教文化研究所」第 6 章参照。

第 2 節 研究体制の整備

1. 経常的な研究条件の整備

個人研究費、研究旅費の額の適切性（A群）

【現状の説明】

年額 30 万円の個人研究費と年額 15 万円までの学会等出張費が認められている。現実には、平均 26 万円強の個人研究費（表 29）と国内外あわせて 12 万円強の学会等出張旅費（表 30）が使われている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現在のところ、一人当たりの平均としては、個人研究費・研究旅費の額は適切である。しかし、額については個人差があろう。現在は一律平等に上限が定められているが、研究分野・領域により、適切な配分も考えられてよいだろう。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（B群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

共同研究費の制度はない。

教員個室等の教員研究室の整備状況（A群）

【現状の説明】

平成 7 年（1995）3 月 14 付で、本学は大学基準協会維持会員への加入・登録の承認を受けた。その際、勧告事項の一つに「教員研究室については、専任教員に個室が用意されるよう努力されたい」とあり、それに基づいて、教員研究室棟を新築した。807 m²で個人研究室 22 室（18.3 m²）を設け、図書館にある既設の 16 室とあわせて 38 室を準備し、現在は、専任教員 30 人全員が個人研究室で研究活動に従事している。平成 15 年度現在、個人研究室は図書館に 13 室、研究室棟に 16 室、本館 4 階に 1 室がある。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

大学院の講義を行っている教員の研究室の多くが図書館にある。しかし、図書館が文化財ということもあって、新しい研究室棟に備わっている給水施設などが完備していない。また、すべての研究室の火元責任者も明確にすべきである。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性（A群）

【現状の説明】

大学院には専任教員がおらず、文学部の教員が兼任している。現状では、教員の研究時間を確保することは困難である。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

平成 16 年度に新たに通信制大学院が開設される。以前にも増して密教学・仏教学を専門とする教員の負担が重くなると予想される。今後、改善の必要がある。

第6章 施設・設備及び情報インフラ

第1節 施設・設備

1. 施設・設備等

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（A群）

【現状の説明】

教員の個人研究室は確保されており、図書館の蔵書も比較的充実している。教室は、文学部と共通であるが、特に問題はない。大学院生には密教合同研究室・仏教合同研究室が提供されており、一人にひとつずつ机と椅子とが用意されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

大学院構想委員会の答申・提言においても、施設・設備等に対する言及はなく、現在のところ充分であると考ええる。

大学院専用の施設・設備の整備状況（B群）

【現状の説明】

FD委員会において、平成14年度に若干名の大学院生を集めて、聞き取り調査を行った。その時の意見によれば、パソコン機器やソフトに関する不満が聞かれた。それ以外には、特になし。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

より一層の充実が求められる。

2. 維持・管理体制

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況（B群）

【現状の説明】

大学の総務課が管轄している。詳細は、第1部「高野山大学文学部」第6章参照。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

すべての研究室の火元責任者を明確にすべきである。

第2節 情報インフラ

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性（B群）

【現状の説明】

図書館が一括して担当している。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

大学院が独自に記録・保管する必要は感じられない。本学は貴重書を数多く所蔵している。それらの保管には細心の注意を払う必要がある。今後、よりよい体制が望まれる。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性（B群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

第1部「高野山大学文学部」第6章参照。

第7章 社会貢献

1. 社会への貢献

研究成果の社会への還元状況（B群）

【現状の説明】

研究成果については、表24を参照。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現状は、教員個人のレベルで行われており、大学院が組織的に社会への還元状況を把握していない。今後は、把握するよう努めるべきである。

第8章 学生生活への配慮

1. 学生への経済的支援

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（A群）

【現状の説明】

本学大学院生を対象とする奨学金制度には、日本育英会以外にも、本学独自の学内奨学金として、平成15年度現在、以下のものが用意されている。すべて返済義務を負わない給付奨学金である。これらの奨学金は、全学生に配布される学生手帳の中、「福利・厚生」の項で紹介され、周知が図られている。

名 称	内 容	対 象 (H.15 年度支給学生 数)
川原奨学金	給付月額: 30,000 円 (期間 1 年間)	すべての大学院生 (0 名)
名越奨学金	給付月額: 20,000 円 (期間 1 年間)	すべての大学院生 (0 名)
申徳会奨学金	給付年額: 200,000 円 (期間 1 年間)	真言宗寺院の後継 者である大学院生 (得度受了者に限 る) (M.C. 1 名)
高野山住職会奨学 金	給付年額: 200,000 円 (期間 1 年間)	高野山真言宗寺院 徒弟である大学院 生 (M.C. 1 名)
高野山大学同窓会 奨学金	新入生給付年額: 100,000 円(期間 1 年間) 在学生給付年額: 200,000 円(期間 1 年間)	すべての大学院生 (在学 D.C. 1 名)

これらの奨学金以外にも、(財)ロータリー米山記念奨学会の奨学事業の一貫として、ロータリー地区選考委員会から本学が「指定校」に決定されたことにより、平成 14・15 年度、それぞれ 1 名の修士課程に在籍する外国人留学生が米山奨学生（給付月額 15 万円）として採用されている。

さらに「高野山勸学財団学術助成研究金」制度がある。この学術助成金は、主として本学大学院博士後期課程在籍者やオーバードクターに対して給付されている。この制度は、高野山大学長が、高野山勸学財団学術助成研究金選考委員会（構成員は、高野山大学長、同学監、同大学院文学研究科長、高野山真言宗教学部長、学識経験者等の 5 名）における書類審査に基づく選考会議を経て、その結果採択された申請者を、当該人の研究計画書・履歴書（主要論文添付）を添えて、高野山勸学財団理事長（高野山真言宗宗務総長）に推薦することによって、当勸学財団によって採用される制度である。採用実績については、平成 13 年度（「一般研究助成金」給付年額 100 万円、あるいは 50 万円）8 名（内、継続 4 名。内訳は、本学博士後期課程在籍者 6 名。修士課程修了後、他大学院入学者 2 名、中国への留学者 1 名）、平成 14 年度（「一般研究助成金」給付年額 100 万円、60 万円、50 万円、あるいは 30 万円）12 名（内、継続 8 名。新規採用の内、本学博士後期課程在籍者 1 名。修士課程修了後他大学院入学者 2 名。他大学院在籍者 1 名）、平成 15 年度（「一般研究助成金」給付年額 100 万円、60 万円、50 万円、あるいは 30 万円）12 名（内、継続 7 名。新規採用の内、本学博士後期課程在籍者 4 名。オーバードクター 1 名）。なお、平成 14 年度の継続者から、オーバードクターを含む。

このオーバードクターへの経済的支援については、「課程博士論文提出までの指導体制と資格審査について」（平成 8 年 10 月 29 日付け）の申し合わせが整備され、所定の手続きを経ることで、単位取得退学後 3 年以内であれば学位請求論文を提出することが可能であることが明文化される以前に遡って見ると、例えば、「大学院博士後期課程標準修業年限超過学生に対する研究奨学金（仮称）」の支給が、大学院委員会での審議・承認と学長の決裁を経て、平成 7・8 年の両年度に限り実施されていた。「学則」第 21 条の「ただし、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを認められた者の学費は、別にこれを定める」との条文、並びに同条第 10 項の学費免除の条文に則って、年間授業料の半額相当額が研究奨学金として支給されていた。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

本学大学院の場合、大学院在籍者数、特に博士後期課程在籍者数が、その収容定員数を下回っているという意味で、極めて少ないにもかかわらず、各種奨学金制度は充実していると言える。少なくとも、博士後期課程在籍者やオーバードクターの 1 年目は、何らかの形で、学内あるいは高野山真言宗からの奨学金の恩恵を受けている。

さらなる改善を求めるとすれば、学内奨学金のいずれの場合も、基金からの財政的支給が許される限り、より広く多くの学生に対して経済支援を行おうという方向にあり、結果として金額的には薄い給付となっている。特に有望な学生に対しては、特定の学術研究奨励のために研究助成金が給付されても良いのではなかろうか。ただ、本学大学院博士課程の場合、従来、日本学術振興会の特別研究員（PD、DC）の採択例がないことも事実であり、現実的には、特段に手厚い形での学内奨学金の給付は困難であろうと思われる。

2. 生活相談等

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（A群）

【現状の説明】 【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

第 1 部「高野山大学文学部」第 8 章参照。

3. 就職指導等

学生の進路選択に関わる指導の適切性（A群）

【現状の説明】

大学院修了予定者への就職支援並びに出口教育は、僧職を志望する大学院生の場合を除いて、ほとんど行なわれていないのが実状である。教員・公務員を志望する者は、独力で就職活動を行っている。

ただ、平成 14 年（2002）度から中学・高校の専修免許（「中専免(宗教)」 「高専免(宗教)」）が取得できる課程（「教育学特殊研究」）が置かれているものの、平

成 14・15 年度ともに、受講者数は修士課程に在籍する 2 名のみである。

一方、一般企業からの求人依頼については、平成 15 年度の場合、新卒限定が大多数を占め、新卒・既卒可が求人に併記されたものが僅かにあるだけであり、大学院生を対象とする求人依頼はない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

就職支援は、文学部に同じく学生サポート課就職係に委ねられている。

平成 15 年 3 月に、大学院委員会の中の小委員会として、大学院構想委員会が設けられたことはすでに述べた。その提言の中で出口教育に関する項目があり、最近の大学院修了者の進路状況について追跡調査を行なっている。平成 3 年度から 14 年度の間の大学院修了者（博士後期課程・修士課程）117 名に対して、応答者数は 73 名（博士後期課程退学・中退者 9 名、修士課程修了者 64 名）。この調査結果によると、過半数の 37 名が僧職についていることが分かる。（下記の表を参照。）

宗教科を持つ真言宗系の高等学校に、本学修了者が多く採用され活躍していることは、本学大学院の教育・研究に対する高い評価の結果であると考ええる。

今後も引き続き追跡調査を行なった上で、まずは、本学大学院 OB の在籍する企業、あるいは学校などの協力も得て、修了者の受け入れを依頼していくような方策も考えて行くべきであろう。

	博 士 後 期 課 程 退 学 者	博 士 前 期(修士) 課 程 修 了 者
現 職 種 名	人数 (兼職を含む)	人数
僧侶（住職・副住職）	4	33
大学教員	1	0
大学職員・助手	1	4
大学教員（非常勤）	0	1
講師（高野山専修学院、通訳など）	3	1
教員（高校）	1	3
公務員	1	1
会社員	0	4
金剛峯寺職員	0	1
専修学院職員	0	1
社会福祉施設職員	0	2
大学院在学	0	13
専門学校生・研究生	0	3
フリーター、パート	0	4

無職（内、1名は留学準備中、 1名はインド日本寺赴任）	0	5
記載なし	0	1

第9章 管理運営

1. 大学院の管理運営体制

大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性（A群）

【現状の説明】

大学院文学研究科の教学上の管理運営は、大学院委員会が担っている。同委員会
は、学長・文学研究科長・学監、並びに大学院講義担当教員4名の計7名で構成さ
れ、大学院に関する重要事項を審議する。平成13年度からは当該構成員に文学部長
が加わり、現在に至っている。この組織構成は、「高野山大学大学院委員会規則」
第2条に拠る。また、同委員会の内容・活動については、同規則第3条（審議事項）
に規定されている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

上記委員会は、特に入試や論文審査に当たっては、学長名で当該委員会に大学院
担当者すべての出席を求めて審議を行っている。これは、「高野山大学大学院委員
会規則」第2条第3項「学長は、必要に応じ大学院委員会の議を経て、構成員以外
の者を出席させることができる」に基づく。議決権を持つのは、大学院委員会を構
成する委員（学監を除く）だけであるとはいえ、このような運用上の実状を鑑みれ
ば、現状では適切・公正な活動内容となっているように思われる。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適 切性（B群）

【現状の説明】

大学院委員会での審議・議決事項などは、文学部教授会において閲覧に供されて
いる。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現在のところ、適切な相互関係が成立していると思われる。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性（B群）

【現状の説明】

大学院の審議機関は唯一大学院委員会のみである。

その長を大学院文学研究科長と言う。

その選任の手続は「学則」第27条に明文化されている。

以下、条文を記す。

第 27 条 本大学院に、大学院文学研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

2 研究科長は、本大学専任の教育職員のうちから学長が推薦し、理事長が任命する。

3 研究科長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

4 研究科長は、学長の下にあって本大学院の職務を行う。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現在のところ、異論もなく、適切であると思われる。

第 10 章 事務組織

大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性（B 群）

【現状の説明】

本学には、大学院の充実と将来発展などに関わる大学院独自の事務局は存在しない。

通信制大学院を平成 16 年度に開設するに当たり、平成 15 年度に通信教育室が新設される。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現状の通信教育室は、本学全体の事務組織の中では不明確と言える。通信教育室が大学院のみに関わるものなのか、将来の文学部の通信制を開設するための準備室を兼ねているのか、分からないからである。通信教育室の重要性を考えれば、その位置づけを明確にする必要がある。

大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性（B 群）

【現状の説明】

本項目については、大学全体で行われている。したがって、大学院独自の予算（案）編成などに関わる事務組織はない。（第 11 章「財政」参照）

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

現在のところ問題はないと思われる。しかし、今後、通信制大学院の情勢を見て検討しなければならない。

大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況（B 群）

【現状の説明】

学長直轄の学長補佐（リエゾン室長）が文学部と一括して、本項目の事務局機能を果たしている。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

リエゾン室の一層の充実が求められる。

第 11 章 自己点検・評価

1. 自己点検・評価

【現状の説明】

「高野山大学大学院委員会規則」第 3 条に同委員会の審議事項の 1 つとして「大学院の点検・評価に関する事項」がある。しかし、実際には、大学院独自で自己点検・評価を行ったわけではなく、大学全体の自己点検・評価の一環として行われ、報告書が平成 11 年（1999）に発行された。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

制度システム自体には特に問題はないと思われるが、平成 15 年 3 月に大学院構想委員会が発足し、その答申・提言が同年 9 月に学長に提出された。大学院委員会としては、これが初めての独自の点検・評価であったと言える。今後は、文学部の自己点検・評価と連携して恒常的に自己点検・評価を行う必要がある。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A 群）

【現状の説明】

平成 15 年に大学院構想委員会が発足し、将来に向けての提言をした。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

大学院構想委員会を恒常的に開くことによって、制度システムが確立していくものと思われる。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（B 群）

【現状の説明】

平成 11 年に『高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題〈大学院文学研究科の部〉〈密教文化研究所の部〉』を発行し、文部省と大学基準協会に提出している。その後、学外者（第三者機関）による自己点検・評価は受けていない。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

今回、自己点検評価報告書（相互評価報告書）を提出するにあたり、大学院の現状と課題が浮き彫りになり、将来の大学院の発展に寄与するものと確信している。

3. 評価結果の公表

自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（A群）

【現状の説明】

平成 11 年の『高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題〈大学院文学研究科の部〉〈密教文化研究所の部〉』については、その公表が、上記の 2 機関等、少数に限られていた。

【点検・評価および将来にむけての改善・改革の方策】

その公表の方法については様々あろうが、あらゆる機関に公表すべきと考えている。

「大学院研究生」に関する規程

1. 出願資格

- ①大学を卒業した者（卒業見込みの者）、あるいは大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- ②修士号の学位を有する者、あるいは取得見込みの者
- ③博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得の上退学した者で尚研究の継続を目的とする者、あるいは見込みの者

2. 申請、選考方法

(1) 提出先

指導教授、研究科長を経て学長（指導教授が未決定の場合は研究科長を経る。）

(2) 締め切り期日

各学期開始日の1ヶ月前まで（前期2月末まで、後期8月20日まで）

(3) 必要書類

- ① 研究生志願票（所定） ②最終学校の修了（又は卒業）証明書 ③成績証明書 ④履歴書
- ⑤勤務先所属長の承諾書（在職者） ⑥外国籍の者は外国人登録証明書

(4) 選考方法

書類審査と面接審査（大学院委員会が決定する。）

3. 入学時期・在籍期間

- ①入学時期は学年又は学期始め ②在籍期間は1年以内（最長1年の継続を認めるが、その場合は「研究生継続願」を提出し、許可を得るものとする。）

4. 諸費用

(1) 選考料

20,000 円（本学出身者は 10,000 円）

(2) 登録料

30,000 円（継続希望者は不要）

(3) 在籍料

年額 100,000 円（前期・後期各 50,000 円）

5. 指導教員

当該研究生の希望する教員を優先するが、最終的には大学院委員会が決定する。

6. 施設利用等の資格・権利

- ①密教学合同研究室、大学院研究室 ②その他の必要施設 ③図書館の図書閲覧・貸し出し
- ④「身分証明書」の発行

7. 研究報告書の義務

研究終了時に「研究経過報告書」を指導教員を経て学長宛に提出する。（詳細な事項は別途定める。）

8. 継続・退学手続き

研究科長が継続を必要と認めた場合、所定の手続きを経て、大学院委員会の議を以て許可する。
（ただし、1年を上限とし、在籍料のみを納入すること。）

9. 研究中止、除籍・懲戒

①疾病その他の事由により研究の見込みがないと認められる者に対し、研究科長の申し出により、学長名で研究中止を命じる場合がある。

②除籍・懲戒に関しては学則を準用する。

10. 各種証明書

願い出により、研究生在籍証明書等を発行する。

11. その他

①既納の諸費用は返還しない。

②指導教員が必要と認めた場合、当該授業担当者の承諾の上、研究生に研究科の授業に出席する事を許可する。この場合、単位認定は行なわない。

③「大学院学則」その他学内諸規則を準用する。

(第2部代表執筆者 室寺義仁・谷川泰教・下西忠・南昌宏)

第3部 密教文化研究所

第1章 沿革・理念・目的

1. 沿革

密教文化研究所(The Research Institute of Esoteric Buddhist Culture)は、「高野山大学学則」第39条「本大学に密教文化研究所を置く」に基づき、本大学の附置研究所として設置された。

その前身は昭和18年12月に開設された高野山密教研究所に求めることができるが、戦後の混乱期以降、活動は休止されていた。この研究所が「密教文化研究所」と名称をかえ再発足したのが昭和33年4月1日であり、更に現在の密教文化研究所の施設が完成したのは昭和42年12月であった。以下、主要事項をあげる。

昭和18年12月	高野山密教研究所を開設。
昭和33年4月	密教文化研究所として再発足。初代所長は中野義照教授。
昭和42年12月	現在の密教文化研究所の建物が完成。
昭和52年2月	第2代所長中川善教教授就任。
昭和59年4月	第3代所長松長有慶教授就任。 弘法大師著作研究会、および続真言宗全書刊行会を本研究所の一部門に吸収して事業を継続する。
昭和63年10月	続真言宗全書刊行会編『続真言宗全書』全44巻刊行完成。
平成2年2月	密教文化研究所に専任教員を置き、研究所教授会を設ける。
平成7年4月	密教文化研究所の専任教員制度、及び研究所教授会を廃し、本学文学部の教授会と一体化。
平成8年4月	第4代所長高木紳元教授就任。
平成9年7月	弘法大師著作研究会編『定本弘法大師全集』全11巻刊行完成。
平成13年4月	第5代所長東智學教授就任。
平成14年4月	第6代所長生井智紹教授就任。

2. 理念・目的

密教文化研究所設置の目的は、「密教文化研究所規程」第2条に「この研究所は、真言密教の蘊奥を究め、これを顕揚すると共に社会に貢献するを以って目的とする」と規定され、この規程制定の昭和33年4月以来、今日まで変更されていないが、その開設の理念を明文化したものはなかった。そのため、本学の教育理念に基づく研究成果を学内外に発信する一機関の指針を示すものとして、平成10年12月開催の密教文化研究所協議会において、次のような理念と目的が成文化された。

密教文化研究所の理念

弘法大師空海の真言密教を中心に、広くアジア諸地域の密教の教理・実践体系を明らかにし、密教文化およびその関連領域に関する総合的学術研究を行い、もってその進展と質的向上に寄与する。さらに、その成果を活用して社会に貢献するとともに、現代における諸問題に対応する。

密教文化研究所の目的

- (1) 密教文化に関する学術的研究の高度化、および国際化、情報化につとめる。
- (2) 本学の学部および大学院と相互協力関係を保って、本学全体の教育・研究の活性化に寄与する。
- (3) 学術的研究成果を社会に還元する。

第2章 組 織

1. 組 織

密教文化研究所に置かれる職員組織として、「研究所規程」第5条に規定するのは次のとおりである。

- ① 研究所長
- ② 研究所員（若干名）
- ③ 研究員（若干名）
- ④ 第9条に規定する事務職員（若干名）

この内、②研究所員には専従研究所員と兼任研究所員が（第7条第2項）、③研究員には専任研究員・委託研究員・受託研究員がある（第8条）。また、顧問と賛助員を置くことができる（第11条）。

2. 所 長

密教文化研究所長は研究所の活動全体の統轄と運営の責任者である。任命の要件、任期、職務について、「研究所規程」では次のように規定されている。

第6条 研究所長は、本学専任の教授の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

2 研究所長の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 研究所長は、学長の下に研究所に関する事項を掌理する。

研究所長の掌理すべき職務は、実質的には次のとおりである。

- ① 研究所諸事業の計画を策定・遂行し、年度毎の予算案を作成する。
- ② 事業計画に応じて、研究所員・研究員を推薦する。

③研究所員によって企画された研究プロジェクトの実施を決定し、その研究活動と研究成果の公表を推進する。

④研究所協議会の議長となり、会議の召集と議事進行にあたる。

⑤『高野山大学密教文化研究所紀要』（以下『研究所紀要』と略記する）を始め、研究所の刊行物の編集・発行の責任者であり、『研究所紀要』編集委員会と同査読委員会の委員長をつとめる。

⑥学内外の機関との折衝や、日常業務についての決裁。

なお、「第7章 施設・管理・運営・財政」の「2. 管理・運営」の項も参照。

3. 研究所員

1) 研究所員の種類と委嘱要件・任期等

「研究所規程」には委嘱要件・任期等について、次のように規定される。

第7条 研究所員は、本学専任の教育職員の中から、研究所長が文学部長と協議の上推薦し、学長が教授会の議を経て委嘱する。

2 研究所員を専従研究所員及び兼任研究所員とする。

3 専従研究所員は、主として研究所の研究及び事業に従事する。

4 専従研究所員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 専従研究所員の担当する授業時間数等については、文学部長又は文学研究科長が研究所長と協議の上、学長がこれを定める。

6 兼任研究所員は、本務に兼ねて研究所の特定課題の研究又は事業に従事する。

7 兼任研究所員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2) 専従研究所員

専従研究所員は研究所諸事業の運営にあたり、その活動を実質的に推進する。本学の専任の教育職員から選ばれ、任期は2年である（再任可）が、定員は定められていない。平成10年度以降は2名である。

専従研究所員の職務は、規程では明確に規定されていない。実際の活動は主に次の5点にまとめることができる。

①研究所員自身の個別研究の推進（基礎研究部門）。

②参画する共同研究プロジェクトの遂行（総合研究部門）。

③これらの研究成果の公表。

④資料の収集、その保存・管理・公開。

⑤研究所から提供し得る情報サービス。

これらを円滑に推進するためには、専従研究所員の人選は重要であり、活動内容と相応する人物を任用すべきことは言うまでもない。即ち、研究所事業の推進役として、活動計画を実現できる行動力・指導力や、専門領域偏重ではない幅広い学問的視野の他、研究所の運営に関わる事務処理能力をも求められる。

専従研究所員は本学の専任教員の中から選出されることが規定されているから、以上のような職務について、本学の他の教員と同一環境であっては、その職務を遂

行することは困難である。そのため、教育・研究条件にある程度の配慮がなされていた。

一つには、研究所内に専用の研究室が与えられ、研究のスペースについても保証されている。研究所内の図書・設備の使用も優先的に認められている。二つには、研究所の運営や研究活動に十分な時間が確保できるように、原則として担当授業数が1週間あたり2コマに軽減されていた。

一方では、共同研究の推進や情報サービスの提供のために、原則として月曜日から金曜日まで出勤し、所内研究室での研究の従事が義務づけられていた。また、慣例的な専従研究所員の義務として、『研究所紀要』への論文掲載が課せられ、『研究所紀要』において、その前年度の研究活動が報告され、論文・口頭発表などの業績を公表することになっている。

但し平成10年度以降、カリキュラムや学科の改編にともなって授業担当数は次第に増え、現在では軽減措置は取られておらず、他の専任教員と何ら変わらない時間数を担当するようになっている。また、担当授業数が軽減されていた時期であっても、卒業論文等審査、各種学内委員会の委員委嘱に関しては、他の専任教員と同等の扱いであった。その影響もあり、平日の毎日出勤という慣行上の義務も実行されているとは言い難い現状である。

3) 兼任研究所員

兼任研究所員は本学の専任の教育職員から選任され、文学部や大学院での教育研究活動に加え、研究所の特定の事業に従事・参画するものである。これは、専従研究所員の専門領域に対する補完、事業推進のサポートの意味合いを持つ。任期は1年（再任可）で、定員の定めはない。

兼任研究所員の主要な活動は特定の事業、主には共同研究にあり、共同研究会や調査への参加と研究発表、研究成果の公表が奨励される他、専従研究所員の業務の一部に責任を持つこともある。『研究所紀要』への論文等の執筆は義務づけられていないが、在任期間中の業績は『研究所紀要』で公表されている。また、図書や資料の閲覧・貸し出し、研究所内の施設・備品等の使用に関しても専従研究所員と同等に認められている。

兼任研究所員には、従来から担当授業数に関する軽減措置は取られず、兼務による負担増に対しては所員手当が支給されていたが、平成14年度以降、学内の役職手当等の凍結にともない、所員手当も同様となっている。また、学内からは年度毎に2～3名が委嘱されるが、研究の継続性を重視して同一人が複数年委嘱される傾向があり、研究所の活動内容が他の教育職員に周知されにくいという側面がある。

4. 研究員

1) 研究員の種類と任用等

研究員の種類、任用、任期等について、規程第8条は次のように定める。

第8条 研究員を専任研究員、委託研究員及び受託研究員とする。

2 専任研究員は、学長が研究所長と合議の上、教授会の議を経て任用す

る。

- 3 専任研究員の任期は1年とし、本学が必要と認める場合には、再契約をすることがある。
- 4 専任研究員は、研究所員の指導の下に研究及び事業に従事する。
- 5 委託研究員は、研究所長が推薦し、学長が委嘱し、教授会に報告する。
- 6 委託研究員の委託期間は1年とし、本学が必要と認める場合には、再委嘱をすることがある。
- 7 委託研究員は、研究課題に基づいて研究を行う。
- 8 受託研究員の受け入れについては、学長が研究所長と合議の上決定し、教授会に報告する。

以上のとおり、研究員には専任研究員、委託研究員、受託研究員の3種類がある。

2) 専任研究員

専任研究員は学長と所長との合議により、教授会の議を経て任用される。「研究所員の指導のもとに研究および事業に従事する」と規定されているから、本来は若手研究者の人材養成を想定した職分であったが、具体的な職務や位置づけは、必ずしも明確ではない。

平成8年度から10年度にかけて、1名在職した例があるが、その時の職務は、共同研究への参加、その事務補助、『研究所紀要』の編集事務、研究所の資料整理の補助などに従事していた。但し、本学の教育職員ではなく、事務職員としても規定がないため、短期雇用の契約を交わした雇用方法を取っていた。なお、予算措置をとまなう理由もあり、平成11年度からは任用されていないが、研究者養成という観点からすれば、制度的にも十分に検討する余地がある。

3) 委託研究員

研究所の特定の研究課題に基づき共同研究に参画する、学外の研究者に対して委嘱するのが委託研究員である。任期は1年で、再委嘱も可能である。兼任研究所員と同様、課題に応じて研究領域を拡張し、専任研究所員への補完の役割が期待されている。委嘱期間中には共同研究会等に参加し、そのテーマに添った研究発表を行なうことが課せられるが、これらに必要な費用は研究所が負担している。また、必要に応じて、共同研究の推進についての助言を求められることもある。

なお、委嘱の手続きとしては、公的機関に在職する場合は本人とその所属部局長の承諾を求め、そうでない場合は本人の承諾を得て委嘱し、本学教授会にもその都度報告されている。

4) 受託研究員

密教文化研究所では、現在の研究員制度に改正される以前、国内外の国費または私費による研究者の留学を研究員として受け入れてきた事例があった。これは、本学において、諸種の学外研究者を受け入れる体制が整備されていないためである。現在はこれらを受け入れるため、研究所受託研究員の規程を適用している。

手続きとしては、本人の申請を受けて学長と所長が合議して受け入れの可否を決定し、教授会に報告する。その外には定めがないが、事務的な手続きとして、所長または学長宛の受入れ願書、研究計画書、所属機関の推薦書等の提出を求めている。

受け入れ期間は、留学期間等による申請者の希望が尊重される。

受託の目的は、研究所の資料・図書の閲覧、設備・備品等の利用の外、本学図書館利用の便宜のためであることも多いが、研究所員との共同研究やその指導を求められることもある。

受託研究員を設けた当初の理念は、先述のとおり、国内外の研究機関に所属する研究者の受け入れに際して、その受け皿として想定されていたようである。しかし、現在はやや性格を異にし、必ずしも公的機関に所属していない者でも受け入れる事例があるし、本学大学院博士後期課程終了者や、海外に留学する本学出身の研究者に便宜的な身分を与えることを目的にする場合もあり、個々の実態は様々である。また、これらの研究員のために共用の研究員室が設けられているが、必ずしも積極的に活用されているとは言い難い。

なお、「第5章 学外交流」の「1.学外研究者の受け入れ」の項も参照。

5. 顧問・賛助員

「研究所規程」第11条には、顧問と賛助員についての規定が設けられている。

第11条 研究所に顧問及び賛助員を置くことができる。

2 顧問及び賛助員は、研究所協議会の議を経て学長が委嘱する。

現在は顧問1名が平成8年以来委嘱されているが、賛助員は委嘱されたことがない。この両者については、条文自体は変化しているものの、「研究所規程」が制定された昭和33年から条文がある。しかし、職務・人物・任期については当初から明文化されておらず、規程制定時の理念や目的が明確でない。本来、学術経験者や有識者、篤志者を想定していたと考えられるが、制度として有効に活用されたとは言えない。研究所の運営・活動の積極的な推進をはかるため、制度的に整備する必要があるだろう。

6. 事務組織

密教文化研究所の事務組織については、「研究所規程」第9条に次のように規定される。

第9条 研究所の事務は、研究所事務室がつかさどる。

2 研究所事務室に事務室長、専門員及びその他の事務職員を置く。

3 事務職員は、研究所の事務又は事業に従事する。

4 専門員は、研究所長及び研究所事務室長の下に研究所の事業に関する特殊な専門的知識、経験等を必要とする分野の業務を直接処理する。

なお、この条文にある研究所事務室は、平成13年12月の事務組織改変により、それまでの研究所課が変更されたものである。平成11年度以降は、研究所2階の密教学合同研究室と仏教学合同研究室にいる助手を除いては、事務室の専任の職員は1人となり、事務補助としてパート職員を雇用している状態で、特定事業の必要に応じて短期のアルバイトを雇用することもある。

事務室で日常行なわれる業務を列記すれば次のとおり。

- ①受付（各種の事務書類、及び郵便物等）
- ②発送（通信、返信、『研究所紀要』発送等）
- ③経理
- ④施設の管理・営繕
- ⑤書籍販売（研究所刊行物、取り扱い書籍）
- ⑥図書・雑誌の購入・受け入れ・整理
- ⑦図書の閲覧・貸出
- ⑧各種データの整理・入力処理
- ⑨会議・会合の調整・準備

これらの他、教育職員である専従研究所員が研究所の運営・活動に専念できない実状から、研究会等の活動に関する一部の業務や『研究所紀要』の編集業務を事務職員で担当しなければならない現状があり、負担増になっている。

7. 構成員一覧

平成12年度から14年度までの各年度の構成員は次のとおり。

◎平成12年度

所 長	高木 紳元（文学部教授）
専従研究所員	高木 紳元（文学部教授）
〃	森 雅 秀（文学部助教授）
兼任研究所員	越智 淳仁（文学部教授）
〃	山陰加春夫（文学部教授）
〃	室寺 義仁（文学部助教授）
委託研究員	岩崎日出男（園田学園女子大学国際文化学部助教授）
顧 問	松長 有慶（文学部教授）
研究所課長補佐	甲田 博史
専門員	甲田 博史
書 記	北原 裕全（密教学科助手）
〃	中原 祥徳（仏教学科助手）
	三星みや子（非常勤）

◎平成13年度

所 長	東 智 學（高野山大学長、文学部教授）
専従研究所員	藤田 光寛（文学部教授）
〃	前 谷 彰（文学部講師）
兼任研究所員	越智 淳仁（文学部教授）
〃	山陰加春夫（文学部教授）
〃	室寺 義仁（文学部助教授）
委託研究員	岩崎日出男（園田学園女子大学国際文化学部助教授）
〃	森 雅 秀（金沢大学文学部助教授）

顧問	松長 有慶（高野山大学名誉教授）
研究所課長補佐	甲田 博史
研究所事務室長	甲田 博史（12月1日～）
専門員	甲田 博史
書記	北原 裕全
〃	中原 祥徳
	中上 有香（非常勤、4月1日～8月31日）
	塩崎まどか（非常勤、9月17日～）

◎平成14年度

所長	生井 智紹（文学部教授）
専従研究所員	藤田 光寛（文学部教授）
〃	前 谷 彰（文学部助教授）
兼任研究所員	越智 淳仁（文学部教授）
〃	山陰加春夫（文学部教授）
〃	室寺 義仁（文学部助教授）
委託研究員	岩崎日出男（園田学園女子大学国際文化学部助教授）
〃	森 雅 秀（金沢大学文学部助教授）
〃	野口 圭也（種智院大学仏教学部助教授）
〃	大塚 伸夫（大正大学講師）
顧問	松長 有慶（名誉教授）
研究所事務室長	甲田 博史
専門員	甲田 博史
	北原 裕全（密教学科助手、～9月26日）
	川崎 一洋（仏教学科助手）
	塩崎まどか（非常勤）

第3章 研究活動

1. 基礎研究・総合研究

「研究所規程」第4条には、研究部門として「基礎研究部門」と「総合研究部門」の2部門が規定されている。この2部門は、他の附置研究所における通常の部門のように定員を設けるものではなく、研究形態とその内容に対応したものである。即ち、基礎研究部門が研究所員個人の個別的な基礎研究であり、総合研究部門は次項に述べる、複数の研究者による総合的な共同研究である。したがって、専従研究所員はこの両部門を並行的に遂行しなければならない。

2つの研究部門の内容については、「研究所規程」第4条第2項・第3項に次のように規定されている。

○基礎研究部門 日本及びアジア地域における密教の基礎的研究、並びに基礎

資料の調査研究

○総合研究部門 密教の思想と文化、並びに関連領域についての総合的な比較研究

2. 共同研究

1) 研究会

平成8年度(1996)から9年度にかけて「弘法大師の思想とその展開」に関する研究会が、同9年度から10年度にかけて「密教の形成と流伝」に関する研究会が開催され、その成果は『弘法大師の思想とその展開』(『密教文化研究所紀要 別冊Ⅰ』、平成10年)、『密教の形成と流伝』(『密教文化研究所紀要 別冊Ⅱ』、平成11年)として刊行された。

これらの研究会を継続する意味で、包括的な二つの大きなテーマのもと、平成12年度からは合同の研究会を行なっている。それぞれの主要テーマのもと、特に個別テーマは絞り込まず、参加メンバーが各自関心のあるテーマに基づいて研究成果を発表している。学内の専従・兼任各研究所員、学外の委託研究員の他、受託研究員も研究発表を行なっている。また、随時学外の研究者・有識者等を招き、特別研究会・講演会を実施している。開催回数は平成12年度が8回、平成13年度と平成14年度は各9回である。詳細は次のとおり。

◎平成12年度

- ① 5月15日(月) 越智淳仁「大乘仏教から密教へ
—『華嚴経』の加持を中心に—」
- ② 6月19日(月) 高木神元「般若三蔵と空海」
- ③ 7月24日(月) 室寺義仁「諸仏との遭遇のための三要件について
—功德力・加持力・法界力への展開—」
- ④ 9月29日(金) 岡村圭真「大師の教学思想解明の新視点」
- ⑤ 10月30日(月) 森 雅秀「インドにおける密教美術の成立と展開
—インド・バングラデシュ現地調査報告—」
- ⑥ 12月4日(月) 岩崎日出男「般若三蔵にかかわる二三の問題について」
- ⑦ 12月18日(月) 山陰加春夫「中世寺院と「身分外身分」の人びと
—「承和の御遺誡」の再解釈をめぐって—」
- ⑧ 2月15日(木) 河 廷龍(受託研究員)「韓国古代の土俗信仰と密教」

◎平成13年度

- ① 6月4日(月) 藤田光寛「大乘仏教から密教への一視点」
- ② 6月11日(月) 安藤和雄「バングラデシュの農村と暮らし」
- ③ 7月6日(金) 森 雅秀「密教図像とポン教の神々」
- ④ 7月16日(月) 岩崎日出男「恩の語義と四恩について」
- ⑤ 10月15日(月) 山陰加春夫「高野山一心院と同院領荘園
—弘法大師経行の地のその後—」
- ⑥ 11月12日(月) 越智淳仁「『五秘密儀軌』の「法の定型句」の起源と意味」

- ⑦12月17日(月) 室寺義仁「「空海の「一心」について
—「識」についての仏教教義解釈と対比して—」
- ⑧1月21日(月) 前谷 彰「奈良・平安期における山林修行をめぐる問題」
- ⑨2月12日(火) 河 廷龍(受託研究員)
「『三国遺事』恵通降龍章と新羅密教」
S・トレンソン(受託研究員)
「請雨經法の研究—その日本の実施と歴史—」

◎平成14年度

- ①5月24日(金) 奥山直司「インド・シッキム地方調査報告」
- ②6月26日(水) 西山良平「奈良・平安前期の社会・政治情勢」
- ③7月23日(火) 乾 仁志「バングラデシュ現地調査報告」
- ④9月10日(火) 大塚伸夫「『牟梨曼陀羅呪経』に見られる初期密教の特徴」
野口圭也「毘盧遮那を中尊とするマンダラ」
森 雅秀「密教儀礼と建築術」
- ⑤10月28日(月) 藤田光寛「瑜伽戒と受戒法」
岩崎日出男
「般若三蔵の恩(再説)と国土観に関する二三の問題」
- ⑥11月25日(月) 前谷 彰「密教の概念をめぐる問題」
- ⑦12月17日(火) 山陰加春夫「院政期の高野参詣
—『御室御所高野山御参籠日記』を中心に—」
- ⑧1月24日(金) 越智淳仁「法門寺の八大明王について」
- ⑨3月19日(水) 室寺義仁「空海40代前半の思索の一特性について」
河 廷龍「三国遺事に見える山神関係記事の意味」

2) 特別研究会・講演会

前記研究会では、研究会のテーマに添って、随時学外研究者を招いて、下のような特別研究会、または講演会を開催している。

- 平成12年9月29日(金) 岡村圭真(高知大学名誉教授)
「大師の教学思想解明の新視点」
- 平成13年1月31日(水) 小野 博(コンテンツ株式会社社長)
「デジタルアーカイブの課題と事例」
- 平成13年6月11日(月) 安藤和雄(京都大学東南アジアセンター助教授)
「バングラデシュの農村と暮らし」
- 平成14年6月26日(水) 西山良平(京都大学総合人間学部教授)
「奈良・平安前期の社会・政治情勢」

3) 学術研究資金

平成12年度から平成14年度にかけて、日本私立学校振興・共済事業団より学術研究振興資金の交付を受けた。研究テーマは「南アジアにおける密教図像の形成と展開に関する研究」である。本研究の目的、方法、特色は下記のとおりである。

各年度の研究構成員は次のとおり。

◎平成12年度

研究代表者	高木 神元（研究所長・高野山大学教授）
研究分担者	森 雅秀（専従研究所員・高野山大学助教授）
〃	乾 仁志（高野山大学助教授）
〃	奥山直司（高野山大学助教授）

◎平成 13 年度

研究代表者	東 智學（研究所長・高野山大学教授）
研究分担者	藤田光寛（専従研究所員・高野山大学助教授）
〃	乾 仁志（高野山大学助教授）
〃	奥山直司（高野山大学助教授）
〃	森 雅秀（金沢大学助教授）

◎平成 14 年度

研究代表者	生井智紹（研究所長・高野山大学助教授）
研究分担者	藤田光寛（専従研究所員・高野山大学助教授）
〃	乾 仁志（高野山大学助教授）
〃	奥山直司（高野山大学助教授）
〃	森 雅秀（金沢大学助教授）

【研究目的】

本研究では、インドを中心とする南アジアにおいて、密教の図像がどのように形成され、継承されていったかを、現地調査と文献研究にもとづいて明らかにする。インド仏教の最終的な段階である密教の時代には、膨大な数の尊格が登場し、その姿が彫刻や絵画で表現されたが、その形成と展開は必ずしも明らかではなかった。この研究ではインドを中心に、大乘仏教やヒンドゥー教の美術も視野に入れて、現存する造形作品からそれらを明らかにする。現地調査によって収集された図像資料は、研究所がすでに所蔵する資料と合わせてデジタル化し、画像データベースを構築する。さらに密教文献に含まれる情報とあわせて、インターネット上で公開する。

【研究の特色】

わが国の密教美術研究は、国内の作品に関しては相当の研究の蓄積があるが、南アジアを対象とする研究は歴史が浅く、作品に対する関心も低い。研究分担者はいずれもインドをはじめとする南アジア諸地域での豊富な現地調査の経験を持ち、その一方で密教の文献にも精通している。本研究を通じて、密教美術の画像資料が網羅的に収集されるとともに、文献に含まれる図像学的な情報との関係も明らかになる。これを通じて密教図像の形成と展開に関する仮説や理論の構築が期待される。それはわが国を含むアジア諸国の密教美術を考察するための理論的モデルともなりうる。また収集した図像資料を中心とした画像データベースをインターネット上で公開することで、ひろく内外の研究者による閲覧検索が可能となる。

【研究・調査】

初年度である平成 12 年度は、インドにおける密教図像の形成に焦点を当てて研究を進めた。現地調査に関しては、研究分担者の森雅秀が、平成 12 年 8 月 22 日より 9 月 8 日の 18 日間にわたって、インドおよびバングラデシュにおいて現地調査を実施、主要な仏教遺跡や博物館において、密教美術もしくはそれに先行するグプタ期

の仏教美術の造形作品を調査した。帰国後は収集したデータの処理を進めるとともに、画像資料のフォトCDによるデジタル化を進めた。また、これまでに研究所が収集してきたバングラデシュの密教図像に関する画像資料もあわせてデジタル化を行ない、画像資料の一元化を進めた。

平成13年度は密教図像の展開について重点的に研究を行ない、前年と同様、現地調査を実施した。平成13年9月25日から10月9日にかけての二週間、研究分担者奥山直司により、チベット仏教圏であるインド・シッキム地方とその周辺地域（ダージリン、カリンポン）に存在する仏教寺院の密教絵画や壁画、彫刻など、図像資料の調査が行われた。

平成14年3月19日から30日まで、研究分担者乾仁志がバングラデシュにおける第三回海外調査を実施した。密教文化研究所では過去にバングラデシュ密教学術調査を実施し、その成果は複数の調査隊員によって『研究所紀要』に報告されている。しかし、その時に調査・撮影されたスライドフィルムに関しては、未確認のものや未整理のものがある。また、前回の調査から十年以上が経過しており、その後の現地の実状は把握できていない。このようなことから、バングラデシュにおける密教関係遺跡の現状、発掘の進展による新たな出土品等に関して、今回改めて現地調査を行ったものである。その内、前回の時点で手付かずだったジャガッダラ寺院遺跡の発掘を見学したり、ボージャラージャ僧院遺跡から出土して話題になった金剛サッタの大きなブロンズ像を実見することができた。収集した資料をもとにデータベースの拡充に努め、さらにWebサイト上での公開の準備を進めている。また、チベットとネパールへのインドの密教美術の伝播に関する考察を行い、研究報告会を開催した。

平成14年度は研究分担者の都合により、予定の海外調査を実施することができなかったが、平成15年夏に繰り下げて、森雅秀がインド・ラダック地方のチベット仏教寺院等を調査した。

これらの研究活動の成果は、『研究所紀要』等において、順次公表していく予定である。

3. 資料収集・現地調査

1) 聖教調査

密教文化研究所では、平成14年度からの継続事業として、高野山親王院住職安田弘仁師の理解の下、新たに親王院所蔵聖教・古文書調査を開始した。これは同院の聖教自体、ごく限られた申請以外には閲覧に応じた例が少なく、昭和50年代の高野山文化財保存会と密教文化研究所合同の山内寺院調査の際も手が着けられていない。同院には上蔵に243箱、堯榮文庫に40箱程度の聖教・典籍・古文書が所蔵されているが、上蔵については簡単な目録があるのみで、堯榮文庫については当初から目録自体が完備していないため、全体の範囲が既に分からない状態である。堯榮文庫の聖教は元金剛峯寺座主水原堯榮師（1890～1965）が購入・収集したものであり、この中には印融（1435～1519）自筆の『十住心論』10帖（『定本弘法大師全集』収

録本の底本）や東寺の杲宝（1306～1362）書写の『護摩抄』等、真に貴重な典籍が含まれている。平成 15 年 3 月時点では上蔵の聖教約 80 箱の調査が終了、鎌倉時代から江戸初期の写本や古文書 65 点、約 4,000 コマをマイクロフィルムで撮影している。

親王院所蔵の聖教は大半が江戸時代の写本・刊本であり、全体の分量から言えば室町以前の古写本・古刊本は少ない。しかし、江戸中期から明治にいたるまで、宝性院門主や正智院の住職が兼務していた例があり、それらから移されたと見られる聖教の中には、多くの転写の原本となった古写本が含まれている。

現存状況について言えば、上蔵収蔵分は親王院で本来所蔵していたものの他、兼務寺となっている如意輪寺や五智院より移納されたもの、それ以外から持ち込まれたらしい聖教箱が見られ、全体的に厳密な分類・整理がなされておらず、聖教と文書の混在する箱も多い。最終的には内容に応じた分類・収納を図る必要がある。

2) 現地調査

平成 12 年度から同 14 年度の海外調査については、前術のとおり。

4. 出版活動

研究所では定期刊行物として年度毎に、研究所員・研究員個々人の基礎研究、あるいは共同研究の活動の成果を公表する場として、『高野山大学密教文化研究所紀要』を刊行している。平成 14 年度発行分が第 16 号である。定期的に刊行しなければならないのは、日本私立学校振興・共済事業団からの経常費特別補助金（申請額のほぼ半分）を受ける要件となっているからである。

不定期刊行物としての単行本等は最近刊行されていないが、平成 8 年度（1996 年）から同 9 年度にかけての「弘法大師の思想とその展開」に関する研究会、同 9 年度から 10 年度にかけての「密教の形成と流伝」に関する研究会の成果が、それぞれ『弘法大師の思想とその展開』（『密教文化研究所紀要 別冊Ⅰ』、平成 10 年）、『密教の形成と流伝』（『密教文化研究所紀要 別冊Ⅱ』、平成 11 年）として刊行された。この他、平成 14 年 8 月にハワイ大学で開催された、同大学と高野山大学との密教に関するシンポジウムの記録を、英文の紀要別冊として平成 15 年度に刊行する予定である。

基本的に出版事業は採算性が薄く、支出金の回収には数年を要することが多いが、反面、出版物による知名度は依然として広がりやすいから、大部な叢書に着手するのは難しいとしても、出版社からの委託出版も視野に入れて、一年に一冊程度のペースで学術書や一般向けの啓蒙書を刊行することは不可能ではない。

第 4 章 情報センター的役割

1. 資料の収集と管理（整理・利用）

研究・調査活動に並行して、その基礎となる資料・情報の収集は重要である。収集された資料は、これまでの研究所の研究調査活動を示すものとも言える。

1) 収集

(i) 選書

選書は、基本的には研究所の事業計画に基づいて行なわれる。その内容は、大蔵経等の仏教の基礎的な文献、叢書の他、インドから日本に至る、広い意味での密教関係の書籍、研究の補完資料となり得る歴史、言語関係の書籍、美術資料等が主要である。研究所の図書・資料は原則として研究所員の利用に供することが主眼であるから、図書館の蔵書と重複するものも少なくないが、高額な叢書・コレクションの購入については、図書館と協議の上、その都度、購入の可否を検討している。

なお、研究所の経常費における図書予算と決算については、「第7章 施設・管理・運営・財政」の「3.財政」を参照。

(ii) 蔵書

平成14年3月現在の蔵書数は次のとおりである。

区 分	単行本	雑誌（冊数）
和 書	7,992	227 種（2,806 冊）
洋 書	3,346	14 種（ 149 冊）
合 計	11,338	241 種（2,955 冊）

2) 整理

(i) 分類

図書の分類は本学図書館の分類表を用いている。即ち、和書が「高野山大学図書館和漢書分類表（昭和8年）」、洋書が「高野山大学洋書分類表（昭和43年）」である。

研究所の図書・資料には、特に貴重図書・貴重資料として管理するものがあり、その内容は「密教文化研究所図書・資料利用規程」第3条において、次のように規定される。

○貴重図書：マイクロフィルムの写真製本（山内・山外諸寺院等所蔵の聖教、サンスクリット写本等）、および再購入が困難であるもの等

○貴重資料：マイクロフィルム、スライドフィルム、音響・映像によるもの、および調査資料・写真等

(ii) 目録

図書の管理はR:BASEとMicrosoft Excelを使用してコンピュータで行なっている。また、年度毎に冊子体の「高野山大学密教文化研究所図書目録（和漢資料・洋書資料 書名目録）」を作成し、所内関係者、密教学・仏教学合同研究室、図書館に配布している。

3) 公開

(i) 利用者の対象と制限

研究所の図書・資料の利用は、原則として研究所の構成員を対象とする。利用規則が整備される以前でも、本学の専任教職員の他、学外者の利用も申請により受け

入れていたが、明文化された規定がなかったので、平成 11 年に「密教文化研究所図書・資料利用規程」が制定された。

図書の帯出期限は、①本学教職員・研究所研究員はその年度の 3 月末まで。②本学の学生・大学院生は帯出日より 2 週間以内、③学外者については帯出不可である。帯出に際しては、帯出者本人が「帯出簿」に記入することになっている。

もっとも、貴重図書の一部と貴重資料については全面的に帯出を禁止している。これは、①通常の書籍の形状を取らないもの、②フィルムやテープ等で、返却時に内容の脱落・損傷等が直ちにチェックできないもの、③所有権の問題が発生する恐れがあるものが対象である。

図書・資料利用規程に基づいて、閲覧・帯出を一覧にすれば次のようになる。

	教職員・研究員		学生・大学院生		学外	
種 別	閲覧	帯出	閲覧	帯出	閲覧	帯出
一般図書	○	○	○	○	○	×
貴重図書	○	○	○	×	○	×
同（制限分）	○	×	○	×	○	×
貴重資料	○	×	○	×	○	×

（ii）貴重図書・貴重資料の利用

利用者の範囲は学内外を問わないが、閲覧・帯出や複写には制限が設けられている。その内、①高野山大学教職員（専任）と②研究所の研究員（委託・受託）については利用が可能、③高野山大学学生・大学院生と学外者については、原則として本学教職員の紹介が必要で、「研究所図書閲覧願」を所長宛に提出する。但し、一部の貴重図書・資料の閲覧または複写に際しては、別途「貴重図書・資料使用許可願」の提出を求めることがある。

また、平成 12 年度から同 14 年度までの、貴重図書・資料と学外者の利用数は次のとおりである（※のべ人数、又は件数）。

○平成 12 年（2000）度	学内：5	学外：6
○平成 13 年（2001）度	学内：1	学外：8
○平成 14 年（2002）度	学内：2	学外：5

2. インド学仏教学論文データベース

インド学仏教学論文データベース（INBUDS）は日本印度学仏教学会データベースセンターが行なう事業で、高野山大学はその協力機関となっている。平成 3 年 6 月 13 日、その事業が大学から密教文化研究所へ委託され、本学から刊行された学術雑誌論文を採録・入力したデータを提供している。担当する雑誌と、平成 14 年度までの既作業分の入力件数は次のとおりである。

雑誌名	号数	入力件数
-----	----	------

密教研究	1 ～ 89	549
密教文化	1 ～195	756
高野山大学論叢	1 ～ 32	125
密教学会報	1 ～ 34	292
仏教学会報	1 ～ 19	154
密教文化研究所紀要	1 ～ 13	57
合 計		1,933 件

論文データ入力に関しては、インド哲学、仏教学等の専攻をもつ全国の 44 の大学・研究機関が協力している。このデータベースは、平成 10 年 3 月から日本インド学仏教学会データベースセンターのホームページで公開され、データのダウンロードと検索サービスが行なわれている。

3. 外部からの問い合わせ等への対応

研究所では以前より、外部からの電話・通信による様々な問い合わせや質問が寄せられ、その都度対応していたが、インターネットでの高野山大学ホームページ公開後、Eメールによる問い合わせが寄せられてくるようになった。ほとんどは一般者からで、学術的関心によるものから、宗教に対する疑問、人生相談に類するもの等、内容は雑多である。また、海外から質問や依頼等が来ることもあり、研究所ではこれらにも極力応じ、質問に回答したり必要な資料を提供する等の対応を行なっている。

平成 12 年度から同 14 年度の来所・電話・書簡・Eメール等による問い合わせの件数のみ挙げれば次のとおり。但し、本学や研究所の出版物に関する照会は除く。

- 平成 12 年度 12
- 平成 13 年度 8
- 平成 14 年度 9

第 5 章 学外交流

1. 学外研究者の受け入れ

学外研究者を受け入れるについては、先述のように、密教文化研究所受託研究員の身分を与えて受け入れているのが実状である。受託研究員は「研究所規程」第 8 条と同第 8 項に規定されている。なお、「第 2 章 組織」の「4. 研究員」の項を参照。

平成 12 年度から同 14 年度の学外研究者の受け入れ状況は次のとおり。

◎平成 12 年度

河 廷龍（韓国、滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科客員研究員）
平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日

ディビット・ガーディナー（アメリカ、コロラド大学助教授）

平成 12 年 9 月 1 日～平成 13 年 8 月 31 日

◎平成 13 年度

河 廷龍（韓国、滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科客員研究員）

スティーブン・トレンソン（ベルギー、京都大学大学院修士課程）

以上 2 名、平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日

バーケルマンス・ペテロ（ベルギー、南山大学大学院博士後期課程）

平成 13 年 7 月 20 日～平成 14 年 3 月 31 日

パオラ・ディ・フェリーチェ（イタリア、高野山真言宗国際交流センター研究員）

平成 13 年 11 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日

◎平成 14 年度

河 廷龍（韓国、滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科客員研究員）

スティーブン・トレンソン（ベルギー、京都大学大学院博士後期課程）

バーケルマンス・ペテロ（ベルギー、南山大学大学院博士後期課程）

パオラ・ディ・フェリーチェ（イタリア、高野山真言宗国際交流センター研究員）

静 春樹（平成 13 年度高野山大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得退学）

川崎一洋（平成 13 年度高野山大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得退学）

菊谷竜太（東北大学大学院文学研究科博士後期課程）

以上 7 名、平成 14 年 4 月 1 日～同 15 年 3 月 31 日

学外の研究者を受け入れる場合、そのための施設は十全ではない。研究員室は共用で、最大 6 名しか使用できず、研究者間の情報交換や交流が容易となる長所はあるが、一人当たりの使用面積は狭く、研究者としてのプライバシーを守りにくい。特に、外国人研究者を受け入れる場合は、様々な点で現状のままで不便であろう。以前は海外からの研究者用に「国際研究室」を設けていた時期があるが、使用頻度という問題は別にしても、学外交流を推進する上で、受け入れ態勢を常時整えておく必要があるのは言うまでもない。

2. 定期刊行物の送付と受贈

『研究所紀要』は仏教学や哲学を専攻に持つ大学やその附置研究所、民間の研究機関等の他、高野山真言宗宗務所・宗内関係機関・高野山内寺院・真言宗各本山等、送付件数は平成 14 年度で 353 件あり、その内海外は 8 件である。これに対し、寄贈を受けている雑誌は約 170 件である。この数の上での差異は、寄贈者によっては、機関の代表として図書館にのみ一部寄贈する例が多いことも一因であろう。海外の研究機関への『研究所紀要』の送付について、以前から検討されているが、欧米では日本のように互恵的な雑誌交換の習慣がないこともあり、行なっていない。但

し、海外の研究機関からの寄贈依頼があった場合には基本的に対応している。

3. 社会との連携

研究所では過去、学術研究内容を一般社会人や本学学生等向けに分かりやすく伝える目的の「密教文化講演会」「密教文化学術講演会」を平成7、8年に合計10回開催し、同7年には共同研究の一貫として、「密教美術見学会」も4回開催したことがある。現在の研究所の活動としては月例の研究会が学内に公開されているが、一般者向けの企画は行なわれていない。ただ、大学に比べて規模が小さい研究所であればできる企画もある筈で、一般社会人はもとより、寺院僧侶を対象にした講習会や伝授・講伝等も、社会人教育という意味では効果が期待できるから、今後は視野に入れるべきであろう。

なお、外部からの問い合わせ等への対応については前術のとおり。

第6章 学部・大学院との関係

1. 教育・研究活動

本研究所は、「本学の学術研究の推進役としての役割」を担い、「本学の研究水準とその成果を世に問う代表的機関」の一つでもあるので、学部・大学院の教育・研究活動に関して相互協力関係を保っている。その具体例は以下の点に見られる。

1) 専従研究所員による授業担当と論文審査

専従研究所員は、平成9年度までは慣行として、学部・大学院での授業を一週間に2科目担当していた。但し、現在は授業担当数の軽減措置はなされていない。学部・大学院の教育職員には、研究所の兼任研究所員として共同研究への参加を願い、学内での協力関係が維持されている。また学部・大学院の論文審査にも、専従研究所員が主査・副査となることは、学部・大学院の教育職員と同じである。

2) 研究成果の還元

研究所員は研究所における活動に基づき、その成果を学部・大学院における講義を通じて学生に還元するのみならず、講演会や刊行物等によって学内外の学生と社会人に成果を還元することが求められている。また、大学院生の月例研究発表会に出席し、大学院生の研究活動にアドバイスをしている。

3) 研究資料や情報の提供

研究所が収集した資料や情報等は、本学教育職員はもとより、大学院生・学部学生にも閲覧を許可し、利用の便をはかっている。また、研究所にのみ所蔵される特殊な資料については、所有権を侵害しない範囲で、申請にしたがって複写物を提供している。

4) 学部・大学院との交流

研究所が主催する研究会や講演会・共同研究は、学内では公開されており、研究

所構成員以外の学内教育職員と大学院生にもその都度通知している。また、研究会への参加により、学外から参加する委託研究員や講演会講師との交流を図る機会となっている。

2. 大学の管理・運営への関与

先述の教育・研究活動以外に、専従研究所員が学部の各種委員会委員の委嘱を受けたり、学部・大学院の入学試験の出題と採点にも従事し、実質的に大学の管理運営に関与していることは、他の学部・大学院の教育職員と変わらない。平成12年度から同14年度における、専従研究所員の各種の委員会への参加状況は次のとおり。

○平成12年度

高木 紳元（所長と兼任）	生命倫理研究会（オブザーバー）、自己点検・評価運営委員会
森 雅秀	図書選択委員会、博物館学芸員課程委員会

○平成13年度

藤田光寛	情報処理委員会（委員長）、図書館協議会、同和研究会、密教学術奨励賞（門戸厄神賞）選考委員会
前谷 彰	図書選択委員会、生命倫理研究会（委員長）、自己点検・評価基本事項検討委員会

○平成14年度

藤田光寛	情報処理委員会
前谷 彰	自己点検・評価検討委員会、学生部協議会、生活相談室・健康相談室担当者、図書館協議会、図書選択委員会

第7章 施設・管理・運営・財政

1. 施設

昭和42年12月10日に竣工した密教文化研究所の現在の建物は、鉄筋コンクリート造り二階建て、建築面積は486.34㎡、延べ床面積は951.53㎡、軒高8.05m（最高10.98m）である。平成10年に作成された『高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題〈密教文化研究所の部〉』に記載の各部屋の面積等は、それ以後全く変わっていないので、そのまま引用すると次のとおりである。

《一 階》

1. 所長研究室	36.0 m ²	(1)
2. 応接室	27.9 m ²	(8)
3. 研究員室	41.5 m ²	(6)

4. 事務室	41.5 m ²	(3)
5. 事務室	40.4 m ²	(2)
6. トイレ (男女)	14.3 m ²	
7. 倉庫	19.0 m ²	
8. 資料室 (資料保管)	15.0 m ²	
9. コンピュータ室	18.2 m ²	(2)
10. 給湯室	7.6 m ²	
11. 図書室	63.9 m ²	
12. 図書室 (旧廊下)	19.1 m ²	

《二 階》

13. 密教学合同研究室	64.5 m ²	(13)
14. 仏教学合同研究室	40.4 m ²	(7)
15. 第一研究室	27.3 m ²	(1)
16. 第二研究室	27.3 m ²	(1)
17. 第三研究室	27.3 m ²	(1)
18. トイレ (男女)	14.3 m ²	
19. 事相研究室	45.5 m ²	(20)
20. 大学院一号教室	41.7 m ²	(24)
21. 会議室	35.3 m ² (内、倉庫 6.9 m ²)	(16)
22. 文学研究科長室	26.4 m ²	(1)

※このほか、廊下・階段・玄関ホールあり。()内は使用可能人数。

この内、1. 2. 4. 5. 7. 8. は主に研究所の事務、3. 研究員室は研究所専任研究員や委託研究員、外部から受け入れる受託研究員のための共用施設、二階 15～17 の第一から第三の研究室は研究所専従研究所員の使用に充てている。

二階の 13. 14. 19. 20. 22. は大学院関係の施設で、19. 事相研究室は、主に授業「一流伝授」(学部・大学院共通科目)の教室に使用される。

平成 10 年以降に用途が変更された点としては、二階の 16. 第二研究室が大学院博士後期課程研究室に、20. 大学院一号教室が大学院生共用の研究室になったことである。これらは、増え続ける大学院生の収容スペースが、密教・仏教の合同研究室では賄い切れなくなったのが主たる原因である。

建物自体は築後 36 年が経過しており、老朽化が進んでいる。建設当初の構想が、一階を研究所の施設に、二階を大学院スペースとしていうものであったとしても、近年では使用上や管理の面での種々の問題が生じている。中でも、大学院入学者の増加に伴う狭溢化の問題は深刻で、現状で大学院の施設を増やすのは不可能であり、大学院生の過密状態が解消されることも考え難いから、大学院の別個の建物を建設するか、または研究所と大学院を合わせた建物の新築が必要となる時期に来ているであろう。

2. 管理・運営

1) 管理・運営

研究所の管理・運営については、①構築物としての研究所の管理・運営と②組織としての研究所の管理・運営とがある。これらについて、最終的に責任を負うのは研究所長であるが、「高野山大学事務組織および事務分掌規程」第5条第8項には「密教文化研究所長は、学長の下に研究所に関する事項を掌理する」とのみあり、「研究所規程」でも具体的な職掌の範囲は明確にされていない。

2) 構築物の管理

構築物の管理について、「事務分掌規程」第8条（会計係）（6）に「土地、建物、構築物の新築、営繕、改良、売買、設計、工事、保守管理および修繕に関すること」とあって、規定では総務課会計系の所管に含まれることになるが、個別の建物としての管理の在り方や位置的関係から、現実には慣習で研究所事務室が多くを行っている。

研究所建物の警備・防火は民間の警備会社に委託されている。研究所では玄関と主要な部屋ごとに、平成元年からカード式による施錠・警備システムを導入し、現在では午後6時30分から午前8時30分までの間、玄関が機械的に施錠されるようになっている。しかし、所内の研究室はそれぞれの退室時間が不定で、夜間の玄関施錠中はカード・キーがなければ入館できないため、大学院生が増えるにつれ不便を生じている。但し、警備会社との契約で、保安上の観点からカード・キーの発行数を一部の部屋についてのみ増やすことはできないので、何らかの方策を講じなければならない。

各施設の器具の修理・交換、廊下・ドア等の不良部分の補修には、研究所通常経費の中の修繕費から支出され、規模の大きな営繕は特に予算を計上して実施している。

3) 組織の管理・運営

組織としての研究所内及び諸事業の統括責任者は所長である。所長に任命される資格要件としては本学専任の教授であり、その手続きは学長の推薦を理事長が任命すると規定（「研究所規程」第6条）される。任期は3年であり、再任を妨げない（同第6条第2項）。

所長の運営上の機能として、研究所関係の諸規程に明記されるの次の13点である。

- ①文学部長と協議の上、本学専任教員の中から研究所員を推薦する。（「研究所規程」第7条）
- ②文学部長または文学研究科長と専従研究所員の担当する授業時間数を協議する。（同第7条第5項）
- ③専任研究員の任用について学長と合議する。（同第8条第2項）
- ④委託研究員を推薦する。（同第8条第6項）
- ⑤受託研究員の受け入れについて学長と合議する。（同第8条第8項）
- ⑥研究所規程の改廃について学長とはかる。（同第13条）

但し、これらについては何れも所長に決定権がある訳ではない。また「密教文化研究所協議会規程」には、

⑦研究所協議会の構成員となる。（第3条）

⑧必要に応じて研究所協議会を招集し、議長となる（第4条）

ことが規定されている。また、「『研究所紀要』編集委員会規程」では、

⑨同規程に所長は編集委員会の委員長となる。（第2条第2項）

⑩編集委員会を招集してその議長となる。（第3条）

⑪研究所協議会の議を経て、この規程の改廃を決定する。（第6条）

また、「同査読委員会規程」には

⑫同委員会の委員長となる。（第3条）

⑬研究所協議会の議を経て、この規程の改廃を決定する。（第6条）

とされている。

研究所における諸事業及び日常業務についての所長の職掌・権限については、規程で定められた以外には明確ではないが、実質的には「第2章 組織」の「2.所長」の項に挙げた6項目である。

また、研究所規程では、所長の一時的な不在、職務遂行不能などの事態に対する措置については定めがないが、協議会規程には「研究所長が差支えあるときは、学長が議長となる」（第4条第3項）と規定され、学長を議長として協議がなされることになる。

また、専従研究所員は共同研究の企画・遂行のほか、資料収集・調査活動や情報処理・研究成果の公表などについて、実質的に日常の諸事業の運営に携わっている。

4) 運営組織

研究所全体の運営については密教文化研究所協議会が設置され、『研究所紀要』の編集・刊行については、その運営機関として同編集委員会と同査読委員会がある。

その他、非公式ではあるが、所長・所員・事務員が集まり、共同研究会や協議会の打ち合わせ、日常の細々とした事項などを話し合う懇話会も随時行われている。

（i）研究所協議会

研究所の運営機関として密教文化研究所協議会が設置され（「研究所規程」第10条）、別に「密教文化研究所協議会規程」が定められている。その構成員は職務により、学長、学監、研究所長、研究所員（専従・兼任）の他、本学専任の教育職員から学長が委嘱する協議会委員若干名（任期1年）があり（「協議会規程」第3条）、構成員総数は不定である。また、協議会の事務は研究所事務室が行ない、研究所事務室長が協議会の幹事となり（同第5条）、幹事が議事録を作成・保管する（同第6条）ことになっている。

協議会では研究所の運営と活動全般が討議され、それにとまなう財政上の措置についても話し合われる。協議事項の内、重要事項は教授会の承認を得ることになっている（「協議会規程」第2条）。開催の時期や頻度についての定めはないが、通常5月に前年度の活動報告、10～11月頃に次年度の予算案作成のために開催される他、必要に応じて随時行なわれる。但し、この協議会は協議機関であって審議機関ではなく、どの程度の決議権があるのか、明確にされていない。

（ii）『密教文化研究所紀要』編集委員会・査読委員会

研究所の発行する定期刊行物『研究所紀要』の編集に関わる編集委員会について、

「編集委員会規程」「寄稿規程」「査読委員会規程」が制定されている。これらは平成9年に初めて制定され、それまで慣習的に行なわれていた編集作業を成文化し、『研究所紀要』の学術的水準の向上と、掲載基準の透明性を意図したものである。

編集委員会は研究所長、専従研究所員、編集担当者を委員として構成し、編集委員長は所長があたり（「編集委員会規程」第2条）、編集委員会の議長ともなる（同第3条）。委員の任期は1年と規定されている（同第5条）。また、編集委員会にかかわる事務は、幹事として研究所事務室長が処理する（同第2条第2項）。なお、編集担当者については規定されておらず、専任研究員在職中は専任研究員が行ない、専任研究員が任用されなくなっているからは、便宜上事務室長が担当している。

編集委員会では寄稿された原稿の掲載の可否や掲載時期の決定、必要に応じて寄稿者への補筆・補正の要請を行う。これらについては、別に制定された「寄稿規程」「査読委員会規程」に従って決定されている。

査読委員会は『研究所紀要』の学術的向上を目的とし、寄稿論文の審査を行う。研究所長（委員長）と研究所員若干名で構成する（「査読委員会規程」第3条）が、さらに寄稿論文のテーマにしたがって適当な人材を研究所員以外から委嘱することができる。任期は1年である。査読委員は原稿を査読し、その学術的評価を編集委員会に報告すること（同第4条）が任務とされているが、最終的な掲載の可否の審議は、この判定を参考として編集委員会が行うことになっている。

人文学系の大学紀要等で、査読制度を有する例自体多くはなく、原則的に寄稿者の資格を限定せず、学界全体に開放したということは特筆できる。反面、編集委員会と査読委員会の主要な委員は多く研究所の構成員であるから、投稿者、編集委員、査読委員がすべて研究所の構成員となってしまう可能性があり、審査の客観性がそこなわれる恐れも生ずる。査読委員自体は公開されるべきではないが、論文内容に従って、学内外を問わず、研究所以外からも委員を選任することが求められる。

3.財 政

1) 教育研究事業費支出計画の作成と方法

高野山大学における各種予算案の作成は、実質的には高野山学園理事長から委任を受けた高野山大学学監が統括し、個々の予算案は当該部署において作成される。研究所でも、現在は研究所事務室が年次事業計画をもとに「研究所教育研究事業費支出計画」原案を作成、所内での協議後、所長が学長・学監と合議し、最終的に研究所協議会でその構成員の意見を聴取している。但し、研究所協議会には決議権はなく、理事会で最終決定されるべき予算案を作成するのに留まる。なお、教職員の人件費は大学として一括計上されているため、日本私立学校振興・共済事業団の経常費特別補助の対象となる、教育研究経費と設備関係費についてのみ、予算案が作成されている。

予算案の内容については、年度毎の特定の事業に関わる経費が計上されるから、総額は年度により異なるが、平成10年以後、研究所の活動自体が縮小傾向にあり、予算も次第に減額している。平成14年度以降は全学的な経費削減のため、年々一割

削減が大学当局から求められている。

2) 各支出費目と配分状況（平成 12 年度～同 14 年度）

第 3 部末の別表参照。

3) 予算・決算の分析・評価

研究活動や事業に則した予算の執行は、事務的には研究所事務室（平成 13 年 11 月までは研究所課）において行なうが、消耗品等の日常的な支出の他、物品の購入や図書・資料の収集には所長や研究所員の意向も反映されている。また、実際の支出は研究所事務室から会計伝票を作成し、総務課会計係を通して行なっている。図書等の一部を除いて、事前に「物件調達伺」を提出し、事務局長・事務部長の決済を得ることは他の部署と同じである。研究所の予算自体は大学全体の予算に組み込まれ、総務課では単独の項目としては扱われていないので、決算時に研究所の会計伝票の控と会計の支出記録を照合することになっている。

予算の執行状況は、「別表」でも明らかなように、予算と決算の差異の大きい項目がかなりあり、執行が適切であるかどうかということの他にも、予算案が適正に作成されてはいないとも言える。これらの要因としては、いくつかの事情が考えられる。

①一つには、次年度の事業計画が完全に決定されていない時点で、暫定的な予算を立てざるを得ないこと。例えば、平成 12 年度予算案作成の平成 11 年 12 月の時点では、平成 12 年度私学事業団の学術振興資金の交付が決定されておらず、当然予算案には盛り込まれていなかったため、関係事業に要する旅費交通費と資料調査費が大幅な赤字となった。

②逆に、事業計画が予定通り実施できない事態が発生することがある。平成 14 年度の場合は、予定していた同資金による海外調査が年度内に実施できず、旅費交通費の余剰を図書費として流用したケースがこれに当たる。

③また、図書費は例年、予算全体の 4 分の 1 弱を占めるのはやや異常であるが、これは平成 10 年度から、共同研究の規模が縮小されたのにもない、支出の減少が見込まれた項目からの削減額を図書費に加算し、図書・資料の充実に努めようとしたものである。そのため、他項目の余剰を安易に流用しがちであることは否定できないが、海外発注の図書、特に刊行途中のシリーズ物の場合、予想通り定期的に納本されることは少ないので、支出が完全には予測できない不便がある。

④さらにまた、附置研究所の場合は、その年の 11 月頃（平成 14 年度は 9 月）に申請する私学振興事業団の経常費特別補助において、ほぼ最終的な年度内の支出実績見込額を算出しなければならない。この時点では、予算執行が年度途中でより具体化しているため、予算案の範囲内で再算出される実績見込額の方が、実際の決算額に極めて近い金額になってしまうのである。なお、特別補助は年度毎に若干のばらつきはあるが、特定事業に関わるアルバイト経費をも含めた申請額のほぼ半額である。ただ、財務監査の際に、申請額と実際の決算とに相当な差異が認められた場合、法人名が公表され、超過分の返納を命じられるので、実績見込額を算定する時は慎重を要する。

⑤先述のように、現在専任の事務職員は一人であり、購入の可否の決定や発注の

業務もすべて同一人が担当していることから、項目毎の支出状況に対するチェックが働きにくいという側面がある。

以上のような不備を改善するためには、事業計画を厳密に策定すること、それにより綿密な予算案を立てること、研究所員や複数の事務担当者による購入・発注の分担をはかる等の措置が必要となろう。

第8章 総括

平成10年度に実施された『高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題』〈密教文化研究所の部〉は、自己点検評価の結果、最後に「総括と提言」として10項目の問題点と課題を挙げている。要約すれば次のとおりである。

①研究所で行なう日本密教とアジア諸地域の密教との2つの共同研究を実施し、研究の高度な水準の維持・向上と成果を期待するには、専従研究所員がそれぞれ二人程度が必要であり、年間事業計画を遂行するためには数名の専門職員の確保が必要である。

②社会的に期待される、現代社会の宗教をテーマとする研究活動、プロジェクトの立ち上げ。

③ i) 共同研究の学外参加希望者を募り、高度化、学際化をはかる。ii) 専従研究所員個別の研究テーマも『研究所紀要』等の刊行物において公開する。iii) 『研究所紀要』に英文のレジュメを付し、海外の研究機関に送付する。iv) 外国語、特に英語の論文や出版物を増やす。v) 研究成果を宣伝力のある出版社に委託出版する。vi) インターネット、パンフレット、『所報』等で、研究活動の情報を日本語・英語で提供する。vii) 学外への広報活動を積極的に行ない、世界で唯一の密教研究センターを広く内外に知らしめる。

④ 図書の購入や資料収集について、本学図書館と情報交換をして、重複しても購入・収集すべきか否かを区別し、合理的な計画性をもって購入・収集する。

⑤ 収集した多くの資料を活用できるように整理・保管し、利用規程を整備すること。

⑥ 休止している海外学術調査の実施や、学外の研究者、他の研究所等との共同調査を行なう。

⑦ 図書館とのオンライン化、インターネットの導入。

⑧ 教育者・研究者となる人材を研究員として受け入れ養成しているが、本学のサバティカル制度を当研究所において実施するべきではない。

⑨ 研究成果の社会への還元について、i) 啓蒙書を継続して刊行する、ii) 密教文化講演会や密教美術見学会等の企画を学外に広報して再開する、iii) 学外からの様々な密教に関する問い合わせに対する対応方法を検討する。

⑩ 高度な学術研究を行なう当研究所と本学の大学院との連携が重要であり、内外の研究所、異なる宗教系の研究所との交流等も検討する。

これら10点の内、①②③⑩の4点については未着手、または実行されておらず、

⑥⑦⑨の3点は一部実施、一部は未着手、④⑤⑧の3点は実施済み、または解決済みである。

実施されていない提言4点の内、①以外は研究所員が主導的役割を果たさなければ実現しない、対外的な課題がほとんどである。この原因は、制度上は専従研究所員を置く、即ちほぼ専任に準ずる教育職員の配置が実現されているとしても、専従所員が研究所の企画・運営に参画し、積極的に推進できる環境が失われつつあるからである。現在の専従所員の実態は、授業担当数や各種委員委嘱等において何らの措置もなされず、兼任所員とも他の本学教育職員ともほとんど変わらない。また、専従所員が2年間の任期制をとっていることは、一面では活動の硬直化や停滞を防止する意味で有益であるが、反面では長期的な研究活動や事業計画が立てづらく、参加できないという問題もある。運営に携わる専従所員をサポートする事務職員にあっては、研究活動に関する内容には関与し難い部分もあり、人的にも全面的な協力体制が取れない状況である。この数年の研究所の現状を極論すれば、所員・事務ともに表面上研究所としての体制を持続しているに過ぎず、本学における学術的水準を維持・発展させるために、より積極的な活動の展開を目指すこと自体、人的にも資金的にも難しい、と言わざるを得ない。

個々の問題点はその都度触れてきたが、研究所の活動をより充実・発展させるための方策を列記する。

(i) 専従研究所員を、できればインド・チベット等の南アジア地域を領域とする研究者2名、日本・中国等の東アジア地域を領域とする研究者2名を、できれば最低各1名確保し、授業や各種委員会の負担を軽減し、上記の提言の実現に向けて、研究所の運営・活動に専念できるように環境を調えること。

(ii) 兼任研究所員は事業計画や研究内容に則して一層の充実をはかる必要があるが、本学教育職員が研究所の活動に参加できる制度でもあるから、密教学・仏教学専攻以外でも、研究所の研究計画に沿ったテーマを取り扱い得る教育職員にも範囲を広げるべきであろう。さらには、これらの教員すべてを兼任研究所員とし、積極的に研究所の活動に参加できるようにすることも一案であろう。

(iii) 顧問・賛助員の制度が有名無実であるから、外部からのサポート、支援体制を取れるように、制度のあり方や内容を検討する必要がある。

(iv) 学外交流を推進する上で、学外や外国人研究者の受け入れ体制を常時整えておくこと。

(v) 大学院との同居が限界に来ており、学内全体の問題として、施設面での再考と改善が急務である。

(vi) 研究所、または研究活動の認知度を上げるため、出版社との出版委託も検討し、年一冊程度の学術書・啓蒙書を刊行する。

(vii) 研究者に向けて、ホームページを通して学術情報を発信する。システム上の問題が残っているので実現していないが、「南アジアにおける密教図像の形成と展開に関する研究」ではデータベース化された多数の密教図像の公開が可能であり、その他、弘法大師著作の本文をデータベースとして活用することも考えられよう。

(viii) 研究者・研究機関のみならず、一般社会人や寺院僧侶をも視野に入れた企

画を推進する。

(第3部代表執筆者 中村本然・甲田博史)

研究所 予算・決算 対照表 (平成12～14年度)											(別表)
年度	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成12～14	
費目	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	平均決算額	
消耗品	600,000	505,456	94,544	500,000	294,299	205,701	500,000	474,072	25,928	424,609	
光熱水費	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	
旅費交通費	400,000	1,149,708	△749,708	1,200,000	1,567,282	△367,282	1,200,000	103,770	1,096,230	940,253	
通信費	500,000	352,394	147,606	400,000	148,825	251,175	400,000	209,828	190,172	237,016	
印刷製本費	4,500,000	4,524,161	△24,161	4,500,000	2,569,718	1,930,282	3,200,000	2,403,527	796,473	3,165,802	
資料調査費	300,000	1,237,820	△937,820	1,200,000	971,886	228,114	1,000,000	999,499	501	1,069,735	
会議交際費	200,000	11,550	188,450	100,000	12,165	87,835	100,000	1,932	98,068	8,549	
借損料	900,000	177,693	722,307	300,000	98,280	201,720	200,000	98,280	101,720	124,751	
修繕費	500,000	17,325	482,675	300,000	41,475	258,525	300,000	43,050	256,950	33,950	
委託料	1,200,000	1,177,050	22,950	1,200,000	1,035,300	164,700	1,100,000	1,009,050	90,950	1,073,800	
雑費	300,000	200,000	100,000	300,000	200,000	100,000	300,000	0	300,000	133,333	
教研機器備品費	800,000	115,080	684,920	500,000	142,590	357,410	300,000	310,590	△10,590	189,420	
図書費	4,000,000	4,618,480	△618,480	4,000,000	4,656,835	△656,835	3,000,000	4,076,671	△1,076,671	4,450,662	
合計	16,200,000	16,086,717	113,283	16,500,000	13,738,655	2,761,345	13,600,000	11,730,269	1,869,731	13,851,880	

おわりに

本学は昭和 61 年に創立 100 周年を迎え、さらに平成 18 年には創立 120 周年を迎えようとしている。文学部のみの単科大学であり、卒業生は 7000 名以上になる。大学の規模からいえばミニ大学といえる。それでも、仏教界を中心として、日本社会に有為な人材を輩出してきた。設置学科は、密教学科、人文学科（平成 15 年度から日本文化学科に改称）、社会福祉・社会学科の 3 学科である。専任教員 30 名、専任職員 24 名、学部学生数 473 名、大学院研究科学生 41 名（修士課程 33 名、博士課程 8 名）がいる。

昨今の大学を巡る社会情勢は非常に厳しいものがある。本学は地理的条件もよくなく、都心から電車・バスで約 2 時間もの時間を通学に要する。したがって、本学は他大学以上に厳しい環境におかれている。本学の長い伝統はそれなりに社会から一定の評価と信用を得てきたことは事実である。作家の司馬遼太郎が高野山大学で学びたいと語ったことがある。それほど高野山大学はある面では魅力的な大学なのである。

各大学は生き残りをかけて必死の努力をしている。本学をとりまく情勢の厳しさがさらに増すことになれば、学科再編も視野に入れて、将来構想を考える必要がある。そのとき、本学の教育理念の根幹にある弘法大師空海の綜芸種智の教育理念に則り、多様な文化を基盤にして学びうる学科構想を忘れてはいけない。

本学の最大の課題はなんといっても学生数の激減にある。さらに本報告書で述べたことをふまえて、今後の課題を以下簡略に箇条書きにまとめ、大学の将来の発展のための指針としたい。

- 1、第 1 学年から第 4 学年までの具体的かつ明確な学年別教育目標を設定し、内外にその実現を約束し、魅力あるカリキュラムの改革を目指す。
- 2、将来の学科編成においては、教育理念を達成しうる教育組織の充実をはかる必要がある。
- 3、教育職員と事務職員すべてが、大学の一員として大学経営にたずさわっているという意識をもつことなど、すべてにわたって意識の向上を目指す。
- 4、学生のモチベーションの向上をはかる工夫をする。
- 5、学生の環境を優先するキャンパスづくりを目指す。
- 6、教員の教授能力の開発－FD 活動の強化
- 7、立地条件の不利を逆利用して、生涯学習型の大学へ移行すること。
- 8、真言宗団や地域社会との関係を密接にする。

以上をもって提言としたい。

（下西忠）

高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2012（平成 24）年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1886（明治 19）年「古義大学林」として開校し、1927（昭和 2）年に高野山大学学部を開設して現在に至るが、その歴史は古く弘法大師空海が開学した「綜芸種智院（828（天長 5）年）」にまでさかのぼることができる。貴大学の教育目的は、弘法大師空海の「綜芸種智」の精神に則り、①高度な研究者を養成すること、②広く深い教養と総合的な判断と、豊かな人間性を持った人材を育成すること、③今後の教団を背負って活躍する寺院後継者の養成、である。特に、貴大学の入学者は寺院の後継者も多く、また、卒業後の進路も寺院関係が多いという実績からも分かるように、③の今後の教団を背負って活躍する寺院後継者の養成は、最も重要な貴大学の使命だと言える。

貴大学の教育理念を具現化した「いのち・文化・創造」を涵養する授業として、「生命倫理」、「真言密教と日本文化」、「自主企画科目」を設けている。自主企画科目は、ボランティアや巡礼をテーマに、企画立案書を提出して体験学習を行なわせるという自由度の高い体験型科目としてユニークな授業である。また、建学の精神を理解させるための科目として、密教入門や空海の思想入門、人権と福祉を必修としている点は、教育理念達成のための具体的な試みとして評価できる。

しかし、こうした大学側の努力にもかかわらず、学部において在籍学生数割れが続いているのが現状であり、将来が大いに懸念される。定員の未充足が著しいのは、日本文化学科や社会福祉・社会学科といった真言密教とは直接関係のない学科であり、真言密教の教育・研究に特化し、多彩な教育プログラムを準備した大学院では十分な学生数を確保できていることからわかるように、貴大学への社会的ニーズが真言密教の教育・研究にあることは明らかである。「真言密教の教育・研究と寺院後継者の養成」に立ち戻ることこそが、貴大学の伝統と特色を最も活かすことになるのではないだろうか。2006（平成 18）年までに行われる学科改編で新設される予定であるスピリ

チュアルケア学科は、宗教の新たな応用分野として、これからさらに注目され、必要とされる領域である。真言密教の中心的研究・教育の場としての貴大学の特色を活かした改革が行われることに期待したい。

2 自己点検・評価の体制

1993（平成5）年に「高野山大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価運営委員会と自己点検・評価基本事項検討委員会を組織した。1996（平成8）年に「高野山大学文学部自己点検評価報告書 現状と課題 1995」を刊行し、1999（平成11）年には「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 <大学院文学研究科の部> <密教文化研究所の部> 1998」を刊行した。しかし、大学院の自己点検・評価結果の公開は十分ではなかったため、今後は学部同様に積極的に公表されたい。

1995（平成7）年には、授業アンケートに関わる事項を多く盛り込んだ学生生活実態調査を実施した。その後1999（平成11）年と2003（平成15）年にも実施している。2001（平成13）年にはFD委員会が設置され、学生による「授業アンケート」を毎年実施している。授業評価の結果、問題のある教員には、専任・非常勤を問わず、FD委員会が具体的なアドバイスを行っている点は、授業改善に向けた具体的対策として評価できる。また、2003（平成15）年からはFD委員会が、教員の講義方法等を改善させる一環として「授業参観」を企画・実施している。

3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

（1）教育研究組織

綜芸種智の教育という理念のもと、これらを具現化する密教学科、日本文化学科、社会福祉・社会学科及び文学研究科、密教文化研究所が設置されている。特に、密教文化研究所は「密教」の名の付く世界唯一の研究機関として果たしている役割は大きい。また、大学の特徴を活用し、社会に対して有為な人材を育てるために、様々な組織改革をしていることは評価できる。

（2）教育内容・方法

高野山大学の教育理念である「いのち・文化・創造」を具現化した授業である『生命倫理』、『真言密教と日本文化』、『自主企画科目』を開講し、理念の周知をはかる努力をしている点は評価できる。特に、自主企画科目は、学生の自由な発想による企画を実践する体験型授業として評価できる。

2003（平成15）年度から、修士課程に社会人コースと僧侶コースを、さらに2004年（平成16）年度から通信教育課程を設置し、幅広いニーズに応える努力を行っている。また、学部において密教・仏教を学んでいない外部からの研究科入学者に対して

は、「基礎科目」を設けて、履修上の配慮がなされている。

(3) 学生の受け入れ

志願者が年々減少しており、入学者・在籍者の定員割れが起きているので、入学者を確保するための対策を早急にとる必要がある。2003（平成 15）年には臨増枠を全廃した上に恒常定員を削減し、入学定員を 130 名にしたにもかかわらず定員が充足できていない状況であり、特に日本文化学科と社会福祉・社会学科での充足率が低いのは問題である。2006（平成 18）年までに実施を予定している学科改編（1 学部 2 学科制）に期待したい。また、退学者の占める割合も比較的高く、しかも 1 年生の占める割合が高いので、退学の理由を把握し、適切に対処する必要があるだろう。

一方、大学院では、社会人コースや僧侶コースを設けるほか、通信教育課程を設置し、多くの入学者を確保している。このことは真言密教についての専門的教育に対するニーズが高いことを示すものといえよう。貴大学の特性と資質を活かすには、教育の中心を大学院にシフトすること（たとえば、大学院講座化）も視野に入れた改革をすることも可能であろう。

(4) 学生生活

学生生活を支援する奨学金として、学内奨学金および関係宗教団体による奨学金が用意されている。また、緊急の事態に備えて、貸付限度額 2 万円、貸付期間 1 ヶ月の学生金庫制度も設けてあることから、学生に対する経済的支援については比較的充実している。しかし、保健室には担当の保健師が常駐していないため、教員や学生の健康上のサポートが十分だとは言えない。この件に関しては、早急に改善すべきである。

(5) 研究環境

年間 30 万円の個人研究費と 15 万円までの学会等出張費が認められているものの、共同研究費の制度はない。密教文化研究所を併設し、図書館にも仏教関係の古典籍資料を 10 万冊も所有していることから、真言密教関係の研究については充実した研究環境が整っている。特に、真言密教研究の中心的存在としての価値は高く、世界唯一の密教文化研究所を併設して、弘法大師空海の真言密教を中心に、アジア諸地域の密教の教理・実践体系に関する総合的学術研究を進めている。

(6) 社会貢献

公開講座として、「高野山大学夏期生涯学習講座 in 高野山」、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」が開講されている。特に「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」は、東京、大阪、名古屋に学外会場を設けて多くの受講生を集めている。また、スカ

イパーフェクトTVの「心の時間」という番組で、一般向けの講座を放送しているなど、積極的な活動を行っている点は高く評価できる。

(7) 教員組織

文学部の専任教員数は30名で、設置基準上必要な教員数に2名足りないので、入学定員の見直しに伴い、早急に改善することが望まれる。また、教員の年齢構成もやや偏りが見られる。

(8) 事務組織

事務組織の統合や、学長室・リエゾン室といった教員と各事務部署の職員から成る横割組織の新設、事務職員の専門性向上のための研修など、教員と事務職員、あるいは事務組織内の意思疎通の円滑化や業務の効率化に向けた前向きな方策が実施されているのは評価できる。

(9) 施設・設備

本館はバリアフリー化の対策が行われているが、図書館・密教文化研究所は未整備である。しかし、いずれも本館から車椅子で移動できるように配慮してある。また、正面玄関には車椅子を3台配備するなど、細かな配慮がなされている。

(10) 図書・電子媒体等

約10万冊の古典籍を所蔵する貴学図書館は、学内の教職員・学生はもとより、学外者にとっても利用価値が高い。学外者は一度登録すれば次回からは利用申請書を提出する必要はなく、休日開館も推進されており、広く図書館を開放する姿勢は当館の存在意義を高めている。図書館は、国の登録有形文化財に指定されているため、十分な開架スペースを確保することはできないが、学生は自由に書庫に入室できるようになっており、その欠点を補うよう配慮がなされている。

(11) 管理運営

宗教系大学としての特殊事情はあるが、学部・大学院は各種規程により運営されている。あらゆる大学運営に関する提案は役職会に集約された後、協議されたことは学長に報告され、教授会に提案される。しかし、役職会の権限内容は不明確であることから、各役職権限、教授会・理事会の権限を明確にし、整理することが必要である。

(12) 財務

学生数減少が原因と考えられるが、消費支出が急速に悪化している。現在の財務関

係比率に問題がないとはいえ、収支バランスが悪化した原因を解明し、収入増及び支出における人件費への対策を講じることが大切である。

(13) 情報公開・説明責任

1996（平成8）年に「高野山大学文学部自己点検評価報告書 現状と課題 1995」を刊行し、1999（平成11）年には「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 <大学院文学研究科の部> <密教文化研究所の部> 1998」を刊行して、自己点検・評価の結果を公開している。しかし、文学部の報告書は、学内全教職員・学園関係者および過去に報告書を恵贈された大学、学外から要望者に対しての送付で、大学院の方は本協会、文部科学省と、その公表範囲は限定されている。今後は、学生やその父母にも公表する必要があるだろう。また、ホームページ等での公開も検討すべきではないだろうか。

入学試験に関して、合格判定基準の公表、及び入試得点や合否理由の本人開示が行われていないので、開示に向けての改善を期待したい。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一、長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

1) 「いのち・文化・創造」をキーワードにし、「生命倫理」や「真言密教と日本文化」、ボランティアと巡礼を素材として、学生の自由な発想による企画と実践を組み合わせた「自主企画科目」など、僧侶養成を含め、弘法大師の仏教精神に基づく有為な人材養成を目指す大学の理念に沿って、ユニークな授業科目を開設している。

2) 2003（平成15）年からはFD委員会が、教員の講義方法等を改善させることを目的として「授業参観」を行い、専任教員・兼任教員に関係なく、助言・指導を行っている。

(2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

1) 修士課程に社会人コースや僧侶コースを設けるとともに、通信制課程を併設し、多様な学生に対応することのできる教育体制を整えている。

2 学生生活

- 1) 学内奨学金及び宗教団体による奨学金が充実している。また、学生の一時的な経済苦境対策として学生金庫制度がある。

3 社会貢献

- 1) C S放送によって大学の知財を一般に提供していることは評価できる。
- 2) 公開講座として、「高野山大学夏期生涯学習講座 in 高野山」、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」が開講されている。また、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」は、東京、大阪、名古屋に学外会場を設けて開講し、多くの聴講生を集めている点は評価できる。

4 事務組織

- 1) 2004（平成 15）年度からスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を実施している点は評価できる。

5 図書・電子媒体等

- 1) 平安時代からの古典籍資料を約 10 万冊所蔵しており、真言密教研究に寄与している。

二、助 言

1 教育内容・方法

（1）大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

- 1) 外国語の必修単位（2 単位）は、国際化時代にあって少ない。
- 2) 履修登録の制限がない。
- 3) 国際交流の推進が不十分なので、組織的な取り組みができる体制をつくることが急務である。

（2）大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

- 1) 社会人コースの設定に当たっては、土日・夜間開講など特別な配慮が必要である。
- 2) 国際交流の基本方針が明示されておらず、個人レベルによる交流にとどまっており、組織的に行なわれていない。
- 3) 大学院の教育目標である「アジア諸地域の密教文化及び弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集・調査」を実現するためにも、アジア地域の仏教系研究機関との積極的な交流が必要である。

2 学生の受け入れ

- 1) 文学部研究科仏教学専攻の博士課程について、収容定員を満たすように努めることが望まれる。

3 学生生活

- 1) 学生相談室の充実（スタッフ・開室日）は急務である。
- 2) セクシュアル・ハラスメントの防止・相談等に関する具体的かつ独自の規程がない。
- 3) 大学の近くに病院があって現実に対応できているとしても、学内に医務室を設けている限り、学生のみならず、教職員の健康管理の上で、応急処置ができる最小限の人員として医務室に看護師の配置が必要である。

4 情報公開・説明責任

- 1) 入試の合格判定基準の公表、入試得点や合否理由の本人開示などが望まれる。
- 2) ホームページを利用した財政公開の実施が望まれる。

三、勸告

1 学生の受け入れ

- 1) 入学者・在籍者の定員割れが続き、収容定員に対する在籍学生比率は 2003（平成 15）年度現在で 0.57、過去 5 年の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.60 となっている。2004（平成 16）年度も定員割れの歯止めがかからず、入学定員に対する入学者比率は 0.40 となっているので、収容定員を満たすよう学生確保に一層の努力が望まれる。

2 教員組織

- 1) 大学全体として大学設置基準に必要な専任教員が 2 名不足しているので改善されたい。

3 財務

- 1) 私立学校法第 37 条では理事の業務執行の状況についても監査が求められているが、監事の監査報告書にこの点についての記述がないので改善されたい。

以 上